

秋田県公文書館

研究紀要

第十三号

【論文】

- 平田「門人帳」について—蘭学「門人帳」と比較しながら—
.....菊池保男... 1
- 秋田県における郡役所の職務分課の変遷について
.....柴田知彰... 17
- 秋田県の実業補習学校について.....煙山英俊... 49
- 岡本元朝と家譜編纂事業について.....伊藤成孝... 65
- 幕末秋田藩海岸警備考—守備兵の問題を中心として—
.....畑中康博... 93

【史料紹介】

- 秋田県公文書館所蔵「蝦夷地目録」について...後藤富貴...113

【報告】

- 秋田県公文書館新中期計画.....公文書館...149

【彙報】

平成19年3月

平田「門人帳」について

—蘭学「門人帳」と比較しながら—

菊池保男

はじめに

- 一 資料について
 - 1 「門人帳」について
 - 2 「蘭学門人帳」について
 - 二 国別分布について
 - 三 藩別分布について
 - 四 門人の政治的活動や動向について
 - 五 年度別門人の推移について
- おわりに

はじめに

「気吹舎門人帳」については三木正太郎氏が『「気吹舎門人帳」小考』で論究されている。

各年の入門者数や、紹介者の氏名のほか、入門者の経歴などを整理して紹介し、また「伊吹舎門人の年次別・国別分布一覧表」も付

されているので、入門者の身分や社会的な基盤などを全国的な視野で概観でき、有益である。ところが、分析の対象とした期間は、最初の入門者が記されている文化元年（一八〇四）ではじまり、篤胤がその生涯を閉じた天保十四年（二八四四）で終わっている。「篤胤没後の気吹屋は、数年の停滞期間を経て、門人帳記名者総数五四三名に対して、その翌弘化元年より明治九年に至る三十三年間、後継者鍊胤の手によって実に三八七六名に達する門人を獲得してゐる」と記しているにもかかわらずである。篤胤時代の約七倍の門人を獲得した鍊胤の時代については、ほとんど言及されていない。入門者が激増したのは、「篤胤が生涯の心血を傾倒して打ち樹てた古道学説の、深遠にして迫力に満ちたことに原動力があり、また次第に時勢の急迫して人心が挽り所を渴望したこともよるであらうが、それにしても常に篤胤を援け、歿後は膨大な遺著の整理に力をつくすと同時に、気吹屋の子弟の教導並びに塾経営のために献身的な努力を捧げた、後継者鍊胤の偉大な能力と功績に対して、こゝ、改めて感動の念を禁じ得ない」と、記されている。

篤胤の古道学が「深遠で迫力に満ち」ていることや、鍊胤の「猷身のな努力」に依って、門人が増加したのは確かなことだと思われるが、天保十四年で分析が終わっているために、門人が増加した時期における鉄胤の「猷身のな努力」については述べられていない。

本稿では諸業績に学びながら、そのことについても言及し、文化元年から明治九年にわたる期間を対象にして、門人の国別・藩別分布や時期的推移のほかに、門人の政治的活動などを概観することを課題にしたい。さらには、平田門人の特色を明らかにするために、「蘭学門人帳」と比較することも試みてみたいと思っている。

1 資料について

1 「門人帳」について

使用する資料は、「平田篤胤全集」別巻に所収されている「誓詞帳」と「門人姓名録」である。「誓詞帳」は平田塾に入門する際、誓詞に署名した記録で、文化元年（一八〇四）から明治九年（一八七六）まで総数四千三百九十八人記載されている。来塾して入門した者は自署し、地方から送られた場合は平田鍊胤がその氏名を写したと考えられている。また、授業門人姓名録とも言われる「姓名録」は文化元年から明治五年（一八七二）まで四千三百八十八人記載されている。

誓詞帳と姓名録の両方に記載されている四千二百八十一人を門人

と見ることにし、一方にしか記載されていない人は採らないで、数種の表を作成した。

ところで国別の門人表を作成する際の一番の問題は、「松平越後守殿家中」とか「亀井隠岐守殿家中」などと記されているため、どの国の大名なのか特定することが、そう簡単なことではないということであった。入門年月と官途名を照合しながら国名を特定した。特定できなかった場合は、表には入れなかった。このような手続きを通して四百八十七人を本稿では検討の対象とした。

2 「蘭学門人帳」について

「国立歴史民俗博物館」のホームページに掲載されているデータベースのなかの「地域蘭学者門人帳人名」を利用して、数種の表を作成した。

平田門人は、文化元年から明治九年まで記載されているので、それと比較することを目的に表を作成した。入門年が記載されているのは六千五百十一件（全九千三百五十一件）で、入門年を西暦で纏めてから年号に置き換えていったので、年度途中から改元されたされた場合、不都合となるが、それを承知したうえで、作表した。

さらに、平田門人が多い美濃・出羽地域の「蘭学」の傾向を知るために「現都道府県名」の項目から岐阜県と山形県・秋田県を選び、前者で美濃、後者で出羽の蘭学者を抽出し、藩別、郡別などの表を作成した。ただし、たとえば栃木県／岐阜県など、どちらの県に入

表1 平田門人表 (国別)

順位	国名	人数	藩士	藩士比	神職	神職比	計
1	信濃	511	27	4.4	76	12.4	614
2	美濃	258	66	17.5	48	12.9	372
3	武蔵	219	24	6.5	125	34.0	368
4	出羽	283	30	8.9	24	7.1	337
5	近江	101	17	9.0	70	37.2	188
6	陸奥	86	28	16.5	56	32.9	170
7	下総	124			40	24.4	164
8	上野	72	16	13.2	33	27.3	121
9	越後	82	20	17.1	15	12.8	117
10	山城	101	4	3.5	8	7.1	113
11	下野	62	7	6.7	36	34.3	105
12	三河	38	25	24.8	38	37.6	101
13	薩摩	55	41	41.0	4	4.0	100
14	甲斐	58			24	29.3	82
15	肥前	55	22	27.5	3	3.8	80
16	大和	29	9	11.4	41	51.9	79
17	伊豆	59			13	18.1	72
18	上総	28	22	32.4	18	26.5	68
19	尾張	26	20	36.4	9	16.4	55
20	備前	30	10	18.9	13	24.5	53
21	伊予	11	33	62.3	9	17.0	53
22	相模	17			35	67.3	52
23	遠江	25	5	9.8	21	41.2	51
24	筑前	30	15	29.4	6	11.8	51
25	摂津	34	2	4.2	12	25.0	48
26	駿河	33	6	12.8	8	17.0	47
27	伊勢	25	11	26.2	6	14.3	42
28	常陸	16	10	27.0	11	29.7	37
29	越前	5	20	54.1	12	32.4	37
30	土佐	9	22	66.7	2	6.1	33
31	石見	17	13	40.6	2	6.3	32
32	豊後	10	15	55.6	2	7.4	27
33	和泉	18	2	8.3	4	16.7	24
34	豊前	13	8	33.3	3	12.5	24
35	備後	20	1	4.3	2	8.7	23
36	加賀	5	18	78.3			23
37	越中	4	14	66.7	3	14.3	21
38	丹波	6	10	52.6	3	15.8	19
39	備中	10	4	22.2	4	22.2	18
40	讃岐	9	7	41.2	1	5.9	17
41	美作	5	4	30.8	4	30.8	13
42	紀伊	4	6	50.0	2	16.7	12
43	日向	4	5	45.5	2	18.2	11
44	長門	3	6	54.5	2	18.2	11
45	阿波	3	7	63.6	1	9.1	11
46	播磨	5	3	30.0	2	20.0	10
47	出雲	1	5	50.0	4	40.0	10
48	安房	1	6	60.0	3	30.0	10
49	河内	6			1	14.3	7
50	周防	5	1	14.3	1	14.3	7
51	大隅	4			1	20.0	5
52	安芸	2	1	20.0	2	40.0	5
53	筑後	2	2	40.0	1	20.0	5
54	筑前	0	4	80.0	1	20.0	5
55	因幡	0	5	100.0			5
56	能登	2			2	50.0	4
57	丹後	1	1	33.3	1	33.3	3
58	飛騨	1			1	50.0	2
59	肥後	1			1	50.0	2
60	佐渡	1			1	50.0	2
61	但馬	1	1	50.0			2
62	若狭	0			1	100.0	1
63	伊賀	1					1
64	伯耆	1					1
65	淡路	1					1
66	対馬	1					1
67	志摩	0	1	100.0			1
計		2652	661	15.8	874	20.9	4187

平田「門人帳」について

ればよいか迷うような件は、対象からはずしたことを断っておきたい。⁽²⁾

二 国別分布について

入門者を国別に多い順に整理すれば、表1のようになる。百人を超える国が薩摩までの十三の国々となるが、五百人を超すのは信濃だけである。年度別入門者については後述するが、信濃で百名を超える入門者を数えるのは、慶応三年の百四十二名、明治元年の百四名、明治二年の百七十三名に三年に集中し、この期間に全門人の六十八%が入門している。

ところで、信濃では藩士、神職の割合はきわめて低く、その他の人々の占める割合が高い。とすれば、幕末期からはじまる「生糸貿易」が、門人拡大の背景の一つにあると見ることが出来るように思われる。養蚕地帯でもあるこの地域では、横浜開港に伴い「生糸貿易」に関係した人々が、世界を股にかけて「商取引」を行っている外国商人との厳しいやり取りしたこともあったように思われる。これらの交渉を通して、「国」としての日本を強く意識せざるを得なくなり、それが彼らを平田国学に向かわせたのではないかと推測できるようにも思われる。いずれにしても、ここで依拠した資料では、藩士・神職以外については身分などについてわからないので、彼ら門人が生活を営んでいる地域での個々の研究が積み重ねが必要

となるように思われる。

ところで信濃に次ぐ三百七十二人の美濃は、藩士の占める割合が平均より高いが、入門者を郡別・村別に整理すると(表2参照)、恵那郡では三十三人の中津川と二十人の苗木、加茂郡では三十一人の越原村と二十一人の神土村が突出している。さらにこれらの村々を子細に検討すれば、同姓が多いことがわかる。特に加茂郡では「安江」姓が多く、越原村で十八人、神土村で八人、有本村では六人、須崎村では五人、数えられる。同姓が五人以上見られる村々をあげれば、門人が最も多い中津川では肥田姓の五人、恵那郡では福岡村の安保姓・五人をあげることができるだけであり、苗木では一番多い姓が林姓の四人で、越原村の安江姓が目立って多い。

平田国学の入門者増加の背景には、このように近親者や縁故といった「血縁」関係もあったのではないかと思われる。

次に門人が一番多い信濃をみると、伊奈郡小野村で倉沢姓十三人、伴野村で原姓五人、小河内村で小林姓五人、木曾賢川で小沢姓五人、飯田で木下姓六人となる。江戸も入っている武蔵は省いて、出羽を見ると、「秋田」でも高橋姓・五人を数えることができる。だが、「秋田」が秋田領を意味するのか、城下町久保田を意味するかわからないので、五人の高橋の居住地を特定した上での検討することが求められる。

ここで、「門人帳」の記載の仕方について、確認しておきたいことがある。秋田六郡では表3のように「秋田」と「久保田」は別々

表2 平田門人表 (美濃)

整理	藩名	人数	郡名	村名	人数	郡名	村名	人数		
1	苗木藩	37	恵那郡	中津川	33	加茂郡	越原村	31		
2	高須藩	14		苗木	20		神土村	21	久々里	16
3	加納藩	13		落合	10		赤河村	9	伏見駅	10
4	大垣藩	1		蛭川	6		中屋村	7	御嵩	7
5	岩村藩	1		福岡村	6		有本村	7	比衣村	6
計		66		毛呂窪村	5		須崎村	7	伊川村	1
				岩村	4		神戸村	5	羽崎村	1
				中之方村	4		柏木村	5	兼山村	1
				大井	3		名倉村	4	古屋敷	1
				下手向村	2		吉田村	3	八十一隣	1
				久保原村	2		宮代村	2	計	44
				高山村	2		今村	2	土岐郡	6
				不知村	2		油井村	1	不破郡	4
				明智村	2		細目村	1	武儀郡	3
				高山	2		飯池村	1	厚見郡	2
				坂下村	1		中川辺村	1	武芸郡	2
				中野村	1		大野村	1	各務郡	1
			畑村	1	太田	1	山県郡	1		
			その他	1	小野村	1	児玉郡	1		
			畑村	1	坂下村	1	鹿児郡	1		
計		108			黒川村	1	石津郡	1		
					塩見	1	郡上郡	1		
							方県郡	1		
					計	113	計	24		

※ 千村家来から加納までを別にしたのは、武士が含まれている可能性が高いと判断したからである

表3 平田門人表 (出羽)

郡名など	地名	人数	郡名など	地名	人数
秋田六郡	秋田	75	由利郡	由利郡	19
	久保田	38		本荘	2
	仙北郡	23	計	21	
	山本郡	19	山形	村山郡	15
	山本郡能代	18		天童	3
	雄勝郡	17		庄内	2
	院内银山	15		山形	1
	雄勝郡湯沢	15		置賜郡	1
	秋田郡十二所	12	田川郡	1	
	秋田郡	10	計	23	
	平鹿郡横手	8			
	平鹿郡	7	順位	藩名	人数
	雄勝郡院内	4	1	本荘藩	13
	秋田郡大館	1	2	秋田藩	11
	秋田県	1	3	山形藩	2
計	263	4	亀田藩	1	
		5	上山藩	1	
		6	新荘藩	1	
		7	天童藩	1	
		計	30		

に記され、さらに山本郡とは別に山本郡能代と記され、院内银山は雄勝郡のなかにあるが、これも別に記されているということである。要するに十二所、大館、横手、湯沢、院内といった佐竹一門が「所預」をしている所と、秋田町のほかに唯一「町奉行所」が置かれた能代と、鉾山町・院内银山は、それぞれの町々が含まれるはずの「郡」とは分けて記載されているということである。これは、門人帳を見ると、相当配慮しなければならない点である。

出羽を見れば、秋田六郡の入門者二百六十三人が、篤胤の出身地域であるだけの入門者数であるか否かは置くとして、全三百三十七名の七十八%を占めている。ところが藩士だけで見ると、出身藩で

表4 蘭学門人表(美濃)

順位	地名	人数
1	大垣	34
2	安八郡	28
3	厚見郡	18
4	大野郡	16
4	飛騨高山	16
5	本巣郡	8
6	山県郡	8
7	方県郡	7
8	羽東郡	7
9	中島郡	6
10	池田郡	5
11	岩村	5
12	不破郡	4
13	多芸郡	4
14	恵那郡	4
15	益田郡	4
16	苗木	3
17	大垣県	3
18	石津郡	3
19	岩手	3
20	可兒郡	3
21	加茂郡	3
22	武儀郡	2
23	赤坂	2
24	高須	2
25	郡上郡	2
26	海西郡	2
27	加納	2
28	養老郡	1
29	美濃郡	1
30	東結	1
31	土岐郡	1
32	中津川	1
33	岐阜県	1
34	各務郡	1
35	益田郡	1
計		212

順位	藩名	人数
1	大垣藩	29
2	岩村藩	4
3	八幡藩	3
4	今尾藩	3
5	野村藩	1
6	苗木藩	1
7	大垣新田藩	1
8	高須藩	1
9	岩村田藩	1
10	加納藩	1
計		45

が寛政七年(一七九五)に、大垣に開いた蘭学塾で、彼の死後も子孫に受け継がれ、明治十八年(一八八五)まで塾生を受け入れている。その江馬塾への入門者は大垣藩ではわずか一人で、美濃地域の今尾藩二人、郡上藩一人を

ある秋田藩の門人がわずか三十六%で、藩士以外の門人と比べると相当低いように思われる。³⁾次に美濃と出羽の蘭学入門者について整理した表4・5をあげる。二つの表は美濃・出羽でそれぞれ藩名・地名などを確定できた分だけのものであるが、美濃では大垣藩と大垣がともに突出している。

だが同じ「大垣」でも入門先を見ると、「藩士」とそれ以外とは、かなりの違いがある。藩士では佐久間塾八人、慶応義塾七人、川本塾六人となるが、大垣では十人の慶應義塾が一番多く、それに江馬家の好蘭堂の九人が続いている。好蘭堂は大垣藩医・江馬蘭齋

加えてもわずか四人である。美濃での好蘭堂への入門者・百三人のうち、安八郡十九人、大野郡十三人、本巣郡四人となっており、華岡青州塾へは美濃地域の全入門者五十人のうち、安八郡四人、飛騨高山五人、大野郡四人を数え、小石元端塾へは美濃地域全入門者十二人のうち、飛騨高山でその半分の六人入門している。庶民の蘭学への関心は、主に医学を学ぶことにあつたように思われる。

出羽でもこの傾向は変わらない。佐久間塾の入門者は秋田藩のわずか二人のみで、大村益次郎への入門者は一人もいない。これは東北諸藩全体の傾向で、佐久間塾へは仙台藩三人、会津藩、棚倉藩各一人、大村塾へは仙台藩二人、中村藩、二本松藩、福島藩は各一人となっている。南部では大村塾へは入門者は水沢人と記されている一人だけで、津軽ではこの二つの塾への入門者は一人もいない。

庄内藩では伊東玄外塾へ七人、緒方洪庵塾へ三人、華岡塾へ二人を数え、米沢藩でも緒方塾へ三人、伊東塾、吉田長淑塾へ各二人となっている。

藩士以外で蘭学塾への入門者の多い米沢では、慶應義塾と坪井信道塾へ各九人、伊東塾へ四人、緒方塾へ三人となり、やはり医学への関心の高さをあらわしている。

秋田藩では先述した佐久間塾二人のほか、伊東塾、華岡塾へ各三人で、ここでもやはり医学への関心が高い。藩士以外の秋田六郡を見ると、慶應義塾へ四名(秋田三人・十二所一人)のほか小森玄良塾へ羽州秋田二人、横手一人、湯沢二人となっている。

表5 蘭学門人表 (出羽)

順位	地名	人数
1	米沢	38
2	庄内	8
3	村山	8
4	大泉	8
5	最上	7
6	上山	5
7	羽州秋田	5
8	出羽秋田	5
9	置賜郡	3
10	出羽	3
11	天童県	2
12	山形	2
13	横手	2
14	六郷	2
15	湯沢	2
16	本庄	2
17	久保田	2
18	天童	1
19	大泉県	1
20	上山県	1
21	田川郡	1
22	加茂	1
23	添川	1
24	松嶺	1
25	羽州	1
26	鮎貝	1
27	十二所	1
28	山本郡	1
29	矢島	1
30	西目村	1
31	秋田	1
32	松嶺	1
33	羽後秋田	1
計		120

順位	藩名	人数
1	米沢藩	11
2	庄内藩	10
3	上山藩	7
4	秋田藩	7
5	大泉藩	5
6	酒井左衛門	4
7	上杉侯	3
8	天童藩	2
9	松平彌正	2
10	佐竹家中	2
11	最上藩	1
12	山形家中	1
13	生駒徳太郎内	1
14	秋田家家中	1
計		57

ければならなかったのに、国学の場合、居ながらにし入門し、学ぶことができたことによる「差」があらわれたもののように思われる。これも個別研究の蓄積が必要となる分野であるが、平田門人層と蘭学門人層の間には、財力上の差があったのではないかと推測はできるように思われる。

三 藩別分布について

平田門人を藩士について整理すると、表6のようになる。百四十

平田「門人帳」について

平田国学と蘭学塾への入門者を比較すると、出羽では国学の約五十二%であるのに対して美濃では約八十%と相当差がある。蘭学では塾のある江戸や大坂などへ出て入門し、学習しな

四藩・六百六十一人を数えるが、五十人を超える藩は一つもない。二十人を超しているのは鹿兒島藩の四十一人、苗木藩の三十六人、大多喜藩と高知藩の二十二人で、わずかに四藩に過ぎない。蘭学では三十人を超える藩が九藩あるのとは相当な違いである。(表7参照)なかでも百人を超している中津藩では、同藩出身の福沢諭吉の「慶應義塾」への入塾者がその過半を占めているのではないかと思いたくもなるが、藩士の入塾者はわずか八人であり、佐久間塾への入門者が百名を超している。外圧に対応しなければならぬ「藩」にとつて、それへの対抗策を具体的に示してくれる可能性が高いと思われる佐久間塾への入門が優先されたものと思われる。⁽⁴⁾

慶応への全入塾者・千三百十五人の内、藩士は二十八%の三百七十五名、佐久間塾への全入門者・四百六十三名の内、藩士は八十四%の三百九十五名を数えることができることも、そのことを裏付けているように思われる。

さらにこれら九藩を塾別に見ると、宇和島藩以外は佐久間塾へ入門しており、これら八藩の入門者・二百四十八人で佐久間塾全入門者・四百六十七人の五十%を超している。(表7参照)

佐久間塾へは幕臣九人が入門しているが、水戸藩からはわずかに一人である。表7のほか同塾へ、六人以上入門した藩をあげれば、土佐藩十七人、上田藩十五人、佐倉藩十三人、長岡藩・加賀藩・勝山藩・加賀藩各九人、大垣藩八名、津藩・津山藩各七人、熊本藩六人となる。⁽⁵⁾

表6 国別・藩別門人表

国名	藩名	人数	国名	藩名	人数	国名	藩名	人数	
松前	松前藩	4	越後	村松藩	7	和泉	伯太藩	2	
	仙台藩	16		村上藩	4	摂津	三田藩	1	
	弘前藩	3		高田藩	4		高槻藩	1	
	一関藩	2		黒川藩	1		計	2	
	盛岡藩	2		三日市藩	1	丹波	園部藩	5	
	二本松藩	2		糸魚川藩	1		亀岡藩	2	
	三春藩	1		新発田藩	1		柏原藩	2	
	中村藩	1		稚谷藩	1		篠山藩	1	
	八戸藩	1		計	10				
	計	28	越中	富山藩	14	丹後	峰山藩	1	
出羽	本荘藩	13	加賀	金沢藩	15	播磨	姫路藩	3	
	秋田藩	11		大聖寺藩	3	但馬	出石藩	1	
	山形藩	2			18	因幡	鳥取藩	5	
	亀田藩	1	越前	福井藩	11	出雲	松江藩	5	
	上山藩	1		鯖江藩	4	美作	津山藩	4	
	新荘藩	1		白崎藩領	4	石見	津和野藩	13	
天童藩	1	丸岡藩		1	備前	岡山藩	10		
	計	30			20	備中	足守藩	3	
上野	館林藩	12	美濃	苗木藩	36		庭瀬藩	1	
	沼田藩	3		高須藩	14		計	4	
	七日市藩	1		加納藩	13	備後	福山藩	1	
		計		16	大垣藩	1	安芸	広島藩	1
下野	大田原藩	4		岩村藩	1	周防	岩国藩	1	
	壬生藩	2		計	65	長門	長州藩	4	
	足利藩	1		吉田藩	14		豊浦藩	2	
	計	7		(足助藩)	2		計	6	
常陸	水戸藩	5	三河	岡崎藩	2	讃岐	丸亀藩	2	
	下館藩	4		西尾藩	2			高松藩	5
	土浦藩	1		刈谷藩	1			計	7
		計		10	挙母藩		1	阿波	徳島藩
上総	大多喜藩	22		西大平藩	1	伊予	松山藩	8	
武蔵	川越藩	9		長沢藩	1			小松藩	7
	田安藩	5		畑ヶ村藩	1			新谷藩	7
	一橋藩	4		計	25			大洲藩	5
	忍藩	3	尾張	名古屋藩	18		宇和島藩	3	
	岩槻藩	2		犬山藩	2		吉田藩	1	
		岡部藩	1			20		今治藩	1
	計	24			5		西条藩	1	
安房	花房藩	2	伊勢	桑名藩	5		計	33	
	宮谷藩(県)	2		津藩	4	土佐	高知藩	22	
	木更津藩	1		薦野藩	2		豊前	中津藩	8
		計	6	志摩	鳥羽藩	1			岡藩
駿河	静岡藩	6		彦根藩	12	豊後	杵築藩	5	
遠江	堀岡藩	5	近江	与板藩	2			白杵藩	1
	高島藩	5		膳所藩	1		府内藩	1	
信濃	飯田藩	5		大溝藩	1		計	15	
	岩村田藩	4		大森藩	1	筑前	福岡藩	15	
	松本藩	4		計	17		筑後	柳川藩	2
	田野口藩	3	山城	淀藩	4	肥前		島原藩	18
	阿嶋藩	1		郡山藩	5			蓮池藩	3
	高遠藩	1		柳生藩	1			唐津藩	1
	小諸藩	1		柳本藩	1			計	22
	松代藩	1	大和	芝村藩	1	日向	高鍋藩	4	
	上田藩	1		高取藩	1			延岡藩	1
		飯山藩	1			9		計	5
	計	27	紀伊	和歌山藩	4	薩摩	鹿児島藩	41	
				新宮藩	2	総計	1 4 4 藩	661	
				計	6				

平田「門人帳」について

表7 藩別蘭学入門者数・入門塾一覧

順位	藩名	人数	象山塾	象先塾	慶応義塾	佐倉順天堂	三叉学舎	究理堂	その他の塾
1	中津藩	124	107			8			9
2	松代藩	65	62						3
3	佐賀藩	51	6	14					31
4	鹿児島藩	43	15				10		18
5	長州藩	42	7					13	22
6	紀州藩	40	9	7	6			7	11
7	大野藩	39	29		7				3
8	宇和島藩	32		13		8			11
9	佐倉藩	30	13			8			9
	計	466	248	34	21	16	10	20	117

平田「門人帳」について

佐久間塾へは多くの場合、入門人数から見て、藩の方針のもとでの入門であったと思われる。この点、平田国学の場合、入門者数が激的に増大する幕末・維新时期を除いた時期の入門は、藩士個人の意志での入門であったと思われる。

ところで平田門人の場合、誓詞帳などに記載されている「紹介者」の存在を無視できない。(表8参照)

吉川吉輔は嘉永七年(一八五四)から明治三年(一八七〇)の間に十六ヶ国・百九人を、岩崎長世は安政六年(一八五九)から明治元年(一八六八)の間に十四ヶ国・百六人の門人を獲得している。三河の羽田野敬雄は、彼らに比べれば国数や入門者数も

表8 紹介者

西川吉輔			岩崎長世			羽田野敬雄		
順位	国名	人数	順位	国名	人数	順位	国名	人数
1	近江	76	1	摂津	31	1	三河	36
2	山城	8	2	大和	26	2	遠江	19
3	大和	8	3	信濃	15	3	伊勢	1
4	和泉	3	4	和泉	8		計	56
5	摂津	2	5	武蔵	6			
6	備前	2	6	河内	5			
7	因幡	1	7	越後	4			
8	三河	1	8	土佐	3			
9	周防	1	9	山城	2			
10	松前	1	10	美濃	2			
11	石見	1	11	伊予	1			
12	丹波	1	12	石見	1			
13	長門	1	13	筑前	1			
14	備中	1	14	尾張	1			
15	武蔵	1		計	106			
16	豊前	1						
	計	109						

劣るが、居住地三河を中心に、文政十三年(一八二九)から明治四年(一八七二)の間に三ヶ国・五十六人の門人を獲得している。

次に美濃・出羽地域を見ると、美濃地域では、林久世が明治三年から明治五年(一八七二)の間に六十三人、青山景道が安政五年(一八五七)から明治四年の間に二十五人、安江正明が明治三年に

二十四人、市岡殷政が慶応二年（一八六六）から明治三年の間に十一人、間秀矩が文久三年（一八六三）から明治三年の間に十二人と、彼ら五人でこの地域の門人三百七十二人の三十六%にあたる百三十五人の門人を獲得している。（表9参照）

表9 紹介者（美濃）

氏名	国名	人数
青山景道	美濃	25
	上総	4
林久世	美濃	63
	尾張	1
安江正朝	美濃	24
市岡殷政	美濃	11
	信濃	1
	尾張	1
間秀矩	美濃	12
	常陸	1
計	美濃	135
計	他地域	8
総計		143

出羽について見ると、表10となるが、他地域にまでわたる紹介者は一人もおらず、桜田豊茂は秋田、細矢庸雄は本庄藩、堺親賢は能代、小野崎通祐は大館、大森忠富は十二所、大和田盛胤は由利郡と、出羽の国のなかでも限定された地域での紹介で、山形地域での紹介者はわずか九人に過ぎないが、そのなかで佐藤信淵が、文政四年（一八二二）鶴岡の佐藤月嶺の紹介者として記されていることが注目される。このように見てくると、蘭学の場合、藩士は個人的な意欲のほか藩の方針を受けての入門であったと思われる、それ以外の人々は身近な所で起きる様々な問題解決の具体的な処方箋を得たいという個人的・且つ現実的な動機を持つての入門であったといえそうである。これに対して平田門人は、入門の契機となったの

表10 紹介者（出羽）

氏名	人数
桜田豊茂	19
細矢庸雄	15
堺親賢	14
小野崎通祐	13
大森忠富	8
大和田盛胤	8
計	77

は個人の意志よりも、血縁・地縁的な要素がより大きな比重を占めたのではないかと思われる。

ところで、篤胤生前の武士入門者は百一名で、六百十一人の十六%でその比率は高くない。だが仙台藩・金沢藩など六名の家老がリストされるなど、比較的身分の高い者の入門が注目される。

薩摩藩に次ぐ苗木藩の最初の入門者は、嘉永五年（一八五二）の青山稲吉で、彼は何を目的に入門したかその動機は詳らかにし得ないが、彼の入門を契機に平田国学が苗木藩内へ浸透していったものと思われる。文久・元治・慶応はわずか数名であったのが、明治になると急増し、明治三年（一八七〇）には藩主遠山友禄とともに十五名が入門している。慶応元年（一八六五）入門した稲吉の子・佐次郎が明治二年に藩の大参事に登用されたことや、稲吉が神祇官権判事に任命されたことも入門者増の要因の一つになったかもしれない。

四 門人の政治活動や動向について

門人のなかには次第に政治活動を積極的に関わる者も見られるようになってきた。安藤信正を襲撃した文久二年（一八六二）の坂下門外の変には、安政六年（一八五九）入門の児島強介（下野出身）や文久三年に入門することになる横田藤四郎（下野）が加わっている。⁶⁾

翌文久三年の京都等持院足利三代將軍木像梟首事件には、さらに多数の平田門人が関わっていた。弘化四年（一八四七）入門の西川吉輔（近江）、嘉永三年（一八五〇）入門の三輪田元綱（伊予）、同五年入門の師岡節齋（江戸）、安政二年入門の角田忠行（信濃）、安政四年入門の長尾郁三郎（京都）、文久元年入門の宮和田勇太郎（下総）、文久二年入門の野呂久左衛門（備前）・青柳建磨（下総）などである。

また慶応四年に「偽官軍」とされた相楽総三の赤報隊にも慶応元年入門の丸山徳五郎（信濃）、慶応三年入門の水野丹波（信濃）などが入隊している。

元治元年（一八六四）の水戸天狗党筑波山拳兵とその後の西上加わる者として安政五年入門の亀山勇右衛門（下野）、坂下門外の変に関係した横田藤四郎、元治元年入門の山国兵部（水戸藩）などがあげられる。

戊辰戦争がはじまると各地で諸隊が結成されるが、駿州報国隊には駿河出身で明治二年に入門することになる森真魚尾・大井求馬、花山院隊には慶応元年入門の宇佐八幡宮の並松嘉寿枝・吉成敏正、また、伊吹隊へは慶応三年入門の小川伊予・小川靱負（伊豆）と明治三年に入門することになる飯田恭雄・飯田庸雄（伊豆）が入隊している。

政治活動を行って処分された者のなかにも、明治になって、丸山徳五郎が伊那県の「小監察」を経て「少属」に任命されたように、登用された者も見られる。だがそれとは逆に門人になかで処分される者も見られる。明治四年（一八七一）、「討韓陰謀」の嫌疑で、弘化四年の矢野玄道（伊予）や天保八年の権田直助（武蔵）などが岡山藩と金沢藩預かりとなっている。⁷⁾

次に蘭学入門者の動向を概観したい。福井藩主松平春嶽の側近として登用されたものの安政の大獄で斬首される福井出身の橋本左内、⁸⁾ 戊辰戦争で五稜郭まで抵抗し投獄されたものの、その後許されて、工部大学校校長・元路院議員・学習院長を歴任する播州赤穂出身の大島圭介、文部省医務局長になる肥前大村出身の長与専斎、兵部大輔として兵制改革にあたった防州吉敷郡出身の村田良庵（大村益次郎）、慶應義塾を創設する中津出身の福沢諭吉、大蔵卿・元老院議長などを経て松方内閣の農商相をつとめ、日本赤十字社の創立者となる佐賀出身の佐野常民などが、緒方洪庵の適塾出身である。

慶應義塾からは、書籍・文具・洋品雑貨を販売する「丸善」を創

立した濃州岩村出身の早矢仕有^⑩、三井物産取締役になる豊前宮前出身の朝吹英二、東京海上保険会社や明治生命保険会社の創設に尽力し、三菱商事の支配人になる豊前臼杵出身の莊田平五郎などが出ている。

佐久間塾からは、幕臣である勝海舟、土佐の坂本龍馬、長州の吉田松陰、長岡の河井継之助・小林虎三郎、出石の加藤弘之（東大初代総理）のほか橋本左内など、多くの人材を輩出している。

元老院議員を経て衆議院議員などを歴任する津山出身の津田真一郎（真道）は伊東玄外塾と佐久間塾で学んでいる。佐倉藩藩医佐藤泰然を父に持つ松本良順は、父と同じく蘭学塾を主催していたが、明治には初代陸軍医総監となり、貴族院議員にもなっている。

このように見てくれば、「明るい蘭学」、「暗い国学」となりそうだが、これは著名な人物に限定したためであり、それぞれの地域で堅実に自分の身の丈にあわせて学習した人たちについては、具体的に追究したうえで判断するよりほかに方法はない。一般的に見て蘭学の場合、学習の成果が日常生活の向上に直結する可能性が高く、しかも勉強を通して新しい世界についての「情報」を入手できることも可能であるように思われる。これに対し、平田国学の場合、どうしても視野が狭く、内向きになる可能性が高いと見ることはできない。といっても、医者を目指して蘭学塾に入門した者が全員目的を達成し得たとは思われず、挫折した者も出たものと思われる。さらに各地域において学問を学んだ者たちが、維新後、地域の開花にどの

ような役割を果たしたかについて、個別・具体的に見ていくことも必要となろう。

六 年度別門人の推移について

年号別に入門者数を整理したのが表11である。蘭学者については先述したように西暦を優先し年号とした採ったことと、入門西暦年が記されている者のみについて纏めたことを、あらためて断っておきたい。

平田塾一つと四十ほどの蘭学塾を纏めて比較するどうかという問題はありますが、蘭学塾単独では数の上では問題にならないということもあり、そのことを認識した上で蘭学門人について纏め、比較してきた。

年平均の加入者は、平田門人は六十一、六人、蘭学門人は九十一、六人で、蘭学が三十人上まわっている。平田門人が激増するのは文久年からであり、これ以降全入門者の約七十九%にあたる三千三百一人が入門している。先述した紹介者による門人もこの時期に集中している。門人増加の背景には、篤胤の全著作を大原重徳を通して学習院へ献納したことも、要因の一つにあげることが出来るように思われる。すなわち、江戸に下向した大原は文久二年六月、篤胤の全著作の学習院への献納を要請したのであるが、それを受けて、八月十七日鉄胤が大原に持参したのである。^⑪

表11 年号別門人表

整理	年号	平田門人				蘭学門人		
		年数	人数	1年平均	順位	人数	1年平均	順位
1	文化	14	167	11.9	10	717	51.2	10
2	文政	12	186	15.5	8	814	67.8	9
3	天保	14	172	12.3	9	601	42.9	11
4	弘化	4	29	7.3	11	288	72.0	8
5	嘉永	6	128	21.3	7	801	133.5	4
6	安政	6	168	28.0	6	873	145.5	2
7	万延	1	36	36.0	5	145	145.0	3
8	文久	3	277	92.3	4	300	100.0	7
9	元治	1	123	123.0	3	121	121.0	5
10	慶応	3	831	277.0	2	347	115.7	6
11	明治	4	2070	517.5	1	1220	305.0	1
	計	68	4187	61.6		6227	91.6	

昨日平田内蔵助へ
手紙差出し候処、今
日出勤二付左之通申
渡候

平田内蔵助

父故大角 皇朝

古道学精勤数十部之
著書先年叡慮ニも相
成、頗規模之事ニ被
思召候、自分儀父之
遺志を繼、日夜心を
用追々 天朝專御採
用相成、且諸国之門
弟及多人数、既ニ古
学 皇国ニ備敷し
候、畢竟父子積年之
研究拔群之儀被遊
御満悦候、依之出格
之御沙汰を以、御物
頭格ニ而本学頭取被
仰付候段被 仰出候
これは、秋田藩家

老「宇都宮孟綱日記」文久二年十一月十六日の状である。これと同
じ史料が「青森県史」に掲載されている。

平田国学は在地でも学習できると言ったが、鉄胤は書状を通して
「入門した門弟に対し懇切に指導」したことを、宮地正人氏が指摘
し、それを具体的にあらわすものとして、宮地氏は「奥州相馬小高
郷の神職で天保元年（一八三〇）年入門の高玉民部ただ一人に対し、
鉄胤は弘化二年（一八四五）年から明治十二年（一八七九）年の間、
一六一通もの書状を書き送っている。平田門下全体に対してはおそ
らく膨大な点数に達したことであろう。」と、述べられている¹²。先
ほどあげた「青森県史」にも安政三年（一八五六）からの地域門人
への書簡二十二通が収められている¹³。

門人獲得運動を地道に根気強く行ったのが鉄胤である。彼は篤胤
生前から行われていた上木運動をさらに強力に展開したが、篤胤の
著作は必ずしも売れるものではなく、多くの借財を抱え込まざるを
得なかった。だが、この運動が門人獲得に繋がったことも確かなこ
とで、平田塾から刊行された刊行物を見ると、篤胤の著作だけが刊
行されたわけではない。塾から刊行された「上位二十種一覽表」に
は、一万三千九百七十六冊の「毎日神拝詞記」（一位）から三千七
百四十冊の「宮比神御神像」（二十位）までリストされている¹⁴。こ
のリストの三番目にあげられているのが、下総の門人宮負定雄の農
書「草木選種録」である¹⁵。一万千百九十一冊販売されたこの書の初
版は文政十一年（一八二八）で、改正版は天保十四年（一八四三）

に出され、さらに嘉永二年版（一八四九）も出版されている⁵⁶。農民の現実的な求めに応じるような著作の出版は門人拡大に直結したものとと思われるし、先述した「紹介者」たちも、彼の運動の最も有力な協力者であったと思われる。さらに鏡胤は門人獲得や書籍販売を促進するため、序文や跋文を門人たちに依頼したとも、言われている。書籍販売や書簡による通信教育を地道に根気強く行うことによって、門人を獲得し、繋ぎ止めていったものと思われる。

これに対し蘭学の場合、ペリーが来航し外交問題が切実かつ緊急の課題になった嘉永年間から増加が目立つ。明治になると国学・蘭学とも一番多くの入門者を獲得している。といっても入門の動機には質的な差があったように思われる。単純に言えば「王政復古」により新体制が樹立されたのであるから、それを思想的に支えた「平田国学」は重用される筈であるという期待があったものと思われる。だが、新政府の方針は現実には、中央集権国家の建設を上から強力に押し進め、そのためには洋式化も厭わないという方向に舵をきりつつあり、平田国学とは別に向かいつつあることが明らかになってきたように思われる。その点からすれば、蘭学は開国和親に切り替えた政府の要請に応える内容を持った学問であると認識され、それが入門者増大に要因の一つにあげられるのではないかと思われる。

七 おわりに

視点が必ずしも一定しない報告になってしまったが、平田国学では三十人ほどいる女性の門人を、どのように見るべきかという問題は残る。多くの場合、既に入門している門弟の妻子であるが、なかには、幕末政局の中心地・京都に乗り込み、志士と交流し、等持院足利三代木像梟首事件にも関わったされる程の政治活動に奔走した、文久元年入門の信濃の松尾（竹村）たせ子のような者もいたのである。さらに美濃では、東美濃は平田国学、西美濃では蘭学が受容され、発展したように思われるが、同じ地域内で受容される学問に差異があるのは何故かなど、問題は残されている。秋田・山形からなる出羽で、この視点からの追究は蘭学の入門者数が少ないので困難ではあるが、この視点からの分析は必要である。いずれにしてもそれぞれの門人帳を手がかりとして各地域で門人が、どのような活動をしたか具体的に分析することを通して、地域のなかでの「学問」がどのように生かされたかについて、具体的に見ていくことが必要だと思われる。

註

- (1) 三木正太郎「日本思想史の諸問題」所収
- (2) 青木歳幸・長田直子・細野健太郎「地域蘭学者門人帳データベースについて」（国立歴史民俗博物館研究報告）一一六集所収
- (3) 「久保田」と記されているなかに、武士も含まれていないか、検証する必要がある。従って次の大垣など城下町を地名としている箇所では同じ観点からの見直す必要がある。

- (4) 佐久間象山塾は漢学塾から砲術・兵学塾に変わっている。後述するが、幕臣のなかには勝海舟が含まれている。幕臣を除いて佐久間塾へは、五十二藩から三百九十一人が入門している。なお、例えば「片倉小十郎家来」と記載されている場合、本来は陪臣となるが、仙台藩に入れて作表したことも、付しておきたい。
- (6) 以下括弧のなかの地名は出身地をあらわしている。
- (7) 「維新史料綱要」第十卷
- (8) 後述するが佐久間塾でも学んでいる。
- (9) 広瀬元恭や華岡青洲にも学んでいる。
- (10) 江馬塾でも学んでいる。
- (11) 宮地正人「幕末平田国学と政治情報」(田中彰編「日本の近世」十八卷所収) この論文は後に同氏の「幕末維新期の社会的政治史研究」に収録される。
- (12) 宮地前掲論文 なお、高玉へ送られた書状の内、百九十一点は、近世社家研究会・坂本是丸「相馬地方における平田鏡胤書簡」一〜三(「國學院大學日本文化研究所紀要」八十九〜九十一)で紹介されている。このなかにも平田塾発行の書籍発送についての書状がある。
- (13) 鏡胤が津軽の門人鶴谷乙吉(有節)に宛てた書状で、江戸から送られた書籍で学習し、質問には鏡胤が書状で答えるといった一種の「通信教育」が行われ、津軽の門人たちは江戸に出ることなく、地域のリーダーのもとで学んだのである。(「第四章国学の展開と幕末の北奥」の解題参照「青森県史」資料編 近世 所収)
- (14) 国立歴史民俗博物館「明治維新と平田国学」
- (15) 社団法人農山漁村文化協会「日本農書全集」第三卷 口絵

(副館長 きくちやすお)

秋田県における郡役所の職務分課の変遷について

柴田 知 彰

はじめに

一 職務分課調査の基本史料

二 郡役所の職務分課の変遷

1 「郡区町村編成法」下の職務分課

2 「郡制」下の職務分課

3 「郡制」廃止後

結びにかえて

はじめに

本稿は、秋田県における郡役所の職務分課の推移を、明治十二年（一八七九）の設置から大正十五年（一九二六）の廃止までたどり、組織的改編の意味を確認し、これを時期的に区分して整理する試みである。

秋田県の管内には、鹿角・山本・北秋田・南秋田・河辺・由利・

仙北・平鹿・雄勝の九郡役所が設置されていた。現在、秋田県公文書館では、山本^①・南秋田^②・平鹿を除く六郡役所の公文書を所蔵している。これら郡役所文書群は、平成五年（一九九三）の公文書館開館以前から、秋田県庁文書群に含まれる形で保存されてきた。大正十五年の郡役所廃止後に県庁へ移管され、町村行政監督の参考資料に利用されたものと推定される。

秋田県公文書館が所蔵する郡役所文書群は、六郡あわせて九〇〇冊以上にのぼる。これらを秋田県庁文書群から選り分け、合理的に再整理する作業が今後の課題である。そのためには、公文書を生み出してきた郡役所の機構変遷とその職務内容の正確な把握が必要である。かつて秋田県庁文書群の再整理においても、右に関する調査を行なった^④。

また、記録史料群には組織性と連続性という二つの内的秩序が存在すると考えられる^⑤。このうち組織性の内的秩序の方は、出所の組織的改編に伴い変化する場合がある。史料群の階層構造の変化であり、「経年変化」とも呼ばれている^⑥。『秋田県庁文書群目録』の編成

においては、経年変化に対処するため、県庁の機構改正を画期として文書群を時期区分した^⑦。組織性の内的秩序の復元を目的とした構造分析目録である。

『秋田県庁文書群目録』の後には、郡役所文書群につき構造分析目録の編成が予定される。その際には組織性の内的秩序の復元が必須となるが、郡役所文書群にも組織的改編による経年変化の存在が予想される。本稿では、郡役所の半世紀にわたる職務分課の変遷を解明し、郡役所文書群の内的秩序を復元する作業の基礎としたい。

さて、近代の郡行政に関しては、亀卦川浩氏の『地方制度小史』をはじめ、管見の限りでも、大島太郎氏、大島美津子氏、大石嘉一郎氏、山中永之佑氏ほかの先行研究が蓄積されている^⑧。地方制度全体の変遷において郡行政を論じたものが多い。

一方、アーカイブズ学の分野で郡役所を扱った先行研究は、府県庁のそれに比し多くない。上條宏之氏の「郡役所文書」^⑨のほか、文書館職員による研究では、小暮隆志氏^⑩、伊藤康氏^⑪、石倉光男氏^⑫、山崎一郎氏^⑬、矢切努氏^⑭のものが挙げられる。また、近年では清水善仁氏や栃木智子氏の研究が注目される^⑮。しかし、郡役所文書の保存に関する研究が大部分であり、職務分課を扱ったものは見られない。

また、秋田県内の郡役所の職務分課に言及した刊行書等も、現在までのところ見当たらない。本稿では、秋田県庁文書群および郡役所文書群中の史料に基づき、かつ郡行政に関する先行研究をふまえて、可能な限り郡役所機構の変遷をその職務内容の点検を通じて検

討した結果を報告する。

一 職務分課調査の基本史料

本章では、郡役所の職務分課を解明するため基本的な史料として特に調査した簿冊の種類を紹介したい。本稿中では、これを「基本史料」と呼ぶことにする。他府県の郡役所を調査する際、いささかでも参考になれば幸甚である。

近代行政機関において、職務分課と文書管理は組織運営の根幹だったため、殆どの場合、関係規程が布達された。それゆえ、職務分課または文書管理の変遷をたどる際には、基本史料として布達類を最初に調べるのが効率的と言えよう。秋田県庁の職務分課と文書管理の調査においても、基本史料には布達類を使用した^⑯。郡役所や町村役場を調査する場合もまた、布達類を基本とすべきである^⑰。その上で、布達類が残存しない時期については、他の史料をもって調査を補完すれば良い。本稿中では、これを「補完史料」と呼ぶことにする。

さて、郡役所の場合も府県庁と同様、処務細則の中で職務分課が規定された。秋田県では、県が郡役所に布達した準則に基づき、各郡長が郡役所処務細則を認可申請する方式だった。管内九郡役所の職務分課は全て、準則により画一化されていた。「郡区町村編成法」^⑱下も「郡制」^⑲下も、この方式にほぼ変わりはない。

そこで、郡役所の職務分課を調査した際には、秋田県庁文書群中、県が郡役所に宛てた布達を基本史料とした。郡役所宛ての布達記号は、公文書の記号結文例や公布式の改正により変遷している。¹⁸⁾ 明治十二年一月六日、布告布達の書文例改正で、郡長への達が「丙号」とされた。¹⁹⁾ その後、十九年四月六日の記号結文例の制定で、郡役所・戸長役場・浦役場への連達が「丙号」とされた。²⁰⁾ 同年八月二日には、庁令達文例の改正に伴う記号結文例の改正で、従前の丙号達は「秋田県達」となった。²¹⁾ 二十二年四月一日、公文例および文書符号の改正で、郡役所・市役所・町村役場、庁中各部、某部・某所・某役場への布達が「訓令」とされた。²²⁾ さらに、同年五月十五日の改正で、処属官衙一般に発する「訓令甲号」と一個の処属官衙を指定して発する「訓令乙号」に分けられた。同日に「県報」が発刊され、以後、訓令甲号は「県報」登録をもって公布式とされた。²³⁾ 布達記号の変遷に伴い、基本史料を収録した簿冊の種類も「丙号達留」→「本県達留」→「本県訓令留」→「秋田県報」と移り変わること注意到意したい。²⁴⁾ その上で、これらの残存状況を確認することが重要である。

「丙号達留」は、明治十二年から十八年分までの内、十二年分と十六年分が残存しない。基本史料の欠落した二年間については、「秋田県沿革史稿」²⁵⁾ や雄勝郡役所文書群中の簿冊を補完史料とした。これに対し、十九年から二十二年分までの「本県達留」と二十二年分の「本県訓令留」は欠落がない。また「秋田県報」は、二十二年

の発刊以降、ほぼ全号揃った形で保存されている。「秋田県報」に訓令甲号が登録されて以後、郡役所の職務規程に関する基本史料の保存状況は安定したと言えるだろう。

また、県の制定した準則以外に、各郡長が認可申請した郡役所処務細則も参照した。秋田県庁文書群中、郡市町村行政の監督を担当した部課の簿冊に収録されている。県が準則を改正した年に各郡長の申請した処務細則は、明治二十二年「各郡処務細則」、明治二十五年改定「郡役所処務細則纏」²⁶⁾ などの表題でそれぞれ一冊に編綴された。この他、大正五年「由利郡役所検閲書類」、大正八年「仙北郡役所検閲書類」など、郡役所を行政監査した際の記録に郡役所処務細則が添付資料として綴じられた場合もある。²⁷⁾

郡役所ほか近代行政機関の職務分課を効率的に調査するために、基本史料は何か最初に見極めておくことが肝要と思われる。ただし、基本史料が完全に揃うことは稀であり、補完史料を探すことを常に念頭に入れておかなければならない。

二 郡役所の職務分課の変遷

明治十一年七月二十二日、「府県会規則」「地方税規則」とともに「郡区町村編制法」²⁸⁾ が公布された。いわゆる三新法である。「郡区町村編制法」では、それまでの大区小区を廃し、府県の下部地方単位を郡区町村と定めた。古来の郡制の単位を復活して行政区画とし、

町村は「住民社会独立ノ区画」として末端単位とした。また、東京・京都・大阪など都市地域には区が設けられた。同法の規定により、郡に郡長、区に区長、町村に戸長が各一名ずつ配置された。⁽³²⁾「郡区町村編制法」下の郡は地方官庁たる郡役所をもつ行政区画であり、また郡役所も府県機構の一部であった。

明治二十三年五月十七日、「府県制」とともに「郡制」⁽³³⁾が公布された。「郡制」が施行された府県では、それまで行政区画に過ぎなかった郡が、不完全ながらも地方自治体になった。それに伴い郡役所も府県機構から独立し、地方自治体たる郡の行政官庁となった。また、「郡制」の施行では府県による時差が生じた。多くの府県が、施行の前提である郡分合法案の決議で難航したためである。⁽³⁴⁾秋田県は二十四年四月一日に「郡制」を施行した。「郡制」公布から一か月足らずであり、全国的に見ても早期の施行に入る。

「郡制」は、大正十二年四月一日に廃止された。⁽³⁵⁾郡は地方自治体から元の行政区画に返り、郡役所も再び府県機構の一部になった。その後、十五年六月四日に「地方官官制」⁽³⁶⁾の全面改正で郡長が廃止され、これに伴い七月一日に郡役所も廃止された。

郡役所の職務分課の変遷において、明治十一年の「郡区町村編制法」公布、明治二十三年の「郡制」公布、大正十二年の「郡制」廃止は大きな画期になる。それゆえ本章は、右の画期に基づき三節に分けて叙述する。

また、郡長以下の郡吏は国家の官吏であり、待遇や権限等国の

地方制度の中で規定されていた。⁽³⁷⁾これは「郡区町村編制法」下でも「郡制」下でも変わらない。明治十一年から大正十五年までの地方制度は、「府県官職制」と「地方官官制」の二法令により区分される。「地方官官制」下も、全面改正で時期区分できる。そこで、右の区分に基づき、各節の中にさらに項を設けることにしたい。

1 「郡区町村編制法」下の職務分課

「郡区町村編制法」下の郡役所は、国家の地方官僚機構の末端にあり、府県庁の統治下で主として町村の指導監督にあたった。⁽³⁸⁾郡長は国家の官吏であり、府知事・県令の命令をうけて町村を監督し、国家行政事務の遂行につき戸長に命令を下した。

当初、郡長が在地の豪農など名望家層から官選されたことは、山中永之佑氏らにより指摘されている。⁽³⁹⁾地方名望家を郡長に任用して府知事・県令の下部統治機構内に組み込み、町村支配における人心収攬と体制安定を図ったものである。

本節は、郡長を規定した国の地方制度を元に、a 明治十一年「府県官職制」制定下、b 明治十九年「地方官官制」制定下の二項に分けて叙述する。

a 明治十一年「府県官職制」制定下

明治十一年七月二十五日、「府県官職制」が制定された。⁽⁴⁰⁾これは、同月二十二日の「郡区町村編制法」はじめ三新法の公布に伴う地方制度の改正と言えよう。「府県官職制」では、「郡区町村編制法」に伴い初めて郡長と郡書記が府県の職員として設置された。郡長は各

郡一名で八等相当、郡書記は十等から十七等までの待遇である。

「府県官職制」の規定では、郡長は「町村戸長ヲ監督ス」とされた。また、府知事・県令には、郡長と郡書記の判任進退、および郡務を指揮監督する権限が与えられた。町村支配の拠点である郡役所は、府県庁の強い統治下に置かれていたと言える。その一方、「該府県本籍ノ人」を郡長に任用することも明記しており、地方名望家を官選する企図が読み取れる。

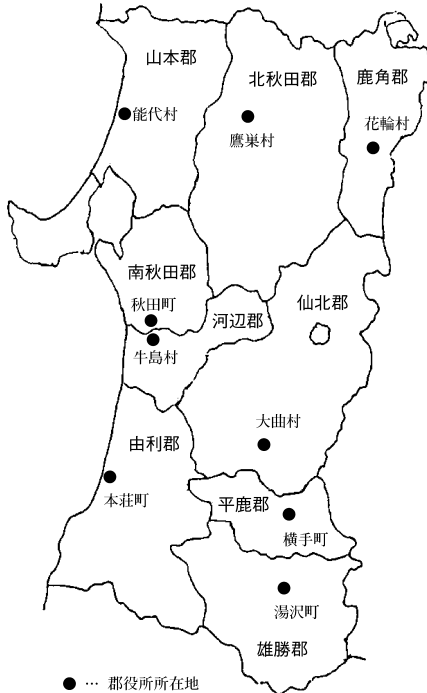
郡長は、府知事・県令から事をうけ法律命令を郡内町村に施行し、一郡の事務を総理するとされた。そして、法律命令または規則により委任された条件、および府知事・県令から特に分任された条件を処理し、後に報告する義務を負った。法律命令または規則により郡長に委任された条件は、徴税・徴兵はじめ一〇項目の行政事務である。この他、府知事・県令から特別分任条件の行政事務が、郡長に分任された。秋田県では、明治十二年一月六日に初めて郡長特別分任条件が布達された⁴¹。以降、郡役所廃止に至るまで、地方行政の変化に伴い改正が繰り返されている。郡役所の処理する事務において、法律命令等の委任条件と府知事・県令の特別分任条件が、非常に大きな割合を占めていたことになる。

次に、秋田県の「郡区町村編制法」と「府県官職制」への対応を整理しておきたい。秋田県管内は、大区小区制下で七大区四五小区に区画されていた⁴²。明治十一年七月の「郡区町村編制法」公布後、秋田県でも郡の分合が問題になった。当初、従前の秋田郡を南北に

分割した上で、河辺郡を南秋田郡、鹿角郡を北秋田郡にそれぞれ編入する案が内務省に上申された。しかし、大郡の分割を可とし小郡の分割を不可とする「郡区町村編制法」の趣旨に合わず、認可は得られなかった。そのため、秋田郡を南北に分割したのみの九郡案で再上申し、十二月二十日に内務省の認可を得た。これをうけて同月二十三日、秋田郡の南秋田郡と北秋田郡への分割を管内に布達した⁴³。また同日、「郡区町村編制法」公布による大小区の廃止と、郡ごとの郡役所設置および翌十二年一月十五日の開庁も布達した⁴⁵。図1は十二年一月十五日以降の管内郡域である。

明治十一年十二月二十三日には、郡長・郡書記の職制、および郡長管掌の条件も布達された⁴⁶。「府県官職制」の郡長と郡書記に関する

図1 管内郡域図 ① (明治12~22年)



る規定を元に作成されている。翌十二年一月六日、県令から郡長への特別分任条件四七項目が布達された⁴⁷。四七項目は、十一年十二月六日に制定された「秋田県分課職制」の各課掛分掌に対応する⁴⁸。郡役所には、県庁各課（庶務・勸業・地理・学務・衛生・土木・会計）の地方事務が分任されたことになる。そして、同月十五日、管内九郡に郡役所が開庁した。

さて、秋田県では、郡役所の開庁後、「府県官職制」下において機構改正が三回実施されている。①明治十二年一月、②明治十六年七月三十一日、③明治十七年十月二十七日である。

①については、明治十二年一月十五日の郡役所開庁以前に、職務分課に関する規程が布達されていたと推定される。同月六日に布達された特別分任条件を事務処理するには、郡役所に職務分課を設ける必要があった。職務分課に関する規程は、一月六日から十五日までの間に、郡役所に宛てた丙号で布達された可能性が高い。しかし、第一章で述べたように、明治十二年については基本史料たる「丙号達留」が残存しない。職務分課が丙号で布達されたとして、制定月日も規程名も不明である。あるいは、「秋田県分課職制」にならない「郡役所分課職制」の名称で規程が布達された可能性も考えられる。「秋田県分課職制」は、課長・課員の職制と各課掛の分掌のみを規定していた。「郡役所分課職制」が制定されていた場合、同様に職制と分掌のみの規程だったかも知れない。

明治十二年分の「丙号達留」が欠落しているため、職務分課を復

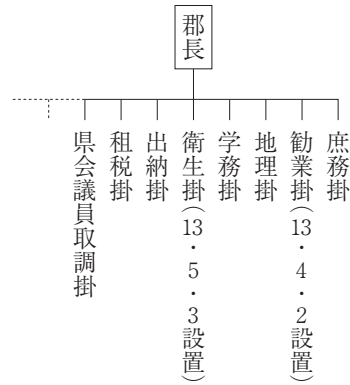
元する手掛かりを補完史料に求めなければならない。雄勝郡役所文書群に、明治十二年「事務簿」官規がある⁴⁹。この簿冊中に十二年一月十六日付けの起案文書があり、庶務・租税・出納・学務掛の記載を確認できた。雄勝郡役所の開庁直後には、右の四掛が存在したことになる。また、同年八月二十二日付けの起案文書には、県会議員取調掛と勸業掛が記載されていた。勸業掛については、四月二日に県会で設置が決議された⁵⁰。さらに、十月二十二日付け起案文書からは、地理掛の記載を確認できる。

明治十三年から十五年分までは、「丙号達留」が保存されている。これらから、十三年以降の掛新設を追ってみた。十三年分の「丙号達留」を見ると、五月三日に丙第一九四号で、「衛生掛設置ノコト」が郡役所に布達されている⁵¹。布達には「各郡衛生掛事務条項」全一九条が添付された。郡役所衛生掛は、県庁衛生課の地方事務を分任したと推定される。郡役所に衛生掛が新設された背景として、前年の県内におけるコレラ流行が考えられる⁵²。十四年と十五年分の「丙号達留」には、郡役所の掛新設に関する布達は無い。また、十六年分の「丙号達留」は残存しない。

図2は、以上の調査から復元した分課である。明治十二年一月以降の新設を確認できる掛は、設置年月日を括弧書きで入れた。また、郡役所に図中以外の掛が存在した可能性も有る。

さて、図2の掛名を見ると、庶務・勸業・地理・学務・衛生は同時期の県庁の課名と共通することに気付く。郡役所は県庁各課の地

図2 明治12年の郡役所の職務分課（1・*制定）



方事務を分任したため、開庁当初、県庁機構をモデルに職務分課を設定されたものと考えられる。

次に②の機構改正は、明治十六年七月三十一日の「郡役所事務章程」制定により実施された。⁵⁵⁾郡役所開庁から四年半が経過していた。「郡役所事務章程」の制定は、同年六月十二日に「秋田県事務章程」が庁中各課署に公布された際の次の制定文に基づく。⁵⁶⁾

各課署

本県各課職制并事務章程相廃更ニ別冊之通事務章程相定本月十五日ヨリ執行候条此旨相定候事

但警察^{本署}署分署^{本署}監獄^{本署}支署^{支署}郡役所戸長役場等ハ別ニ定ムル所ノ規程ニヨルヘシ

明治十六年六月十二日 秋田県令赤川巖助

県令の行政事務に関する職務規程が、県庁、警察、監獄、郡役所、

戸長役場の五つに分化した。七月三十一日に制定された「郡役所事務章程」は、県庁の「秋田県事務章程」に対し「別ニ定ムル所ノ規程」に該当するものである。

明治十六年に職務規程の分化した理由に、高橋務氏は、警察や監獄で専門的な部門として独立的な職制が確立したことを挙げてい⁵⁵⁾る。郡役所については十一年の郡長および郡書記の設置を、独自の職制が形成される嚆矢と位置付けた。

本稿では郡役所の専門分化を、明治十年代における自由民権運動との関わりから考えてみたい。十四年に国会開設の詔勅が發布された後、同年の自由党結党と翌年の立憲改進黨結党を経て、民権運動は全国的に高揚した。民権運動の掲げた諸要求には、郡長の公選も含まれていた。官選郡長が、地域住民にとって国家権力の象徴的存在だったためである。⁵⁶⁾政府は、民権運動への対抗策の一つとして、地方制度の改革を行なった。町村に対し国家行政事務を遂行する機関として、郡長および郡役所をさらに整備強化したのである。⁵⁷⁾具体的には、十六年二月二十一日の太政官達⁵⁸⁾で郡長に判任官から奏任官へ昇任する道を開いた等がある。秋田県における同年七月の「郡役所事務章程」の分化も、右の政策を背景とした動きだった可能性がある。前年には秋田改進黨と秋田自由党が結党され、県内の民権運動も高揚を見せていた。⁵⁹⁾民権運動に対する中で、郡役所の持つ町村監督の機能が重要視され、専門分化に進んだのではないかと思われる。

さて、「郡役所事務章程」は、明治十六年七月三十一日に丙号で布達されたと推定される。が、第一章で述べたように、十六年にについても基本史料たる「丙号達留」が残存しない。そこで、補完史料として「秋田県沿革史稿」の記録を調査した。十六年七月三十一日の記録に、「郡役所事務章程」の制定が見られる。

郡役所ノ事務章程ヲ定ム其実施ハ各官衙ニ於テ処務規程ノ制定認可ヲ以テ施行期限トス事務章程ノ概目第一章ハ郡長郡吏ノ権限ヲ定メ第二章ハ事務ノ分掌ヲ定メ第一部第二部第三部第四部ニ区分ス

「秋田県沿革史稿」には、「郡役所事務章程」の条文は収録されていない。しかし、その記録から以下の三点が判明する。第一点は、「郡役所事務章程」が準則として位置付けられていたこと。「郡役所事務章程」は、各郡役所における「処務規程」、すなわち郡役所処務細則の制定認可をもって実施された。①の郡役所開庁時、既に右の方式を採っていたかは、史料から確認できない。②の時に初めて各郡役所に処務細則を制定させたとすれば、郡役所の専門分化の一端として理解されよう。第二点は、「郡役所事務章程」が全二章で編成されていたこと。第一章で郡長と郡吏の権限、第二章で各部の分掌を定めた。章編成は、前月に制定された「秋田県事務章程」に倣ったと考えられる。第三点は、郡役所の機構として第一部、第四部が設けられたこと。ただし、各部の分掌内容は不明である。

図3は復元した分課である。同時期の県庁の分課は、庶務・兵

事・勸業・租税・教育・衛生・土木・会計の八課と内記だった。県

図3 明治16年の郡役所の職務分課（7・31改正）



庁の八課の地方事務が、郡役所の四部の分掌に整理された形である。県庁をモデルにした①の分課とは異なり、郡役所の独自性が生まれている。背景として、郡役所の専門分化に加えて、開庁後四年半を経た機構整理が考えられる。「郡役所事務章程」の制定を機に、郡役所の規模と事業量に見合った機構に再編された可能性がある。

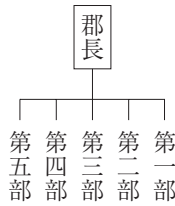
③の機構改正は、明治十七年十月二十七日の「郡役所事務章程」改正により実施された。明治十七年の「丙号達留」には改正に関する布達が綴じられているが、条文については「左文略ス」とされている。そのため、職務分課を復元する手掛かりを再び補完史料に求めなければならぬ。雄勝郡役所文書群の明治十八年「事務簿」官規に、手掛かりを発見できた。十七年十一月二十日に郡長が「雄勝郡役所処務規程」の更正認可を申請した文書である。更正は、前月の「郡役所事務章程」改正に対応し行なわれた。更正案の冒頭には、次のように記されている。

事務章程第二章第六条以下ノ条項ニ依リ各部処務ノ分掌ヲ規定スル事左ノ如シ

十七年十月の「郡役所事務章程」改正は、第二章の各部分掌を中心としたものだったらしい。更正案では、雄勝郡役所の機構を第一部～第五部に改めた上、各部の分掌事項を記している。「郡役所事務章程」改正では、分課が四部制から五部制に再編されたことが分かる。図4は復元した分課である。

「雄勝郡役所処務規程」更正案には、第一部一〇項、第二部四三項、第三部二二項、第四部六二項、第五部一五項の分掌事項が記さ

図4 明治17年の郡役所の職務分課（10・27改定）



れている。これらは「郡役所事務章程」第二章第六条以下の規定を反映したものと推定される。その内容は、同時期の「郡長特別分任条件」⁶³からの引き写しと見られる部分が多い。郡役所の職務分課が、分任条件を処理する目的で設定されたことを窺わせる。さて、更正案の全文掲載には頁数の制約があり、各部の分掌内容につき概要を

記すに代えたい。第一部は租税、第二部は庶務と兵事、第三部は勸業と土木、第四部は教育と衛生、第五部は会計を分掌し、同時期の県庁各課に大体対応する。

また、③の分課が②の部分改正であれば、②の分課につき分掌内容を類推することも不可能でない。③の分課で租税を分掌した第一部と会計を分掌した第五部とは、②の分課では元々一つの部だったことが考えられ得る。②の分課では、県庁八課の地方事務を四部に整理した。また、明治十一年から十四年の県庁で会計課が会計と租税を分掌した事例もある。ゆえに、郡役所における②の分課で、一つの部に会計と租税を統合した可能性も充分あり得る。その場合、②の分課では、第一部が会計と租税、第二部が庶務と兵事、第三部が勸業と土木、第四部が教育と衛生を分掌していたと仮説を立てられる。

b 明治十九年「地方官官制」制定下

明治十九年七月二十日、「地方官官制」⁶⁴が制定された。自由民権運動が頂点を過ぎた時、それまでの集大成組織として「地方官官制」が制定され、府県や郡の官僚的組織化を完成したとされる。⁶⁵「地方官官制」では、府県の機構として第一部・第二部・収税部・警察本部の四部制が定められた。これに伴い、第一部長および第二部長、収税長と警部長が設けられた。一方、郡には、毎郡もしくは数郡に郡長一人が配置された。

郡長については、知事の指揮監督をうけ法律命令を郡内に施行し、

郡の行政事務を掌理すると定められた。また、法律命令による委任条件および知事からの特別分任条件を便宜施行し、事後に知事に報告することを得るとされた。行政事務について郡内町村の戸長を指揮し、公同事務を監督することも定められた。「府県官職制」で規定された郡長の末端統治機能が、「地方官官制」にも引き継がれたと言えよう。

そして「地方官官制」では、郡長の権限拡大により末端統治機能が一層強化されている。まず、郡長と郡書記の等級が、それぞれ奏任四等以下と判任三等以下へ引き上げられた。郡長の奏任四等以下は、収税長や警部長と同格の待遇である。また、郡長は郡書記の任免を知事に具申することとされた。これにより、郡長が郡役所内の人事権を掌握することになった。「府県官職制」では、府知事・県令が持っていた権限である。さらに、郡長には、知事から委任された条件につき郡内一般に告示すると共に、警察官に請求し行政処分を執行させる権限も与えられた。郡長の執行力を強化して、町村に対し国家行政事務を確実に遂行する狙いがあったと考えられる。

また、高橋務氏は、「地方官官制」において全ての県機構に、職務の種類や責任により区分される知事―部長―課長の職階制が完成したことを指摘した⁽⁶⁶⁾。郡長も県機構の職階制に位置付けられた。「地方官官制」の制定は、府県や郡の官僚的組織化を規定上で確実に進めたとと言える。

秋田県では、明治十九年「地方官官制」制定下において、郡役所

の機構改正が二回実施されている。①明治十九年十月二十一日、②明治二十二年四月二十六日である。

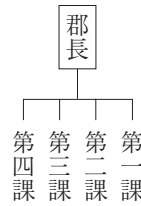
明治十九年九月八日、「秋田県処務細則」が制定された⁽⁶⁷⁾。同年七月二十日の「地方官官制」制定に対応した職務規程の整備であった。「秋田県処務細則」は、分課組織、各部通規、分課章程、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂、非常心得、宿直心得の全九章で編成された。文書主義の観点から、特に文書管理関係に四章があげられている。前代の「秋田県事務章程」と比較し、格段に整備充実された内容である。

さて、①の機構改正は、明治十九年十月二十一日の「秋田県郡役所処務規程」制定で実施された⁽⁶⁸⁾。明治十九年分の「本県達留」には、「秋田県郡役所処務規程」の全文が収録されている。分課、通規、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂の全六章で編纂された。前月に制定された「秋田県処務細則」の章編成を元にしたと推定される。そのため、前代の「郡役所事務章程」に比べ、やはり格段に整備充実されている。県庁と郡役所の職務規程の整備は、「地方官官制」制定を背景とした統治機構の強化と位置付けられよう。

①の分課は図5の形になる。新たに課制が設置され、従前の五部制は四課制に再編された。郡役所への課制導入は、県機構全体における職階制完成の一環として理解されよう。全ての県機構において、明治十九年中に課制が導入されている。九月十一日に、収税部に賦税・徴収・徴税費・検税の四課と文書主務が設置された⁽⁶⁹⁾。十月二十

一日、郡役所に第一課、第四課が設置された。十二月六日には、警察本部に警務・第一・第二・主計の四課が設置されている。^⑩

図5 明治19年の郡役所の職務分課（10・21改定）



知事―部長―課長の職階制において、収税長と警部長は、県庁の第一部長および第二部長と同等の職階に置かれていた。郡長の等級は、収税長や警部長と同じ奏任四等以下である。が、郡長への特別分任条件により、郡役所は第一部および第二部の地方事務を分任していた。部長の等級は奏任二等以下である。郡役所の場合、知事―部長―郡長―課長という職階が形成された可能性も考えられる。

各課の分掌内容につき概要を紹介したい。第一課が庶務・議会・戸籍・兵事・備荒・文書、第二課が勸業・教育・衛生・駅通、第三課が国税・地方税・地券・地理、第四課が出納・用度を分掌した。

「秋田県郡役所処務規程」も、前代の「郡役所事務章程」と同様に準則として制定された。明治十九年十月二十五日に、「秋田県郡長分任条件」が布達されている。^⑪「秋田県郡役所処務規程」制定の四日後だった。郡長分任条件の一つに「郡役所処務細則ヲ定ムル事」

とある。郡長は、県の示した準則に基づき、郡役所処務細則を制定する責任を負っていた。しかし、各郡長が十九年に申請した郡役所処務細則を綴じた簿冊は残存しない。

その後、明治二十二年三月二十八日、県庁と収税部と警察の三処務細則を統合し、新たな「秋田県処務細則」が制定された。^⑫組織、分掌、文書收受、文書調理、文書発送、職員心得、当直員心得の全七章で編成される。二十年六月二十八日の「文書編纂及保存心得」制定により文書編纂の章は省略された。

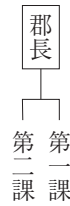
②の機構改正は、明治二十二年四月二十六日の「秋田県郡役所処務準則」の制定により実施された。^⑬明治二十二年分の「本県訓令留」に「秋田県郡役所処務準則」の全文が収録されている。規程名に「準則」の語が入り、位置づけを明確にしている。

「秋田県郡役所処務準則」は、分課組織、各部分掌、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の全七章で編成された。前月に制定された「秋田県処務細則」の章編成をモデルに、新たに文書編纂を加え、当直及宿直員心得を別規程とした。

②の分課は図6の形になる。従前の四課が二課に整理統合された。第一課が庶務・議会・町村・戸籍・社寺・農工商・駅通・備荒・文書・土木・兵事・教育・衛生、第二課が国税・地方税・地理・出納・用度を分掌した。従前の第一課と第二課、第三課と第四課が、それぞれ統合された形である。②の分課により、郡役所の機構は一般行政と財務という必要最小限の二セクションに整理された。これ

に伴い、課長も四人から二人に減員された。「郡区町村編制法」下における郡役所の分課の変遷を見ると、八掛以上→四部→五部→四課→二課と、ほぼ機構改正のたびに縮小している。郡役所の規模を考慮して機構整理が進められたものと推察される。

図6 明治22年の郡役所の職務分課（4・26改定）



また、「秋田県郡役所処務準則」では、郡役所内の職階制も明確化された。第三条に「課長ハ旨ヲ郡長ニ承ケ其課務ヲ掌理シ課僚ハ各其主務ニ従事スヘシ」とある。郡長→課長→課僚の職階制である。

明治二十二年「各郡処務細則」の簿冊には、五月から六月にかけて管内の九郡長から認可申請された郡役所処務細則が綴じられている⁽⁷⁵⁾。どの郡役所処務細則もほぼ準則どおりの内容だが、逸脱の大きい条文には県庁で朱筆修正が加えられた。

「秋田県郡役所処務準則」は、制定から二か月余の七月一日に各課の分掌内容を若干改正された⁽⁷⁶⁾。農工商・駅通・土木に関する分掌が、第一課から第二課へ移されている。

一方、明治二十二年以降、郡役所内に収税や土木関係の県出張所が併置されるようになる。二十二年五月八日の勅令で各郡市役所の

所在地に府県収税部出張所を設置するとしたのが嚆矢だった⁽⁷⁷⁾。これに伴い、収税事務が郡役所から府県収税部出張所に移管された。収税部による地方収税の直轄は、徴税執行の強化を狙ったものである。秋田県では、これをうけて六月二十六日に「収税部出張所処務細則」を制定し、七月一日をもって収税部出張所を設置するとした⁽⁷⁸⁾。管内の九郡役所と秋田市役所の中に、収税部出張所が併置された⁽⁷⁹⁾。

次いで、明治二十二年三月十一日、「第二部土木課出張所処務規程」の制定により、第二部土木課出張所が北秋田・由利・平鹿の三郡役所内に併置された⁽⁸⁰⁾。府県収税部出張所の場合と異なり関係勅令は無く、秋田県独自の県出張所だった。秋田県管内を三つの土工区に分け⁽⁸¹⁾、出張所を拠点に土木事業を地方展開したものと見られる。

2 「郡制」下の職務分課

明治二十三年五月十七日、「府県制」「郡制」が公布された。立憲体制に向けた近代的な地方制度の整備であり、これにより地方自治制が制度的に確立した。

「郡制」の施行された府県では、郡が不完全とはいえ地方自治体の実態を備えることになった⁽⁸²⁾。郡には郡会と郡参事会が置かれた。郡会は、郡内の町村会で選挙した議員と、大地主が互選した議員で構成される。郡参事会は、郡長および名誉職参事会員四名により構成された。名誉職参事会員のうち三名は郡会で互選され、一名は府県知事の任命で就任した。これにより、地主を中心とする有産者が、郡行政および町村監督行政への参加権を得た。郡における住民自治

権が拡大した形である。

その反面、執行機関である郡長は、「郡区町村編制法」下と同様に官選された国の官僚だった。⁸⁵郡長は、郡会の議案発議者かつ郡参事会の議長として両会を主催した。⁸⁶執行機関に議決機関を従属させる体制であり、官僚制的な拘束が強く地方自治体としては不完全な形だった。また、郡には課税権が無く、郡財政を郡有財産収入と郡内各町村への分賦で賄った。財政面でも不完全な自治体だったと言える。

ここで「郡制」公布の背景を、山中永之祐氏の先行研究から整理しておきたい。⁸⁵「郡区町村編制法」下では、地方名望家から郡長を官選し統治機構の安定を図った。しかし、郡長は次第に地方名望家の属性を失い、替わって専門的な行政知識と実務能力を要求されるようになる。その一方、明治十年代後半の農村では地主的土地所有の急激な拡大により、大地主や寄生地主が新たな地方名望家層として台頭した。「郡制」では、右の新地方名望家層が郡会議員として統治機構内に組み込まれた。

「郡制」公布は、住民の自治権拡大よりも、中央集権的な地方制度の補強を目的としていた。そのため、「郡制」では、議決機関に対抗し執行機関の権限が強化されている。執行機関の強化は、「郡制」施行後の秋田県において郡役所の職務分課に若干影響を及ぼした。

本節は、郡長につき規定した「地方官官制」の全面改正を元に、

a 明治二十三年「地方官官制」改正下、b 明治二十六年「地方官官制」改正下、c 大正二年「地方官官制」改正下の三項に分けて叙述する。

a 明治二十三年「地方官官制」改正下

明治二十三年十月十一日、「地方官官制」が全面改正された。⁸⁶同年五月十七日の「府県制」「郡制」公布に対応した改正である。府県の機構は、知事官房と内務部・警察部・直税署・間税署・監獄署に再編された。知事官房と内務部の新設は、「府県制」による府県の議決権拡大に対抗し、執行機関の体制を整備強化する目的からと考えられる。また、従前の収税部が直税署と間税署に分化した。

郡長については、「行政事務ニ就テ其部内町村ノ町村長ヲ指揮シ其公同事務ニ就テハ之ヲ監督ス」と規定された。町村行政を指揮監督する末端統治機能は、「郡制」公布後も「郡区町村編制法」下とほぼ変わらない。そして、郡長の等級が、従前の奏任四等以下から奏任三等以下へ格上げされた。知事の等級も、従前の勅任二等または奏任一等から勅任へ格上げされている。「府県制」「郡制」施行に備えた執行機関の強化として理解される。さらに、郡長は、法律命令もしくは知事から委任された事件につき警察規則を発する権限を与えられた。警察規則は、知事の発する府県令に対応する。国家行政事務を遂行させるため、郡長の執行力が強められた。ただし、郡長の発した警察規則は、知事および内務大臣、主務大臣により取り消しまたは中止命令をうけることもあった。⁸⁷郡は、「郡制」施行で

地方自治体化した後も、内務大臣や主務大臣、府県知事の監督下に置かれた。郡書記の定員も、知事が定めて内務大臣の認可をうけることされた。一方、郡の地方自治体化に対応し、郡長の配置が郡につき一人と定められた。郡長の事故時には、上席郡書記が知事の命をうけて職務を代行した。

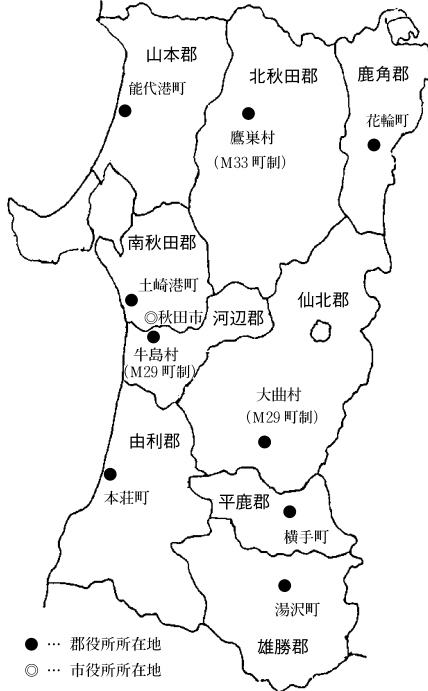
「地方官官制」の改正に伴い、まず明治二十三年十月二十八日、郡役所に併置された第二部土木課出張所が、内務部土木課出張所に改称された⁽⁸⁸⁾。改称後も、出張所は北秋田・由利・平鹿の三郡役所に置かれた。同年十一月六日には、「本県直税分署間税分署処務規程」が制定された⁽⁸⁹⁾。直税分署と間税分署は、「地方官官制」改正で管内の設置を定められている。従前の収税部出張所が分化発展した形である。収税部出張所を引き継ぎ、従前どおり九郡役所と秋田市役所の中に併置されたと推定される。

明治二十三年十一月十五日には、「秋田県処務細則」が全面改正された⁽⁹⁰⁾。「地方官官制」改正に対応した動きである。「秋田県処務細則」は、分課組織、事務分掌、処務順序、雑則の四章で編成された。

次に、秋田県が「郡制」を管内に施行するまでの過程を整理しておきたい。明治二十二年七月十二日、従前の南秋田郡秋田町が「市制」実施により秋田市として独立した。秋田市役所が設置され、南秋田郡役所は土崎港町に移転した。図7は、二十二年七月十二日以降の管内郡域である。翌二十三年七月一日、内務大臣の訓令として

「府県制郡制施行取扱方」が達せられた⁽⁹¹⁾。訓令では、郡の独立自治を維持するための資力調査、地形民情を考察した郡の分合、そして郡制施行後の時機を見ての府県制施行が指示された。「郡制」施行の前提には郡の分合問題があった。秋田県では、右訓令をうけ、九月から十月にかけて郡の廃置分合を各郡長に諮問した。河辺郡と由利郡への隣接村落の編入が問題となった。しかし、河辺郡への編入は地元民らの反対で解決の目途が立たず、翌年三月二十八日の内務大臣の指示により、従来の郡域のまま「郡制」を施行することになった⁽⁹²⁾。秋田県は、三月三十日に「郡制施行順序」を布達した⁽⁹³⁾。四月一日、管内に「郡制」を施行した。これにより、管内の九郡は行政区画から一応地方自治体の形になった。そして「郡制」

図7 管内郡域図②（明治22～大正15年）



施行により、八月一日に「府県制」が施行された。⁹⁷⁾

明治二十七年の日清戦争開始以前に「郡制」を施行した府県は、青森、秋田、山形など一二県に留まる。⁹⁸⁾二十四年四月一日の秋田県における「郡制」施行は全国的にも早い事例であり、郡役所の職務分課にも影響を及ぼした。

秋田県では、明治二十三年「地方官官制」改正下において、郡役所の機構改正が一回実施されている。二十五年三月三十日の「秋田県郡役所分課規程」⁹⁹⁾制定によるもので、管内に「郡制」が施行される一年を経過した頃だった。「秋田県郡役所分課規程」は、「秋田県報」に全文収録されている。全七条であり、前代の「秋田県郡役所処務準則」¹⁰⁰⁾全七章六三条に比べ著しく簡略化された内容である。「秋田県郡役所分課規程」は、「秋田県郡役所処務準則」の分課組織と各課分掌の章を元にし、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の章を省略している。分課と分掌を主とした規程に再構成されたため、「分課規程」の名称になったと推定される。

さて、「秋田県郡役所分課規程」の簡略化には、前年の「郡制」施行が大きく関わったと考えられる。「郡制」施行後、不完全ながらも地方自治体になった郡に対し、県がある程度の自主性を尊重した結果ではないか。郡役所が県機構の一部だった「秋田県郡役所処務準則」制定時とは異なり、文書管理や職員心得までの細かな規定を避けたのかも知れない。また、「地方官官制」と「秋田県処務細則」の関係をモデルに、「秋田県郡役所分課規程」と各郡役所処務

細則の関係を設定した可能性も考えられる。「地方官官制」では職員と分課分掌のみを定め、文書管理ほか細部の規定は各府県の処務細則に任せていた。「秋田県郡役所分課規程」が右の「地方官官制」の位置に比擬されていたとすれば、その内容構成も理解し得る。分課分掌を準則で規定したのは、中央集権的な統治の便宜上、管内郡役所の機構を画一化しておく必要からと推察される。

図8は、「秋田県郡役所分課規程」から復元した分課である。文書主務と郡務課が設置され、郡役所の新体制を充足させた。さて、図9は明治二十三年に制定された県庁の分課である。破線内、すなわち県庁の知事官房と内務部は、郡役所の文書主務と郡務課のモデルになった可能性が高い。文書主務は、知事官房に比べ文書管理により重きを置いた分掌である。郡務課の庶務・学務・農商・会計の四係は、それぞれ内務部の第一・第二・第三・第四の四課にほぼ対応する。郡務課の各係は、内務部各課の地方事務を処理するために設置された。「郡制」施行後も、知事からの特別分任条件が郡長に課せられていたためである。

一方、図9の破線外、すなわち、警察部・直税署・間税署・監獄署の各課に対応した係は、図8の郡役所の分課に見当たらない。警察部・直税署・間税署・監獄署は、専門分化する過程でそれぞれ独自の地方統治体系をもつに至った。二十五年当時、警察部は郡市に警察署、郡市内町村に警察分署を配置していた。¹⁰¹⁾直税署と間税署は、前述のとおり、郡市にそれぞれ直税分署と間税分署を配置していた。

図8 明治25年の郡役所の職務分課（3・30改定）

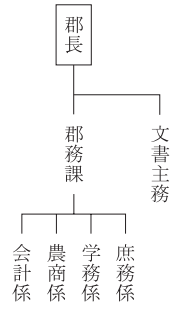
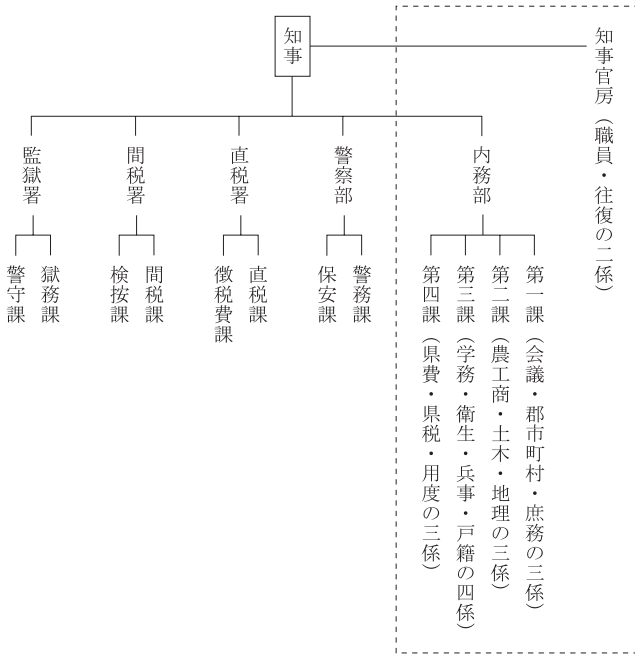


図9 明治23年の県庁の職務分課（11・15改定）



また、監獄署は八月五日の内務大臣訓令で、監獄支署を配置することとされた^⑩。郡役所の職務分課は、収税・警察・監獄を除いた県庁の一般行政に対応して設定されたと言えるだろう。

さて、図8を見ると、二課に縮小していた郡役所の機構を、「郡制」施行後に再び拡大したことが分かる。前述のように府県庁における知事官房と内務部の新設が「府県制」施行に備えた執行機関の体制強化だったとすれば、郡役所における文書主務と郡務課の新設も同様に考えて良い。郡務課の設置により、従前の第一課長と第二課長の権限が、郡務課長一人に集中された。また、県庁に倣い「地方官官制」に規定の無い臨時委員を設置したことも、体制強化の一環だった可能性がある。臨時委員は、重要事件を処理する場合に設置された。

また、分課の筆頭に置かれた文書主務は、左の事務を分掌した。

- 一 機密文書ニ関スル事
- 二 文書ノ審議立案ニ関スル事
- 三 文書ノ收受及発送ニ関スル事
- 四 官印ノ監守ニ関スル事
- 五 文書編纂及図書監守ニ関スル事
- 六 統計報告ニ関スル事
- 七 郡務課ノ主管ニ属セサル事項ニ関スル事

文書主務は、起案收受から編纂保存まで、公文書のライフ・サイクルを管理するセクションとして設置された。県庁では、未だ文書管

理が数セクションに分散していた時期である¹⁰⁾。また、文書主務の下には専属の雇員も配置された。郡役所における文書管理の重視と見て良いだろう。文書主務の設置は、「秋田県郡役所分課規程」における文書管理規定の省略を補う目的からと考えられる。郡役所で文書管理が弛緩した場合、県庁と町村役場の文書往復、さらには町村行政の監督にも影響する危惧があった。

では、準則に基づき各郡長から認可申請された郡役所処務細則の内容を分析してみよう。明治二十五年改定「郡役所処務細則」には、管内の九郡長から申請された郡役所処務細則が綴じられている¹⁰⁾。

「仙北郡役所処務細則」と「北秋田郡役所処務細則」の章編成と条数を比較してみたい。前者は、文書主務、郡務課、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の全七章六〇条である。これに対し、後者は、文書收受、文書弁理、文書発送、雑則の全四章四三条である。その他七郡役所の処務細則も、章編成と条数は一様でない。二十二年の「秋田県郡役所処務準則」は細部にわたり規定し、これに基づき申請された郡役所処務細則も管内ほぼ画一的な内容だった。二十五年の「秋田県郡役所分課規程」の場合、規定を簡略にして郡長の裁量に多くを委ねた結果、各郡役所の処務細則に個性を生じさせたと推察される。自治体化して一年を経過し、各郡の行政にある程度の独自性が出てきたことも背景と考えられる。ただし、どの郡役所処務細則も、文書管理関係と職員心得を章編成に入れてある。「秋田県郡役所分課規程」では省略された内容だった。各郡

役所では、従前の郡役所処務細則に基づき文書管理と職員心得の章を作成したものと推定される。それら従前のものは全て、二十二年の「秋田県郡役所処務準則」を元に制定された。ゆえに二十五年に各郡役所で作成された処務細則は、文書管理関係と職員心得の章においても一定の類似性を認められる。

b 明治二十六年「地方官官制」改正下

明治二十六年十月三十一日、「地方官官制」が全面改正された¹⁰⁾。同年に完了した全官僚機構の法的整備の一環であった。府県の機構は、知事官房と内務部・警察部・収税部・監獄署に再編された。また、衛生に関する事務が、内務部から警察部の所管に移された。

郡長については、奏任官と規定された。改正により、職種別の奏任官・判任官の等級規定（奏任〇等以下など）が取り払われた一環である。また、知事の職権に属する事務の一部を郡長に委任できることが初めて明記された。その上で、法律命令もしくは知事から委任された事件につき郡令を発する権限が郡長に与えられた。郡令は警察規則よりも強い執行力を持つ。「郡制」公布から三年余を経た時点で、郡の執行機関が見直され再び強化された動きと理解される。ただし、知事は郡長の処分・命令を取り消し、停止する権限を持っていた。

また、収税部の設置により、府県内の須要地に収税署を配置することが定められた。従前の直税分署と間税分署が収税署に統合されることとなった。収税署も九郡役所と秋田市役所の中に併置されて

いた可能性がある。

「地方官官制」改正後の明治二十六年十二月六日、秋田県は各郡役所に対し、郡役所で取り扱うべき衛生事務は全て従前どおりである旨を訓令した。⁽¹⁰⁵⁾「地方官官制」改正では、衛生事務が内務部から警察部に移管された。しかし、郡役所の衛生事務は、郡内の警察署に移管されることなく、そのままとされている。

また、明治二十六年十二月に十五日、「第二部土木課出張所処務規定」を廃止し、新たに「第二課土木係中土木工事処務規程」が制定された。⁽¹⁰⁶⁾県内の道路橋梁河川工事の施行区画は、五方面に編成された。⁽¹⁰⁷⁾各方面の事務所が郡役所内に併置されていたかは不明である。施行区画は、二十九年三月七日に三方面、同年九月十六日に「土木方面担当処務規程」により八方面に再編された。⁽¹⁰⁸⁾

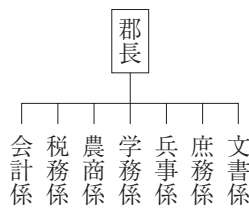
明治二十九年十月二十一日、「税務管理局官制」公布により府県の収税部が廃止された。⁽¹⁰⁹⁾これに伴い、府県内の須要地に置かれた収税署も廃止されたと考えられる。

さて、秋田県では明治二十六年「地方官官制」改正下において、郡役所の機構改正が一回実施されている。三十一年四月一日の「秋田県郡役所処務規程」制定によるもので、「郡制」施行から七年を経過していた。同日に「秋田県処務細則」が全面改正されている。⁽¹¹⁾「秋田県郡役所処務規程」は全八条で編成され、前代の「秋田県郡役所分課規程」と同様に分課と分掌のみの準則だった。

図10は「秋田県郡役所処務規程」から復元した分課である。従前

の文書主務と郡務課が廃され、七係制に単純化された。県庁の知事官房と内務部を模した明治二十五年の職務分課とは大きく異なる形になった。最も注目すべきは、課制を廃止し郡長の直轄体制としたことである。これは、県機構全体の職階制においては特例と言えよう。郡務課長を廃した代わりに、上席郡書記の権限を強化し郡長の補佐とした。重要事項八項目につき上席郡書記への合議を必要とした他、下級庁への文書往復を上席郡書記名で行なえるとした。

図10 明治31年の郡役所の職務分課（4・1改定）



次に、各係の再編状況を見てみよう。まず文書係は、従前の文書主務を廃止した代りに設置された。分課の筆頭に文書係を置いたことは、郡役所における文書管理の重視を表している。文書係の分掌は、職員の身分や所中の儀式に関する件も新たに加わり、県庁の知事官房に近い観がある。また、従前の庶務係と会計係から兵事

係と税務係がそれぞれ分離独立した。

では、郡役所の職階制から課が廃止された理由を考えてみたい。

明治二十五年の「秋田県郡役所分課規程」では、前年の「郡制」施行に対処し執行機関の体制強化を図るため、郡役所の機構が整備拡大された。が、「郡制」施行後七年を経て郡の統治が安定すると、郡役所の機構整理が検討されるようになったと推察される。郡役所の規模に見合った機構に再編し、郡経費の節減を図ったらしい。

一方、「秋田県郡役所処務規程」では、第八条で郡役所処務細則に盛り込むべき内容を次のように指示した。

文書ノ收受發送編纂保存ノ方法立案決裁ノ順序及職員心得當宿直ニ関スル件ハ郡役所処務細則中ニ之ヲ設ケ知事ノ認可ヲ受ク可シ郡役所処務細則では、文書收受・發送・編纂保存、立案決裁および職員心得、当宿直関係を定めることとされた。明治二十五年の「秋田県郡役所分課規程」では右の指示が無く、各郡役所の処務細則に章編成の違い等を生じさせた。その反省から、必要最低限の内容を予め規程で示したものと思われる。

明治三十一年～三十六年「郡役所処務細則改正ニ関スル綴」には、管内の九郡長から認可申請された郡役所処務細則が綴じられている。⁽¹⁴⁾「秋田県郡役所処務規程」第八条で指示された内容は、どの郡役所処務細則にも盛り込まれている。しかし、章編成と条数については、「平鹿郡役所処務細則」の全六章八七条や「北秋田郡役所処務細則」の全二章三四条など大きな違いが見られる。「郡制」施行

後七年を經過し、各郡の個性が顕著になったことを窺わせる。また、右簿冊の三十一年当時の記録には少なくとも、課制廃止に対する郡長達の批判は見られない。

ところが、翌明治三十二年三月十六日、「府県制」「郡制」が改正された。⁽¹⁵⁾「郡制」改正では、郡会議員の町村会複選制および大地主互選制を廃止し、新たに直接選挙制が導入された。郡会議員の選挙権者は直接国税三円以上納付者、被選挙権者は同五円以上納付者と定められた。これにより、郡会の支持基盤が自作農下層まで拡大された。⁽¹⁶⁾

「郡制」改正の事情として、公布以後の帝国議会における郡制批判が挙げられている。⁽¹⁷⁾明治二十五年と三十年には、郡制改正法律案が議会に提出された。批判の中心は、郡長の官選と郡会議員の町村会複選制および大地主互選制だった。また、「郡制」を施行した府県では、郡会議員の町村会複選制が町村議会の政党化を招いた一方、大地主が寄生地主化し在地名望家の属性を喪失する状況も進行していた。三十二年の「郡制」改正では、弊害の出ている郡会議員の町村会複選制と大地主互選制を廃し、郡会支持基盤を自作農下層まで拡げ地方名望家による支配秩序の補強が図られたのである。その結果、住民の自治権が一層拡大された形になった。

「郡制」改正では、郡長の郡会に対する権限が一部強化された。⁽¹⁸⁾直接選挙制導入による議決機関の拡大に対抗し、執行機関の優位を保つ必要からと考えられる。大島美津子氏は、政党政治化の動向に

対する官僚機構の強化を示した面として捉えている。¹⁰⁾

さて、秋田県では、「郡制」改正に対しどのような反応があっただろうか。明治三十二年九月、県庁で開催された郡長会議において、現行「秋田県郡役所処務規程」に關し、九郡長が連署で意見を具申した。「郡制」改正から約半年後のことである。翌年一月十一日、内務部長から各郡長へ、「秋田県郡役所処務規程」の改正につき照会された。これに対する由利郡長の回答には、左のように記されている。

……処務規程ニ関シテハ客年九月郡長県庁へ会同之席連署具申致シ置キタル通り郡役所各係分掌事件ハ総テ上席郡書記ニ合議セシムル事ト改ムルノ外……

三十二年九月の郡長会議では、各係の全分掌につき上席郡書記に合議することが連署具申された。「秋田県郡役所処務規程」では、上席郡書記への合議を重要事項八項目と定めていた。合議事項を各係の全分掌に拡大することで、上席郡書記の補佐役としての権限が一層強化される。また、北秋田郡長の回答には、左のように記される。

……客年九月同僚会同ノ際課ヲ復活シ課長ヲ置カントスルノ異見モアリタルモ……

上席郡書記から一歩進めて、課長の再設置を求める意見もあったことが分かる。郡長会議では、「秋田県郡役所処務規程」における課制の廃止が問題視されたようである。上席郡書記の権限強化や課長の再設置などの意見が出たのは、そのためだったろう。

明治三十三年一月十一日、内務部長から各郡長に宛てた照会の文案は左のとおりである。内務部第一課郡市町村係の熊井属により起草された。

郡役所処務細則改正ニ付各郡長ノ意見ヲ徴シ可然哉 仰哉
案
熊井

郡役所処務規程及処務細則等改正ノ内議有之候間現行ノ規程及細則ニ就キ更正ヲ要スヘキ修補ヲ要スヘキ廉有之候ハ、本月二十日限り詳細御申出相成度此段及照会候也

明治三十三年一月 日

内務部長

各郡長

文案中の線で消された箇所は、起案者による訂正である。訂正箇所を見ると、県庁でも「秋田県郡役所処務規程」の改正につき内議されたことが読み取れる。内議は、三十二年九月の郡長会議の後、年内に行なわれたと推定される。内議をうけて各郡長への照会が検討されたらしい。規程の改正につき各郡長に照会したことは、異例の措置だったと言えよう。

この照会に対する各郡長の回答および改正案は、前掲の明治三十一年～三十六年「郡役所処務細則改正ニ關スル綴」に綴じられている。鹿角郡長の回答に、現行「秋田県郡役所処務規程」に対する批判が見られるので紹介したい。

……現行規程ハ其旨趣稍簡ニシテ頗フル便ナルニ似タレトモ其実

却テ事務粗雑ニ流レ整理上欠点ヲ生スルノ嫌ナキヲ保シ難ク：

鹿角郡長は、現行規程の簡略さが事務処理の粗雑さにつながったことを指摘した。これは、明治二十五年の「秋田県郡役所分課規程」以来の問題だったと推察される。また、仙北郡長の回答には、現行規程に対する批判が長文で記されている。

現行規程ノ如ク郡衙百般ノ事務ヲ掌ケテ総テ郡長ノ直管整理スルモノトスルハ其名美ナルモ其実効却テ不可ナルモノアリ如何トナレハ一人ニテ細大ノ事務ヲ掌理スルカ如キハ普通人ノ為シ得サル所ナレハナリ仮令精力拔群ノモノアリテ之ヲ為ストスルモ其事務夥多繁劇ナル処務上熟考ノ余地ヲ存セサルヲ以テ緩急先後其宜シキヲ制シ郡務ノ大綱ヲ掌ルニ於テ蓋亦遺憾ナキヲ免レサルヘシ且郡長ニ亜キ一般ノ郡務ヲ調理スル責任ヲ帶フル郡書記ナキヲ以テ郡長出張巡回等ノ場合ハ事務調理上差支ヲ生スルコトナキヲ免カレス故ニ郡衙モ他ノ官所ノ知事ノ下ニ書記官ヲ置キ町村長ノ下ニ助役ヲ置クカ如キノ組織ヲ為サハ事務処弁上ニ於テ得ル処ノ利益蓋尠カラサルヘシ是意見書中課ヲ設ケ課長ヲ置キ課務ヲ掌理セシメントスル所以ナリ

郡長による直轄体制に無理が多いことを指摘した上で、補佐役として課長の配置を提案している。三十二年の郡長会議でも、仙北郡長は、課を復活し課長を再設置する意見を主張または支持していたと推察される。少なくとも、郡長による直轄体制を負担に感じていたことは確かである。

では、明治三十二年九月になって、前年四月制定の「秋田県郡役所処務規程」に対する批判が郡長達から上がったのは何故だろうか。批判の中心は、課制の廃止とそれに伴う郡長の直轄体制だった。原因として、機構改正後一年半の運用で、郡長による直轄体制の弊害が顕著になったことを挙げたい。前掲した仙北郡長の回答から、郡役所現場での弊害発生の実態を窺える。そして、三十二年三月の「郡制」改正が、郡長達の危機感の背景として考えられる。「郡制」改正により、郡会の支持基盤は自作農下層まで拡大された。「郡制」改正において、郡長の郡会に対する権限が一部強化された経緯は前述した通りである。執行機関の議決機関に対する優位を維持する必要からだった。ところが、「郡制」改正前に制定された「秋田県郡役所処務規程」では、課制を廃止し郡役所の機構を単純化していた。「郡制」改正後、現行機構によって執行機関の優位を維持できるか危惧する郡長が現れたとしても不思議ではない。そのため、九月の郡長会議では、補佐役として上席郡書記の権限を拡大し、執行機関を体制強化することが意見具申されたと考えられる。具申の後、現行規程の改正が内議されたのは、県庁内でも郡役所の機構に対し同様の危惧を持ったためと推察される。

さて、九郡長が提出した改正案の傾向を分析してみよう。改正案の内容は、課制復活派と係制維持派に大きく二分された。前者は鹿角・山本・仙北・平鹿の四郡長案、後者は北秋田・南秋田・河辺・由利・雄勝の五郡長案である。課制復活派の仙北郡長は、郡長の補

佐以外にも、次のような理由を挙げている。

……意見書中課長ニ督励ノ権ヲ与ヘ係中上席者ニ掌理ノ責務ヲ負
ハシメタルモノ職務上此秩序ヲ勵行セシメテ事務渋滞ノ弊ヲ防
カントスルニアリ

課長を配置することで、郡役所内の職階制に基づく秩序を整備し、事務の渋滞を防ぐことが目指された。一方、係制維持派の北秋田郡長は次のように記している。

……事務ノ繁劇ニ比シ郡經費ノ之ニ伴ハサルノ感有之候得共現今
ニ於ケル予算額ノ範圍ニ於テ事務ヲ処弁セントスレハ現行規定ノ
各係ヲ併合シ吏員ヲ減少スルノ策ヲ講セサルヘカラス……

郡經費の節減を主眼とし、機構のさらなる縮小と職員の削減を求めている。北秋田郡長は、上席郡書記への合議の省略も改正案に入れた。また、河辺郡長と由利郡長は、現行規程を改正不要としている。

各郡長の意見は、課制復活派と係制維持派に割れた上、各派の中でも考え方に幅があったようである。その後、県は「秋田県郡役所処務規程」の改正作業を中止したらしい。⁽¹²⁾ 改正作業の中止は、郡長達の意見が二分したことを重大視したためと考えられる。郡役所の現場では、機構縮小による郡經費節減を優先する考え方も少数派ではなかった。その後、「秋田県郡役所処務規程」の改正で、課制を復活することは遂に無かった。

また、明治三十六年十一月三十日、「土木方面担当処務心得」制定により、県内の工事施行区画が八方面から五方面に再編された。⁽¹³⁾

各方面の事務所が郡役所内に併置されていたかは不明である。

c 大正二年「地方官官制」改正下

明治三十八年四月十九日「地方官官制」が全面改正された。⁽¹⁴⁾ 府県の機構は、知事官房と第一部～第四部に再編された。郡長には、町村長の処分を取り消し、停止する権限が新たに与えられた。町村行政に対する指揮監督権が強化されている。

秋田県では、明治三十八年「地方官官制」改正下において、郡役所の機構改正は実施されていない。

その後、明治三十八年九月二日、「土木方面担当処務心得」改正により、県内の工事施行区画が五方面から三方面に再編された。⁽¹⁵⁾ 三十九年三月三十一日、「秋田県土工区規程」の制定で土木方面が土工区とされ、内務部土木課の管轄下に置かれた。⁽¹⁶⁾ 四十三年四月十九日の改正で、三土工区が五土工区に再編され、平鹿・由利・北秋田・鹿角の四郡役所と県庁内に事務所を置いた。⁽¹⁷⁾ 同年十二月二日の再改正で六土工区に再編され、平鹿・仙北・由利・北秋田・鹿角の五郡役所と県庁内に事務所を置いている。⁽¹⁸⁾

この間、明治四十年七月十三日、「地方官官制」の部分改正により、府県の機構が知事官房と内務部・警察部に再編された。⁽¹⁹⁾ その後、「地方官官制」は大正二年六月十三日に全面改正されたが、府県の機構に変化は無い。⁽²⁰⁾ また、郡長に関する規定も、明治三十八年改正時のままである。

秋田県では、大正二年「地方官官制」下において、郡役所の機構

改正が一回実施されている。六年十二月十一日の「秋田県郡役所処務規程」改正によるもので、これが最後の機構改正となった。^⑩ 前回の機構改正から二〇年近くを経過していた。対応する「秋田県処務細則」の改正は無い。

分課は図11の形になる。従前の七係制が四係制に再編された。各係の再編状況を見てみよう。まず、従前の文書係が庶務係に統合された。ただし、庶務係の分掌中では旧文書係のものを筆頭に置いて文書管理を重視している。また、従前の学務掛と兵事係、税務係と会計係を統合し、それぞれ教兵係と財務係とした。従前の農商係は勸業係に改称された。

図11 大正6年の郡役所の職務分課（12・11改定）



大正六年十二月十一日の機構改正は、同年六月十三日に開催された郡市長会議での事務改善案を反映していたと考えられる。^⑪ 郡市長会議では、郡長および市長から行政全般にわたる事務改善案を提出させた。各郡長からの提案には、郡役所の機構再編に関する内容も含まれていた。平鹿郡長の場合、庶務・教兵・勸業・会計の四係制

を提案した。また、由利郡長と雄勝郡長は、庶務・教兵・農商・会計の四係制とともに提案している。三郡長案ともほぼ同じ内容であり、十二月の機構改正の原型になった可能性が高い。郡役所の機構縮小は、現場の郡長達の意見がある程度取り入れた結果と言えよう。

では、大正六年当時、郡役所の機構縮小が求められた理由を考えてみたい。全国的な背景として、明治三十七年十二月以来、帝国議会に提出されていた郡制廃止法律案の存在がある。^⑫ 郡を廃止する論拠の一つには、郡独自の事業の少なさもあった。大正三年にも郡制廃止法律案が提出された。この時作成された『第三十一議会郡制存廃ニ関スル参考書』に、「郡制存廃ニ関スル地方長官意見摘要」が収録されている。^⑬ 郡制を廃止することの可否につき地方長官の意見を聴取した資料であり、各府県別に意見を要約してある。秋田県知事は、郡制廃止を支持し、その理由を左のように述べている。

郡ノ施設経営ニ俟ツモノ極メテ少ナク現ニ経営中ノ事業ノ如キモ府県若クハ町村組合ニ移シテ可ナリ、存置ノ為メ却テ地方ノ負担ヲ増加ス

郡独自の事業が極めて少ないことを理由に、府県または町村組合に移管すべきことを主張している。秋田県が大正三年に右の認識だったとすれば、六年に郡役所の機構を縮小したことも理解できる。

一方、郡役所の現場から見た場合、郡経費節減が機構縮小を求めた理由として挙げられる。前述のとおり、明治三十三年一月に北秋

田郡長が経費節減の立場から郡役所の係統合を提案した。既に明治三十年代から、機構を縮小し経費節減を図る意見が郡役所の中に存在したことになる。郡が課税権の無い不完全な自治体だったことに関わる根元的な問題だった。三十三年一月、準則改正の照会に対し、係制維持派の意見が課制復活派に拮抗したことは、右からも説明できよう。大正六年六月に由利・平鹿・雄勝の三郡長が事務改善案を提出した頃は、郡役所に係制も定着していた。そして、財政難の中、機構縮小を求める現実的な意見が主流になっていったものと推察される。県が郡制廃止の支持に傾いていたことも背景に考えたい。

3 「郡制」廃止後

明治三十七年十二月二十四日、第二回帝国議会で郡制廃止法律案が初めて提出された。日露戦争の最中であり、二十三年の「郡制」公布から一四年余を経過していた。戦時中における民力休養のための行政簡素化が直接の理由だった。三十九年には、日露戦後経営の財政緊縮を目的に、再び郡制廃止法律案が提出された¹³⁵。その後、明治四十年、大正三年、同十年に郡制廃止法律案が提出されている。郡制廃止法律案は、原敬ら政党勢力と山県有朋ら官僚勢力の重要な争点でもあった。郡制廃止法律案により、山県系官僚勢力の地方拠点である郡の掘り崩しが図られたのである¹³⁶。大正十二年三月の第四回帝国議会において、原内閣から郡制廃止法律案が提出され、短時日で可決された。そして、四月十一日に「郡制廃止二関スル件」が法律で公布された¹³⁷。

「郡制」廃止の背景として、第一次世界大戦後の社会的変化が指摘されている¹³⁸。大正七年を転機として小作人の運動が活発化し、郡長の力では対応困難になっていた。そうした状況下、大戦後の都市下の進捗とともに、地方財政が急激に膨張し窮乏化の一途をたどった。政府は打開策として、国庫補助金制度を運営すると同時に、地方財政緊縮のため地方官僚機構の再編成を行なった。「郡制」廃止はその一環であったという。

大正十二年三月十五日の勅令第四号により、同年四月一日をもって地方自治体としての郡が廃止されることとなった¹³⁹。四月一日以後、各府県内の郡は「郡制」施行以前の行政区画に復した。「郡制」公布から三三年後のことである。

では、「郡制」廃止後の秋田県内の郡役所を見てみよう。大正十二年四月一日以後、郡役所は県庁内務部の出先機関になった。その後、十五年七月一日に廃止されるまで三年三か月の間存続している。また、「郡制」廃止後も「秋田県郡役所処務規程」の改正は行なわれていない。そのため、郡役所の職務分課は、庶務・教員・勸業・財務の四係制のままだった。「郡制」廃止は、郡役所の職務分課に影響を与えなかったことになる。「郡制」廃止の前後で、郡役所が県庁内務部の地方事務を処理する実態に変わらなかったためだろう。

また、大正十三年三月二十八日、「秋田県土工区規程」の同月三十一日限りの廃止が決定された¹⁴⁰。前年十二月の県会で、十三年度以

降の県道改修工事の継続費が打ち切られたためである。四郡役所および県庁内に置かれていた土工区は廃止された。同日、「土木課郡駐在員規程」が制定され、内務部土木課の職員が郡役所に駐在する形となった。⁽¹⁴⁾

そして、大正十五年六月四日、「地方官官制」の全面改正により、郡長と島司を廃止し、島地また交通不便の地に府県支庁を置くことが定められた。⁽¹⁵⁾これに伴い郡役所も廃止となった。知事の職権に属する事務の一部は、支庁長、警察署長、市町村長に委任し得ると規定された。郡長の廃止によって、郡長への委任事務が町村長におろされた形である。また、知事は行政事務につき、市長のほか町村長をも指揮監督することになった。郡役所の廃止は、附則の定めにより七月一日に実施された。

秋田県では、大正十五年七月一日に管内の郡役所を廃止し、その所轄事項を知事官房・内務部・学務部の各課へ移管した。郡役所は、明治十二年の設置以来半世紀にわたり県庁と町村役場の間の地方行政官庁として機能してきたが、ここに幕を閉じた。

最後に、郡役所の後継機関につき整理しておきたい。大正十五年六月三十日、「秋田県土工区事務所規程」が制定され、内務部土木課の出先機関として土工区を管内九箇所に設置した。⁽¹⁶⁾七月一日の郡役所廃止に伴い土工区が復活している。昭和二年六月二十一日には、土工区事務所が土木事務所へ改称された。⁽¹⁷⁾また、七年六月十七日に「秋田県財務出張所規程」および「秋田県財務出張所規

程」が制定され、管内九郡に財務出張所が設置された。⁽¹⁸⁾財務出張所は内務部庶務課の主管下で県税および税外収入に関する事務を処理した。財務出張所の設置に関する「地方官官制」の部分改正は無く、秋田県独自の出先機関だった可能性もある。

昭和十二年七月七日の日中戦争勃発により、地方官庁機構の戦時体制への再編が始まった。⁽¹⁹⁾秋田県では、十五年三月五日の「秋田県郡事務所規程」制定により、管内九郡に郡事務所が設置された。⁽²⁰⁾郡事務所は、各郡に置かれていた財務出張所を統合し、国民精神総動員ほか財務および産業指導に関する事務を分掌した。組織機構として、庶務・財務・産業の三係が設けられた。郡役所廃止前の庶務・教兵・勸業・財務の四係制に似通った分課である。郡事務所は、かつての郡役所の実質的な後継機関だったと言えるだろう。これによって、大正十五年の郡役所廃止、昭和四年の地方制度改正で強化された地方分権体制が中央集権体制に逆行する形となった。「地方官官制」には郡事務所に関する規定は無く、秋田県独自の地方機関だった可能性がある。

昭和十六年十二月八日、太平洋戦争が開始された。開戦から半年経過した十七年六月十三日、「地方官官制」の部分改正により各府県の管内須要地に地方事務所を置くことが定められた。⁽²¹⁾地方事務所は、戦時体制下で町村を指揮監督して国策の浸透と行政能率の促進を図ることを目的とした。秋田県においては、七月一日の「秋田県地方事務所規程」により、郡事務所が土木事務所を統合し地方

事務所に発展した。⁽¹⁸⁾ 地方事務所の組織機構は、総務課（庶務、財務の二係）・学務課（教育、社会教育の二係）・兵事厚生課（兵事、厚生⁽¹⁹⁾の二係）・経済課（勸業、統制の二係）・土木課（土木係）の五課九係である。従前の郡事務所と比較し格段に整備された。

郡役所の後継機関は戦時体制下で設置された。地方事務所は戦後も存続している。

結びにかえて

以上、明治十二年から大正十五年まで郡役所の職務分課の変遷をたどってきた。秋田県の郡役所は、「郡区町村編成法」下と「郡制」下において計八回の機構改正を経た。郡役所文書群が完全に近い形で残っている場合、理論的には階層構造の経年変化で八期に時期区分できる筈である。⁽²⁰⁾ が、実際の残存状況からは、必ずしも理論どおりにゆかないことが予想される。

また、秋田県の事例から、郡役所の職務分課について次の三点を特徴として挙げる事ができよう。第一点は、郡役所の職務分課が郡長への特別分任条件を遂行する目的で設定されたことである。具体的には、郡役所が県庁各部課の地方事務を分任した。ただし、収税、警察、監獄は独自の地方統治体系をもった。第二点は、県が管内の郡役所の職務分課を画一化したことである。各郡長は、県の制定した準則に基づき郡役所処務細則で分課を制定した。中央集権的

な統治の便宜上から機構の画一化が必要であった。第三点は、郡役所の規模に見合った形に職務分課が整理される傾向にあったことである。「郡区町村編成法」下でも「郡制」下でも、次第に機構が縮小整理されていった。以上の三点は、他府県の郡役所にも共通する特徴ではないかと思われる。

今後、郡役所の職務分課につき右のことを検証するには、他府県の事例分析も必要になる。例えば、同時期の秋田県と愛知県を比較すると、郡役所の職務分課が多少異なる。⁽²¹⁾ 職務分課の違いには、「郡制」施行の時期以外にも、様々な地域的事情が関係していたと考えられる。

註

- (1) 告示第三四九号（明治三十九年十一月二十七日「秋田県報」第二一三三号）山本郡役所は、明治三十九年十一月九日の火災で三十七年以前の公文書を全焼した。以降の公文書の所在については現在のところ不明である。
- (2) 告示第一号（大正十一年一月六日「秋田県報」第九五九号）南秋田郡役所は、大正十一年一月二日の火災で焼失した。
- (3) 大正十五年十一月十六日「秋田魁新報」第二二七五〇号（秋田県立図書館所蔵）平鹿郡役所は、大正十五年七月一日の郡役所廃止後、十一月十五日の火災で公文書を全焼した。出火原因は、残務処理で夜業した後の飲酒による火の不始末と報道された。
- (4) 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」（秋田県公文書館研究紀要）創刊号（一九九五年）、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」（『同』第九号（二〇〇三年）、「昭和

- 戦前期秋田県の職務分課の変遷について」(『同』第十号 二〇〇四年)
- (5) 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に關する一考察」(『秋田県公文書館研究紀要』第七号 二〇〇一年)
- (6) 鈴江英一「近現代史料の管理と史料認識」(北海道大学図書刊行会 二〇〇二年) 四二五～四三九頁
- (7) 『秋田県庁文書群目録』第一～三集(秋田県公文書館 二〇〇四～二〇〇六年) 以後続刊
- (8) 大島太郎「地方制度(法体制準備期)」(『講座日本近代法発達史』5、勁草書房 一九五八年)、『日本地方行政史序説』(未來社一九六八年)、宮本憲一「郡制廃止と町村合併」(島恭彦編『町村合併と農村の変貌』、有斐閣 一九五八年)、大島美津子「地方制度(法体制確立期)」(『講座日本近代法発達史』8、勁草書房一九五九年)、「地方政治」(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、日本評論社 一九八一年)、「明治国家と地域社会」(岩波書店 一九九四年)、亀卦川浩「地方制度小史」(勁草書房 一九六二年)、『明治地方制度成立史』(柏書房 一九六七年)、石川文夫「近代日本の名望家と自治」(木鐸社 一九八七年)、大石嘉一郎「近代日本の地方自治」(東京大学出版会 一九九〇年)、山中永之佑「日本近代国家の形成と官僚制」(弘文堂 一九七四年)、『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂 一九九〇年)、『日本近代地方自治制と国家』(同 一九九九年)、高久嶺之介「近代日本の地域社会と名望家」(柏書房 一九九七年) ほか
- (9) 上條宏之「郡役所文書」(『日本古文书学講座』第九卷近代編Ⅰ、雄山閣出版 一九七九年)
- (10) 小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」(『双文』第五号、群馬県立文書館 一九八八年)、「同(二)」(『同』第六号、同 一九八九年)
- (11) 伊藤康「近代郡制度に關する一考察―再置県鳥取を事例として―」(『平成十一年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』、国立公文書館 二〇〇〇年)
- (12) 石倉光男「神奈川県管内郡役所史料について」(『神奈川県公文書館研究紀要』第三号、二〇〇一年)
- (13) 山崎一郎「明治～昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」(『歴史学研究』第七九〇号、青木書店二〇〇四年七月)、「安藤紀一『旧郡衙記録保存之件建議』―大正十五年の郡役所廃止時における文書保存の要望書―」(『山口県文書館研究紀要』第三号、二〇〇六年)
- (14) 矢切努「近代大阪府の郡役所」(『大阪あゝかいぶず』第三八号、大阪府公文書館 二〇〇六年九月)
- (15) 清水善仁「明治期の郡区役所における文書管理について―郡区町村編制法期の東京府を中心として―」(『中央大学大学院研究年報』三四 文学研究科編、二〇〇五年)、栃木智子「郡役所文書の引継・廃棄目録について」(『近代史料研究』第六号 日本近代史研究会、二〇〇六年)
- (16) 高橋前掲論文、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」、『昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について』、『明治前期秋田県の文書管理制度の成立について』(『秋田県公文書館研究紀要』第十一号、二〇〇五年)、『明治後期秋田県の文書管理制度の確立について』(『同』第十二号、二〇〇六年)
- (17) 上條、前掲論文 上條氏も「郡政の成立から廃止までの推移を知る基本文書は、府県の達・訓令・訓示、法規類である」と述べている。ただし、「郡役所の組織・職制・施設」を知る史料として『郡会沿革史』や『職員録』を最初に挙げており、基本史料と補完史料の区別がいまひとつ曖昧な印象をうける。
- (18) 佐藤隆「秋田県布達集について」(『秋田県公文書館研究紀要』第三号、一九九七年)
- (19) 甲第一号(明治十二年「本県達留」一月甲一号カラ六月百号マテ広告論達等附之 共三 九三〇一〇三一―一〇四六)

- (20) 庁第一号(明治十九年「庁中達」 九三〇一〇三十一〇九八六)
 ↓内務部庶務課(明治四十年七月十五日)
- (21) 庁第一号(同)
- (22) 庁第五〇号(明治二十二年分「庁中達綴」 九三〇一〇三十一一〇〇一)
 ↓内務部庶務課(明治四十年七月十五日)
- (23) 訓令第八六号(明治二十二年五月十五日「県報」第一号)
- (24) 明治二十二年五月十一日訓令第七六号(明治二十二年分「庁中達綴」 九三〇一〇三十一一〇〇一)
- (25) 「丙号達留」「本県達留」「本県訓令留」「秋田県報」は、「秋田県庁文書群目録」で使用したシリーズ名である。「丙号達留」のシリーズに分類された簿冊は、実際には「丙号達留」「丙号達」などの表題である。「本県達留」のシリーズの場合は「本県達留」「本県達書留」「秋田県達」「本県訓令留」のシリーズの場合は「本県訓令留」「秋田県訓令」などが実際の簿冊表題である。また、「県報」は明治三十二年七月七日第一三七四号より名称を「秋田県報」に改めた。本稿中では、基本史料名を「秋田県庁文書群目録」のシリーズ名に統一し、同目録での検索の便を図った。
- (26) 明治四十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三十一一二〇三三)
 「秋田県沿革史稿」は明治四年から二十二年までの沿革をまとめた小編纂物。二十三、四年をまとめた「秋田県沿革史草案」(九三〇一〇三十一一五五)とともに「秋田県沿革誌」として編纂された。「秋田県沿革史稿」は、部門を設けず編年体で記述されている。二十二年までの県の職務分課を調査する際には、必須の参照史料の一つとされている。
- (27) 郡役所が設置されていた期間、県庁で郡市町村行政の監督を担当した部課の変遷は以下の通りである。庶務課諸務掛(明治十一年十二月六日)↓庶務課庶務掛(明治十四年九月二日)↓庶務課第一部(明治十八年九月十二日)↓庶務課庶務部(明治十九年四月八日)↓第一部庶務課(明治十九年九月八日)↓内務部第一課郡市町村係(明治二十三年十一月十五日)↓第一部地方課(明治三十八年四月二十五日)
- (28) ↓内務部庶務課(明治四十年七月十五日)
- (29) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三十一〇二二三)
 明治二十五年改定「郡役所処務細則」(九三〇一〇三十一〇二二三)
- (30) 明治四十四年「郡役所事務検閲復命書」(九三〇一〇三十一〇三三三八)、大正五年「由利郡役所検閲書類」(九三〇一〇三十一〇三三五)、大正七年「南秋田郡役所検閲書類」(九三〇一〇三十一〇三三五)、大正八年「仙北郡役所検閲書類」(九三〇一〇三十一〇三三八)
- (31) 明治十一年七月二十二日太政官布告第一七、一八、一九号(明治十一年「法令全書」)
- (32) 『国史大辞典』第四卷(吉川弘文館 一九八四年) 九九五～九九六頁
- (33) 明治二十三年五月十七日法律第三六号(明治二十三年「法令全書」)
- (34) 島海靖・松尾正人・小風秀雄編『日本近代史研究事典』(東京堂出版 一九九九年) 一四二頁
- (35) 大正十二年三月十五日勅令第四四号(大正十二年「法令全書」)
- (36) 大正十五年六月四日勅令第一四七号(大正十五年「法令全書」)
- (37) 亀卦川、前掲書 七七頁 「府県制と郡制は、それぞれ府県および郡の基本法規として公布されたものであるが、それは市町村に対する市町村制の関係とは、いささか異なるものがある。即ち市町村に関する法規は、すべて市町村制にもられているが、府県および郡の場合は、執行機関に関する規定の一部は、地方官官制に定められているのである。このことは、府県および郡の首長が国の官吏をもってこれにあてられていたことによるものに外ならない。」
- (38) 『国史大辞典』第四卷 一〇六〇頁
- (39) 山中永之祐「近代日本の地方制度と名望家」 六三頁
- (40) 明治十一年七月二十五日太政官達第三二二号(明治十一年「法令全書」)
- (41) 甲第二号(明治十二年「本県達留」 一月甲一号カラ六月百号マテ広

- 告諭達等附之 共三 九三〇一〇三十一一〇四六)
- (42) 『秋田県史』第五卷明治編(秋田県 一九六四年) 一二九頁
- (43) 同右 一三九〜一四〇頁 鹿角郡を北秋田郡に編入する案では、郡役所所在地は二郡の中心で旧来から二大区の区役所所在地だった大館町をあてる計画だった。ところが、内務省の認可を得た九郡案では、北秋田郡役所の位置は、一郡の地勢民情を考慮せねばならないので、南北比内および阿仁を含む郡の中心である鷹巣村に決定された。鹿角郡役所の位置は花輪村とされた。河辺郡を南秋田郡に編入する案では、郡役所所在地に秋田町をあてる計画だった。その後、九郡案でも南秋田郡役所は秋田町に置かれたが、河辺郡役所の位置は牛島村とされた。
- (44) 触示第三七八番(明治十一年「本県触示留」十月三百一番ヨリ十二月三百九十一番マテ 四号 九三〇一〇三十一一五五六)
- (45) 触示第三七九番(同)
- (46) 触示第三八〇番(同)
- (47) 甲第二号(明治十二年「本県達留」一月甲一号カラ六月百号マテ広告諭達等附之 共三 九三〇一〇三十一一〇四六)
- (48) 乙第一八四番(明治十一年「秋田県布達集」 秋田県立図書館所蔵)
- (49) 明治十二年「事務簿」官規(九三〇一〇三十一一七六五)
- (50) 明治十二年四月「秋田県通常会議事録」巻三(秋田県議会議事務局所蔵)
- (51) 明治十三年「丙号達留」二冊之内 自第壹号至第三百三十三号(九三〇一〇三十一一〇九六七)
- (52) 明治十二年七月二十一日甲第一二六号「虎烈刺病予防」(明治十三年「本県布達留」五月甲百一号ヨリ九月百六十号マテ 広告諭達等附之九三〇一〇三十一一〇四五)
- (53) 明治四十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三十一一二三〇三)
- (54) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三十一一〇九八一)
- (55) 高橋、前掲論文
- (56) 『国史大辞典』第四卷 一〇三七頁
- (57) 山中永之佑「近代日本の地方制度と名望家」七九〜八〇頁
- (58) 明治十六年二月二十一日太政官達第一〇号(明治十六年「法令全書」)
- (59) 『秋田市史』第四卷近代I通史編(秋田市 二〇〇四年) 一四〇〜一四三頁
- (60) 明治十七年一月更正「上局備官員録」(明治十一年五月〜十八年八月「秋田県官員録」 九三〇一〇二一三〇一四四) 明治十七年一月時点における各郡役所の職員規模(郡長、郡書記)は以下の通りである。鹿角郡七人、山本郡九人、北秋田郡十二人、南秋田郡一九人、河辺郡一三人、由利郡一三人、仙北郡一五人、平鹿郡一三人、雄勝郡九人
- (61) 丙第二五九番(明治十七年六月十三日〜二月十三日「丙号達」自百廿二号至第三百二拾八号 式番 九三〇一〇三十一一〇九七二)
- (62) 明治十八年「事務簿」官規(九三〇一〇三十一一七六九)
- (63) 明治十五年九月十二日甲第一二八号(明治十五年「本県布達留」六月甲百一号ヨリ十二月甲百七十号マテ 丁号附之 式号 九三〇一〇三十一一〇五八)
- (64) 明治十九年七月二十日勅令第五四号(明治十九年「法令全書」)
- (65) 大島太郎「地方制度(法体制準備期)」
- (66) 高橋、前掲論文
- (67) 庁令第三号(明治十九年「庁中達」 九三〇一〇三十一一〇九八六)
- (68) 秋田県達第一〇八号(明治十九年「秋田県達」 九三〇一〇三十一一〇九〇)
- (69) 庁第五号「秋田県収税部処務細則」(明治十九年「庁中達」 九三〇一〇三十一一〇九八六)
- (70) 庁第三二号「秋田県警察処務細則」(同)
- (71) 達第一二三号(明治十九年「秋田県達」 九三〇一〇三十一一〇九〇)

- (87) 公益を害するか、成規違反または権限侵犯と認められた場合は、取り消しまたは中止命令をうけた。
- (88) 訓令甲第一七一号(明治二十三年十月二十八日「県報」第二二三号)
- (89) 訓令甲第二九七号(明治二十三年十一月六日「県報」号外)
- (90) 訓令甲第三二二号(明治二十三年十一月十五日「県報」号外)
- (91) 明治二十三年七月一日内務省訓第四二七号(明治二十三年「各大臣訓令編冊」九三〇一〇三一―一六一九)
- (92) 『日本近代史研究事典』一四二頁
- (93) 『秋田県史』第五卷明治編 二八七―二九一頁
- (94) 明治二十四年三月二十八日内務省訓第二六五号(明治二十四年「各大臣訓令編冊」九三〇一〇三一―一六三二)
- (95) 訓令乙第三七号(明治二十四年「乙号秋田県訓令」九三〇一〇三一―一一〇八)
- (96) 告示第四〇号(明治二十四年三月三十日「県報」号外)
- (97) 告示第八〇号(明治二十四年七月二日「県報」第三二三号附録)
- (98) 『自治五十年史』制度篇(良書普及会 一九四〇年)三五一―三五二頁 青森県・秋田県・山形県・福井県・長野県・愛知県・徳島県・高知県・大分県(明治二十四年四月一日「郡制」施行)、石川県(同年七月一日施行)、山梨県(同年八月一日施行)、宮城県(明治二十七年四月一日施行)
- (99) 訓令甲第五九号(明治二十五年三月三十日「県報」第四三三三号)
- (100) 明治二十一年四月五日庁第五三三号「警察署分署処務細則」(『現行秋田県法規』下、秋田県 一八八九、国立国会図書館所蔵)
- (101) 明治二十五年八月五日内務大臣訓令第五一〇号(明治二十五年「各大臣訓令編冊」九三〇一〇三一―一六三三)
- (102) 拙稿「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」 知事官房秘書係が官印県印および秘密文書の管守、往復係が一般文書の收受発送を分掌した。編纂保存は、内務部第一課庶務係の分掌である。
- (103) 明治二十五年改定「郡役所処務細則纏」(九三〇一〇三一―〇一二三三)
- (104) 明治二十六年十月三十一日勅令第一六二号(明治二十六年「法令全書」)
- (105) 訓令甲第一六七号(明治二十六年十二月六日「県報」第六六一号)
- (106) 訓令甲第一七一号(明治二十六年十二月二十五日「県報」第一七一号)
- (107) 第一方面(南秋田郡、山本郡、秋田市) 第二方面(北秋田郡、鹿角郡)、第三方面(仙北郡、河辺郡)、第四方面(平鹿郡、雄勝郡)、第
- (81) 鷹巣土木課出張所(北秋田郡役所内)が北秋田・鹿角・山本郡内、本荘土木課出張所が由利郡内、横手土木課出張所(平鹿郡役所内)が雄勝・平鹿・仙北郡内の土木工事をそれぞれ管轄した。
- (82) 『国史大辞典』第四卷 一〇三七―一〇三八頁
- (83) 亀卦川、前掲書 七七頁
- (84) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』九三―九四頁
- (85) 同 六三―六六、八〇―八二、八六―八七、九二頁
- (86) 明治二十三年十月十一日勅令第二二五号(明治二十三年「法令全書」)
- (79) 告示第四七号(明治二十二年六月十七日「県報」第一五号)
- (80) 訓令甲第一八八号(明治二十三年三月十一日「県報」第二二二号)
- (76) 訓令甲第一三九号(明治二十二年七月一日「県報」第二二二号)
- (77) 明治二十二年五月八日勅令第六三三号(明治二十二年「法令全書」)
- (78) 訓令甲第一二四号(明治二十二年六月二十六日「県報」第一九号)
- (75) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三一―〇二二二三)
- (74) 訓令第四五号(明治二十二年「秋田県訓令」九三〇一〇三一―一一〇六)
- (73) 庁第一六五号(明治二十年「庁中令達綴」九三〇一〇三一―〇九八九)
- (72) 庁第五号(明治十九年「庁中達」九三〇一〇三一―〇九八六)

- 五方面（由利郡）
- (108) 訓令甲第三二二号（明治二十九年三月七日「県報」第九四〇号）第一方面（南秋田郡、河辺郡、由利郡、秋田市）、第二方面（山本郡、北秋田郡、鹿角郡）、第三方面（仙北郡、平鹿郡、雄勝郡）
- (109) 訓令甲第一三三三号（明治三十九年九月十六日「県報」号外）秋田方面（秋田市、南秋田郡、河辺郡、由利郡大正寺村、山本方面（山本郡、北秋田方面（北秋田郡）、鹿角方面（鹿角郡）、仙北方面（仙北郡）、平鹿方面（平鹿郡）、雄勝方面（雄勝郡）、由利方面（由利郡、大正寺村を除く）
- (110) 明治二十九年十月二十一日勅令第三三七号（明治二十九年「法令全書」）
- (111) 訓令甲第六五号（明治三十一年四月一日「県報」第二二四三号）
- (112) 訓令甲第六四号（同）
- (113) 一 郡令、訓令、告示、内訓及規則ノ創定改廃ニ関スル件、二 閣省大臣及県知事ニ対スル稟申案、三 法律命令ノ施行順序及其疑義ニ関スル件、四 訴願訴訟ニ関スル件、五 郡会及郡参事会ニ提出スヘキ議案、六 金銭ノ収納及支払ニ関スル切符、七 上席郡書記ノ名ヲ以テ往復スル件、八 其他重要ノ事件
- (114) 明治三十一年〜三十六年「郡役所処務細則改正ニ関スル綴」（九三〇一〇三一〇一二六一）
- (115) 明治三十二年三月十六日法律第六四、六五号（明治三十二年「法令全書」）
- (116) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』一三五〜一三六頁
- (117) 同 一三一〜一三六頁
- (118) 亀卦川、前掲書 一〇四〜一〇五、一一四頁 郡長が期日を定めて、郡会の停会を命ずることができる旨の規定を新たに設けた。また郡参事会の権限に属する事項は、その議決により郡長が専決処分し得ることとなった。また旧法では、郡会または郡参事会の議決が、その権限を超えるか法律・命令に背くと認める時、郡長に議決の取り

- 消しを認めたが、新法では「議決」の他に「選挙」を加えた。
- (119) 大島美津子、前掲書 五九頁
- (120) 鹿角郡長案は、庶務課（文書、庶務、兵事、衛生の四係）、財務課（農商、税務、会計の三係）、学務課。山本郡長案は、第一課（文書、庶務、兵事、学務の四係）、第二課（農工商、税務、会計の三係）。仙北郡長案は、第一課（文書、庶務、兵事、学務の四係）、第二課（農商、税務、会計の三係）。平鹿郡長案は、郡長官房（秘書、往復の二係）、経理部（庶務、兵事、学務、衛生、農商、財務の六係）。
- (121) 北秋田郡長案は、第一〜第五の五係。南秋田郡長案は、第一〜第三の三係。雄勝郡長案は、庶務、兵事、学務、衛生、農商、税務、会計の七係。河辺郡長案と由利郡長案は現行規程の改正必要なし。
- (122) 明治三十一年〜三十六年「郡役所処務細則改正ニ関スル綴」（九三〇一〇三一〇一二六一） 明治三十四年十二月、由利郡長が郡役所処務細則の改正につき内務部長に認可申請している。これに対し、内務部第一課郡市町村係では、「当時処務規程ヲ改正スヘキ見込ニテ取調中ナルヲ以テ差扣ヘキ旨通牒致置候得共」別段の差し支えも無いとし認可の起案をした。三十三年一月当時は「秋田県郡役所処務規程」を改正する調査中で、由利郡長からの郡役所処務細則改正の申請を差し控えさせた。が、改正作業を中止したため、三十四年十二月の申請時には認可を与えている。
- (123) 訓令甲第五一号（明治三十六年十一月三十日「秋田県報」号外）第一方面（平鹿郡、雄勝郡）、第二方面（仙北郡）、第三方面（秋田市、河辺郡、由利郡）、第四方面（南秋田郡、山本郡）、第五方面（北秋田郡、鹿角郡）
- (124) 明治三十八年四月十九日勅令第一四七号（明治三十八年「法令全書」）
- (125) 訓令甲第五六号（明治三十八年九月二日「秋田県報」号外）第一方面（仙北郡、平鹿郡、雄勝郡）、第二方面（南秋田郡、河辺郡、由利郡、秋田市）、第三方面（北秋田郡、鹿角郡、山本郡）

- (126) 県令第二六号(明治三十九年三月三十一日「秋田県報」号外)
- (127) 県令第三四号(明治四十三年四月十九日「秋田県報」第二四七六号) 第一土工区(雄勝郡、平鹿郡)、第二土工区(仙北郡)、第三土工区(河辺郡、南秋田郡、秋田市、事務所は秋田県庁内)、第四土工区(山本郡、北秋田郡)、第五土工区(鹿角郡)
- (128) 県令第一一五号(明治四十三年十二月二日「秋田県報」第二五四七号) 第一土工区(雄勝郡、平鹿郡)、第二土工区(仙北郡)、第三土工区(秋田市、河辺郡、南秋田郡、事務所は秋田県庁内)、大土工区(由利郡)、第五土工区(山本郡、北秋田郡)、第六土工区(鹿角郡)
- (129) 明治四十年七月十三日勅令第二六六号(明治四十年「法令全書」)
- (130) 大正二年六月十三日勅令第一五一号(大正二年「法令全書」)
- (131) 訓令甲第四九号(大正六年十二月十一日「秋田県報」第五四七号)
- (132) 大正六年「郡市長会議書類」(九三〇一〇三一〇一七八五)
- (133) 『国史大辞典』第四卷 一〇三八頁 明治三十七年、明治三十九年、同四十年、大正三年、同十年に郡制廃止法律案が帝国議会に提出された。
- (134) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』一五二〜一五三頁
- (135) 『国史大辞典』第四卷 一〇三八頁
- (136) 同
- (137) 大正十年四月十一日法律第六三号(大正十年「法令全書」)
- (138) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』二〇二〜二〇三頁
- (139) 大正十二年三月十五日勅令第四四号(大正十二年「法令全書」)
- (140) 県令第二三号(大正十三年三月二十八日「秋田県報」第一一五八号)
- (141) 訓令甲第九号(同)
- (142) 大正十五年六月四日勅令第一四七号(大正十五年「法令全書」)
- (143) 訓令甲第三九号(大正十五年六月三十日「秋田県報」号外) 花輪(鹿角郡)、鷹巣(北秋田郡)、能代(山本郡)、土崎(南秋田郡)、秋田(秋田市、河辺郡、由利郡のうち雄物川筋)、本荘(雄物川筋を除く由利郡)、横手(平鹿郡)、湯沢(雄勝郡)の九土工区事務所
- (144) 訓令甲第三六号、告示第二九七号(昭和二年六月二十一日「秋田県報」第四八号)
- (145) 訓令甲第二八号、告示第二九七号(昭和七年六月十七日「秋田県報」号外)
- (146) 拙稿「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」
- (147) 告示第七四号(昭和十五年三月五日「秋田県報」号外)
- (148) 明治十七年六月十三日勅令第五七三号(明治十七年「法令全書」)
- (149) 訓令甲第二六号(昭和十七年七月一日「秋田県報」号外)
- (150) 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」
- (151) 愛知県における明治三十三年の郡役所の機構は、第一〜第三の三課制である。(明治三十三年三月一日愛知県訓令第八二号 『機密書』 幡豆郡役所、人間文化研究機構国文学研究資料館アーカイブズ研究所蔵) また、大正十一年の職務分課は、庶務・財務・産業・土木・学務・兵事の六係制である。(大正十一年愛知県訓令第四四号 『愛知県公報』、愛知県公文書館所蔵) ただし、秋田・愛知両県ともに「郡制」施行は明治二十四年四月一日である。

(公文書班副主幹 しばたともあき)

秋田県における実業補習学校について

煙山英俊

はじめに

- 一 実業補習学校について
- 二 秋田県における設置の状況
- 三 制度の変遷
おわりに

はじめに

現在秋田県では、高等学校の統合・再編が徐々に進んでおり、戦後の高校を含む中等教育を総括する時期に來ていると考える。統合・再編に関しては農業・工業・商業・水産といった実業高校や、女子高校がその対象となっていることが多いが、日本の産業発展を支えてきた人材を輩出してきた戦後の実業教育・女子教育について考えるには、まず戦前の青年教育・実業教育からの流れをとらえる必要がある。秋田県の教育史に関しては多くの史料・先行研究があ

り、実業教育についても『秋田県教育史』や各自自治体史などで取り上げられているが、実業補習学校に関して、その創設から終焉までを、秋田県全体を通して見たものは管見の限りなかった。本稿では秋田県における実業補習学校について、秋田県公文書館所蔵史料を中心にみていくことにする。

一 実業補習学校について

実業補習学校は明治二十三年、四年間の義務教育を終えた青少年に対して、小学校教育の補習及び簡易な職業教育を施すことを目的として設置された。明治政府は明治初年より学制の整備に力を入れ、主として大学など高等教育の整備が先行した。繊維産業を中心とする産業の近代化は、実業教育の必要性をより高めたが、産業の発展に対応した労働力を送り出す側の中等教育の整備は遅れていた。その実情を補うために、明治二十三年の小学校令で設置されたのが始まりとされる。

この小学校令の時点では「徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」とされた^①。その設置に関しては市町村もしくは複数の町村による組合で設置することとされた。またその設置、学校設置のための組合設立に関しては府県知事の許可を受けることも、高等小学校と同じ扱いを受けている^②。その規定によれば、尋常小学校卒業以上の学力があつて、実業に従事しようとする児童に、小学校教育の補助と職業に必要な知識技能を簡易な方法で教授する教育施設が実業補習学校で、修業年限を三年以内とし、授業は生徒の就業時間を避けた日曜日ないし夜間に行つてもよいし、地域の事情に合わせて農閑期や冬季などに行つてもよいとしていた。

さらに明治二十六年には文部大臣井上毅により「実業補習学校規定」^③が制定された。その目的は「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」とされ、産業の近代化に対応できる労働力を「簡易ナル方法」で育成する方針が確定した。

ただしこの時点でも、「(附設する)小学校ノ教授ヲ妨ゲザル限りハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得」としており、小学校の補習教育機関としての色彩が強かったことがうかがえる。

二 秋田県における設置の状況

当館所蔵史料のうち、『秋田県統計書』^④には明治二十九年から明治四十四年までに設置された実業補習学校の場所と、創立時の科目、生徒数、教員数などが明記されている。また、実業補習学校の設置の状況を示すまとまった史料として明治三十九年の「実業補習学校設置認可」^⑤および明治四十四年「実業補習学校認可書類」^⑥がある。それらの史料から、明治二十九年から大正三年まで設立されたことが確認される、秋田県における実業補習学校の設置状況をまとめたものが次の表1である。

県内で確認される最初の実業補習学校は、明治二十九年に設立された、八森村岩館村組合立水産補習学校、次に設立されたのが横手町の私立平鹿義塾(商業補習学校)であった。

だが秋田県内において公立の実業補習学校設立が本格化するのは明治三十五年、文部省が「実業補習学校規定」を改正し、普通教育の補習と実業教育の両立を本旨とする方針を打ち出したことを受け、翌三十六年秋田県が「実業補習学校規則」^⑦を制定し、さらに三十七年六月文部省によって「実業教育費国庫補助法」が改正されるにいたつてからの事であった。

この「実業教育費国庫補助法」では、公立(市町村が設立した組合立を含む)の工業・農業・商業学校、徒弟学校及び実業補習学校

に対して補助金が交付されるというものであり、この法律の制定後、秋田県・県内各郡市でも補助を行い、学校数が年々増加していった。表1でもわかるとおり、明治三十五年までは二校だったが、三十六年に九校、三十七年に七校、三十八年には九校、三十九年には二十六校が新たに設立されている。三十六年から三十八年にかけて、仙北郡が他地域に比べ、設立の動きが先行した理由については今後の課題としたい。

さて実業補習学校に対する補助の実態はどのようなものだったのだろうか。次の史料は秋田県雄勝郡における実業補習学校補助規定である。⁸⁾

雄勝郡訓令甲三号

町村役場

実業補習学校補助規定ヲ左之通り定ム

明治四十二年四月十四日

郡長

実業補習学校補助規定

第一条 実業補習学校ニシテ左ノ事項ヲ具備シ実業教育上

特ニ効益アリト認メタルモノニハ補助金ヲ交附ス

一、出席生徒数 十五名以上ナルコト

二、一ヶ年授業日数九十日以上ナルコト

三、一ヶ年ノ経費生徒一名ニ対シ金五拾銭以上ノ予算

ヲ設ケシモノナルコト

第二条 補助金ヲ受ケントスルモノハ管理者又ハ設立者ニ於テ

第一条ノ事項ヲ具シ九月三十日迄申請スヘシ

第三条 補助ヲ受ケタル金額ハ先ツ教員ノ報酬ニ充テ其ノ余ヲ

以テ生徒奨励費其他ニ充ツヘシ

第四条 補助ヲ受ケタルモノハ翌年三月五日マテ其使途ヲ郡長

ニ報告スベシ

このように出席者数・授業日数などに制限はあるものの、各学校を対象として補助がなされていたことがわかる。また教員の報酬が優先されていることから、実業補習学校における教員の確保に問題があったことが考えられる。実業補習学校の教員は小学校との兼任が多く、大正十五年の段階でも秋田県の実業補習学校の教員数千九百十七名のうち、専任の教員は二百三十九人とどまっている。⁹⁾

実業補習学校設立の状況をみると、実業補習学校規程にも示されるように、小学校に附設されたものが圧倒的に多いことがわかる。表中の「設置の状況」項のうち、空欄となっている学校については小学校に附設になっているか否かが確認できなかったものであり、実際にはほとんどの実業補習学校が小学校に附設されていたものと考えられる。これは当初、実業補習学校が小学校の種類に属していたこともあるが、市町村立の場合、教員や施設の都合上、小学校に間借りする形を取らざるを得ない所が多かったものと思われる。

次に農業補習学校が圧倒的に多いことが上げられる。農業以外の実業補習学校は大正三年までに創立された事が確認される百六十校

中二十二校しかない（農工業・農水業は農業に含む）。これは秋田県だけの傾向ではなく、全国的に見ても同じ傾向が読み取れ、青年団・処女会などの組織とも結びつくなど、農村の青年教育機関の性格が強かった。ただし秋田市・横手町・本荘町などの都市部では商業補習学校の設立が見られ、大正十五年には現・能代商業高校の前身の一つである能代女子実業補習学校が設立された。¹¹⁾

この一覧表の年代以降も設置の動きは続いた。表2の実業補習学校統計表でもわかる通り、大正十四年には三百三十三校を数えるなど、全国的にその数を増していった。

では学校の数は増えたが、「秋田県は全国的に補習教育は成績甚だ不良である¹²⁾」と三浦忠太郎秋田県実業補習教育主事に嘆かせた、実業補習学校の実態はどのようなものであったのだろうか。

表3は、尋常小学校卒業者のうち、高等小学校に入学しなかった人数と、実業補習学校の生徒数を比較したものである。尋常小学校卒業者の中には徒弟学校などに入学する者もいるが、この表で示す当時、秋田県では尋常小学校を卒業してすぐに入学できる高等小学校・実業補習学校以外の学校は五校ほどで、その入学者数も一校あたり約三十人程度であった。¹³⁾ 実業補習学校の年度別入学者数が判明しなかったため、尋常小学校卒業後の就学しなかった者との比較は適当ではないかもしれないが、尋常小学校卒業後の未就学者に比べ、複数学年の学校が多い実業補習学校の全生徒数が少なすぎるのがわかる。秋田県は実業補習学校の終焉まで、その入学率・出席率の向

上に苦慮しており、様々な施策を講じているが、そのことについては次項で述べることにする。

ただし、史料からは実業補習学校の日々の教育実態までは伝わっていない。明治四十三年度の修業年限が一年の実業補習学校六校における入学者数が二百六十九名、卒業者数が二百四十九名と、入学者の九十二・五%が卒業していることを見ると、それほど低い数字には見えない。¹⁴⁾ 修業年限が多くなるにつれて卒業者の割合も低くなったことが考えられるが、前出の三浦忠太郎も、その成績に地域差があることを指摘しているように、¹⁵⁾ 学習の状況としては一概に不良だったとも言えないのではないだろうか。

三 制度の変遷

ここでは秋田県における規定を中心に、実業補習学校制度の変遷について見ていくことにしたい。

前述したとおり、当初は小学校の種類とされた実業補習学校であるが、明治三十二年の実業学校令により実業学校のひとつとして、中等教育の一翼を担うこととなった。

大正七年六月、郡市長会議における訓示では、実業補習教育の重要性が強調されている一方で、その実効が上がっていない原因を「主トシテ教員其ノ人ヲ得サルト其ノ待遇ノ宜シカラサルト二原因スルカ如シ」としており、¹⁶⁾ 実業補習学校における教員の人材確保に

表2 秋田県における実業補習学校統計表

年度	西暦	実業補習学校数	農業	工業	水産	商業	私立(商業)	その他	生徒数	生徒数(男子)	生徒数(女子)	教員数	備考
明治29	1896	1			1				56	56		1	
明治30	1897	1			1				68	68		2	
明治31	1898	1			1				68	68		2	
明治32	1899	1			1				76	76		2	
明治33	1900	1			1				77	77		2	
明治34	1901	3			1	1	1	1	168	168		12	
明治35	1902	3			1	1	1	1	101	101		10	
明治36	1903	12			8								
明治37	1904	19			15	1	1	1	383			28	
明治38	1905	29			25	1	1	1	615	612		28	
明治39	1906	53			47	3	1	1	974			71	
明治40	1907	73			64	5	1	1	2318			132	教員の内、専務の者6名
明治41	1908	76			70	4	1	1	1925			140	教員の内、専務の者4名
明治42	1909	98			92	2	2	2	2976			189	教員の内、専務の者4名
明治43	1910	115			108	2	2	3	4478			220	教員の内、専務の者8名
明治44	1911	134			128	1	1	4	4958	4853		239	教員のうち、専務男5人、女5人
大正元	1912	142			135	1	1	5	5608				
大正2	1913	152			144	1	1	7	5791			326	工業は大正2年度休校
大正3	1914	161			149	1	1	9	6679				
大正4	1915	170			152	1	2	14					
大正5	1916	176			152	1	2	20					
大正6	1917	187			158	1	2	24	10283	9877		394	
大正7	1918	197			169	1	2	25	12987	11175		471	
大正8	1919	248			207	2	3	36	19155	18168		820	
大正9	1920	292			252	2	6	32	26918	24446		1201	
大正10	1921	324			254	2	13	55	29633	26977		1327	
大正11	1922	323			291	2	6	24	33759	28186		1537	
大正12	1923	327			295	1	5	25	34307	28379		1616	
大正13	1924	328			289	1	5	31	34916	27714		1362	
大正14	1925	333			295	2	5	29	35025	28087		1781	
昭和元	1926	325			286	3	3	29	25484	17393		8091	教員の内、専任218人
昭和2	1927	329			289	6	5	26	25086	16143		8923	教員の内、専任281人
昭和3	1928	328			286	2	4	33	26919	17651		9268	教員の内、専任286人
昭和4	1929	324			283	2	4	32	26724	17148		9576	2076 教員の内、専任311人
昭和5	1930	314			273	1	4	33	31155	20664		10491	2290 教員の内、専任425人
昭和6	1931	315			274	1	4	33	33254	22867		10387	2331 教員の内、専任478人
昭和7	1932	311			271	1	4	32	34542	23686		10856	2432 教員の内、専任520人
昭和8	1933	311			271	4	3	33	35115	23198		11917	2505 教員の内、専任562人

※「秋田県統計書」をもとに作成。なお、大正元年に生徒数(男子)が減少しているのは、青年訓練所の設立にともなうものと考えられる

表 3 尋常小学校卒業後、就学しなかった者の人数（徒弟学校等を除く）

尋常小学校卒業者数				高等小学校入学者数				尋常小学校卒業者数－高等小学校入学者数				実業補習学校生徒数	
年度	男子	女子	男女計	年度	男子	女子	男女計	年度	男子	女子	男女計	年度	生徒数
明治32	6890	1609	8499	明治33	4077	1334	5411	明治32-33	2813	275	3088	明治33	77
明治33	7742	2568	10310	明治34	5696	1533	7289	明治33-34	2046	975	3021	明治34	168
明治34	8219	3290	11509	明治35	5931	1495	7426	明治34-35	2288	1795	4083	明治35	101
明治35	8344	4611	12955	明治36	6099	1950	8049	明治35-36	2245	2661	4906	明治36	
明治36	8761	5170	13931	明治37	5827	2332	8159	明治36-37	2934	2838	5772	明治37	383
明治37	8469	5829	14298	明治38	6911	2545	9456	明治37-38	1558	3284	4842	明治38	615
明治38	9302	6209	15511	明治39	6722	2664	9386	明治38-39	2580	3545	6125	明治39	974
明治39	8698	6487	15185	明治40	6441	2309	8750	明治39-40	2257	4178	6435	明治40	2318
明治40	9488	7252	16740	明治41	4025	1310	5335	明治40-41	5463	5942	11405	明治41	1925
明治41	4953	2017	6970	明治42	3892	1177	5069	明治41-42	1061	840	1901	明治42	2976
明治42	6327	2602	8929	明治43	4334	1268	5602	明治42-43	1993	1334	3327	明治43	4478
明治43	8185	4989	13174	明治44	4729	1545	6274	明治43-44	3456	3444	6900	明治44	4958
明治44	8533	5494	14027	大正元	4719	1572	6291	明治44-大正元	3814	3922	7736	大正元	5608
大正元	8652	5906	14558	大正2	5008	1533	6541	大正元-2	3644	4373	8017	大正2	5791
大正2	9373	6533	15906	大正3	5081	1663	6744	大正2-3	4292	4870	9162	大正3	6679
大正3	9767	7180	16947	大正4	5690	2192	7882	大正3-4	4077	4988	9065	大正4	
大正4	9957	7371	17328	大正5	5516	1763	7279	大正4-5	4441	5608	10049	大正5	
大正5	9447	6935	16382	大正6	5480	1815	7295	大正5-6	3967	5120	9087	大正6	10283
大正6	8802	6880	15682	大正7	5009	1704	6713	大正6-7	3793	5176	8969	大正7	12987

※「尋常小学校卒業者数－高等小学校入学者数」は尋常小学校卒業後、就学しなかった者の人数（徒弟学校等を除く）

※実業補習学校の年度別入学者数がわからなかったため、当該年度の生徒数を上げた

※明治41年度に尋常小学校卒業者が減少しているのは、義務教育年限が4年から6年に延長されたことによる

苦勞している様子がうかがえる。またこの訓示の中では青年団体の協力も得て、就学率・出席率の向上に努めることを有効な方法としてあげている。

大正八年秋田県は「実業補習学校振興訓令並びに施設要項¹⁷⁾」を改正した。この改正では、市町村は当該区域の小学校に実業補習学校を附設することが義務づけられ、その設置区域は小学校の設置区域と一致させることが求められた。また男子部・女子部を設置すること、修業年限を男子は本科六年、研究科は徴兵までとし、女子は本科四年、研究科は修業年限を適宜とすることが定められた。教科目配当の標準が明記され、男子は修身（公民科を含む）・国語・算術・体操・実業を標準し、必要に応じ理科・地歴を履修することとされた。また女子は国語・算術・裁縫・体操・実業が標準とされ、修身は国語に、家事は裁縫に付帯して履修することとなった。教授期間は特別な事由ある場合を除いて通年とすることを「本則」とするとした。さらに補習教育を行っている他の施設（尋常小学校補習科など）は「漸次実業補習学校ニ改ムベシ」として、実業補習学校を設置をより強く求めている。この改正時には「特別ノ事情ニヨリ就学シ能ハサル者ハ市町村長・実業補習学校長・青年団長ノ承認ヲ受ケムヘシ」とあり、実業補習学校への入学率・出席率の向上を図ろうとする意志が見て取れるとともに、青年団などと連携した各地域の青年教育機関的な性格が現れている。

大正九年二月には秋田県実業補習教育奨励規則が改正され、実業¹⁸⁾

補習教育奨励金の交付対象が学校から郡・市に変わっている。これは大正八年の「実業補習学校振興訓令並びに施設要項」の内容を反映し、実業補習学校による就学率・出席率向上への取り組みに限界を感じた県が、実業補習教育に対する郡・市の働きかけを強化するためと思われる。

大正九年十二月、文部省により実業補習学校規定が改正された。¹⁹⁾この改正では、これまでの尋常小学校卒業後の補習教育を施す、という教育内容から転換し、「職業ニ関スル知識技能」「国民生活ニ須要ナル教育」を本旨とし、「法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ベキ事項」「経済観念ノ養成」を重要な教育目的としている。

これを受けて秋田県も大正十一年実業補習学校施設要項を改正し、²⁰⁾市町村への実業補習学校設置を義務づけている。またこれまでは実業補習学校は小学校などに「附設」するという表現だったが、国の規定改正を受けて「学校・試験所・講習所等に併設することを「得」という表現に改まっており、実業補習学校の独立性を高めている。また義務教育終了後男子は満二十歳、女子は十八歳迄就業することが明記され、教授期間も通年制を「原則」としている。この改正で注目されるのは「第一〇 雑」の部分である。

第一〇 雑

一、補習学校ニ於テハ商議員及督励員若干名ヲ置クコトヲ得商議員及督励員ハ補習教育ニ関シ管理者又ハ学校長ノ諮問ニ応シ且就学出席ノ督促其ノ他ノ奨励ニ援助スルモノトス

二、商議員及督励員、市町村有志者市町村吏員・学校職員・各種
 団体幹部・神官・僧侶・警察官其他篤志者中ヨリ適宜管理者
 二於テ委嘱スルヲ要ス

三、補習学校ニ於テハ随時生徒ノ家庭ヲ訪問シ又ハ父兄懇談会或
 ハ部落講演会等ヲ開催シ補習教育ノ普及徹底ヲ図ルヘシ
 (後略)

この時点でも実業補習学校への入学率・出席率はあまり改善され
 ていなかったと考えられるが、地域の有力者などを商議員・督励員
 として生徒の入学・出席を促させたり、補習学校の職員自体が生徒
 の家庭を随時訪問するなどの措置を講じて就学率・出席率の向上を
 図り、補習教育を徹底することを地域に求めている。

このような流れを受けて、実業補習学校の教育環境を整備し、そ
 の就学率を向上させようとする機運が高まったようである。各地から実
 業補習学校の独立校舎建設に関する補助申請が秋田県に対して行わ
 れている。その結果、大正十五年三月には平鹿郡浅舞、昭和二年五
 月に由利郡西目、昭和二年六月に由利郡矢島、昭和三年八月に河辺
 郡川添、昭和四年三月に由利郡川内の各学校に校舎建設費の補助金
 が交付されている。²¹⁾

大正十三年十月文部省により「実業補習学校公民科教授要綱並其
 ノ教授要旨」が制定された。²²⁾これは戦前における公民教育の先駆と
 なったものであり、秋田県における補習教育制度も大きく転換し始
 める。

大正十五年五月二十一日秋田県実業補習学校施設要項が改正され
 た。この改正では前期二年、後期二年の後、後期を三年に延長する
 か、従来の研究科に加えて高等科を置くことが認められた。従来の
 研究科が学科制であったのに対し、高等科は学年制をとっており、
 徴兵適齢まで恒常的な教育を行おうとした意図が見える。

大正十五年十月、文部省主催全国実業補習学校校長会が開催され
 ているが、²³⁾実業補習学校への在学年齢を二十歳までとすること。実
 業補習学校の一部として青年訓練を施すこと、実業補習教育の義務
 化などを国に求めている。この内容がほぼそのまま、その後の制度
 改革に結びついている。また、この内容は同年四月に出された青年
 訓練所令²⁵⁾において、十六歳から二十歳までの男子に修身及び公民科、
 軍事教練、普通学科、職業科の教育を行う、としたことに対応した
 ものと考えられる。

昭和四年六月には「秋田県実業補習学校規定細則」が改正され、²⁶⁾
 保護者は男子は尋常小学校卒業後の満二十歳までの八年間、女子は
 満十八歳までの六年間を実業補習学校に就学させることを義務づけ
 られた。市町村長にも就学させることを本則とし、その就学・出席
 状況を知事に報告することを義務づけている。また市町村長は当該
 市町村内の在郷軍人会・婦人会・青年団などに督励委員を嘱託し、
 生徒の就学・出席率の向上に努めることとされた。会社・工場・商
 店など就業期間内の青少年の雇用主は、実業補習学校に就業させる
 ことが義務づけられた。市町村は実業補習学校・女子実業補習学校

の一方を欠く場合は県からの認可を得ることとされた。学校と地域が一体となって、実業補習教育の徹底をはかることが強く求められる内容となつていくことがわかる。

教育内容でも公民・職業・軍事教練を男子実業補習学校の必修科目とされるとともに、「教授ハ文庫・会社・工場・各種試験場・学校ニ於ケル実験・実習地及個人農園・生徒家庭実習地等ニ於テ自発的研究ノ態度ヲ教養シ又ハ地方実業篤志家ト連絡シ実業ニ関スル知能啓発ノ機会ヲ作ルヘシ」としたり、農会・産業組合との連携をとるなどして、地域と結びついた教育をすることを繰り返し強調している。また実際の理論と、実験・実習・実演など体験的学習との結合を重視している。懸案の教員に関しては、小学校などに併設されている実業補習学校については兼任を認めているものの、学科目、学級数、教授時間に応じて相当数の専任教員を置くことが義務づけられている。教授期間では通年制を「本例」とし、年間を通じた教育を行うことがより強く求められた。

昭和四年七月には「実業補習学校の青年訓練所充当に関する規定」⁽²⁶⁾が定められた。これは知事の認可をうけた実業補習学校の修業年限を、青年訓練所における男子への軍事教練を中心とした訓練期間四年間に充当できるとしたものである。青年学校と実業補習学校はどちらも小学校に併設される場合が多く、設備・指導内容・教員などが重複することが多かったため、この規程を受けて、実業補習学校を青年訓練所に充当する動きが県内に広まった。次にあげる史料は

由利郡岩谷村の青年訓練所を同村の農業補習学校に充当した際の書類の一部である。⁽²⁶⁾

岩収第三二二号

昭和五年二月二十一日

由利郡岩谷村長 鈴木莞爾

秋田県学務部長殿

実業補習学校ヲ青年訓練所ニ充当ノ件

二月十三日秋収社第五七号ヲ以テ御照会有之候標記ノ件ニ付左

記及回答候也

記

一 実業補習学校ヲ青年訓練所ニ充当シタル場合ト雖モ之レガ為父兄及青年ニ対シ特別ノ負担ヲ加重スルコト、ナルヲ以テ学制ノ変改ニ因リ直ニ従来ト入学率出席ヲ異ニスルニ至ルベシトハ考フルヲ得ザルモ十全ヲ期センガ為特ニ実施セントスル方法左ノ如シ

(一) 入学出席者督励委員ノ設置

各部落総代人等ヲ督励委員ニ囑託シテ入学率出席率ノ向

上ニ努ムル考ナリ

(二) 班長ノ設置

生徒中相当ノ人物ヲ各部落及方面ノ班長ニ任命シ入学出

席ヲ勤奨セシメントス

(三) 表彰

入学出席ノ良好ナル部落又ハ出席者ヲ表彰スル等ノ方法ヲ講ジタシ

(四) 授業時間ノ按配

授業時間ハ生徒職業ノ繁閑等ヲ考慮シテ適当ニ定ム

二 新制補習学校ノ職員ヤ数及職員手当ハ従来ノ補習学校ト青年

訓練所ノ各々ヲ合併シタルモノトス

即チ左ノ如シ

職員々数 十二名

職員手当 一一三〇円

(旧青年訓練所 三三〇円

旧補習学校 八一〇円)

この史料は、由利郡岩谷村の村長が、秋田県学務部長から農業補習学校を青年訓練所に充当した場合の青年訓練所入所率の維持とされる出席率の向上策などを問われたことに対する返答である。入学率・出席率を向上させるため、督促委員を部落ごとに囑託したり、生徒の中から班長を任命したり、生徒の職務に対応し授業時間を柔軟にするなどの方法で、青年訓練所の内容を充実した実業補習学校への入学率・出席率を向上させようとしている。地域の協力を得る方法は従来と変わらないが、青年訓練所への入所率・出席率は、県学務部長が「農村青年訓練所入所率ハ良好ニ向ヒツツアルモ其ノ出

席率ハ著シク劣レルヲミトム」としているように低かったようで、秋田県は、その向上に苦慮している。実業補習学校への充当は入学率・出席率向上のための一策であったが、結果として重複する部分の多い実業補習学校と青年訓練所は、昭和十年四月一日「青年学校令⁽³¹⁾」の制定により廃止となる。

おわりに

実業補習学校は小学校に類するものから大正期には産業の発展にともない中等教育に準ずるものとされ、教育内容も設立当初は規定らしきものはなく、簡易な職業教育と義務教育の補習程度のものであったのが、制度の整備と時の情勢により公民教育の先駆となり、軍事訓練を行うなど、その姿を変化させていき、昭和十年には青年訓練所と統合されてその歴史に幕を下ろした。秋田県における実業補習学校も、明治三十年代後半から本格的に設置されはじめ、農業を中心として、青少年達に近代の産業に従事するために必要な教育の一翼を担ったが、その存在は常に時代に翻弄され、時代の波の中に消えていった。

実業補習学校についての評価は様々であるが、戦前の農村を中心として秋田県内三百箇所に設置され、就学率・出席率が上がらない状況に苦慮しつつも、徴兵適齢までの勤労青少年に対しての中等教育機関の役割をある程度果たしたということは言えると思う。

その反面、産業界の要請により、簡易な方法により実業教育を施され、各産業に従事する低賃金の労働力を養成する機関であり、高等教育につながる体系とは別の、複線型教育体系のひとつだったことも事実である。戦後の新制高等学校職業課程における教育はこの延長線上にたったものでは決してなく、戦前の実業学校の特色を生かしながら技術革新や産業構造の変化に対応した教育の場としてスタートしたものである。現在、秋田県内における実業高校の多くが統廃合の対象になっているのは、財政悪化や少子化の影響によるものばかりではないが、新しい職業教育・産業教育の場を確立し、多様化する時代に対応できる道を青少年に示す事が求められている。その際に、戦前における実業補習学校の功罪と戦後の高等学校職業課程創設の精神が活かされることを願ってやまない。

本稿では本県における青年団・処女会などの青年団体と実業補習学校との関係や、実業補習学校における教員の問題については踏み込むことができなかった。また本稿で扱った「秋田県統計書」では、大正期に入ってから創立された実業補習学校の具体名は追えなくなるが、大正以降の史料にも実業補習学校について具体的な事柄が記載されているものも多いので、今後さらに史料を精査し、その全体像を明らかにしたい。

註

- (1) 小学校令(明治二十三年勅例第二百十五号)第一章 小学校ノ本旨及種類第二条三三)
- (2) 註(一)第三十六条・三十七条・三十八条
- (3) 実業補習学校規程(明治三十五年一月十五日文部省令)
- (4) 「秋田県統計書」秋田県公文書館蔵。以下の史料は注釈をつけない限り全て秋田県公文書館所蔵史料である。
- (5) 「実業補習学校設置認可」明治三十九年(九三〇一〇三―三四三〇)
- (6) 「実業補習学校認可書類」明治四十四年(九三〇一〇三―三四四五)
- (7) 実業補習学校規則(明治三十六年八月十八日秋田県令第五七号)
- (8) 雄勝郡実業補習学校補助規定(例規 県内訓照会 郡令訓令内訓通牒其他 学事)(九三〇一〇三―一九五)
- (9) 「秋田県統計書」
- (10) 「日本帝国文部省学事年報」
- (11) 「永年保存書類」(九三〇一〇三―三二五九)
- (12) 「補習教育について」三浦忠太郎(『農友会誌』第六十九号 昭和四年)
- (13) 「秋田県統計書」
- (14) 「秋田県統計書」
- (15) 註(12) 参照
- (16) 「庶務係事務簿」大正七年度 第七百六十号(九三〇一〇三―一七八六)
- (17) 実業補習学校振興訓令並びに施設要項(大正八年二月四日秋田県訓令甲第四号)
- (18) 秋田県実業補習教育奨励規則(大正九年二月二十日秋田県令第十四号)
- (19) 実業補習学校規定(大正九年十二月十七日文部省令第三十二号)

- (20) 実業補習学校施設要項（大正十一年十月十日秋田県訓令第三十号）
- (21) 「補習学校独立校舎補助書類」（九三〇一〇三―三四三八）
- (22) 実業補習学校公民科教授要綱並其ノ教授要旨（大正十三年十月九日
文部省訓令第十五号）
- (23) 秋田県実業補習学校施設要項（大正十五年五月二十一日秋田県訓令
甲第九号）
- (24) 大正十五年十月三十日～十一月二日『秋田教育』大正十五年十一月
号）
- (25) 青年訓練所令（大正十五年四月二十日勅令第七十号）
- (26) 秋田県実業補習学校規定細則（昭和四年六月十八日秋田県令第四九
号）
- (27) 註（26）第八十一条
- (28) 実業補習学校の青年訓練所充当に関する規定（昭和四年七月九日秋
田県訓令甲第四十八号）
- (29) 「青年訓練所充当補習学校認」（九三〇一〇三―一〇二八四）
- (30) 註（29）
- (31) 青年学校令（昭和十年四月一日勅令第四十一号）

（公文書班専門員 けむやまひでとし）

岡本元朝と家譜編纂事業について

伊藤成孝

はじめに

- 一 「岡本元朝日記」と「岡本又太郎元朝」
 - 二 秋田藩における「座格制」の整備と確立
 - 三 岡本元朝と「家譜」編纂事業
- おわりに

はじめに

秋田県公文書館では「岡本元朝日記」^①（以降「元朝日記」とする）六十四冊を所蔵しているが、筆者岡本又太郎元朝は寛文元年（一六六一）に生まれ、元禄四年（一六九一）に「御相手番」、元禄十年（二六九七）「文書所」の文書改奉行となつて、「佐竹家譜」編纂のため藩内の史料の取り纏めを行うこととなつた。そして、家中に系図・証文類の提出をさせて吟味の上まとめたものを、元禄十三年（二七〇〇）藩主義処に提出している。また、元禄十四年（一七〇一）「家老」に就任し「御記録担」を兼ね、「御文書所『秋田史館』」

を主宰する。そして、同六年（二七〇九）「御記録担」を免ぜられこの事業も完了するが、その後も正徳二年（一七一一）に亡くなるまで関わっていたとされている。

こうして、藩内の系図・家伝・証文類を提出させ、その真偽を厳しく審査しその謄本を残し、証明書として「御青印書」を発行して原本は返還していることから、「佐竹氏系図」・「藩士の系図」・「家伝」等の史料が現在まで伝えられるに至っている。また、当館所蔵の「秋田藩家蔵文書」はこの時まとめられたものとされ、こうした一連の事業の成果とも言われている。

ところで、これまでの前期秋田藩の「修史事業」に関する研究成果をまとめると、「修史事業」全般としては根岸茂夫氏、「家譜編纂」に関しては伊藤勝美氏、「秋田藩家蔵文書」に関しては市村高男氏・伊藤勝美氏・鈴木満氏、元禄期の藩政に関しては根岸茂夫氏、中世「岡本氏」に関しては遠藤巖氏などの分析があり、本稿もこうしたこれまでの成果に依拠して論を進めていきたいと考えている。ただ、これまでの研究のなかでは、「岡本元朝（「元朝日記」）」に視点

をあてての「家譜編纂事業（修史事業）」の分析はあまり行われておらず、また、「文書所」の機構や具体的な業務についても決して明確にはされていないと思われる。

そこで、なぜこの時期（元禄期）に岡本元朝のもとで「家譜編纂事業」が行われるようになったのか、また、同じ頃秋田藩の身分的序列による家臣団編成原理としての「座格制」が整備・確立するとされているが、「家譜編纂事業」との関連性はどうか。さらには、元朝によりどのように系図・証書類が審査され、その結果としてどんな文書史料が伝来しているのかをこれまでの研究成果を整理しつつ、かつ「元朝日記」の分析を通してみていくことにする。そして、このことを今回の問題設定としたいと考えている。

ただし、「元朝日記」は、元禄八年（一六九五）一月～正徳二年（二七二二）十二月までの六十四冊にわたる膨大な史料であり、紙面の都合上そのすべてを網羅し分析を行うわけではなく、対象を元禄八年（一六九五）から一応の成果として藩主義処に提出し、「座格制」が確立したとされている元禄十五年（一七〇二）までとすることをあらかじめお断りしておきたい。

一 「岡本又太郎元朝」と「岡本元朝日記」

まず、本節では「岡本氏」と「岡本又太郎元朝」そして「元朝日記」について分析していくことにする。

「岡本氏」はもと小山氏の一族とされているが、藤原秀郷流十二世孫依上太郎元連が陸奥国岩崎郡地頭岩崎氏の女を娶り、その長子が母岩崎尼妙法の譲渡所領岩崎郡金成村地頭職を兼帯した岡本又太郎親元にはじまる。以下、「岡本氏系図」¹²⁾及び『新編佐竹氏一門・系図（稿）』¹³⁾等に基づいて「岡本氏」についてみていくことにする。南北朝期、岡本金成三郎四郎隆弘は足利尊氏に従っており、十五世紀末には金成村周辺の小国人として岩城郡平城主岩城氏の家中となっていた。その一族で常陸国太田松山に住した岡本妙譽（芳叟庵・竹隠軒）が佐竹家中となった初代とされている。その後曾端（月叟庵・松庵・掬月齋）↓禅哲（慕叟庵・梅江齋・竹閑齋）↓良哲（禅有庵・菊庵・好雪齋）↓如哲（藏人・如庵）と続くが、鎌倉・京都五山での修行による僧籍の立場での知識と人的コネクションによる戦国期の外交交渉や相伝文書の整理等のいわば「黒衣」¹⁴⁾としての活躍を見ることが出来る。このうち良哲は、佐竹義重三男能化丸（貞隆Ⅱ岩城常隆の継嗣）の傳役として岩城平城に従っている。

その子如哲は、祖先の例に倣って剃髪して「如哲」と称していたが、佐竹義宣の命令により長髪し義宣の名より一字賜って「藏人宣綱」と称した。関ヶ原の戦いの後の慶長七年（一六〇二）に、佐竹義宣の転封に従い出羽秋田に移り久保田城下に住し、慶長十九年（二六一四）の大坂冬の陣においても従って出陣している。「梅津政景日記」¹⁵⁾（以降「政景日記」とする）によると、元和二年（二六一六）二月七日には「相伴衆」（「御相手番」）の番組編成（二番組制）

に伴い、宇都宮惠斎・小場小伝次・道策・洪江堅高・洪江弥五郎・梅津長三郎・那古屋清十郎と共に一番衆として夜詰を務めている。元和年中より城中年賀の饗応での席次としての「座格」制が成立したとされているが、元和五年（一六一九）の例をみると、親類衆（一門及び常陸時代の城主格や客臣も含めた）である「引渡一番座」に列している（『政景日記』元和五年正月朔日条）。また、寛永元年（一六二四）七月には義宣の継嗣となった義重五男義直の傳役となるが、翌年には辞している。そして、岡本藏人宣綱の知行高は、慶長九・十年（一六〇四・〇五）では五〇〇石¹⁶となっている。

その子助太郎（のち藏人）元弘は、寛永三年（一六二六）十二月二十八日に出仕し、「引渡」の席で義宣より盃酒・佩刀を賜っている。翌寛永四年（一六二六）での知行高は、七〇〇石¹⁷であり、その後一、五〇〇石まで加増されたようである。しかし、明暦二年（一六五六）九月十日に四十歳で実子の無いまま亡くなっている。

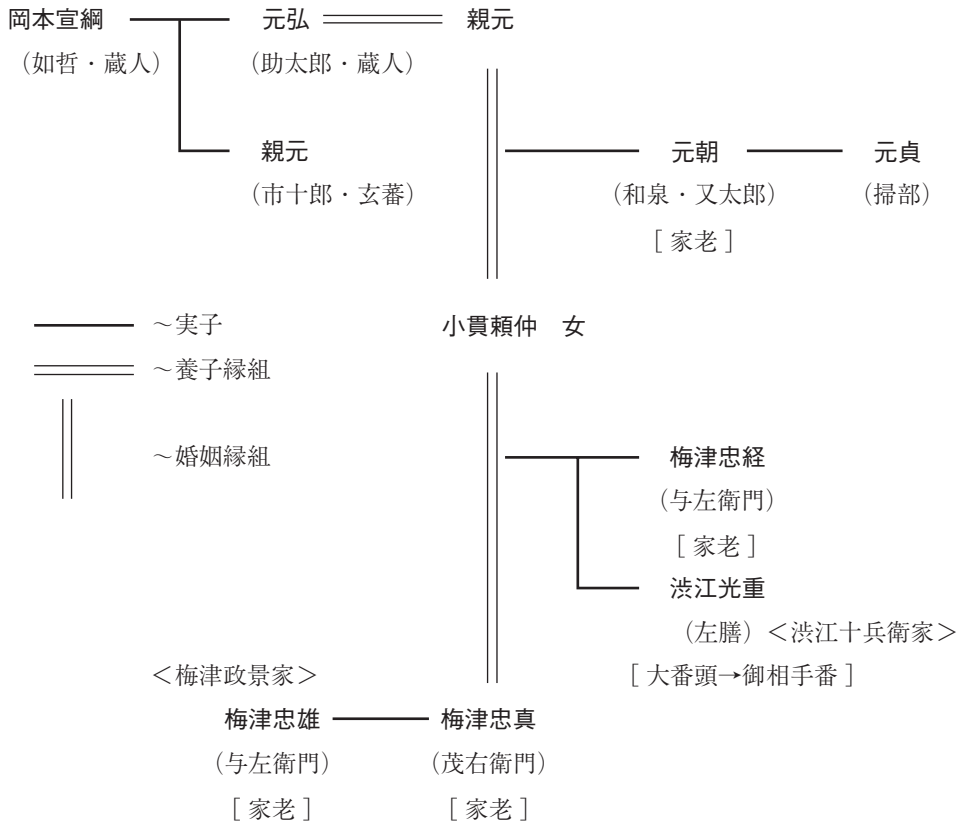
そこで、同年元弘の実弟市十郎（のち女番）親元が兄の継嗣となった。その際、知行地のうち一、〇〇〇石を減じて五〇〇石を拝領している。家督相続の後出仕し、「引渡」の席で二代藩主義隆より盃酒を賜っているが、寛文二年（一六六二）四月十一日に三十五歳で亡くなっている。ちなみに親元の妻は小貫宇右衛門頼仲の娘であるが、寛文元年（一六六一）に又太郎元朝を生んだ翌年親元が亡くなる、その遺言により梅津茂右衛門忠真（梅津政景系）に再嫁し、与左衛門忠経・（後に洪江十兵衛家を嗣いだ）十兵衛光重を生んで

いる。従って、梅津与左衛門忠経（廻座一、二、五〇〇石）・洪江十兵衛光重（廻座一、三〇〇石）は岡本又太郎元朝の異父弟（図1）ということになる。

そして親元の子である（はじめ和泉）又太郎元朝は、寛文元年（一六六一）に生まれ、翌寛文二年（一六六二）四月十一日に実父親元の急死により三歳で家督相続し、寛文十一年（一六七二）八月二十八日に十一歳で出仕し、「引渡」の席で義隆より盃酒を賜っている。元禄元年（一六八八）正月二日の二十八歳の時、江戸で歳首の賀儀の太刀馬を献ずる使者を務めている。元禄四年（一六九一）八月三日に三十一歳で三代藩主義処より「御相手番」に任じられ、乗輿を許可されている。

「御相手番」は、家老に次ぐ重役であり、古くは藩主の側に詰めての宿直・食事の相伴や私的な相談役などにあたった。後年には藩の公式行事等での相伴や座配指揮・寺社参詣・宗廟管理から消防の指揮等に従事した。定員は四〜五人程度で、「引渡」・「廻座」の門閥大身より任じられる役職¹⁸であるが、表向の政務には直接的には関わることはないという名誉職的な一面も伺え、高い家格の出であっても「家老」に就任できない者は最終的に「御相手番」として処遇するという機能（役割）もあつたものと思われる¹⁹。しかし、基本的には門閥大身の嫡男は藩主側近や「番頭」から「寺社奉行」または「御相手番」を経て、最終的に藩政を執行した最高首脳である「家老」就任に至る役替（昇進）のパターンが圧倒的に多いことか

《図一》岡本氏略系図



《出典》 A288, 2-127 「岡本氏系図」
 AH288, 2-3-1 「梅津氏系図」
 AH288, 2-25 「新調渋江氏系図并荒川氏」
 渡邊喜一 編 『佐竹氏一門・系図』 東洋書院

らも、「御相手番」という役職は「家老」就任へのステップとしての位置づけがあったのも確かであり、岡本元朝の場合は後者にあたると考えられるのである。

元禄七年（一六九四）六月二十六日、異父弟梅津与左衛門忠経が兄元朝に先んじて「御相手番」から「家老」に就任している（『佐竹家譜』中 第二十三世義処 同年同日条）。また、もうひとりの異父弟洪江十兵衛光重は貞享三年（一六八六）に「大小姓番頭」、元禄十年（一六九七）に「大番頭」、そして宝永五年（一七〇八）には「御相手番」に就任している。

元禄十年（一六九七）七月二十八日、三十七歳で御旧記御取纏に付「御文書改奉行」に任じられ（『秋藩紀年』三 同年同日条）、同年八月には「今度御家中諸事証文等御調被成候依之岡本又太郎殿江調頭被仰付候其外物書等も被仰付候安楽院ニ而調申様ニ申渡候間此段可被仰渡由」（『国典類抄』第十四卷 前編嘉部三十八 元禄十年八月六日条）とあるように、「御家中諸事証文等御調頭」として二の丸「安楽院」の役所において旧記等書物の書写しや系図・証文類の吟味を、中村与助（のち又左衛門）光得・大和田内記時胤らとともに進めていく。

元禄十三年（一七〇〇）三月二日、「御当家御系図并御家伝御文書且又御家中系図伝文書」が出来上がったことから、家老の吟味を経たうえで、藩主義処に報告している（『国典類抄』第十四卷 前編嘉部三十八 元禄十三年三月二日条）。

元禄十四年（一七〇二）十月六日、四十一歳で「家老」に就任し、五〇〇石の加増を受け（実際は父親元が家督相続した際に召し上げられていた本地分より五〇〇石返されたもの）。知行は合わせて一、〇〇〇石となり、さらに御役料として高五〇〇石拝領し、都合一、五〇〇石となった。こうして、正徳二年（一七一一）に亡くなるまで、実弟梅津忠経らとともに「家老」職を務めることになる。また、同時に「御記録担」を兼ね引き続き「御文書改」として家譜編纂事業を進めていくことになる。

「家老」は合議輪番制で藩政を執行した最高首脳であり、藩主の意思をうけて諸法令の発布に加判、財政・軍事・民政等の諸役を指揮・統轄した役職である。定員は五人前後で格式高（役料高を含む）は一、〇〇〇〜一、五〇〇石相当と考えられ、引渡・廻座の家格から起用されることになっている。

「家老」起用の家格についてみると、徳川幕府における「老中」をはじめとする幕閣には、御三家・御三卿・御家門の「親藩」からは起用されずに三河以来の「譜代」より起用されるように、佐竹家での「家老」起用にあたっては、もともと御苗字衆や一門を中心とする「引渡」の家格からは起用されることはなく、譜代の重臣や功臣の家である「廻座」の家格から起用されることになっていたようである。

これについては、今回の元朝の家老就任にあたって、

然処ニかげの間ニて御用と相見へ洪江内膳殿梅津半右衛門殿同

与左衛門被罷出候于時又佐竹中務殿かげの間へ召にて被罷出候
則大嶋小助を以拙者召候間罷出候処ニ御前御近召候而御直ニ被
仰付候ハ御家老御役儀被 仰付候御手前事ハ引渡御座ニも罷在
候者ニ候へ共多賀谷古左兵衛も相勤申候此中石塚孫太夫も相勤
候間御頼被思召候相勤候様ニと御意ニ候

〔元朝日記〕元禄十四年十月六日条

とあるように、藩主義処より、本来であれば岡本元朝は「引渡」
家格（「家老」には就かない家格）であるが、先例では「多賀谷左
兵衛隆家（引渡ニ番座）」、現在では「石塚孫太夫義拋（引渡ニ番座）」
の事例があり、是非引き受けるようにと命じられていることから、
「家老」起用と「座格制」との間に一定のルールが伺える。

宝永元年（一七〇四）四十四歳の時には幕府より利根川・荒川等
の普請手伝（堤防の修築）を命じられ、元朝が大奉行を実弟洪江光
重が副奉行を務める。そして、翌宝永二年（一七〇五）四月には終
了し、將軍家から時服五羽織一白金五十枚を賜っている（『佐竹家
譜』中 第二十四世義格 宝永二年閏四月二十五日条）。

宝永三年（一七〇六）十二月二十五日に、家老梅津半右衛門忠昭
が不行跡により家老職を罷免され遠慮（『元朝日記』宝永三年十二
月二十四日・二十五日条及び「羽陰史略」同年同日条）仰せ付けら
れ、翌宝永四年（一七〇七）四月二十日には、梅津半右衛門忠昭組
下の角間川給人が岡本元朝に預けられる（『元朝日記』宝永四年四
月二十日条）。ちなみに、同年五月には「梅津半右衛門（忠昭）閑

居被仰付子共小太郎（忠英）へ知行五千石（本八千石ナリ）にて跡
目被立置候よし」（『元朝日記』宝永四年五月十四日条及び「羽陰史略」
同年五月七日条）とあり、梅津宗家（憲忠系）は知行三、〇〇〇石
を召し上げられたうえで、忠昭から忠英への家督相続を許されてい
る。

宝永六年（一七〇九）三月、四十九歳の時に「岡本元朝、是より
先元禄年中先公（義処）の命を奉じて文書所奉行となり、史臣等と
議して、当家の始祖新羅三郎義光より以来左中将義宣に至て、凡そ
二十一代の系図家譜を撰しむ。其勤勞を賞し、佩刀及び時服を賜ふ。」
（『佐竹家譜』中 第二十四世義格 宝永六年三月十三日条）とある
ように、系図家譜編纂事業の功を慰勞されている。

こうして、この年元朝は「御文書所御用御訴訟申上候通り御免被
下候然共此末も御会所ニ而さし図仕候様ニ被 仰付只今迄勤候」
（『元朝日記』宝永六年三月二十四日条）や「拙者儀も如願之御文書
支配御免被成下候併以後御会所支配ニ被仰付候へ共猶さし図可仕旨
被仰付候也」（『元朝日記』同年三月二十七日条）とあるように、
「御文書所御用（御文書支配）」（『秋藩紀年』では「御記録担」）を
免ぜられ、元禄・宝永期における「御文書所」としての「御家譜」
編纂事業は一応の完了を迎え、「御文書所」は「御会所支配」（『秋
藩紀年』では「御用局担」）となり、事実上の「家老支配」という
ことで、かつ元朝に以後も指図するよう命じられていることから、
元朝自身は正徳二年（一七一一）に亡くなるまで「家老職」を務め

ていたので、それまでは関わっていたということになる。

また、同年十一月には、十六歳となった藩主義格の前髪を剃る規式（規式法は元服の時と同じ）を務め、盃酒を賜っている（『佐竹家譜』中 第二十四世義格 宝永六年十一月六日条）。

正徳元年（一七一二）五月の五十一歳の時には、將軍家より恩賜の拾一襲を拝領し（『佐竹家譜』中 第二十四世義格 正徳元年五月二十五日条）、且五〇〇石の加増となり、都合二、〇〇〇石（内五〇〇石は御役料）となった（『元朝日記』同年同日条）。

そして、正徳二年（一七一三）二月十六日、家老在職のまま五十二歳で亡くなっている。道名は「別外」、法名は「綱本」である。

妻は佐竹（西家）石見義房の娘であったが、延宝九年（一六八一）四月十二日に十九歳で亡くなっている。後妻は佐竹（南家）淡路義敵の娘おろくで、寛文八年（一六六八）年に生まれ、貞享元年（一六八四）十一月元朝と結婚し、寛延二年（一七四九）十一月二十五日に八十二歳で亡くなっている。元朝が亡くなった後は、剃髪して「恵松院」と号した。従って、佐竹（南家）三郎義安は元朝の義弟ということになり、南家に事有るときには何かと元朝が相談に乗っていることが日記の記事からも伺える。

おろくとの間に武之助（のち掃部）元貞（元禄十四年（一七〇二）十二月十六日出仕、義処に謁し引渡の席において盃酒、佩刀を賜っているが、宝永七年（一七一〇）十二月二十二日父に先立って亡くなっている。）をはじめ一男三女、庶腹に小藤治や元朝死去後に家

督を嗣ぐ卯五郎などの二男一女をもうけている。

元朝の後は卯五郎が嗣いだが、これも享保元年（一七一六）にわずか六歳で亡くなったため、元朝の異父弟洪江十兵衛光重の三男又太郎元智が末期養子として家督相続した。しかし、元智もまた子が無いまま元文三年（一七三八）に三十三歳で亡くなったことから、石塚主殿義敬の二男又太郎元貴が末期養子となった。その後は刑部（のち但馬）元亮、又太郎元長、刑部元貞、又太郎元順（実は元長四男で元貞の弟、元貞が子が無いまま病没したため跡を嗣ぐ）、又太郎（のち但馬）元賢で明治を迎えることになる。

この間、岡本家では元禄・宝永期に「又太郎元朝」が初めて就任して以来、宝暦・明和・安永・天明期の「又太郎元貴」、天明・寛政・享和期の「刑部元亮」、文化・文政期の「又太郎元長」、元治・慶応・明治期の「又太郎元賢」と五名の「家老」を出している。こうしてしてみると、元朝による元禄・宝永期での三代藩主義処・四代藩主義格のもとでの「家譜編纂事業」や「家老」としての功績がきっかけとなって、子孫の「家老」への起用へとつながっていくのではないかと考えられる。ちなみに、元朝と同時期の「家老」と「御相手番」については（表1）と（表2）のようになる。

また、岡本家の拝領屋敷についてみてみると、慶長・元和期については不明であるが、寛文初年（一六六一）の段階では広小路に面した西根小屋町上丁に「岡本玄蕃」とある（「久保田城御城下絵図」県C-168）。また、寛保二年（一七四二）の段階では東根

《表－１》元禄・宝永・正徳期の家老一覧

家老名	在職期間
梅津半右衛門忠宴	寛文 5年 7月26日 ~ 元禄 8年 9月28日
渋江宇右衛門隆光	延宝 元年 7月12日 ~ 元禄 3年 9月 晦日
真崎兵庫隆紀	天和 元年 6月10日 ~ 元禄 7年11月17日
大越甚右衛門則国	天和 2年 6月21日 ~ 元禄 2年12月 6日
宇留野源兵衛勝明	天和 2年 6月13日 ~ 元禄10年11月 6日
石塚孫太夫義拋	元禄 3年10月13日 ~ 元禄14年10月 2日
疋田斎定盛	元禄 3年11月 4日 ~ 元禄14年10月 2日
渋江内膳処光	元禄 7年 6月26日 ~ 正徳 5年 8月22日
梅津與左衛門忠経	元禄 7年 6月26日 ~ 正徳 2年11月 6日
小野崎権太夫通貞	元禄 8年 1月15日 ~ 享保 2年 6月28日
梅津半右衛門忠昭	元禄12年12月27日 ~ 宝永 3年12月25日
※岡本又太郎元朝	元禄14年10月 6日 ~ 正徳 2年 2月16日
梅津藤太夫金忠	正徳 2年12月13日 ~ 享保 2年 6月28日
山方太郎左衛門泰護	正徳 3年 9月24日 ~ 享保 5年11月 4日
戸村十太夫義覚	正徳 3年閏5月 1日 ~ 享保 2年 6月28日

《出典》『秋田県史』資料近世編上【附】歴代家老名譜

《表－２》元禄期の御相手番一覧

氏名	就任	退任	備考
宇都宮帯刀典綱	元禄4年7月21日	(元禄7年6月26日) 享保2年6月28日	義苗公傳役就任 家老就任
渋江源蔵(内膳)処光	元禄4年7月21日	元禄7年6月26日	家老就任
佐藤忠左衛門為信	元禄4年7月21日		
(須田主膳盛品)	元禄4年7月21日		病気に付不罷出
※岡本又太郎元朝	元禄4年7月28日	元禄14年10月6日	家老就任
向庄九郎(右近)守政	元禄6年7月1日	元禄14年9月22日	病氣死去
梅津与左衛門忠経	元禄7年1月10日	元禄7年6月26日	家老就任
小野崎権太夫通貞	元禄7年6月19日	元禄8年1月25日	家老就任
梅津外記忠昭	元禄9年1月15日	元禄12年12月27日	家老就任
伊達九郎三郎処宗	元禄9年3月16日		
須田内記盛庸	元禄10年6月30日	元禄14年8月23日	病氣死去
小場源左衛門処房	元禄11年3月14日	元禄12年7月22日	病氣死去
石塚源一郎(主殿)義敬	元禄12年10月27日	寛保2年9月6日	病氣死去
向源左衛門(右近)政之	元禄15年1月28日	享保14年正月12日	病氣死去
小場勘解由処員	元禄15年1月28日		
茂木左太右衛門知処	元禄15年3月29日		

《出典》[国典類抄]前編嘉部53
 [岡本元朝日記]
 [藤原姓宇都宮系図](AH288. 2-2)
 [守政伝記](A289-857)
 [源姓須田氏近世系図](AH288. 2-34)
 [新調渋江氏系図并荒川氏系図](AH288. 2-25)
 [梅津氏統系](AH288. 2-3-1)
 [佐竹氏一門・系図稿](渡邊喜一編)
 [政之伝記](A289-858)
 拙稿「秋田藩における藩庁機構と役替の特質について」

小屋町に「岡本又太郎」とあり（「御城下絵図」県C―一六五）、宝暦九年（一七五九）頃には三の丸の手形上町厩御門前に「岡本又太郎」とあり、以後幕末に至るまでの絵図史料の中で同地に「岡本又太郎」の名をみることができる（「御城下絵図」県C―五九九及び県C―一七九等）。従って、岡本元弘・親元・元朝の頃は西根小屋町上丁、元智もしくは元貴の代で東根小屋町ついで元貴の頃に三の丸の手形上町に移り、以後元亮・元長、元賢に至るまで同地に屋敷を与えられていたものと考えられる。また、大八幡の神事の記事（「元朝日記」元禄十年八月十五日条）や毎年の年始礼廻の記事などから考えると、岡本元朝の屋敷は広小路に面した西根小屋町上丁の通りをはさんで小場勘解由邸の向かいであると特定できる。

さらに、岡本家では、箱岡（現在の秋田市川尻上野から八橋付近）に下屋敷を与えられていた（「元朝日記」宝永三年十月九日条）ことも「元朝日記」の記事からわかる。

「岡本元朝日記」の伝来については、旧秋田県立秋田図書館において明治四十年（一九〇七）八月八日、羽生氏熟氏³²より寄贈を受けて、昭和二十三年以前の購入・寄贈史料を書架分類・主題分類に整理した史料群である「混架資料」として分類・整理されていた。そして、平成五年（一九九三）十一月の秋田県公文書館開館にともない公文書館に移管されて現在に至っている。おそらくは、羽生氏熟氏の先祖と思われる羽生惣右衛門が、「文書所」の物書をそして羽生家が代々秋田藩の右筆を務めていた経緯もあり、羽生家に伝来したものと

と考えられるが詳細は不明である。

表紙（後世の補修の際につけられたのか）は黒色で表題と年号を墨書した紙が、また右上に請求記号のラベルが貼られており、背表紙にも「岡本元朝日記 一」と墨書されている。中表紙に朱色の判で「寄付 明治 月 日」と押した上に墨書で「四十、八、八、羽生氏熟」と書かれていて、一丁目の右上には「秋田県立秋田図書館蔵書印」の印が押されている。

史料の巻構成は（表三）の通りであるが、総冊数六十四冊・総丁数六、二八八丁で、元朝が「文書改奉行」となる二年前の元禄八年（一六九五）一月から始まり、家老在職のまま亡くなった正徳二年（一七二二）十二月で終わっている。ただし、最後の正徳二年の分二冊は、元朝が同年二月十六日に亡くなっていることから、元朝の子供もしくは身近に仕えた者が書き継いだものと考えられる。また、元禄十一年（一六九八）分・元禄十六年（一七〇三）五月分・宝永四年（一七〇七）六月・七月分が欠けている。内容は、元朝が「御相手番」・「文書改奉行」・「家老」としての職務上の情報や家内及び親族に関する情報から久保田や江戸での出来事（例えば元禄十二年（一六九九）の幕府勘定奉行荻原重秀の人物評や元禄十五年（一七〇三）のいわゆる「赤穂事件」に関わる情報など）といった同時期の政治（人事異動）・経済（財政運営）から儀式典礼・社会事件に至るまでの広範囲にわたる公私日記である。特に、天気に関する記事が毎日記載されており、元禄・宝永期の秋田の天候（気

《表-3》「岡本元朝日記の構成」

巻	整理番号	資料名	和暦	西暦	丁数
1	7-380-1	岡本元朝日記 1 元禄8年	元禄 8	1695	53
2	7-380-2	岡本元朝日記 2 元禄9年	元禄 9	1696	67
3	7-380-3	岡本元朝日記 3 元禄10年	元禄 10	1697	59
4	7-380-4	岡本元朝日記 4 元禄12年	元禄 12	1699	96
5	7-380-5	岡本元朝日記 5 元禄13年1月～6月	元禄 13	1700	75
6	7-380-6	岡本元朝日記 6 元禄13年7月～12月	元禄 13	1700	101
7	7-380-7	岡本元朝日記 7 元禄14年1月～9月	元禄 14	1701	154
8	7-380-8	岡本元朝日記 8 元禄14年10月～12月	元禄 14	1701	107
9	7-380-9	岡本元朝日記 9 元禄15年1月	元禄 15	1702	82
10	7-380-10	岡本元朝日記 10 元禄15年2月・3月	元禄 15	1702	81
11	7-380-11	岡本元朝日記 11 元禄15年4月・5月	元禄 15	1702	104
12	7-380-12	岡本元朝日記 12 元禄15年6月	元禄 15	1702	97
13	7-380-13	岡本元朝日記 13 元禄15年7月～閏8月	元禄 15	1702	74
14	7-380-14	岡本元朝日記 14 元禄15年9月	元禄 15	1702	84
15	7-380-15	岡本元朝日記 15 元禄15年10月～12月	元禄 15	1702	70
16	7-380-16	岡本元朝日記 16 元禄16年1月・2月	元禄 16	1703	100
17	7-380-17	岡本元朝日記 17 元禄16年3月・4月	元禄 16	1703	129
18	7-380-18	岡本元朝日記 18 元禄16年6月	元禄 16	1703	84
19	7-380-19	岡本元朝日記 19 元禄16年7月	元禄 16	1703	91
20	7-380-20	岡本元朝日記 20 元禄16年8月	元禄 16	1703	76
21	7-380-21	岡本元朝日記 21 元禄16年9月	元禄 16	1703	56
22	7-380-22	岡本元朝日記 22 元禄16年10月	元禄 16	1703	48
23	7-380-23	岡本元朝日記 23 元禄16年11月～12月	元禄 16	1703	91
24	7-380-24	岡本元朝日記 24 宝永元年1月・2月	宝永 元	1704	60
25	7-380-25	岡本元朝日記 25 宝永元年3月・4月	宝永 元	1704	67
26	7-380-26	岡本元朝日記 26 宝永元年5月・6月	宝永 元	1704	159
27	7-380-27	岡本元朝日記 27 宝永元年7月・8月	宝永 元	1704	141
28	7-380-28	岡本元朝日記 28 宝永元年9月・10月	宝永 元	1704	138
29	7-380-29	岡本元朝日記 29 宝永元年11月・12月	宝永 元	1704	137
30	7-380-30	岡本元朝日記 30 宝永2年1月・2月	宝永 2	1705	101
31	7-380-31	岡本元朝日記 31 宝永2年3月・4月	宝永 2	1705	120
32	7-380-32	岡本元朝日記 32 宝永2年閏4月～6月	宝永 2	1705	116
33	7-380-33	岡本元朝日記 33 宝永2年7月～9月	宝永 2	1705	96
34	7-380-34	岡本元朝日記 34 宝永2年10月～12月	宝永 2	1705	77
35	7-380-35	岡本元朝日記 35 宝永3年1月・2月	宝永 3	1706	71
36	7-380-36	岡本元朝日記 36 宝永3年3月・4月	宝永 3	1706	108
37	7-380-37	岡本元朝日記 37 宝永3年5月～7月	宝永 3	1706	94
38	7-380-38	岡本元朝日記 38 宝永3年8月～10月	宝永 3	1706	91
39	7-380-39	岡本元朝日記 39 宝永3年11月・12月	宝永 3	1706	71
40	7-380-40	岡本元朝日記 40 宝永4年1月～3月	宝永 4	1707	100
41	7-380-41	岡本元朝日記 41 宝永4年4月・5月	宝永 4	1707	79
42	7-380-42	岡本元朝日記 42 宝永4年8月・9月	宝永 4	1707	93
43	7-380-43	岡本元朝日記 43 宝永4年10月～12月	宝永 4	1707	118
44	7-380-44	岡本元朝日記 44 宝永5年1月・閏1月	宝永 5	1708	83
45	7-380-45	岡本元朝日記 45 宝永5年2月～4月	宝永 5	1708	111
46	7-380-46	岡本元朝日記 46 宝永5年5月・6月	宝永 5	1708	88
47	7-380-47	岡本元朝日記 47 宝永5年7月・8月	宝永 5	1708	98
48	7-380-48	岡本元朝日記 48 宝永5年9月・10月	宝永 5	1708	68
49	7-380-49	岡本元朝日記 49 宝永5年11月・12月	宝永 5	1708	63
50	7-380-50	岡本元朝日記 50 宝永6年1月～3月	宝永 6	1709	133
51	7-380-51	岡本元朝日記 51 宝永6年4月～6月	宝永 6	1709	119
52	7-380-52	岡本元朝日記 52 宝永6年7月～9月	宝永 6	1709	177
53	7-380-53	岡本元朝日記 53 宝永6年10月～12月	宝永 6	1709	164
54	7-380-54	岡本元朝日記 54 宝永7年1月～3月	宝永 7	1710	158
55	7-380-55	岡本元朝日記 55 宝永7年4月・5月・6月	宝永 7	1710	126
56	7-380-56	岡本元朝日記 56 宝永7年7月～閏8月	宝永 7	1710	110
57	7-380-57	岡本元朝日記 57 宝永7年9月～12月	宝永 7	1710	120
58	7-380-58	岡本元朝日記 58 正徳元年1月・2月	正徳 元	1711	88
59	7-380-59	岡本元朝日記 59 正徳元年3月・4月	正徳 元	1711	159
60	7-380-60	岡本元朝日記 60 正徳元年5月	正徳 元	1711	116
61	7-380-61	岡本元朝日記 61 正徳元年6月～8月	正徳 元	1711	114
62	7-380-62	岡本元朝日記 62 正徳元年9月～12月	正徳 元	1711	150
63	7-380-63	岡本元朝日記 63 正徳2年1月～5月	正徳 2	1712	118
64	7-380-64	岡本元朝日記 64 正徳2年6月～12月	正徳 2	1712	98
計					6477

※元禄11年、16年5月、宝永4年6月・7月分欠

象学または環境学)を分析する上においても貴重な史料であると思われる。

「元朝日記」に関連するその他の史料として、抜粋・編集した史料としては、何と言っても「国典類抄」があげられる。また、「県庁文書」のなかに「元朝日記抄」²⁴という史料があるが、これは「元朝日記」をおそらく「国典類抄」に倣ったものと思われるが「吉・凶・軍・賓・嘉・雑」の各部門に類別収録したもので、惣目録をはじめとして二十一冊で構成される。

二 秋田藩における「座格制」の整備と確立

近世社会は身分制度を基礎とした社会であり、幕藩体制が整備・確立していくに従ってその編成も行われていく。「身分」はそもそも江戸時代後期にできた言葉であるらしく、地位・席次や座席の意味で用いられていた。それは伝統的な表現でいえば「席次」であり、最高者を正面にいたたく座敷での列席者の「座席」で、自らその人の社会的地位を表す²⁵と考えられた。

こうした「席次」観念は、古くは律令国家制の天皇を頂点とする序列観念にまで行き着き、下の階層においては村の宮座・寺座の内部組織、町の会所での寄合にも見られるものであった。

また、「大名」についても、幕府將軍との親疎・領国や居城・江戸城中の詰の間・官位・知行高等の組み合わせにより複雑多岐な格

式序列がつくられており、將軍拜謁の儀式の際には各々の官位によって服装や色などが規定されていて、「格」は視覚で識別され得るもの²⁷でもあった。そして、こうした「席次」観念は幕府と大名との間の関係だけでなく、各藩体制の中においても取り込まれていくのであって、「席次」序列⇨身分編成は、藩体制の機構が整備・確立していく過程での藩主権力の強化において、家臣団を編成・統制していくにあたり大に行われていくのである。

尚、今節においては主に根岸茂夫氏の「秋田藩における座格制の形成」²⁸や「秋田藩における『御一門』²⁹や幸野義夫氏の「秋田藩における座格と政争」³⁰などの研究や『国典類抄』や「政景日記」・「元朝日記」などの史料に拠りながら論を進めていくことにする。

秋田藩では家臣団編成において「一門・引渡」・「廻座」・「一門・一騎」・「駄輩」・「不肖」という家格が設定されていた。「一門・引渡」は佐竹御苗字衆四家・一門・常陸時代の城主格や客臣の系譜の家による十九家で構成される。毎年正月城中祝儀の座席において左右に並び、引渡御膳(三つ重ねの盃を添えた本膳)で饗応をうけたことに由来する。「廻座」は「一門・引渡」家の分流や譜代の重臣や功臣の家による五十から六十家で構成される。「一門・引渡」に同じく祝儀の席で、順に藩主の前に進み、盃を賜ったことに由来する。以上の家格が「門閥大身」とされた。「一騎」は由緒ある家筋で、知行一五〇石以上に相当し上士とされた。「駄輩」は知行一五〇石以下より八十石以上に相当する。「不肖」は知行七十石以下

より三十石以上に相当する。「近進・近進並」は門閥の分流や新給の駄輩、後には新たに武士に登用された者である。以上が平士（諸士）とされた。

このように、秋田藩では知行高による家格の上位に、由緒・格式によって設定された座格による家格が位置しており、石高制に依拠した編成原理とは別の編成原理が存在し、後者が前者よりも重視されていたものと考えられている。

『国典類抄』によれば、『関東時代には「引渡」・「廻座」という座格はなく、一門・大将の面々が入り組んで着座しており、定まった座列が無かった。国替以後も同様であったが、天英公（義宣）が親類衆を一番・二番と左右に分けて列座させ、御吸物（『梅津政景日記』元和五年正月元日御吸物出る、同七年正月元日より引渡御膳指し出されるとある。）での酒宴の際に「上段の間」で御盃を下され、その他宿老・御家子・指立たる牢人衆・親類衆之「二・三男まで、「下段次の間」に片並びに廻列して「下段の間」で盃を下された。元和年中より親類衆を引渡御膳で饗応したため、「引渡衆」と称した。宿老以下は順序関係なく着座していたが、寛永八年（一六三二）正月から、初めて「御座奉行」を任じて家老小場源左衛門宣忠の指揮で座配が行われ「引渡」・「廻座」の席が定まった。その時の「御座奉行」は、小田野刑部宣行・佐藤源右衛門光信・向帯刀重政・渋江惣四郎（宗惣）十郎 光康である（『政景日記』等其他の史料によると、梅津外記忠国も含まれる。）とあり、「引渡」・

〈図2〉元和5年（1619）城中年賀席次表

		藩主 義宣			
小場	式部	引渡	芦名	義勝	
石塚	源一郎	渡	宇都宮	惠斎	
戸村	十太夫	一	大山	次兵衛	
今宮	摂津守	番	小野	右衛門	
岡本	藏人	座	古内	下野守	
			宇留野	源兵衛	
多賀谷	左兵衛	同	小場	六郎	
真壁	右衛門	二	茂木	筑後	
松野	源五郎	番	伊達	五郎	
塩谷	弥六	座	武茂	源五郎	
須田	美濃		矢田野	安房守	
(廻座)					
牢家宿					
人之					
衆子老					

『梅津政景日記』元和5年1月朔日条
(A312-130-8)

「廻座」といった「座格制」の成立の過程がみえてくる。そこで、具体的に「座格制」成立過程をみていくことにするが、まず、元和五年（一六一九）正月朔日の久保田城での年賀の席次を見ると（図2）の通りで、芦名主計頭義勝を筆頭とする一番座、小場六郎義易を筆頭とする二番座、そして次の間下段に三番座として宿老・家子・面立たる牢人衆が座していた。その中で注目すべきこととしては、須田美濃守盛秀は陸奥須賀川の二階堂氏の宿老であったが、主家滅亡後佐竹氏に仕え、国替後は横手城代を務めるなど長年の勲功を賞されて、一代限り「親類並」に加えられている点である（『政景日記』元和五年正月朔日条）。

〈図3〉元和7年(1621)城中年賀席次表

藩主 義宣		
小場 式部	引	芦名 主計
大山 次兵衛	渡	石塚 源一郎
小野 右衛門	一	戸村 十太夫
岡本 藏人	番	古内 下野
	座	宇留野源兵衛
宇都宮恵齋		佐竹南修理
小場 六郎	同	多賀谷左兵衛
真壁 右衛門	二	茂木 筑後
松野二郎右衛門	番	伊達 左門
塩谷 伯耆	座	武茂 源五郎
好間 兵部大輔		矢田野安房守
和大小真小小大早酒古真大 田場田崎貫野山川出内壁山 (廻座) 野 崎 九 家之子 十小彦兵半源金正郎雅又孫 宿 老 二伝三庫四三太二三楽十二 牢人衆 郎治郎 郎郎夫郎郎 郎郎 一門子息衆		
塩佐福大赤前田向洪茂今小 谷藤原塚坂小代 江木宮野 源 屋 崎 弥右彦勘源右隼正弥権弾大 六衛大十太馬人九五六正学 門夫郎 助 郎郎		

〔梅津政景日記〕元和7年1月朔日条
(A312-130-10)

このように「座列」は格式として設定されると同時に、佐竹氏と血縁を持たない家臣を「親類並」として擬制的な佐竹一門に編成する場であったと考えられている。ただし、この年佐竹北・東・南家の御苗字衆はこの場に着座しておらず、翌二日に「独礼」するなど佐竹家中でも「特別な地位」にあることがわかる。

次に元和七年(一六二二)正月朔日の席次を見ると(図3)の通りで、一番座・二番座には一門・常陸時代の城主格や外様の客臣が並び、次の間下段には家之子・宿老・牢人衆・一門之息衆といった佐竹一門の嫡子や庶子家・譜代の老臣などが列座している形態は基本的に変化がない。ただ、先年「独礼」して「特別な地位」を示し

ていた佐竹(南家)修理介義章が二番座筆頭に置かれている。おそらく、二年前の元和五年(一六一九)六月一日に、藩主義宣の従兄弟にあたりかつ常陸時代以来の戦功があつて、佐竹一門苗字衆でも重きを成していた左衛門尉義種が亡くなり、翌年十九歳で修理介義章が家督を相続した機会に、「佐竹南家」を佐竹宗家の家臣として位置づけようというねらいがあつたものと考えられる。そして、一番座・二番座の衆は次の間下段の三番座の衆とは別に「引渡御膳」で饗されているという記事が初めて登場する(「政景日記」元和七年正月朔日条)。

同様に寛永二年(一六二五)正月朔日の席次(図4)においては、

〈図4〉寛永2年(1625)城中年賀席次表

		藩主 義宣			
小場	式部	引	芦名 義勝		
大山	次兵衛	渡	佐竹東源六郎		
今宮	又三郎	一	戸村 十太夫		
古内	茂右衛門	番座	小野岡右衛門		
宇都宮	恵齋	同	佐竹南修理		
小場	式部	二	多賀谷左兵衛		
武茂	源五郎	番	真壁 右衛門		
好間	兵衛大夫	座	矢田野四郎左衛門		
			(廻座)	小和小	
			牢家	貫田野	
			人之	崎	
			衆子	半掃源	
				四衛三	
				郎助郎	

「梅津政景日記」寛永2年1月朔日条
(A312-130-13)

一番座に佐竹東源六郎義直が登場しており、「政景日記」寛永二年正月朔日条)、ここで東家も座列に加わっていくことがわかる。(ここでも、前年十一月二十五日に、佐竹家中のなかでも別格であった従五位下中務大輔義久の子として、国替以来重きを成していた将監義賢が亡くなり、この直後の一月十五日に源六郎義直が家督を相続した機会であると考えられる。)

寛永四年(一六二七)正月朔日の席次(図5)においては、藩内で特殊な地位にあった芦名主計頭義勝が藩主義宣と同様の上段左に据えられている(「政景日記」寛永四年正月朔日条)。芦名主計頭義勝は佐竹義重の二男で初名義広といい、天正十五年(一五八七)奥

〈図5〉寛永4年(1627)城中年賀席次表

		藩主 義宣			
				芦名 義勝	
小場	式部	引	石塚 大膳		
大山	次兵衛	渡	戸村 十太夫		
小野	大和	一	今宮 又三郎		
		番座			
宇都宮	恵齋	同	佐竹南左衛門		
真壁	右衛門	二	多賀谷左兵衛		
矢田野	四郎左衛門	番	武茂 源五郎		
		座			
			(廻座)	小野	
			牢家	親宿	
			人之	類老	
			衆子	衆衆	
				の	
				子	

「梅津政景日記」寛永4年1月朔日条
(A312-130-15)

州会津黒川芦名盛隆の継嗣となり盛重と改名、天正十七年(一五八九)摺上原の戦いで伊達政宗に敗れ、常陸の実兄佐竹義宣のもとに逃れ、翌年には豊臣秀吉により常陸国江戸崎四万八〇〇〇石に封じられていた。その後、慶長七年(一六〇二)の佐竹氏の国替に伴い改易され、出羽国仙北角館に居し名を主計頭義勝と改め、弟の岩城貞隆同様兄義宣の支援を受けながら大名復帰運動を行っていた。その弟岩城貞隆は、大坂の陣での功績を認められてか元和二年(一六一六)信濃国高井に一万石を与えられ大名に復帰していた。(貞隆の子吉隆は、元和九年(一六二三)最上氏改易に伴い出羽国由利亀田領二万石に転封。)³⁴⁾ そうした意味で、藩主義宣に匹敵する特殊な

〈図6〉寛永6年(1629)城中年賀席次表

藩主 義宣		芦名 義勝	
佐竹北又四郎	引渡	小場 六郎	治兵衛
石塚 大膳	八郎	大山 今宮	又三郎
戸村 八郎	三七	小野	右衛門
古内 三七	座	岩城 左兵衛	新二郎
真壁 右衛門	同二番座	宇都宮 五郎	弥六
戸村 十太夫		武茂	
矢田野四郎左衛門		塩谷	
真壁殿 子息			
(廻座)			
牢家宿人之老衆子衆			

「梅津政景日記」寛永6年1月朔日条
(A312-130-17)

立場であったものと考えられる。

続いて、寛永六年(一六二九)正月朔日の席次(図6)をみてみる。寛永三年(一六二六)藩主義宣は継嗣である末弟義直を廃嫡し、徳川秀忠・家光の許可を得て甥の亀田藩主岩城修理大夫吉隆を嗣子として(「政景日記」寛永三年三月二十一日、四月二十五日条)、佐竹氏の通字「義」を冠して「義隆」と改名(「政景日記」同年四月二十六日条)させた。そこで、義宣は当主不在となった「岩城家」を「多賀谷氏」を嗣いでいた弟の左兵衛官家に相続(「政景日記」寛永五年八月二十九日条)させた。そして、それによって当主不在となった「多賀谷家」に寛永五年(一六二八)十一月、一門戸村十

大夫義国の二男彦太郎隆経を入れ(「政景日記」同年十一月二十四日条)ている。こうして、「多賀谷家」は藩主親族としての資格を失って常陸外様衆の家として家臣に編成されていったのである。

慶長十九年(一六一四)大坂冬の陣のための上洛途中に、遠州掛川で病死した佐竹北又七郎義廉の継嗣として、藩主義宣の末弟申若が入っていたが、実子の無かった義宣は申若を自分の継嗣として「彦次郎義直」と名乗らせた。この段階で佐竹北家は断絶したが、義宣は寛永五年(一六二八)妹(於奈須)婿の高倉大納言永慶の二男重丸を入れて、又四郎義隣と名乗らせ北家再興をはかった。この義隣は義宣の甥ではあるが公家出身という性格が色濃いものであった。以上の経緯を反映して「岩城家」を相続した「多賀谷左兵衛官家」が「岩城左兵衛」として二番座筆頭に上がり、「高倉大納言永慶」の二男佐竹北又四郎義隣が、一番座の芦名の次に登場している。

こうして、この年までに佐竹北・東・南の御苗字衆が座列に加わることで、藩主親族といった特別な立場から藩主宗家の家臣の家格として新たに位置づけられていくのである。

さらに、寛永八年(一六三一)正月元日になると、先述のように「御座奉行」が新たに任命され、その指揮により座配が行われ、「引渡」・「廻座」の座席が定まったとされている。また、前年寛永七年(一六三〇)に亡くなっていた「近習出頭人」梅津半右衛門憲忠の子外記忠国が、父の功績により「御宿老・御家子衆」並に加えら

〈図7〉寛永年中正月御座之次第

藩主 義隆		
佐竹北河内	引	芦名平四郎
石塚市正	渡	小場式部
戸村右近	一	大山治兵衛
小野右衛門	番	今宮撰津守
古内茂右衛門	座	岡本助太郎
佐竹南淡路	同	佐竹東山城
小場六郎	二	佐竹南三郎
宇都宮帯刀	番	真壁右衛門
茂木宮内	座	多賀谷左兵衛
箭野野四郎左衛門		武茂権太夫
伊達又三郎		塩谷民部
田須向涉茂今小小小真字早松大小和小小		廻
代田 江木宮野瀬場田崎留川野山貫田野		座
隼美豊内監原大縫又大兵源兵郎相清掃内		衆
人濃前膳物三内殿二和庫兵三左模三部藏		
郎藏助郎守 衛郎衛守郎助頭		門
松小佐箭塩茂小小中舟佐福大赤向前洪		
野野藤田谷木野田川尾藤原山坂 小江		
野 崎野 屋		
次彦助藤捨又大刑宮清源忠惣忠八辰左		
郎三十七七八学部内兵右三次兵十之近		
兵郎郎郎 郎 省 衛衛郎郎衛郎助		
衛 門		

〔国典類抄〕前編吉部16（A S 209-167）

れているのが特筆される（「政景日記」寛永八年正月元日条）。

こうした事実は、すでに洪江内膳政光の子弥五郎宣光や向右近宣政の子庄九郎重政の例にも見られ（図3の元和七年席次表参照）、個人としての能力・功績のあった本人自身ではなく、その子の代になってその父の功績に基づく「家」の由緒・伝統が形成されることにより、「御宿老・御家子衆」＝「廻座」の座列に編成されていく姿が浮かび上がってくる。つまり、「近習出頭人」としてまた「家老」として藩主義宣のもとで藩体制の確立に尽力した洪江政光や梅津憲忠や向宣政当人に直接「宿老」としての「家格」が付与される

のではなく、その子孫の代に至ってはじめてあらたなる門閥「家格」として認められるのである。

そして、寛永年中の城中年賀の席次の記録によれば（図7）、「引渡一番座」において元和七年（一六二二）以来登場していなかった「岡本助太郎」の名が見え、こうして多少座列に異動はあってもこの時期に「一門・引渡」の基本的な座格が整ったものと考えられる。一方、「廻座」では座列の異動や新規の編入がかなり見られ、いまだ確定していない状況にあることが伺える。ただ、この上席には、「小野崎」・「和田」・「小貫」の三家の名が見え、この常陸以来

の譜代三家は「廻座」筆頭である「三宿老」として定着していることがわかる（『国典類抄』前編吉部十六 寛永十七年正月元日条）。

その後の「廻座」については、寛文九年（一六六九）年十二月二十六日に梅津藤太夫敬忠・大越五郎左衛門則国・松野源太国通・武茂新九郎・梅津頼母忠政の五人が新規に着座を許可されている（『国典類抄』前編嘉部三十九 寛文九年十二月二十六日条）。また、延宝五年（一六七七）十二月二十九日には梅津内蔵丞・疋田斎之助・岡谷伊織の三人が着座を許可されている（『国典類抄』前編嘉部三十九 延宝五年十二月二十九日条）。

さらに、寛永十九年（一六四二）閏九月、幕府は駿河大納言徳川忠長の改易に伴い、遺臣を秋田藩に預け置いていたのだが、承応二年（一六五三）四月の故將軍家光の法事による大赦に伴い、このうち三名（細井金太夫光信・小野寺早之助道国・小野寺重一郎道俊）を佐竹家家臣として賜った（『佐竹家譜』中 第二十二世義隆 承応二年六月二十四日条及び「羽陰史略」同年同日条）。そこで、藩主義隆は「廻座」に加えている。

そして、慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣で戦功を立て、翌元和元年（一六一五）將軍秀忠から感状を賞賜された五名の家臣（戸村十太夫義国・梅津半右衛門憲忠・大塚九郎兵衛資郷・信太内蔵助勝吉・黒澤甚兵衛道家）は、義宣期の元和年中に一門である戸村十太夫義国が既に「引渡一番座」に置かれていて、先述のように寛永八年（一六三一）梅津半右衛門憲忠の子外記忠国が「廻座」に

加えられていたが、延宝元年（一六七三）十二月二十一日、また着座を許されていなかった残りの三名の子孫大塚九郎兵衛貞祐・信太内蔵助休勝・黒澤甚兵衛道重が願い出によって許可されている（『国典類抄』前編軍部十一大坂御陳・前編嘉部三十九廻座御免及び「梅津忠宴日記」延宝元年十二月二十一日条）。また、同日先述のように大坂冬の陣で戦死した渋江内膳政光の二男五郎左衛門光俊の子十兵衛光寛が同様に着座を許可されている。

以上の廻座の形成過程である寛文・延宝期は、秋田藩の藩庁機構の整備や大規模な新田開発が行われた時期でもある。国替により占領軍として領国経営に取り組まなければならない段階、そして成立期のまだ藩庁機構が整備されていない段階では、一門・譜代門閥（のちの「所預」・「組下持」）による強大な軍事力により押さえつけたり、藩主の強力な指導力のもと、それを忠実に補佐・具現する能吏（「近習出頭人」が「家老」として実務を担い藩政運営がなされていた。しかし、世の中が安定し藩体制が確立し藩庁機構の確立）するとともに藩庁機構を担う「藩役人」の編成も進み、藩政の実務は平士層出身者が担うようになる。それに伴い、一門・譜代門閥は藩主の「藩堀」としてその「家格」が藩内の格式序列に位置づけられる（「座格制」の形成）ようになり、成立期の功臣である近習出頭人の子孫を新たな「門閥」として編入し、さらには新田開発を背景にして「一門・引渡」や「廻座」の分家を創出し、この格式序列のなかに組み込んでいくのである。

督着座向源左衛門殿上同須田源次殿上同小場勘解由殿上同小野寺
桂助殿上同古内主典殿上同武茂縫殿助殿上同早川兵次郎殿部屋住
着座中川百助殿上同細井長三郎殿上同小瀬長三郎殿上同洪江善
太郎上同塩谷藏人主殿家督着座右之衆拙者御取次いたし申渡御
礼いたさせ候部屋住衆之父為居候衆小瀬縫殿助中川宮内細井伝
右衛門洪江十兵衛何も子共着座被仰付難有よし御礼申上候

〔元朝日記〕 同年同日条

とあるように、翌年正月元日・二日両日の城中年賀において着座を
許可された者が発表されている。そして、

来年正月御儀式此度如御先代御文書所之如吟味御改被成北東南
を座上ニ御定小場近年佐竹石塚段々に列被定置候廻座も其嫡家
之家次第を以戸村万千代座を小場勘解由座之次ニ御定候真壁造
酒座を茂木定右衛門座之上ニ御定候古内主典座をも真壁造酒座
之上ニ今宮伊織座之次ニ入おかれ候改候書付別ニ有り因テ御右
筆所御日記ニ留御書付相渡候

〔元朝日記〕 同年十二月二十九日条

とあるように、「引渡」の座順においては御苗字衆は「佐竹北
家」・「佐竹東家」・「佐竹南家」、その次に明暦四年（一六五八）
二代藩主義隆より「佐竹姓」を賜った「小場（佐竹西家）」、「石塚」
の順番になるように定められた。また、「廻座」における「一門・
引渡」の分流家の座順については、「嫡家」である「一門・引渡」
の座順に従って「小場勘解由」・「戸村万千代」、「今宮伊織」・

「古内主典」・「真壁造酒」・「茂木定右衛門」の順番に並べ替え
ることとなった。

こうして定められた座格（図8）は同年十二月二十八日、城中老
中（家老）部屋に於いて家老岡本又太郎元朝・洪江内膳処光・梅津
与左衛門忠経・梅津半右衛門忠昭の四人による審議を経てさらには
藩主義処の承認を得て、翌年元禄十五年（一七〇二）正月元日、
「座奉行」に任じられた茂木定右衛門・細井伝右衛門・山方太郎左
衛門・梅津藤馬の四人に渡され、座配を徹底させることとなった
〔国典類抄〕前編嘉部三十九元禄十五年正月元日条及び「元朝日記」
元禄十四年十二月二十八日・二十九日・元禄十五年正月朔日条）。
また、その記録は、「御引渡廻座名前」や「引渡廻座御改書付」と
して藩庁に残され伝来している。

そして、この時定められた座格については、「此度之御定末代之
本ニ成可申候是近年御文書所吟味を以如此候」（「元朝日記」元禄十
五年正月元日条）や大和田内記・中村又左衛門から膳番衆へ宛てた
「御引渡廻座等覚」³⁷にもあるように、元朝としては「家譜編纂」の
ために提出させた系図や由緒書等の文書類を文書所で十分吟味した
上家格の序列を判断し、家老そして藩主の承認を経て決定したもの
であり、「末代之本」となる座格制の完成であるとの自信を持った
ものであった。しかし、実際には「引渡」においても「小場家（佐
竹西家）」と「佐竹南家」との間でその序列をめぐる争いが起き
るなど、この「座格」と「席次」については幕末に至るまでたびた

びもめることとなり、この制度（座格制）の難しさを示すものでもあった。

ともあれ、こうして整備・確立した座格制は、それぞれの家の「家格（＝藩内の序列・地位）」を示すものであり、上座の藩主とそれぞれの家臣の座席との距離はそのまま藩主と家臣との親疎を示し、その関係が容易にわかるしくみでもあった。同時に、それによって藩体制を固め引き締めていく重要な役割を果たしたものであると考えられる。

三 岡本元朝と「家譜」編纂事業

本節では、「文書所」の機構とその具体的な業務、特に元朝によって文書がどのように審査されていったのかを「元朝日記」をもとに分析していくことにする。

岡本元朝の「文書改」起用に先立って、元禄九年（一六九六）八月、秋田藩は家中に伝来の系図・証文等の古文書の提出を命じている（「元朝日記」では同年十二月十五日条に「今日孫太夫殿より御家中古事之覚書等うつし可指上旨江戸より申来由被仰渡」の記事がある。）が、これが「家譜編纂事業（修史事業）」における藩の最初の家中への指令であると位置づけられている。

そして、元禄十年（一六九七）七月二十八日、岡本元朝は御旧記御取纏に付「御文書改奉行」に任じられ、家譜編纂事業をスタート

させる。尚、「元朝日記」同年同日条では、「今日於御前疋田齋殿ヲ以テ御系図御証文御□□候迄拙者ニ調可指上旨被仰付吟味いたし調□□□旨御直ニ上意也」とあり、翌二十九日条には、「今日与左衛門所へ見舞昨日被仰付之儀しらする物書之事 御系図調所之事相談する」とあって、「御系図御証文」を吟味するよう家老疋田齋定盛を通して命じられ、吟味する役所としては「御系図調所」としていることがわかる。

また、「被撰御家譜ニ因而被訂御家中之系図証文等を岡本元朝奉行之大和田内記時胤中村又左衛門光得物書士五人属之」（『国典類抄』第十四卷 前編嘉部三十八 元禄十年十月朔日条）とあるように今回の家中系図や証文等を吟味する目的は「御家譜」の編纂にあることがわかる。

同年八月朔日、中村与助（のち又左衛門）光得と大和田内記時胤が属僚として「御証文調之役」を命じられ（「元朝日記」同年八月朔日条）八月三日には元朝私宅に於いて「御証文寄合」が始められている（「元朝日記」同年八月三日条）。また、同五日からは同四日付で「御相手番」勤番御免となり、「文書改」に専念することとなった（「元朝日記」同年八月五日条）。さらに、同六日物書三人（湊孫十郎・山崎半九郎・滑川半十郎）が任命され、同九日には中村与助の弟万助も物書に加わる（「元朝日記」同年八月六日・九日・十日条）こととなる。ただし、滑川半十郎が辞退したため、代わりとして杉村藤七が任命されており（「元朝日記」同年八月二十日条）、

後の元禄十三年（一七〇〇）頃には、羽生惣右衛門・福田惣右衛門・大貫万三郎・渡部宅右衛門・木内治右衛門なども「文書所」の物書を務めることになる（「元朝日記」同年一月十八日条）。さらに、同年十二月には、病身ではあるが儒者の木村松軒を招いて家譜編纂事業を本格化させることになる（「元朝日記」同年十二月六日条）。

さて、「又安楽院の物書役所へ入用の物書取相談いたし与助内記方より請とらす也」（「元朝日記」元禄十年八月十日条）や「今日安楽院役所始故拙者も罷出昨日從御納戸被出置与助内記請取たる御系図御証文其外御かけすすりニ入たる御書物とも少々見分、まづまづこの度常州より御借被遊候御書物ともうつし可申よし申渡」（「元朝日記」同年八月十三日条）というような記事にみられるように、久保田城中二ノ丸安楽院の「物書役所」を「文書改」を担う「文書所」にあてたこともわかる。この「役所（文書所）」については、その後一時期他所（おそらく本丸御殿内と思われるが）へ移っていたようだが、元禄十二年（一六九九）十月の「米座」廃止（「元朝日記」元禄十二年十月六日条）に伴い、同年十一月に元のように二の丸安楽院にもどしている（「元朝日記」同年十一月二十四日・二十六日条）。また、「役所御番足軽三人ニ而ハ不足ニ候昼夜の御番ニ候間昼二人夜四人と可申立由申故其段申付也」（「元朝日記」元禄十年八月十二日条）の記事からは「文書所」の（足軽による）警備体制とその配置が伺える。

そして、同年八月十六日には再び系図・証文等の古文書の提出を

命じており、提出に際しては二日・六日・十一日・十六日・二十一日・二十六日の月六日の九ツ時迄に元朝私宅へと日時・場所を指定している（「国典類抄」前編嘉部三千八 御文書取纏）。このことに關しては「今日在所御用日故大和田内記湊孫十郎出て証文共請取置なり」（「元朝日記」同年九月二十六日条）とあるように「元朝日記」の記事でも確認でき、月六日の提出指定日は岡本元朝の西根小屋上丁の私邸において提出文書の請取業務を行っていることがわかる。

しかし、提出状況はあまり芳しくないようで、同年十一月は改めて十六日・二十六日を「証文請取」日と定めてその結果をみて会合することにしており（「元朝日記」同年十月二十六日・二十九日条）、同年十二月には、藩主義処側近で御小姓頭の大嶋小助を通して元朝に対し、三たび家中に系図・証文等の古文書の提出を求めるよう命じている（「元朝日記」同年十一月晦日条）。その際、「江戸在番の者」や「所預」へは屋敷番に、「御一門」「御相手番」へは家来を呼出して通達している（「元朝日記」同年十二月十六日条）。

この文書提出は藩士だけではなく、「一昨日廿三日に諸寺諸社へ証文旧記候ハ、可指出由触書并町人百姓所持之証文系図指出触書月番老中渋江内膳殿へ遣候（中略）寺社奉行衆町奉行御代官へ被仰付由御返事之よし承候」（「元朝日記」元禄十三年八月二十五日条）とあるように、領内の寺院・神社・修験さらには町人・百姓にまで命じていて、その結果、旧領主の秋田氏や小野寺氏に關わる証文・文書類等も出されるようになる。

文書所（又は私邸）において元朝は借り受けたり収集した書物（具体的には「難波戦記」・「治乱記」・「増補信長記」・「小田原記」・「常陸国誌」・「応永記」・「永享記」・「梅津政景日記」・「奥羽軍記」・「太平記」・「新羅明神之略縁起」などがあげられる。）等に目を通し、必要事項を書き抜（書き写）している。そして、「文書調役」の大和田時胤・中村光得や物書等は収集した書物や提出された系図・証文等の古文書を書き写す作業を行っており、その上で元朝をまじえてそうした文書類の吟味をすすめている。

こうした家譜編纂事業とそれに伴う家中へ文書提出命令は、偽系図や偽証文の作成、さらには、一門をはじめとして家中の諸家における嫡庶争論や家格争論までも引き起こすこととなった。

元禄十二年（一六九九）二月、「根田四郎右衛門」と「塩谷主幹」が証文本書を提出したが、「文書所」での調査の結果すべて偽書であると判断された。その際、本来であれば元朝の所にあげて決裁を得た後に申し渡すべきだが、中村与助・大和田内記の段階で内々に知らせ、本人が納得したのであれば焼却するように伝えた（「元朝日記」同年二月十三日・十七日条）とあり、偽書であるとはっきりしたものについては、本人に焼却処分をするよう指示していることがわかる。この件については後日、どのように沙汰されるのか家老正田斎定盛を通して内々の問い合わせがあった。それに対して元朝は、もし文書所の判断に不服であれば証拠を書き立て何度も申し立

てるように、同意するのであればその旨口上書を提出するように伝えており、その後同意する旨の口上書が提出された。ここで元朝としては、「御条目により古証文または覚書があれば実・不実関係なく提出するよう通達しており、吟味により不実と判断されれば容赦なく申し渡すだけである。」と毅然とした対応をとっている（「元朝日記」同年十月十九日条）。ところで、「根田家」に関する記事としては、「文書所」では根田十郎兵衛俊与が寛文年中に編纂した「御系図」・「御家譜」は偽書であると判断し、木村松軒にその吟味の顛末を記録させている（「元朝日記」元禄十四年二月十六日条）。これについては、寛文期段階においては系図・証文等の文書の収集やその吟味が不十分であったからだと考えられる。

同年六月、家老の「石塚孫太夫義掬」より元朝に内々に相談があった。「石塚氏」は佐竹一門であるが、初代宗義と佐竹宗家との関係については、「石塚家」では十一代義篤の二男と考えていたが、世間では三男として通っている。そこで、今回の由緒書提出にあたりどのように書いたらよいのか元朝の内々の判断を仰ぎたいのとこのことであった。これに対して元朝の判断は、宗家十一代義篤には年齢順に義躬（小場氏を嗣ぐ）、十二代義宣、（石塚）宗義の男子があったが、義躬は庶出であり「二男」とされ、義宣が「嫡男」となっていた。一方宗義は義宣と同腹であることから「正しき二男」といえる。庶出の子は御父の思召次第で決められるものであり、義躬は御父（義篤）の覚えもよく「二男」となった。そうすると、「小場」

「石塚」両家はどちらも「二男」といえる。別の例を挙げれば、四郎三郎（義都＝佐竹式部少輔家）の父義眞は二十三代義処の「庶兄」で「二男」とされていたが、玄蕃（＝義慰、義処と同腹（母光聚院））早世のため、その弟で今の壹岐守（＝義長、義処と同腹（母光聚院））は義処と同腹のためこれも「二男」である。そこで、このことは「屋形様（＝義処）」の「御意」次第であり、公儀の指示に従うようにと伝えている（「元朝日記」同年六月三日条）。ここでわかることは、嫡男以外の兄弟の順番は嫡出が優先ではあるが、「御父の思召次第」であるとの考え方が基本にあることである。

元禄十三年（一七〇〇）一月、御相手番の「向右近守政」から京都の禅宗僧祖音を通して姉小路家からもたらされた「向氏系図」が提出された。文書所で吟味したところ、これまでの由緒との相違点が指摘された。「向氏」は藤原忠平の子小一条師尹の子孫姉小路で飛騨国司家から分かれた家とされている。しかし、今回提出された系図では閑院流実季の子孫の姉小路から分かれた家となっているので、詳細な吟味が必要であるとし保留となった（「元朝日記」同年一月二十二日条）。その後、向氏からは中世以来の由緒のある旧姓「小鷹狩」に改名願を出したいとの申し出があったが、元朝は今回の系図に関してまだ吟味が終わっておらず、裁定が出されていないので、それが決着してからの申し出を勧めている（「元朝日記」同年二月十一日条）。

こうした経緯をふまえた上での同年二月、「御系図并御分り衆之

次第御証文御当代二被下候衆之次第度御家中調候吟味之次第并申渡之様子非本書物焼却可仕と申候而取上さし置候次第右申渡二若吟味信懐不仕候ハ、幾度も可申出候それ二もまた心二入不申候ハ、老中へ申立御さばき可申受と申渡候」（「元朝日記」同年二月二十六日条）とあるように、文書所の吟味に不服がある場合は、まずは証拠を揃えて何度でも申し出、次にそれでも納得しない場合は家老へ申し立て裁定をうけるよう通達していることがわかる。

同年二月、檜山所預の「多賀谷将監隆経」より、一昨年提出した証文の中で本書であるが現在の持ち主が所持すべきではないとして文書所（元朝）が取り上げたのは道理にはずれているので、返却してほしい旨「真崎兵庫」や「大嶋小助」へ訴えがあった。それに対して元朝は、前述のように不服がある場合は申し出る様に通達しているにもかかわらず、陰で動いているのは合点がいかず迷惑な事と憤っている（「元朝日記」同年一月二十六日・二十七日条）。五月に入り多賀谷将監方より直接元朝に会って相談したかったが、行き違いがあつてそれもできず真崎兵庫や大嶋小助に相談した旨弁解し、内々に返却するよう依頼があつた。しかし、元朝としては他の家中へは通達の通り留め置いて、多賀谷家だけには内々返すような公儀が最良することはできない旨申し渡す（「元朝日記」同年五月二十七日・二十八日・二十九日）など、ここでも毅然とした対応をとっている。

そして、同年三月二日、「御系図」・「御家伝」・「御文書」・

「家中系図」・「家伝文書」が出来上がったことから、家老小野崎権大夫通貞・梅津半右衛門忠昭そして御納戸より藩主義処側近の大嶋小助が加わり吟味を受け（「元朝日記」同年二月二十七日・二十八日条）たうえで、まだ吟味が完全に終わっていない佐竹山城家（東家）を別に綴じた上で、家老石塚孫太夫義拋・正田齋定盛・梅津与左衛門忠経列座の陰の間に於いて藩主義処に報告している（「元朝日記」同年三月朔日・二日条及び『国典類抄』第十四巻 前編嘉部三十八 元禄十三年三月二日条）。これが、岡本元朝による家譜編纂事業のまずは最初の成果ということになる。

さてその後の同年三月、「小野（岡）清左衛門」が系図を持参して、自分の家は小野（岡）市太夫義伯の先祖義継二男甚左衛門継房の系統であり、以後清左衛門森將、清左衛門森乘、現在の清左衛門森親と三代にわたり「森」を一字にしているが、義伯としては、小野（岡）氏の祖初代義森の「森」の字を四・五代後の義継二男の末孫が一字の様に用いることは適切でないと考えているがどうしたらよいのかと相談している。それに対して元朝は、分家が宗家に断ることなく系図を作成するのは適切でなく、分家の祖継房の名は親義継から「継」の字を受けているのが明白であることから、子孫は「継」の字かもしくは小野（岡）氏代々の惣領より下字を受けるのが当然である。それにもかかわらず、分家が自分の判断で義森の「森」の字を用いるのは適切ではないので、宗家義伯の思召次第に「継」の字かもしくは義伯の下字を許可を受けて名乗るのが道理に

かなっている旨答えている。清左衛門森親としても今回の判断には納得しており（「元朝日記」同年三月十六日条）、後日「継嘉」と改名している。

同年四月には、「岡内之丞忠宣」より岡氏の分流の岡九平太景忠と三郎兵衛忠清の二男三男争論について元朝の内意を得たく依頼があった。元朝としては、岡氏は一族が多くしかも年長の者もいるので一族で内々相談して解決してほしいが、もし解決しない場合は両方が口上書を提出するよう答えている。その後、内之丞や九平太、三郎兵衛の口上書³⁸が提出され、吟味している（「元朝日記」同年四月九日・二十九日・五月三日・六日・七日・八日・六月二十二日・二十九日・七月二日・二十五日・八月九日・二十七日条及び「被仰渡控」³⁹元禄十三年五）。ここからは、一族内で相談し古老の記憶や証書類等を吟味して一族として口上書を提出し、文書所の判断を仰ぐ形式をとっていることがわかる。

同年十月、吟味の終了した証文本書を諸士へ返却している中で、「高五郎左衛門」へ高氏が提出した系図は問題点が多いので、文書所としてはこれを採用しない旨申し渡している。それによれば、「高氏」は元々「折内」であったが、提出した系図をもとに「高」に改名している。しかし、この系図自体が偽書であり「折内」と記された先祖伝来の証書類が実書であることから「折内」にもどすべきである。もし、吟味に不服であれば家老へ訴えその指示を受けるように（「元朝日記」同年十月九日条）とのことであった。その後、

翌元禄十四年（一七〇一）六月、文書所の吟味を受ける前に公儀に「折内」から「高」に改名願を出しその後文書所の吟味により系図が偽書であることが明らかになったことが「不調法」であるとして、閉門を命じられている。これについて元朝は、折内氏は代々証文類が多かったこともあり、また文書所の吟味・判断には従い「遠慮」を申し立てていた。しかも、今回「閉門」を命じられたのは元朝が「文書改」就任以後のことであり、その間家老からは文書所に何も沙汰が無かったことにも不満をもっている。そして、系図・証文類を偽造する手の悪い者が家中にはかなりいるが、道理を尽くして申し含めれば納得することもあり、元朝の叱責で事が済むのであるがと漏らしている（「元朝日記」同年六月十六日条）。この件について元朝は同年九月に文書所の吟味前に改名願を出したのは確かに「無調法」だが、高五郎右衛門当人が偽書を作成したわけではなく、先祖が作成したものを実書と考え提出したまでであり、何とか前年の処分が赦免されるよう口上書を月番家老洪江内膳処光に提出している（「元朝日記」同年九月二十五日・二十七日・二十九日条）。ここでは、今回の「文書改」にあたってはとにかく実書・偽書にかかわらず家蔵のものを提出させる方針であり、「偽文書提出」そのものを取り上げて処罰されるものではないという考え方が伺える。

また、元禄十四年（一七〇二）四月には、「伊達市十郎処宗」より、提出した系図には先祖盛重は国分家を嗣ぎ「平」姓を称したと記しているが、その際伊達本家より伊達家の家紋を止められ国分家

の家紋に変えている。しかし、盛重が佐竹家を頼って秋田へ来た時に国分家を捨て「伊達」を名乗っているので、本姓は「藤原」姓に戻してもよいかどうか相談している。それに対して元朝は、道理にかなっていると理解を示している（「元朝日記」同年四月二日条）など、「本姓」や「家紋」の使用に関する相談等も受け、それに対して助言しているのである。

さらに同年七月には、「今宮文四郎永教」より、（今宮氏は元々十七代佐竹義舜の二男永義を祖とする佐竹一門であり、代々領内修験・社人を支配し、「引渡」座に列していた。しかし、摂津守義教の代の天和元年（一六一八）上訴の罪を問われ、嫡子文四郎永教とともに大館に幽閉され、貞享二年（一六八五）には「引渡」から降格して「廻座」に列することとなっていた。）これまで、先祖代々のように「引渡」座に復することを願っていたが、なかなか許可されることはなかった。そこで、親類で家老の洪江内膳処光に相談した所、先例等元朝に内々相談しゆくゆくは家老衆に取りなしてもらうよう助言されたとのことであった。それに対して元朝は、今回の件は文書所や自分が吟味・判断するような事ではなく「上（藩主義処）之思召次第」である。先例によれば、「引渡」衆が処罰される後赦免されて「本座」に戻った例は「古内」・「伊達」・「矢田野」だけであり、「本座」に戻ることなく「廻座」に列した例は「宇留野」・「小瀬」等があげられ、罪の軽重や内容により「藩主之思召次第」であるので、自分はあずかり知らない事であると答え

ている（「元朝日記」同年七月二十三日条）。こうした事例は、系図や証書類の吟味による判断と違い、「上（藩主）」による処罰に伴う「家格」等の裁定は文書所や元朝が采配すべき次元のものではないことを物語っている。

その他にも文書所では、幕府側用人「柳沢出羽守吉保」より、初代藩主義宣の関ヶ原戦以来の將軍家への奉公の事跡をまとめて提出するようにとの命令があり、さっそく「義宣御家譜」に収録される予定の関連書物を吟味して書き抜きまとめたうえで提出している（「元朝日記」元禄十二年三月二日・三日・四日・八日・十日・二十一日・四月朔日・十六日・二十三日・二十五日条）事例、家老「梅津与左衛門忠経」より、佐竹（西家）石見義房の家督御礼は当代かそれとも先代の時か、またその時の拝領物があつたかどうか書付等記録を調べるよう照会があり、詳細に考証の上報告している（「元朝日記」元禄十四年六月七日条）事例、物頭「岡三郎兵衛忠清」より、岩城伊予守重隆領（亀田藩）は寛永期に梅津主馬政景が徹底した検地を行っているのだが、今回「八沢木御境御論（国境争論）」のため「梅津政景日記」を調べるよう照会があり、記事を調査報告している（「元朝日記」同年九月六日条）事例、同じく「津軽比内の国境争論」においても「政景日記」の照会があり、調査している（「元朝日記」元禄十三年十一月十二日・十三日条）事例にあるように、文書所は藩政を運営する上（または対幕府対他藩といういわば外交上）での参考にすべく家老や役人からの照会に対しても対応し

ていることがわかる。

この後元朝は前述のように、元禄十四年（一七〇一）十月「御記録担」を兼ねながら「家老」に就任し、藩政運営を担いながら引き続き「家譜編纂事業」を進めていくのである。

幕藩体制が確立・安定していくこの時期（元禄期）において、こうした岡本元朝と文書所による「家譜編纂事業」（系図・家伝・証書類の提出とその吟味及び御系図・御家譜等の編纂）は、藩主（佐竹宗家）を頂点とする家中の各家々（家臣団）を一定の基準に拠りながら格式・序列（座格制）を定めることよって再編成していくねらいがあり、これにより幕藩体制下において秋田藩はその藩体制を構築・確立していくものと考えられるのである。

おわりに

本稿では、「岡本氏」と「岡本又太郎元朝」及び「岡本元朝日記」の分析、そして秋田藩の身分的秩序である「座格制」が整備・確立していく過程と岡本元朝の関わり、さらには「文書所」の機構とその具体的な業務、特に提出された系図・証書類が元朝によってどのように吟味されたのか分析を試みてきたところであり、ある程度事例も含めて提示することができたものと考えている。

しかし、今回の「岡本元朝日記」の分析は元禄八年から十五年までの限定した期間のものあり、すべての分析ができれば元禄・宝

永・正徳期の秋田藩の政治の様子がかなり明確になっていくものと思われる。また、秋田藩の「修史事業」を論ずるためには「被仰渡控」や「佐竹家譜」・「諸士系図」・「元禄家伝文書」そして「秋田藩家蔵文書」について詳細に分析していかねばならないのであるが、今回はそこまでは及んでいない状況であり、今後の課題としたい。

註

- (1) 岡本元朝日記(混架七一三八〇―一六十四)
- (2) 根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』第五号 国学院大学栃木短期大学史学会 一九九一年)
- (3) 伊藤勝美「佐竹家譜」編纂に関わる若干の史料(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年)
- (4) 市村高男「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」(『小山市史研究』三 小山市史編さん室 一八二年)
- (5) 伊藤勝美「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程(『秋田県公文書館研究紀要』第二号 一九九六年)
- (6) 伊藤勝美「秋田藩家蔵文書」の成立の過程(『秋田県公文書館研究紀要』第三号 一九九七年)
- (7) 鈴木満「秋田藩家蔵文書」考(『秋大史学』第四十四号 秋田大学史学会 一九九八年)
- (8) 根岸茂夫「寛文・元禄期秋田藩の藩政と梅津忠宴」(『史翰』十四国学院大学地方史研究会 一九九七年)
- (9) 遠藤巖「佐竹家岡本氏と秋田藩家蔵文書」(『茨城県史料』中世編 IV 附録二八所収)

- (10) 『続群書類従』第六輯卷第五百五十五系図部五十 秀郷流系図小山系図巻第五百五十六系図部五十一 岡本系図(『経済雑誌』一九〇三年) 前掲 遠藤巖(9)
- (11) 前掲 遠藤巖(9)
- (12) 『岡本氏系図』(A二八八 二二二七)
- (13) 渡邊喜二編「新編佐竹氏一門・系図(稿)」(『東洋書院』二〇〇四年) 前掲 遠藤巖(9)
- (14) 前掲 遠藤巖(9)
- (15) 『梅津政景日記』(A三二二―三三〇一五)
- (16) 『慶長九・十知行人扶持人覚』(『雑録』一 県A一〇三)
- (17) 『寛永四年窪田配分帳』(『雑録』一 県A一〇三)
- (18) 拙稿「近世前中期における秋田藩藩庁機構について」(『国典類抄』の分析を中心に)(『秋大史学』五十号 秋田大学史学会二〇〇四年)
- (19) 拙稿「秋田藩における藩庁機構と役替の特質について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十二号 二〇〇六年)
- (20) 原武男 校訂『佐竹家譜』上中下(『東洋書院』一九八九年)
- (21) 『秋藩紀年』三(AH二二―三三)
- (22) 『国典類抄』第一―十九卷(秋田県立図書館 一九八三年(原史料秋田県公文書館所蔵))
- (23) 「羽生氏熱(はにゅううじなり)」は、嘉永二年(一八四九)秋田市 中谷地町に生まれ、秋田藩の右筆を務めた。維新後世祿を失った士族の授産を提唱し献身した。のち秋田県勸業課長、千葉県書記官、秋田県参事官、第二代秋田市長、第四十八銀行取締役、秋田電気取締役を務め、昭和七年(一九三二)一月八十三歳で没した。(『秋田人名大事典』秋田魁新報社 一九七四年及び『秋田の先覚』二)
- (24) 『元朝日記抄』(県A一四四―一五二)
- (25) 朝尾直弘「身分と秩序」(『週刊朝日百科日本の歴史』六十七号近世 I 泰平の世 朝日新聞社 一九八七年)
- (26) 山口啓二「藩体制の成立」(『幕藩制成立史の研究』校倉書房 一九七四年)

- (27) 前掲 朝尾直弘(25)
- (28) 根岸茂夫「秋田藩における座格制の形成」(『史翰』十一 国学院大
学地方史研究会 一九七六年)
- (29) 根岸茂夫「秋田藩における『御一門扨』」(『国学院雑誌』七十七一
九七七年)
- (30) 幸野義夫「秋田藩における座格と政争」(『秋田地方史の展開』新野
直吉・諸戸立雄両教授退官記念会編みしま書房一九九一年)
- (31) 昭和版『秋田県史』近世編上(秋田県 一九六三年)
- (32) 前掲 根岸茂夫(28) 論文
- (33) 渡邊喜一編『新編佐竹七家系図』(加賀谷書店 一九九三年)
- (34) 原武男編『新編佐竹氏系図』(加賀谷書店 一九七一年)
- (35) 「御引渡御廻座名前」(AS三二二一五)
- (36) 「引渡廻座御改書付」(AS三二二一七)
- (37) 「御引渡廻座等覚」(AS三二二一六)
- (38) 「岡氏口上書及び系図」(A二二八・二二一三六七七八三)
- (39) 「諸家御系図御調二付被仰渡控 元禄十三年五」(A二二八・二一六
八一五)

(古文書班学芸主事 いとう まさたか)

幕末秋田藩海岸警備考

―守備兵の問題を中心として―

畑 中 康 博

はじめに

一 台場の築造と軍事体制の変化

二 安政～慶応期の蝦夷地海岸警備について

1 藩士の出兵について

2 足軽の動員について

まとめ

はじめに

本稿は秋田藩が安政期以降に取り組んだ領内と蝦夷地の海防の問題を論じる。

嘉永六年（一八五三）六月三日のペリー来航以後、幕府や全国の大名は台場建設や軍備の刷新、更には軍制改革に取り組んでいくが、秋田藩においても台場の建設を開始した。

また箱館開港とロシアとの国境確定問題が生じたことにより、安

政二年（一八五五）幕府は蝦夷地を直轄地とし、秋田藩を含む東北の四藩に蝦夷地の警備を命じた。

こうして幕末秋田藩では台場建設と守備そして蝦夷地出兵という新たな軍事動員の必要性に迫られるのだが、領内に建設した台場の守備には、献金により武士の身分を与えた「新家」と呼ばれる在方の農民や町人を動員し、蝦夷地には横手や湯沢、大館といった領内の支城下に暮らす在郷給人と農民を送り込む。その一方、本城である久保田城下の給人は海防の任に携わらないという歴史を残した。

本来戦闘こそ武士の職能であり、支配階層としての存在意義であったのだが、幕末の動乱を見ると全国的に戦争で活躍したのは身分の低い階層の者であり、博徒が戦場で活躍した話も有名である¹⁾。

武士が戦闘を行わず、身分の低い者に戦闘業務を転嫁する。

これももつともらしい論理を帯びて、硬直化した武士社会の中でいかに確立していったのか、言い換えると身分の低い階層が戦闘に駆り立てられる際の論理はいかにして確立したのか、これを秋田藩

の海岸防備における軍事動員から見るのが本稿の視角である。

こうした目的において、第一章では台場建設と守備の問題、第二章では蝦夷地警備の問題を取り上げる。そして、慶応四年（一八六八）の東北戊辰戦争の最終局面まで軍事体制の近代化が達成できなかった秋田藩の特質を論じていきたい。

一 台場の築造と軍事体制の変化

秋田藩の海岸警備は嘉永六年（一八五三）のペリー来航以前と以後では大きく異なる。

ペリー来航約五十年前の文化四年（一八〇七）五月から八月にかけて、秋田藩は五百九十一名の軍勢を箱館に送った。これはロシアのフォストフが樺太や択捉島を攻撃したことを重く見た箱館奉行羽太正養の依頼によるもので、同様に弘前藩・盛岡藩・鶴岡藩が出兵した。この時秋田藩は箱館郊外の七重浜に巨大な陣屋を建築し、警備の任務に就いた。出兵は短期間で終了したが、その後も再度の蝦夷地出兵を想定し藩士による領内の海岸警備を実施した。^②

ところが、秋田藩ではいつの間にか海岸警備は計画の策定のみとなり、藩士は任務に就かないようになってしまった。

こうした中、嘉永元年（一八四八）四月、秋田藩領沿岸に初めて外国船が現れる。話の発端は同年四月二十二日、土崎に入港した越前三国の船頭室屋権四郎が、飛鳥沖で約六千石積相当の船二艘を目

撃したことからは始まる。翌日になると外国船の目撃情報は弘前藩境に近い岩館村船見番からも来た。

家老宇都宮帯刀の日記を見ると「町方猥ニ浮説ヲ申唱不宣、且諸事甚高直之由相聞得候二付、町奉行より左様無之様為触申候」と久保田城下で流言が飛び交い、物価が上昇するなど騒然としたことが分かる。^③更に外国船は男鹿半島に接近し、戸賀船見番は船の形状を報告し、寺院永膳院の僧も三本帆柱の船を絵に描いて藩に報告している。^④

こうした事態に藩は、物頭鷲尾庫之助に与力三人・鉄砲足軽三十人・大筒役三人を従えさせ、男鹿半島に出撃させた。

ところが外国船はその後約二十日間現れず、これに安心した宇都宮は五月二十五日まで城下に戻るよう鷲尾に指示を下している。^⑤

つまり秋田藩の外圧に対する危機意識は文化四年に箱館出兵を経験しても、また外国船を間近に見ても、ペリー来航以後とは比較にならないほど低く、緊張感も長続きしないのである。

これが嘉永六年（一八五三）のペリー来航以降大きく変化する。その最も大きな変化は、台場の建設を開始したことである。

天保七年（一八三六）に策定していた海岸防備計画を見ると「海岸西方とハ乍申、遠浅又は巖石等ニ而大船は近寄かたき処か多く相見得候故、能代・男鹿・湊・あら屋五ヶ処え手配仕候」とあり、警備の重点を能代・男鹿半島・土崎・新屋に置いていたことが分かる。^⑥台場は右の箇所に加えて建設が進められた。^⑦

ところが秋田藩は、台場は建設するものの、その守備については藩士は従事せず、新家（藩に献金したことで武士身分が与えられた農民・町人）を海岸に移住させて守備の任務に就かせる方針を当初から採った。⁸⁾

近来異国船処々渡来ニ付、海岸防御之御手当專御急務之処、数十里之海岸何時何方え渡来も難斗候得は、御繰出之御人数着到迄之間、要地之向々是非常住之御備を以一御防可被成御手配無之候ては不相成候処、御旗本諸士并在々給人之義は兼而被召使方御人配も被為有候ニ付難被分置、依而在々住居新家之面々并郷士徒並ニ至迄海岸要地へ移住可被仰付之趣、此度江戸表より被仰出候。尤当時之御急務候得は、右御人配を始、勿々被仰渡方ニ至迄不移時日早々取調可被申聞候。

これは家老宇都宮帯刀の日記であるが、戦略上の指示は江戸表、つまり江戸家老佐藤源右衛門から受けていることが分かる。

佐藤は数十里に及ぶ海岸線に藩士を分散配置するよりも、海岸の要地へ新家を配置する方が得策であると考えた。それは外国人が沿岸に上陸した場合、台場の守備兵が海岸線で食い止め、その間藩士が上陸地点に急行し一戦を交えるという作戦を想定したからである。ここに海岸要地での時間稼ぎとして民兵の必要性が生じ、武士身分を持つ新家に着目したのである。

ところが新家なら誰でもよいというわけではなかった。⁹⁾ 海岸五ヶ所移住之義ハ人数内勝手ニ付、引越替之義兼而被相許候。此度至而困窮之者老人移住之願無余義趣を以申聞。以後は相成間敷、当人は差許にも申合候。

これは家老中安内蔵の日記であるが、海岸五ヶ所（ここでは、八森・男鹿北磯・男鹿南磯・土崎・新屋）への困窮者の移住を今後は許可しないとある。藩がこの方針を採った理由は、台場の建設費を新家から捻出しようとしたからである。¹⁰⁾

同人（塩谷弥太郎）申聞、八森移住之面々台場地願申立候。郡奉行（信太）理兵衛回在之砌見分致候所、外ニ御障無之趣申聞候願之通可被仰付哉、伺願之通と申渡。

〈引用史料内の傍線や（ ）は筆者〉
これも中安内蔵の日記であるが、八森に移住した新家が台場の建設願を出したとある。この場合、新家が自発的に台場の建設願を出したのか、それとも形式上自発的なことにしているのか判断はつき兼ねる。しかし困窮者の移住を許可しない方針を採ったことを併せて考えると、藩は新家の財力を台場建設の資金源にしようとしたことにはまず間違いはない。ここに新家を台場の守備に就かせることで、藩財政の支出を少なくしようとした意図を読み取ることができる。

〈表1〉 武士身分を獲得するための金額一覧

200両	一代苗字御免
150両	一代帯刀
200両	永帯刀
500両	徒並
600両	郷士
1000両	近臣並
500両	郷士徒並より近臣並
800両	近臣並より近進
150両	在々給人御前出仕
150両	在々給人

〔石井忠行日記〕文久2年12月26日条より作成

〈表1〉は農民や町人が武士の身分を獲得するのに必要な金額の一覧であるが、武士の身分を獲得するには相当な財力を要したことが分かる。

しかしそれでも武士になりたいと考える富裕な農民や町人はいたわけ

で、こうした人たちにとって台場の守備は身分上昇の絶好の機会となった。男鹿半島に渡部村を開いた渡部斧松（一七九三～一八五五）が、嘉永七年（一八五四）二月三十日付で秋田藩に願ひ出た口上書には次のようにある。¹¹

口上覚

近年來異国船諸国浦々え度々渡來致候二付、為御防御之新家之面々要地え引越被仰付候御時節に相成、恐入奉存候。就ては私共へも万二急事之節罷出相防可申被仰付、冥加至極難有仕合二奉存候。依之奉願候。私共新村切開以來家数相殖、開田も追々熟田罷成、水干之憂も無是、永々安堵之地処二相成候儀は畢竟被為於上二御引立被成下置候故ト難有奉存候。是私共当時所勢罷有候当高三百石余之内、村方百姓之内六拾人え、忝人二付五石宛之分地致

土着守護被致、鉄砲稽古為相励申度候間、右六拾人御足輕二被召立、私共支配被仰付被下度奉願候。尤急事之節は右御足輕召連、新家同様相働候ハ、海岸防御之一助ニも相成候事ト存込奉願候義二御座候。御障も無御座候ハ、願之通被仰付被下度奉存候。右之通宜被仰上被下度奉存候。以上

嘉永七年寅二月三十日

渡部斧松

渡部謙助

口上書には、沿岸警備のため渡部村の百姓六十人を足輕に取り立て、自分を足輕を指揮する立場に任じて欲しい旨が記されている。

またこれとは別に、渡部斧松は男鹿半島各地に台場を建設する際の工期と金額を見積もった意見書を藩に提出している。¹²

結局、渡部斧松は男鹿半島各地の台場を建設し、士分として配下の農民を率いて海防に従事している。まさに海防に民兵を利用しようとした藩の姿勢を見事に捉えたといえる。

従って、幕末秋田藩の台場建設と防備は、武士が本来行う職分である戦闘業務を民間に肩代わりさせたい藩と、戦闘業務を請け負うことで身分を上昇させたい富裕な農民・町人の利害の一致により進んだということが指摘できる。

しかし、新家による台場の守備は十分に機能を果たさなかった。武器が不十分だったからである。〈表2〉は文久三年（一八六三）

に秋田藩が保有していた大砲と砲弾の一覧であるが、外国船を相手

〈表2〉 御備大砲有弾取調帳 (A 393-8)

文久3年(1863)5月

場所	大砲の種類	大砲の数	砲弾の数
船川 (現・男鹿市船川)	6斤砲	2	40
	15寸アングホーイツル砲	1	20
門前 (現・男鹿市)	24斤砲	1	20
	6斤砲	1	20
塩戸 (現・男鹿市塩戸)	18斤砲	1	20
	6斤砲	1	20
北ノ浦 (現・男鹿市北浦)	6斤砲	1	20
	20寸榴弾砲	1	15
	2斤砲	2	20
	300目砲	1	30
能代 (現・能代市)	24斤砲	2	20
	20寸榴弾砲	1	13
	6斤砲	4	40
	15寸榴弾砲	1	15
	500目砲	1	15
	小白砲 (モルチー砲)	2	0
八森 (現・八峰町八森)	6斤砲	1	10
	300目砲	1	10
土崎湊 (現・秋田市土崎)	60斤砲	2	40
	24斤砲	1	30
	6斤砲	2	50
	18斤砲	1	30
新屋 (現・秋田市新屋)	24斤砲	2	50
箱岡 (現・秋田市)	6斤砲	1	13
	15寸砲	2	90
	3斤砲	3	140
	300目砲	1	30
	20寸白砲	2	40
	13寸砲	2	30
	15寸白砲	1	15
	24斤砲	1	30
	2斤砲	3	170
	ブリケットス小玉		560
合計		49	1666

* 斤はポンドに相当 (1ポンド=453.6グラム)

に本気で戦争をするには不十分である。また射撃訓練は火縄銃を用い、新屋滝ノ下台場で大砲の実弾を使用しての射撃訓練を行ったのは文久三年(一八六三)が最初であった。¹³⁾
更に士気も低かった。先述したとおり、台場の新家は外国人が上陸した際の時間稼ぎの部隊である。武器と練度の低さが士気の低下を招くのは当然のことで、新家の中から在所に戻りたいと言いつける者が出てきたのである。¹⁴⁾

演説覚
一海岸住居新家帰住之儀、再応奉申上候義恐入候得共、新家之内大家之ものともハ、田録多所持致居候故、兎角在所え斗参居候、御振合ニ而有名而は実無之候。依之尚又再評之上左之通奉伺候。一高百石又は金千七百両差上候もの帰住御免被成置、如何可有御座哉。

但、右献納之力有之者、一兩人より無御座候間、帰住被仰付候跡代之儀は、湊住居之内より御手当ニ而も被下置、所替被仰付如何可有御座哉。元来は土崎湊之儀は御手近之場所ニ而、有事之節は早速御繰出ニも相成可申、一兩人減少仕候而も格別御差支之義有之間敷哉奉存候。御賢之上宜御指揮被成下度奉存候。已上

(慶応元年)十一月

御軍事係御勘定奉行

御評定奉行

御副役

これは台場守備を辞めたい新家の対策を協議した勘定奉行・評定奉行・副役の申し合わせである。百石か千七百両払えば帰住を許可しても良いとある。農民や町人が新家になるにあたっては〈表1〉にあるように、かなりの金額を藩に納めたわけであるが、それにも増して百石か千七百両という高額の金額を支払わなければ帰住を認めないとしたのは、帰住を希望する新家を増やさないようにするためであったと言える。史料を見ると、百石か千七百両を負担してまで帰住しようとしているのは一人か二人とある。上納金額を低くすれば、それだけ帰住を希望する者が多く出た可能性がある。

まさにこれは、身分上昇を餌に民兵を登用しようとした藩の海防政策の行き詰まりと言えよう。

土佐藩の海防問題を論じた山下寿弥は、土佐藩が外圧の高まりの中で民兵登用を中心とした海岸防備体制を構築し、これが戊辰戦争において海岸防備から動乱の決戦に転用され、結果的に戦争を勝ち抜く戦力となったことを論じている。¹⁵

しかし秋田藩の戊辰戦争を見ると、領内や蝦夷地の海岸防備に就いた新家が戦線を好転させる決定的な戦力とはならなかった。もともと戊辰戦争時の土佐藩と秋田藩の置かれた状況は全く異なり、一概に比較することはできない。それでも新家が戦力とならなかったのは、海防が軍事改革とは異なる次元―藩士が海防の任務に就かないようにするため、新家を登用することで藩財政の支出を少なくするため―で進められたからである。このように低い理念で動員され

た新家が精強な部隊に錬成されるわけがなく、ここに土佐藩と秋田藩で同じような海防のシステムを採ったにもかかわらず、大きな戦力差を生じさせた背景がある。

二 安政―慶応期の蝦夷地海岸警備について

次に安政三年（一八五六）から慶応三年（一八六七）にかけて蝦夷地の海岸警備の任務に就いた藩士と足軽の問題を論じる。

当該時期の蝦夷地警備について簡単にまとめると次のとおりになる。¹⁶

- ① この出兵はロシアの南下政策に対抗して安政二年（一八五五）三月二十六日に幕府が命じた出兵で、蝦夷地の警備区分は〈図1〉のようになった。秋田藩は元陣屋を増毛に、出張陣屋を宗谷・白土（樺太）・クシユンコタン（樺太）に置いた。
- ② 幕府安政六年、先に蝦夷地の警備を担当した松前・仙台・盛岡・弘前・秋田藩に鶴岡・会津藩を加えた七藩に蝦夷地を領地として与え警備を命じた。〈図2〉
- ③ 安政六年の領地化に伴って、各大名は漁業に携わる場所請負商人から運上金を収入として得ることを認められた。秋田藩は伊達林右衛門から運上金を得ている。それを機に秋田藩では蝦夷地出兵の実務が軍事方から勘定方に移った。
- ④ 秋田藩は増毛元陣屋に二百六十八人、宗谷出張陣屋に五十九

人、クシユンコタン出張陣屋に五十五人の藩士・足軽・従者を送る。出兵した藩士は横手・湯沢・大館といった領内支城下の在郷給人が中心で、久保田給人はほとんど赴かなかった。

⑤ 慶応三年、秋田藩は蝦夷地警備を担当した大名の中で唯一警備免除を許される。安政〜慶応の蝦夷地警備において秋田藩は全く乗り気ではなく、命を受けた当初から辞退の申し入れを幕府に行っている。しかし、ここで注意しなければならないのは秋田藩と幕府の交渉を見ると、秋田藩は幕府に対して絶えず要求を突きつけ、結果的に自らが望む方向に交渉を進めている点である。¹⁷⁾

蝦夷地御領分御番合之義内々相聞得候は、テシホよりモンヘツ境迄并リイシリ○レフンシリ○レ○ヤンケシリ、右嶋々御領分二相成、第一テウマシケは酒井様御領分二相成御内談之趣二付、早々其向え取尽、マシケは是非御領分二相成候様取斗候と内々(太縄)
織衛より申越候

これは蝦夷地の分領化が幕府内で検討されたことを掴んだ家老中安内蔵の日記の一文である。ここには分領化に伴い増毛が鶴岡藩領となるのを聞いて、秋田藩領になるよう幕府に働きかける動きが藩内にあったことが分かる。(図2)を見ると、秋田藩の蝦夷地の領

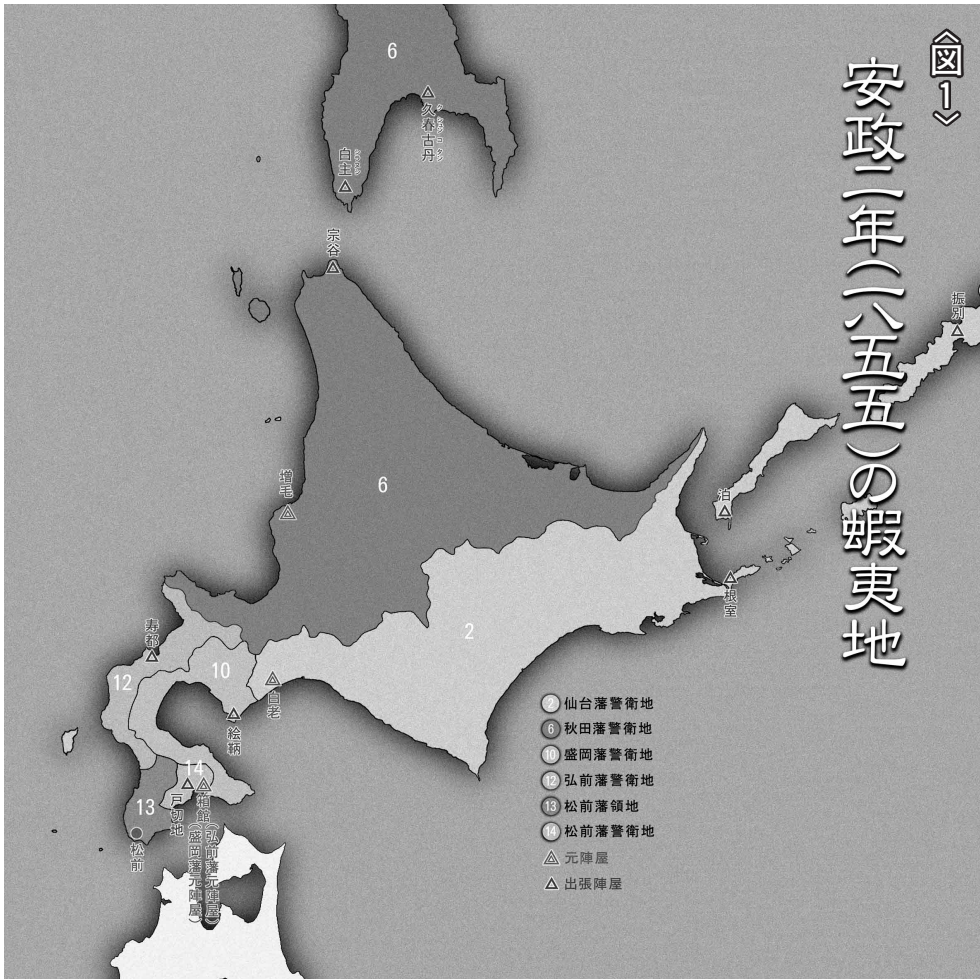
地は宗谷地方一帯と増毛周辺であるが、飛び地のように増毛が秋田藩領になっているのは、幕府に対する交渉の結果だったのである。またこれに加え、慶応三年(一八六七)には秋田藩のみ蝦夷地の海岸警備を免除されている。

つまり、幕府は対ロシア政策のために強権的に東北諸藩を蝦夷地の海岸警備に動員したとはいえ、秋田藩の要求は受け入れているのである。幕府が何故秋田藩の要求に譲歩し、かつ最終的に警備を免除したのかについては今後説明していきたいが、こうした事実を踏まえた上で蝦夷地に出兵した藩士や足軽の問題を論じる。¹⁸⁾

これまでこの問題を論じたのは、金森正也と柴田次雄である。金森は、文化四年の箱館出兵では久保田給人が出兵し、安政の出兵では久保田給人以外の在郷給人が出兵したのに着目し、そうした違いが起こったのは出兵の期間にあると説明した。すなわち文化の出兵は短期的、安政出兵は長期的な出兵を予想したので、文化では久保田給人、安政では在郷給人を動員したと説明した。¹⁹⁾

また陣屋に赴いた足軽にも着目し、農民が永住足軽に取り立てられたことを見て、これは身分制からの解放をもたらすものであったと説明した。しかしだからといって秋田藩は蝦夷地の開拓を意図したわけではないと述べている。²⁰⁾

一方、柴田は安政出兵において秋田藩は蝦夷地の開拓に乗り出したと述べている。その論拠は財用奉行として増毛陣屋に詰めた石井忠行の日記に、足軽が家族ぐるみで移住する記述があるからとし



『北海道史』附録 地図(北海道、大正7年)所収 第四類第四を加工して引用

た。²¹⁾

しかし、金森・柴田の論には次のような問題点がある。

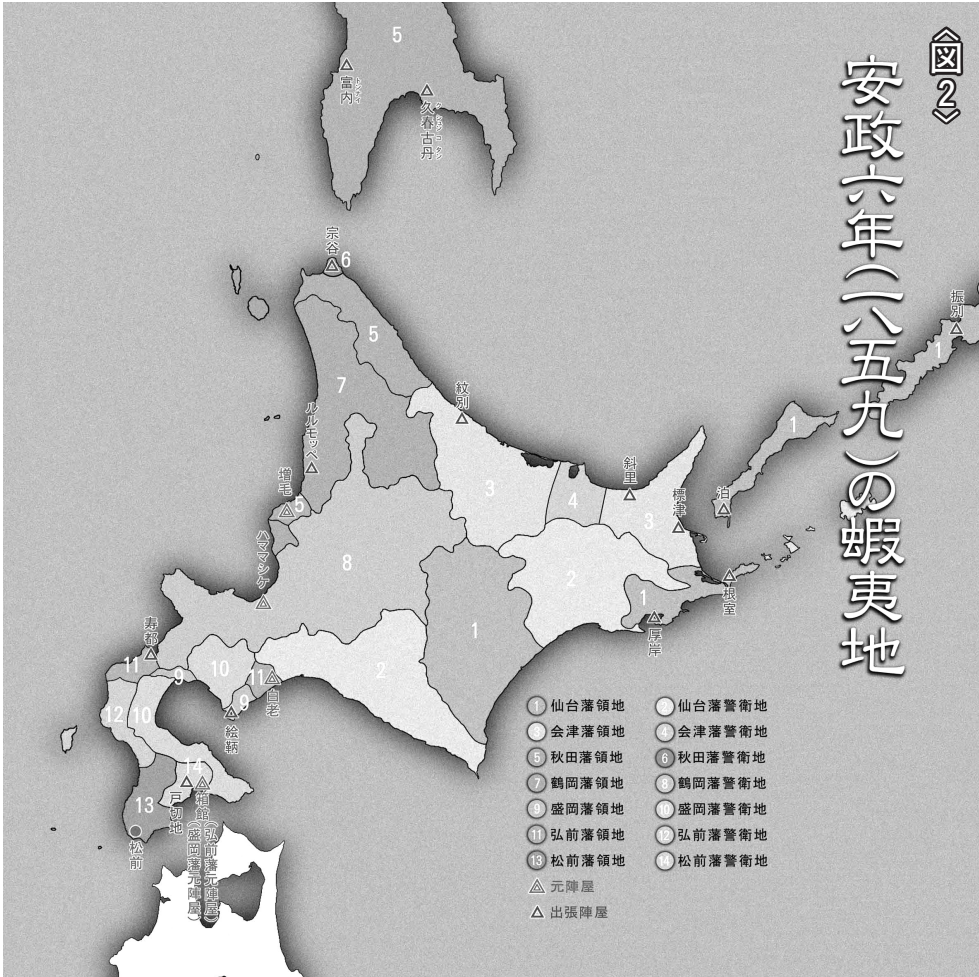
金森の言う「文化の箱館出兵は短期」「安政の蝦夷地出兵は長期」という展望が果たして同時代にあったかどうかである。安政の出兵は長期を予想したかもしれないが、文化の出兵は短期に終わることを予想したことを史料上から証明することはできない。

第一、文化四年の箱館出兵で秋田藩は箱館郊外の七重浜に巨大な陣屋を建設しており、出兵当初から短期間で終了することを想定していたとは言えない。従って蝦夷地出兵に動員された藩士の違いを出兵の期間によると言い切ることはできない。

次に足軽についてである。確かに石井忠行日記」には、増毛を流れる暑寒別川沿いで足軽が畑作を行う記述はある。²²⁾しかし柴田が言うような



安政六年(一八五九)の蝦夷地



前掲書所収 第四類第五を加工して引用

殖産興業的な開拓を行っていたことを証明できる史料は見あたらない。史料がないから事実はないと断言するのは暴論であるが、「石井忠行日記」に足軽の移住や畑作の記述があるからといって、即座に藩は開拓を意図していたと論じるのも疑問である。

そこで蝦夷地出兵における藩士や足軽に着目してこの問題を考えたい。

1 藩士の出兵について

結論から言うと、秋田藩が安政の蝦夷地出兵において久保田給人を動員しなかったのは、出兵期間とは関係がない。それは文化の出兵を前例としたからである。

安政二年(一八五五)三月二十六日に老中が秋田藩に命じた秋田藩の蝦夷地出兵命令を挙げる。⁽²³⁾

佐竹右京大夫

此度東西蝦夷地西在乙部村、東在木古内村迄嶋々共一円上知被仰出、向後箱館奉行御領所ニ被仰付候付、其方儀蝦夷地之警固被仰付候。松平陸奥守も被仰付候間、諸事被申合候。是又津輕越中守・南部美濃守儀は兼而被仰付置候条、是又可被申合候。尤箱館表松前地御警衛向をも可被相心得候。委細之儀は箱館奉行可被談候。

これは幕府が一番最初に秋田藩に蝦夷地の警衛を命じた命令書である。傍線部に注目されたい。現在の道北地方の海岸警備と共に箱館と松前警備をも想定するように命じている。

この命令書は、安政三年四月七日に秋田に到着するが、同じ飛脚便で江戸家老佐藤源右衛門の書状も送られた。²⁴⁾

以自筆致啓達候。此度蝦夷地御警衛之儀被蒙仰候ニ付、箱館奉行え御人数高・御場処等之次第御伺被成候処、御取調之上ニ無之候ては早速之難被及御沙汰趣ニ御座候。御指揮次第に追而可申達候。扱又仙台様・南部様・津輕様ニも御引統御蒙ニ御座候得共、勤番御人数交代ニ被仰付候哉。未だ相分不申候。先年松前表え御加勢出張之如くニ無之共、宜敷可有之哉ニ存候。御国表之儀は四十四年余海岸御用国之御固メも有之候間、預被仰立方も可有之。取調

二限可致候。可相成御小勢之方ニ取斗申候ハ、於其表先年御加勢被差出候御例ニ寄、御取調被成候様致度候。委曲之儀は御勘定奉行・御留主居共へ申達候間、御承知可被成候。右等之達如此御座候。以上

佐藤源右衛門

三月廿一日

三人共

傍線部に注目すると、蝦夷地警備の命令を受けた佐藤源右衛門は、今回の出兵においても文化の出兵を前例とするべきだという指示を国元の家老に申し送っていることが分かる。

文化四年の箱館出兵に際して秋田藩は三つの部隊を編成した。そのうち久保田給人からなる二つの部隊は箱館に出陣するが、横手給人からなる部隊は久保田城下に駐留したまま箱館へ向かうことなく、警備免除に伴い解散された。²⁵⁾

すなわち久保田給人が安政ノ慶応期の蝦夷地警備に動員されなかったのは、この文化四年の箱館出兵の前例を踏まえてのことだったのである。

だが翌安政三年になると、幕府は秋田藩に箱館と松前出兵は命じない旨を申し渡している。²⁶⁾

内願之趣は難被及御沙汰候。南蝦夷地之中マシケ・ソウヤ迎え常詰之陣屋取立、北蝦夷地中シラヌシ・クシユンコタンえ三月より八月迄之出張陣所相定、各一手之人数差渡置可被申候。其余人数等差渡置候ニ不及、箱館奉行臨機之差図次第、右人数之内より出張候様可被致候。西北一円持場名目之儀并箱館表援兵之儀は御用捨被成下候事。

これは「宇都宮孟綱日記」の一文で、老中阿部正弘からの申し渡しについて記述している箇所である。文中の「内願之趣」とは秋田藩が幕閣に働きかけてきた蝦夷地警備免除のことで、これは受け入れられないが、西蝦夷地（現在の道北地方）と北蝦夷地（樺太）一帯の広域警備と箱館出兵は免除するとある。これにより秋田藩の蝦夷地警備は、増毛・宗谷・シラヌシ・クシユンコタンの陣屋を中心とした局地的な警備に定められたのである。

つまり、安政〳慶応にかけての秋田藩の蝦夷地出兵は、文化四年の箱館出兵を前例に久保田給人を箱館出陣予定の部隊として待機させたが、幕府の方針が転換しても秋田藩は当初の方針を転換せず、これが横手・湯沢・大館といった領内支城下の在郷給人ばかりが蝦夷地へ赴く結果になったのである。

しかしこれは単なる軍制上の問題ではなく、秋田藩の武士社会における体制内差別をも内包している。文久三年（一八六三）八月、朝廷の命を受けて秋田藩では横手の所預である戸村十太夫が家老と

なり、藩主の代理として上京することになった。その時戸村は横手給人を率いて上京しようとしたが、筆頭家老宇都宮帯刀はそれに反対した。²⁷

御政務処へ罷出候而、拙者十太夫へ申談候は、御手元にて御役被仰付候上は、御組下持ニは無之、御城下御同職も御同様之事ニ在之候処、在々給人共付添被仰付、組頭も被付置候故、御用向は組頭へ可被仰含。然は御同職之儀は重役之外支配御目付・御学館目付・御歩行目付等之役筋えは直々申含候得共、給人等へ申含候事無之御役形ニ差障難相成、且何之名目も無之啻ニ諸士也給人へ被付置候筋無之、全御警衛ニも無之、此度之御用筋は御朝覲御不快ニ付、少々遅成候迄ニ御座候処、無筋諸士被付置候名目無之、御延引可然申談候。

宇都宮は戸村十太夫が本藩の家老になったので横手給人を率いることはできないと、軍制上の問題を理由に戸村に反対したのである。

しかし戸村は「諸士給人御直々御申含御役形差障候趣候得共、文化之度正田斎武者奉行ニ而横手給人旗奉行所々被召使候筋、直々差図致候趣申聞」と、文化年間の海岸警備において家老正田斎が横手給人を配下に置いた例があると反論した。²⁸

本来領内の支城下に暮らす郷給人は大身家臣の指揮下にあると

いうだけで、久保田給人とは藩主直属という点で同列上にある。従って、戸村が言うように家老が在郷給人を指揮下に置いた例もあるのである。

ところが文久三年において宇都宮が横手給人の上京に反対し、かつ蝦夷地警備は在郷給人ばかりが動員されていることを見ると、筆頭家老には久保田給人と在郷給人の役割を区別して考えていた意識があったということが言える。すなわち久保田給人は京都、在郷給人は蝦夷地という区分である。

実は文化四年の箱館出兵において、秋田藩は久保田給人には四両、横手給人には三両と与えた合力金の金額に差があり、横手給人が格差是正の申し立てをしている。²⁹つまり秋田藩内における久保田給人と在郷給人の差別意識は、文化四年の箱館出兵の段階で合力金の金額の差別という形で顕在化していたのである。

更にこうした身分内差別の意識は、家老という藩政のトップクラスだけにあったわけではなく、藩庁の実務を執る中堅役人層にもあった。³⁰

大砲御鑄立ニ罷成候得共、業致候者無之、蝦夷地へ可被差遣もの無御座、差支にも罷成候。小鷹狩源太支配野御扶持方之もの廿九人徒並ニ被召立、右御用ニ被召使候而可御軍事方評議之趣、書取を以申聞、拙者共にも同意被存候。御勘定方・御評定方とも打合候得は、是以同意之旨取纏申聞ニ有之候。徒並ニ候得は軽き事

ニ御座候得共、砲術方ニ被召立候間及御伺候。(後略)

三月廿日

(石塚) 孫太夫自筆

連名

殿

これは安政四年(一八五七)四月一日に江戸家老中安内蔵に届いた国元の家老連名の書状である。ここには大砲の鑄造が完了したものの蝦夷地へ遣わすべき人がいないので、小鷹狩源太組下の横手給人(野御扶持衆)を徒並に召し立てて遣わすことが書かれている。

注目すべきはこの案件を軍事方が起案し、そして家老に上申された段階で勘定奉行と評定奉行に諮り決定を下していることである。

文中の軍事方は、常設ではなく臨時に置かれる役職である。幕末においては、管見の限り、軍事方御用係に大番頭の山崎源太夫が嘉永六年(一八五三)八月二十三日に任命されたのが最初である。³¹この前日、家老宇都宮帯刀はペリーが幕府にもたらしたアメリカ大統領の国書の写しを久保田城内で見しており、まさに外圧を機に新設された役職であると言える。その後町奉行吉川久治が九月三日に軍事方御用係に任命され、更に物頭の山崎榊之助も任命され組織の充実が図られている。

つまり、蝦夷地出兵に関わる人選を行っていたのは、軍事方の役職を担った中級藩士達であり、彼らが在郷給人を蝦夷地に出兵させる起案を行っていたのである。ここから在郷給人ばかりを蝦夷地へ

出兵させたのは家老の判断というよりも、藩庁執行部全体に根づいたぬぐいがたい身分内差別の意識によるものであったと指摘することができるとがである。

2 足軽の動員について

結論から述べる。足軽が蝦夷地で畑作を行ったのは藩が開拓を意図したからではない。農民は耕作に適する土地があれば農耕の可能性を考える。だから畑作を行ったのである。

では秋田藩が何故蝦夷地に農民を送り込んだのか。それは増毛陣屋で藩士が生活する上で必要な物資を現地調達するためである。

これについては長い引用になるが、水戸部正蔵の意見書に問題の本質があまねく記されているので挙げる。³²⁾

演説覚

蝦夷地御警衛之儀は 御案内之 御公整不容易不時之御物入、併御軍事御入用は別ニ常々御備可被為有筈ニは御座候得共、御勝手向御難渋之儀は從 御先代様毎度被仰渡、別而近年來御吉凶御打統、其上去寅年（安政元年）大洪水、江戸表ニは大地震御類焼御普請、其外蝦夷地御警衛、此度御逝去而江戸往來、同所詰方急登御当君様御乗出・御入部等莫大之御物入、益御財用御難渋可被為有、此上如何御取統可被成置候や、乍恐日夜苦心

之至ニ奉存候。依之御家中始下々ニ至迄窮迫ニ不及、上之御為ニ相成候ハ、一統難有仕合奉存候。

①蝦夷地ニ而昨年より病人并死去之者多分ニ付、出張之面々妻子ニ至迄一同氣力を落し候故、郷夫可差出被仰付候村方ニ而は、多分死地ニ至り候がいやニ付、村中より拾兩余も合力いたし雇人ニ而遣候由尤ニ御座候。左候得ハ追々在々も困窮ニ可相成、且ツ松前往來ニ付、下筋村々夫伝馬之尻打、錢壺ケ村二千貫文余宛迷惑之よし。此分なれハ次第々々ニ上も下も極窮ニ相至、後々如何可相成哉、此義當時より御取調被成置、上之御物入を除き下之迷惑ニ不相成候ニは、②郷夫之替り科人を土崎湊より大船ニ而被遣候ハ、御道中之御入料も減し、御他領ニ而は右科人とも盜等いたし候氣遣も無御座候。尤勤方ニ寄り一ケ年ニケ年ニも不限帰国御免可被成置候。

③今年横手町久吉と申者、マシケえ畑作切開御免ニ而罷越候付、殊之外御陳屋之重宝ニ相成候趣、心妙之至り御座候。依之右勤勞を以当人新組御足輕ニ御取立被成置候ハ、同人も難有奉存益手作畑出精緻候ハ、此表より御廻之品減少ニ相成可申。尚又当人見聞形ヲ以手作畑并炭焼立薪切方家業ニ而鉄砲打候者は新組御足輕ニ被成置可申。尤他領者ニ而も不苦、帰国致度御代り之者差出候ハ、早速御順被下可申候。

焚炭正味 拾貫目入壺俵 壺朱

但、何木焼立ニ而も

薪 壹釜 壱貳式朱

但、何木二而も

④右木炭江戸詰方之通り銘々買立可申。但し右木炭上二而御払可被成事。勝手々々面々山中え入、木炭切焼候義御免二被成候ハ、多分銘々切立可申被考申候。併炭は上二而御焼立不被成置候而は相成間敷哉二奉存候。右手作畑并木炭家業二而鉄砲打候者閑暇之節二ケ度二而も三ケ度二而も稽古は御見斗ひ次第二可被成置候。⑤新組五人也十人也御召抱二相成候ハ、夫れ丈ケ此表より詰方御足輕被減置可申。追々一円新組御足輕を以、此表より被差遣候二及申間敷も難斗候。

但、⑥新組御足輕老人扶持二金貳両宛。尤不断何家業致候とも不苦、御用之節斗り新組御足輕之御取扱被成置候。其砌大小被貸下可申候。

⑦右新組御足輕御召抱被成置候ハ、往来之御物入御渡金・木炭・味噌・塩・油・香之物・薬種、万事不少御減少二相成、下筋村々迷惑も不仕、在々御足輕病氣・死亡も不仕、足し金等も不致、旁々御為而已二相成申候。

但、新組御足輕運上家并番家二而も勝手之所え可罷有候。

一マシケニは今年より妻子を引連永住同様之者有之候得ハ、新組之者少御宛行二而も拝領被仰付候得ハ、彼等も永御召抱之心得二而、新組御足輕二相成候者可有之哉二被考申候。⑧弥々新組多分二相成候而は、往昔野兵之格二して一段兵も強く、新組御

召抱丈ケ此表より御足輕被差遣候二不及候へハ、往来之御物入并御渡金・木炭・油・香之物・味噌・塩二至迄万事御減少二相成可申候。一与力・大砲方・大筒方共一ト組下老人可召連。此節下人給金高直二付、迷惑之趣相聞得候得ハ、何れも異論申間敷、但し往来は湊町迄鑓為持可申。

⑨番士上下式人二被成置可申。上下三人は定道之割二可有之候得共、元龜・慶安頃と時代相替り、当時譜代之家来召抱候者多分無之、当座間二合之雇人二候得ハ、争戦之砌は实用二相立候者無之候得は、御他領之為御見懸ケ而已と被考申候。西洋之人数割も老人としてむた無之、皆实用之者斗りと相聞得申候。

但、諸役右二準、下人減可申候。

一蝦夷地詰諸士之面々御内意等被仰付者浪人二至迄、少御仕切二而詰方被仰付、其者二寄り式ケ年詰・三ケ年詰・五ケ年詰被仰付候得ハ、自然士風も直り、上之御為二も相成可申。乍去侍分始郷夫二至迄科人被差遣候と之名目有之候而は、公儀向如何二可有之候故、科人とハ名を不付、右等之者兼々御吟味之上出張之節員率二被仰付可被差遣候。

一此表鉄砲四季打二付、玉鉛品不容易御入増、殊ニ打方之面々返而不出精二相成、其上御当国は寒国二而、春冬稽古之砌焚炭・酒等沢山無之候得ハ難凌、此割合不少迷惑、少身之面々并御足輕内職を以一家扶助罷有候得ハ、多分之稽古二而は自然困窮二相迫り、万一非常之節居負二相成候外有之間敷、兵道は下をぬ

くみ、国を富し、上之御為ニ相成候義肝要之御儀ニ奉存候。

但、稽古打四月朔日より七月十五日迄ニ被成置、御初鳥ニ差障候故と被仰渡候ハ、一同異義ニ及申間敷候。

右之件々御物入減少一筋而已申上候儀ニは無之、第一死亡之者不少候而は人氣ニ相懸り、殊ニ御勝手向御難渋之上蝦夷地御入用莫大ニ付、益御財用御差支可相至、出張之御家中并郷夫差出候村方下筋村々次第々々困窮ニ相迫候而ハ、御国家之御大事至極之御場合、此節ニ可有御座。依之上一同安堵之一端ニも相成候ハ、大慶之至ニ奉存候。以上

(安政四年) 巳八月

水戸部正蔵

この意見書を書いた水戸部正蔵は下級の藩士で、秋田藩に蝦夷地警備が命じられた安政二年(一八五五)、平元貞治率いる調査隊に加わって蝦夷地に赴いた人物である。また文久三年(一八六三)には家老戸村十太夫の命令により長州藩に潜入し、八月十八日の政変後の長州藩の様子を報告している³³⁾。

残念ながら、どのような意図で水戸部がこの意見書を書いたのかは不明だが、蝦夷地出兵に関する問題点が浮き彫りになっている。

まず①に注目して欲しい。村から徴発された郷夫が蝦夷地で死亡し、これがために村では金を出し合って人を雇い、村ではその人を送り込んでいるという実態である。水戸部はそれなら②にあるように、罪人を蝦夷地に連れて行った方が良くと意見している。蝦夷地

に行くことを「死地に赴く」とするまさにこの心情が、蝦夷地警備に赴く人の本音であることを踏まえなければならない。

次に③である。横手の久吉という人物が増毛に開墾のため移住し、陣屋にとつて重宝しているとある。水戸部は久吉を足輕に登用すれば、秋田から運ぶ物資を減らすことができる³⁴⁾と述べている。これは⑦や⑧でも述べられている。特に蝦夷地に陣屋を設置するにあたって看過できないのは燃料の問題である。④で薪や炭は藩士の個人調達とある。陣屋設置当初から炭は国元から船で運んでおり、炭焼に従事する農民を永住足輕として増毛に住まわせておけば、その必要もなくなると考えたのである。

更に永住足輕に登用する利点として、⑤にあるように国元の足輕が蝦夷地に赴かなくて済むという現実的な問題もあった。そうした永住足輕には⑥にあるとおり大小の刀を貸与するとあり、これは身分を上昇させたいと考える農民にとっては大きな魅力であったと考えられる。こうして永住した足輕は⑧の「往昔野兵之格にして一段兵も強く」とあるように、江戸時代以前の足輕像が期待されたのである。

また水戸部が永住足輕を意見具申するのは、⑨にあるとおり、外人と戦闘になった場合、武士の力ではおぼつかないと判断していたことも大きな要因であった。この意見書において幕末秋田藩においては未完に終わった西洋式軍制を「無駄無之、皆実用」と考えていた下級藩士の意見は興味深い。

総じてこの意見書からは、蝦夷地に赴く足軽を農民から登用し永住させることは、藩にとって経済的に有利であるという発想が根本にあることが窺える。

もつとも水戸部正蔵の意見書が秋田藩上層部にどのような扱いを受けたのかは分からない。しかし、その後秋田藩が足軽に関して採った策は、水戸部の意見書とおりである。

御足軽蝦夷地詰之者、是迄在々より被差遣候得共、諸廻二而も人不足、且百人共至極迷惑致候様子にも相聞得候。新規百人被召抱マシケ・ソウヤ両所へ在住被仰付可然申合候趣御申上候。御宛行は追而取調之上御伺可申上候得共、式人御扶持金五両位と申来候。申立之通、至極可 宜仰出候。

これは中安内蔵の万延元年五月十一日条の日記の一文であるが、ここに蝦夷地に赴いた足軽百人が「至極迷惑」しているとあり、新規の足軽は二人扶持五両の給付で永住させるとある。

これにより、足軽になりたい農民が蝦夷地に永住することを条件に蝦夷地へ赴くことが始まるが、最後にこうした秋田藩の政策がその後どのような結末を迎えたのかを述べる。

慶応二年（一八六六）に財用奉行として増毛陣屋に詰めた石井忠行の日記には、足軽脱走の記述が散見される。そして興味深いのは、足軽が陣屋近くの山林から薪を採ることを禁じる触を数度出し、こ

れを徹底させた直後から足軽の脱走が始まっている点である。

もともと秋田藩が永住足軽を増毛に置いたのは、国元からの物資を減らすことができるという経済的な利点に基づくもので、人的・物的資本を蝦夷地に投下して大規模に開拓しようとする発想は根本からなかった。藩は「大小の貸与」といういわば武士の特権を武器に、永住足軽を志願する農民を集めようとした。

増毛陣屋に永住足軽として移り住んだ農民は、暑寒別川の近くで畑作を開始するが、その一方で陣屋近くの山林から薪を採って浜方―練の油粕を作るのに大量の薪が必要だった―に薪を売り始める。

一御足軽共近年猥に御陳屋付之山え入込、薪炭等勝手ニ浜手え売払候趣ニ相聞得、既ニ去冬より薪千數余伐置候由。永住早惣々々ヶ年炭用五百數位ニ而可然見込、尚鮮粕ノ用薪差出方之儀ハ、追而御取調方も可有之候得共、一ト先御足軽共へ左之通申渡候。

覚

先頃申渡候通、御陳屋付之山より焚炭薪伐出シ、浜手へ売払候事堅被禁置候。猶青木ハ素より雑木たり共丸太長木さきりとも自分入用之筋有之候節其向へ願申立之上伐取可。若心得違之もの有之節ハ炭木品御引上、夫々御処置可被成置候。

一運上家・番家・浜手等より被相頼、御陳屋付山所之外より木品伐出し候義ハ、向方え被雇候訳故御差構無之候。乍去シヨカ

〈表3〉 慶応2年足軽脱走記事一覧

6月14日	東組又四郎子供保之助、妻子共3人
6月27日	南組織部養子忠左衛門
6月29日	西組長吉
	東組権内・女房・4歳の男・2歳の男
7月12日	東組又四郎の子供
7月13日	南組金右衛門不正

「石井忠行日記」慶応2年分より作成

確保が難しくなるからである。足軽が薪を取ることを禁じる触は六月十四日にも出すが、「石井忠行日記」を見ると、それを機に足軽の脱走の記事が目立つようになる。〈表3〉これはまさに「身分」を餌に農民を蝦夷地に移住させようとした藩の政策が、厳しい蝦夷地の生活を強いられる農民に通用しなくなつたことを意味する。

翌慶応三年（一八六七）秋田藩は蝦夷地から完全に撤退するが、この時藩内では永住足軽をどうするかに

ついて議論が起こつた。³⁵⁾

昨日（細川）官助より申聞被願候ハ、増慶御足軽御暇被差出候事ニ御指揮有之候由ニ候得共、迷惑之咎故、此表ニ而御召抱儀致度、尤御宛行ハ是迄より被減置候而も可然、御暇節柄之事故、陰々手配彼地ニ罷在致ものハ病身之申立ニ而忒十人余御暇願之通申渡儀五十四人位之由。〈中略〉

昨日御勘定奉行相揃申聞候ハ、増慶御警衛ニ付、彼地運上届金御処務も有之、右等を以御抱被差置候処、上知ニ相成候上は御処務金も無之、御足軽御不用ニ付御暇被差出候。右を此表ニ而奉公為致候而ハ、別段之廉より御宛行不被下候得ハ不相成、此御時節御行届も無之訳故御暇出候御相当ニ候得共、又一ツ御懸合之趣ハ御慈悲無之儀にも相当候ニ付、二人御扶持金三兩被下、一代限ニ相抱被成、跡引続無之事ニ被成御取扱ニ而如何哉と申事ニ付、退而三人申無之所、（石川）東・拙者はハ夫ニ而取纏可然処存、官助ハ是非永代御召抱之儀致度御宛行の儀は、右ニ而も可然との事ニ付、今日而限ても（石川）東相揃、（佐藤）時之助へ挨拶致候。（細川）官助事一分立ニ而御評定方へも談見候積。当老中えも御願見申上候筈申事。其段も時之助へ申述置候。

これを見ると、増毛永住足軽の解雇を主張したのは佐藤時之助であることが分かる。その理由は、増毛永住足軽は場所請負商人から

ンへツ川より西付之方、峯平より伐出方被相頼候共、御吟味筋紛敷候間、御差留被成候。相成丈懸場候山所へ被雇可申。其筋小荷駄方へ何方山へ誰より被頼候、何品差出候段可被相届候。右之通可被相心得候

二月

これは「石井忠行日記」慶応二年二月二十一日条の記述であるが、ここから増毛陣屋では、足軽が浜方に雇われて陣屋近くの山林から薪を切り出すことを禁じたことが分かる。それは陣屋で必要な薪の

上納される連上金でまかなわれてきており、蝦夷地警備が免除された後も彼らを召し抱えるのは財政上困難と判断したからである。

この時佐藤は勘定奉行銅山奉行兼帯の役職に就いているが、安政三年（一八五六）には箱館留守居を勤め、万延元年（一八六〇）には増毛陣屋に詰めている。従って蝦夷地在住足軽に対する思い入れは無いわけではないのだが、勘定奉行としての現実的な判断から解雇を考えたと言える。

一方佐藤の意見に反対したのは細川官助であり、石川束と石井忠行も同意している。このうち石川束は箱館詰を経験した人物で、細川と石井は財用奉行として増毛に詰めた経歴を持っている。彼らは足軽の解雇を「慈悲無之儀」と考えた。

これを受けて佐藤時之助は、二人扶持金三両の宛行で一代限りの召し抱えでの雇用を申し出るが、細川官助は永代召し抱えを主張し、評定奉行や家老に諮るつもりであることを申し入れている。

こうした永住足軽の継続雇用の問題は、勘定奉行の意見が通る形で落着いたことが「宇都宮孟綱日記」から分かる。³⁶

増慶御召抱之御足軽七十五株之内、廿一株御暇被下、残五十四株追々帰国致候。御不要なから無扨五十四株之者一代御足軽へ被召抱、式人御扶持御給金三両被下置候事

傍線部「御不要なから無扨」の文言に海防をめぐる藩の本質があ

る。つまり、蝦夷地永住足軽は、陣屋における消費物資の現地調達を進める上で必要と判断されたから取り立てられたのであって、蝦夷地警備が終焉した以上、無用の存在と認識されていたのである。

従って蝦夷地警備における足軽取り立ても、領内の御台場を守備した新家と同様、財政的な支出を最小限にする目的で遂行された民兵取り立てであり、軍事的な期待はまったくされていなかったということが言える。

ま と め

本稿では幕末秋田藩の領内の台場守備や蝦夷地警備を論じることから、軍事改革を達成できなかった藩体制の特質を浮き彫りにすることを試みた。

安政期以降の領内の海岸警備と蝦夷地警備を見ると、それ以前とは異なり農民が警備を担うようになった。もともと領内の台場の警備に就いたのは裕福な農民・町人層に限られ、彼らが新家と言われて士分格を得ていたのに対し、増毛の永住足軽は裕福であるかどうかは問われなかったという違いはある。

しかし、台場守備や蝦夷地警備はいずれも藩にとって経済的であるという理由で民兵取り立てが行われ、かつ身分の上昇を条件にしている点で共通している。更に両者共まったく軍事的な期待はなされていなかった点でも共通している。

一方武士の海防への関わりを見ると、蝦夷地の陣屋に赴いたのは在郷給人が中心であったことがこれまで指摘されてきた。目を転じて文久三年（一八六三）八月に起こった京都警備のため藩士の人選の議論を見ると、筆頭家老は久保田給人のみで編成しようとしていたことが分かる。つまり筆頭家老には、久保田給人は京都、在郷給人は蝦夷地という役割分担を考えていた形跡がある。しかしこれは筆頭家老のみの判断ではなく、広く藩庁上層部にあった意識で、ここに秋田藩内における身分内差別を見ることができると。

こうしたことを踏まえた上で幕末秋田藩における海岸警備を見ると、財政難とか軍制上の問題を理由に、その任が久保田給人から在郷給人、そして新家・足軽といったより身分階層の低い方へ転化されてきた事実が見えてくる。

註 * 本稿で使用する史料はすべて秋田県公文書館所蔵史料である。

史料を特定しにくいものには史料番号を附した。

- (1) 高橋敏『博徒の幕末維新』（ちくま新書、平成十六年）
- (2) 金森正也『秋田藩の政治と社会』第六章「文化四年・秋田藩の箱館出兵」（無明舎出版、平成四年）
- 『北海道史』第二巻通説一 第二章対露防衛策（北海道、昭和四十五年）
- (3) 「宇都宮孟綱日記」嘉永元年四月二十七日条
- (4) 「宇都宮孟綱日記」嘉永元年五月二日条
- (5) 「宇都宮孟綱日記」嘉永元年五月二十一日条
- (6) 「国備考并急時之手配」（AT三九三—九）
- (7) 江戸家老佐藤源右衛門の指示により、秋田藩の台場は短期間で建設された。『秋田沿革史大成』上巻（加賀谷書店 昭和四十八年）一八六頁を見ると、安政元年三月十四日に完成した土崎台場の工期は四日だったとある。
- (8) 「宇都宮孟綱日記」嘉永七年一月十日条
- (9) 中安内蔵「日記」安政三年三月四日条
- (10) 中安内蔵「日記」安政三年四月六日条
- (11) 渡部斧松「口上覚」（斧五〇〇三）
- (12) 渡部斧松「秋田郡舟川村台場築立料」（斧五〇一九）
- (13) 『秋田市史』第三巻近世 四六六頁
- (14) 「演説覚」（AS三九三—四一—）
- (15) 山下寿弥「土佐藩における幕末維新期の海防」（財団法人土佐山内家宝物資料館「研究紀要」第四号、平成十八年三月三十一日）
- (16) 金森前掲書 第七章「安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩」
- 前掲『新北海道史』第三章蝦夷地の警備と拓殖
- (17) 中安内蔵「日記」安政六年十一月十八日条
- (18) 秋田県公文書館に所蔵されている幕末秋田藩の蝦夷地出兵に関する

- 史料の全貌は後藤富貴が紹介している。（「秋田県公文書館所蔵の蝦夷地警備関係史料」（秋田県公文書館『研究紀要』第十二号）・「秋田県公文書館所蔵蝦夷地目録について」（同『研究紀要』第十三号）
- (19) 金森前掲書 二一五頁
- (20) 金森前掲書 第八章「蝦夷地をめぐる秋田領民の動向」
- (21) 『秋田市史』 四五八頁
- (22) 「石井忠行日記」慶応二年分
- (23) 「蝦夷地御警衛御達書」（AS三二〇―一五）
- (24) 「江戸来書自筆留書」卯三月二十八日戌刻江戸出足御飛脚四月七日辰刻参着御用状十一通内四通自筆（AS三二二―一六〇）
- (25) 金森前掲書 一七七頁
- (26) 「宇都宮孟綱日記」安政三年二月十日条
- (27) 「宇都宮孟綱日記」文久三年八月十九日条
- (28) 「宇都宮孟綱日記」文久三年八月十九日条
- (29) 金森前掲書 二〇〇頁
- (30) 中安内蔵「自筆并連名内書」安政三年
- (31) 「宇都宮孟綱日記」嘉永六年八月二十三日条
- (32) 水戸部正蔵「演説書」（AH三二二―二六七）
- (33) 森田熊五郎・水戸部正蔵「長州并諸国見聞形附存寄」（AT三二二―一六六）
- (34) 長瀬隼之助「箱館后例要録」（混七―五六四―一・二）
- (35) 「石井忠行日記」慶応三年八月四日条
- (36) 「宇都宮日記」慶応三年九月十八日条

（古文書班学芸主事 はたなかやすひろ）

《史料紹介》

秋田県公文書館所蔵「蝦夷地目録」について

後 藤 富 貴

はじめに

一 「蝦夷地目録」

二 解説

おわりに

はじめに

平成十八年度秋田県公文書館の企画展は、「秋田藩の海防警備」をテーマに開催し、秋田藩による文化四年（一八〇七）と安政期の蝦夷地出兵や、海防に係る絵図や古文書等約五十点を展示した。前期と後期にわけた展示期間中、展示品のいれかえを行ったことに加え、海防関係のニュースが世間をにぎわしていた時期と重なったこともあって県内外からの問い合わせも多く、企画展は好評のうちに幕を閉じた。

以前から蝦夷地に関するレファレンスが多かったことと、この企画展をきっかけに、蝦夷地関係の史料の利用がますます増えるであ

ることが予想されたため、利用者の調査の便宜を考えて当館所蔵史料の中から蝦夷地に係る史料を集めたのが、本稿で紹介する「蝦夷地目録」である。なお、昨年度発行した秋田県公文書館『研究紀要』第十二号で「蝦夷地警衛関係史料一覽」として紹介している史料も、この目録に含まれていることを付記しておく。

本稿では、この「蝦夷地目録」の一覽を紹介するとともに、調査の過程で明らかになった点を報告することを目的とするものである。

一 「蝦夷地目録」

この目録では、「整理番号」「資料名」「年代」「作成・差出」「受取」「形状」「備考」「関連史料」の項目を設け、なるべく史料の内容及び性格がわかるようにした。確定できなかったものについては括弧書きで表している。また、関連があると思われる、同じ内容が記されている史料が当館に所蔵されている場合は、その史料名と整

理番号を「関連史料」の項目欄で記した。この一覧は、本稿の最後に掲載している。

二 解説

蝦夷地に関する史料をその作成者によって分類すると、幕府・秋田藩庁・秋田藩士に分けることが出来る。明治四年（一八七二）の廃藩置県後、秋田藩から秋田県に移管された県庁文書（県ではじまる記号）には、安政六年（一八五九）の蝦夷地分領の際に箱館奉行が作成した引渡目録の他、秋田藩士が作成したものを含む絵図が収められている。佐竹宗家（A S 記号）に伝わる史料群には、藩庁作成のものや幕府からの書付の写しが多い。文化期の出兵に関するものも数点確認できたが、ほとんどは安政期の出兵に関する史料であった。戸村十太夫の家に伝わった戸村文庫（A T 記号）や、石井忠行文書（イ記号）で確認できる蝦夷地関係史料は、藩士から戸村や石井に宛てられた書状類が中心となっている。年代を特定することは難しかったが、安政六年の蝦夷地分領から慶応三年（一八六七）蝦夷地警備が免除されるまでの時期が中心と思われる。また渡部斧松文書（斧記号）や菊池文庫（菊記号）、長岐文書（長記号）などの肝煎文書には、松前への出稼ぎや家業に関する内容が多かった。郷土史研究家の東山太三郎氏が収集した東山文庫（A H 記号）は、文化期の出兵に関する史料や安政二年（一八五五）の蝦夷地調査関係

が多く、郷土史料（A 記号）や混架史料（番号のみ）とともに藩士作成の記録が大半を占め、特に長瀬隼之助や石井忠行がその中心であった。

ところで、今回の目録作成にあたり、同じ内容が記述されている史料が当館所蔵史料の中にならかなり含まれていることがわかった。このことについて具体的にみていきたい。

安政二年四月十四日、留主居渡辺泰治が秋田藩の蝦夷地の警備とその持場について幕府から申し付けられた。^②幕府から持場となった地域の調査を命じられた秋田藩は、五月に勘定奉行兼軍事方志賀猪三郎と学館助教兼軍事平元貞治らを蝦夷地調査に派遣した。その時の調査に関係する史料と思われるものには、目録の備考欄にその旨を記している。

安政二年の蝦夷地調査に関係する史料の中に、A H 二九二―八「蝦夷島記」（以下史料Ⅰ）がある。これは、「地勢之事」「地殭并部落之事」「山川之事」「氣候之事」「風俗之事」「禽獸草木虫魚之事」で構成され、記述した年代や作成者の名前は書かれていない。この史料Ⅰと同じ内容が、A 三九三―二二「西蝦夷地御陣屋場所見聞形覚」（以下史料Ⅱ）と七―五六三「蝦夷地見分書取」（以下史料Ⅲ）の中に記述されていた。史料Ⅱの文末には「九月平元貞治」とあり、史料Ⅲには「右之趣志賀猪三郎平元貞治見分形書上候内」とあったので、史料Ⅰの作成者は平元貞治で間違いないであろう。

史料Ⅱは「御陣屋場所見分形覚」と「北蝦夷地見分形覚」で構成

されている。「北蝦夷地見分形覚」は、史料Ⅰと同様に「地勢之事」「地殫并部落之事」「山川之事」「氣候之事」「風俗之事」「禽獸草木虫魚之事」から成り、史料Ⅰの内容を一部削除したり訂正したりするなどの編集のあとがみられた。史料Ⅲは、史料Ⅱの中の「北蝦夷地見分形覚」と全く同じ内容の記述の他に「北蝦夷地里数」「ソウヤ」「マシケ」の項目で構成され、前述の通り志賀猪三郎と平元貞治が書き上げたものであることが最後に書かれていた。この史料Ⅲは、蝦夷地警備に関わった長瀬隼之助の家に伝わった史料の一つである。

以上のことから、史料Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについてまとめると、史料Ⅰは、本文中に編集のあとがみられないため、おそらく史料Ⅱ・Ⅲの原本と思われる。平元らは調査を終えて九月に秋田に帰り、史料Ⅰを訂正したり、新たに付け加えたりしながら史料Ⅱを作成し、藩への提出用とした。長瀬隼之助はこの史料Ⅱを写し史料Ⅲを作成したと考えられる。また史料Ⅲの中に収録されている「北蝦夷地里数」は、AH二九二―一九「蝦夷島道程書」と同じ内容であった。史料Ⅲには平元らの記録を写した旨が記されているので、「蝦夷島道程書」の作成者の一人は平元貞治ということになる。ここで「作成者の一人」としたのは、「蝦夷島道程書」の前半と後半の字体が違うからである。後半部分の特徴ある字体は、「マシケ詰方日記」のそれと同じであった。この日記は、藩士長山茂が作成したものであり、また「長山茂勤功覚」⁴によると、安政二年に志賀猪三郎と平元貞治に付

添い蝦夷地の調査にむかったとあるので、「蝦夷島道程書」のもう一人の作成者は長山茂で間違いないであろう。

他に、石井忠行が作成した四三三―三五「北蝦夷地里数調」とAH二九二―一六「蝦夷島シラヌシよりナエオ口迄之里程」が同じ内容であった。石井は「北蝦夷地里数調」のなかで、安政二年七月平元貞治と長山茂が調査したものを写した、と記している。従ってAH二九二―一六「蝦夷島シラヌシよりナエオ口迄之里程」もまた安政二年の平元貞治らによる調査記録であるといえる。

ここで蝦夷地目録の中のAH二九二―一六からAH二九二―一十一のうち、三点の年代と作成者の名前を特定した。残りの三点の史料についても、その内容から、平元貞治による安政二年の蝦夷地調査記録であると判断した。

次に、安政六（一八五九）年秋田藩をはじめとする東北の六藩に對して実施された蝦夷地分領に関する史料についてである。これについても同じ内容を記述している史料を複数所蔵していた。その紹介も兼ねて、蝦夷地分領に至るまでの経過を具体的にみていく。

九月二十六日、秋田藩は「御用之儀候間明廿七日四時佐竹右京大夫為名代一類中一人登城候様可仕候」⁵と幕府から呼び出され、翌二十七日に老中から次の二通の書付を受け取った。

史料Ⅳ

佐竹右京大夫

蝦夷地開発守衛之儀当節専用之事二付、別段之訳を以蝦夷地之内

領分ニ被成下候、松平陸奥守・松平肥後守・酒井左衛門尉儀も同様被仰付候間諸事申合、守備開墾等格別ニ行届候様可被取斗候、尤箱館松前地御警衛向之儀も是迄之通可被心得候、且又南部美濃守・津軽土佐守持場之儀は只今迄之通相心得、陣屋有之場処ニて相応之地処被下候間、是又申談一同入精相助可申旨被仰出之

史料V

佐竹右京大夫

今度蝦夷地之内領分ニ被成下候ニ付而は北蝦夷地之儀不容易場所柄にも候間、非常之御固筋をも厚く可被心遣候、尤後年之模様ニ寄候而は御預所等ニも可被仰付候条、箱館奉行申談御取縮筋行届候様可被致候

史料IVは、AS三二〇―二五「蝦夷地守備開墾之御書付」AS三一〇―二七―六「北蝦夷地領分被仰之御状」岡五七五―一「蝦夷地御領分被成下之御書付写」AH三一七―二四八「蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿」に同じ内容がある。このうち、AS三二〇―二五は「脇坂中務大輔様於御勝手御渡御書付入」（傍線筆者）と書かれた包紙にあった。これに対し、岡五七五―一の史料には「九月二十七日に佐竹壹岐守が老中間部下総守から受け取った」（傍線筆者）旨が記されている。

一方史料Vは、同じ記述がAS三二〇―二六―一「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書」AS三二〇―二七―一「北蝦夷地領分被仰之御状」岡五七五―二「蝦夷地御領分被成下之御書付之写」にあった。AS三二〇―二七には十点の史料があり、「御書附三通安

政六未年九月廿七日御老中間部下総守より御沙汰有之候ニ付壹岐守様御登城被仰渡候」（傍線筆者）と書かれた袋に収められており、その中のAS三二〇―二七―一の包紙には、「脇坂中務大輔様於御勝手御渡御書付入」と書かれている。また岡五七五―二には、「九月二十七日脇坂中務大輔からだされた書付が十月四日に届いた」（傍線筆者）旨が書かれていた。

この史料IVと史料Vにはそれぞれ脇坂中務大輔と間部下総守の二人の老中の名前が登場する。つまり、秋田藩は安政六年九月二十七日、間部下総守と脇坂中務大輔という二人の老中によって、登城を命じられたり、老中の屋敷内に呼び出されて書付を渡されたり、という二通りの伝達方法によって、蝦夷地を領分として与えられたことを知らされていたことがわかる。なお、史料IVと史料Vを写したものが、東山文庫に収められていた。^⑥

十一月二十六日、秋田藩に分領された蝦夷地の具体的な場所の沙汰がだされた。

史料VI

蝦夷地割合之方之儀西蝦夷地マシケ領且バツカイよりモンベツ領境迄同所嶋々之内領分ニ罷成下候積、尤右之内御料も有之、委細之儀は追而可相達候得共、先ツ此段内意相達候事^⑦

史料VII

西蝦夷地マシケ領并ソウヤ領よりモンヘツ領境迄リイシリ・レフンシリ嶋々共為領分被下之、バツカイよりノツシャフ岬迄御警衛

被仰付候、委曲之義は御勘定奉行箱館奉行可被談候

一安政六年未十一月二十六日御老中脇坂中務大輔より御留主居江御
左右有之、長瀬隼之助致参上候処公用人を以被相渡之⁸⁾

史料Ⅶは、他にもA S三一七―一四四「蝦夷地御領分御割合被仰
渡写」A H三一〇―一四五「西蝦夷地領分として被下之御書付写」A
H三一二―一九七「東西蝦夷地御六家江御引渡二付公儀より向々江御
達之写」に同じ内容の記載があり、これらの史料には秋田藩分だけ
ではなく仙台藩・会津藩・庄内藩・盛岡藩・弘前藩それぞれの蝦夷
地の領分についての記載もあった。この中の「東西蝦夷地御六家江
御引渡二付公儀より向々江御達之写」には、最初に「万延元年申五
月廿九日於宗谷写之」とあり、この字体と万延元年（一八六〇）に
宗谷にいたということから、この作成者は長山茂で間違いないと思
われる。⁹⁾

十一月二十九日、幕府は箱館奉行に対して、蝦夷地分領の対象に
なった東北地方の大名へ目録の通り地所・運上金とも引き渡すよう
に、という仰せ渡しをした。長山茂が万延元年に宗谷で写したとい
う前述の史料には、この幕府からの仰せ渡しと、松平陸奥守・松平
肥後守・佐竹右京大夫・酒井左衛門尉・南部美濃守・津軽土佐守そ
れぞれの「蝦夷地之内場所付目録」が記載されている。このうち秋
田藩分は次の通りである。

蝦夷地之内場所付目録

佐竹右京大夫渡

マシケ領・ソウヤ領よりモンヘツ境迄、リイシリ・レフンシリ嶋
右は此度蝦夷地之内佐竹右京大夫為領分、書面之通被下之候間地
所并運上金とも従当年御引渡可有之候、以上

（以下幕府の勘定奉行役人の名前が列記されているが略す）

なお、この部分は、A S三一〇―二七―四「北蝦夷地領分被仰之
御状」に同じであった。

十二月二十九日、老中脇坂中務大輔からの沙汰によって近藤良之
進が参上する。

史料Ⅷ

蝦夷地之儀ニ付別紙書付相達候、委細之儀は箱館奉行可被談候事
史料Ⅸ

一 今般蝦夷地之内割合被下置候処、蝦夷地之儀は土人も少く都而御
撫育を請生活致候もの共ニ付、内地領分同様之振合ニ取扱候而は
土俗之風習ニ違ひ候儀も可有之候間仕来等箱館奉行江問合被申候
事

一 漁事ニ付候儀は都而是迄之通相心得、新規之儀は箱館奉行江申可
被取斗候事

一 漁場諸仕入并近海之諸産物は都而出入とも東は箱館、西は松前而
改請候様可被致候事、但右之外直艇不苦候事

一 蝦夷人は漁業を事といたし是迄御撫恤を以生活いたし、其余近來
場所々々移住之ものも内地同様不役等ニ遺候而ハ可致難儀ニ付人
数交代、其外船ニ而往還いたし陸路通行之節も可成丈夫役不召遣

様可被取斗候事

史料ⅧはA S三二〇―二七―二「北蝦夷地領分被仰之御状」A S三二〇―二三―二「蝦夷地土人取扱等に関する御達書」、史料ⅩはA S三二〇―二三―一「蝦夷地土人取扱等に関する御達書」A S三〇―二七―三「北蝦夷地領分被仰之御状」とそれぞれ佐竹宗家に同じ内容の史料が存在していた。¹⁰⁾

さて、これまで何度か登場しているA S三二〇―二七「北蝦夷地領分被仰之御状」について整理したい。ここには、六点の史料が同一の袋に収められており、その袋には、前述のように「御書附三通」とあり、安政六年九月二十七日に老中間部下総守から呼ばれた旨が記載されている。しかしこれに関係しているのは、枝番六の史料のみであり、その他は十一月に長瀬隼之助から幕府への蝦夷地領地の引渡の時期についての伺いや、秋田藩の蝦夷地内の場所附目録の写、十二月に老中脇坂中務大輔から呼ばれて渡された書付となつている。したがってA S三二〇―二七の史料は、「御書附三通」となっているものの、整理の過程でいろいろな史料がまざったのではないかと考えられる。

おわりに

以上、秋田県公文書館所蔵「蝦夷地目録」について、若干の解説を行った。蝦夷地に関する史料数は二百八十一点であったが、こ

れはあくまでも今年度の調査の結果であり、今後の研究によっては、その数は増えていくことは予想できる。その分については、別の機会で紹介したい。

さて、これまでみてきたように当館で所蔵する蝦夷地関係の史料には、写の史料が相当ある。¹²⁾特に安政二年の蝦夷地調査や、安政六年の蝦夷地分領に関しては、ほぼすべての幕府からの文書が写されていることがわかった。特に長瀬隼之助や石井忠行、長山茂といった蝦夷地警備に関わった藩士によって前任者の記録や幕府からの達しが写されていた。本文中にもふれたように、長山茂は宗谷に派遣されたその地で「東西蝦夷地御六家江御引渡二付公儀より向々江御達之手続之写」を、石井忠行の場合は松前で「北蝦夷地里数調」や「御持場之内西蝦夷地ヲカモイより北蝦夷地其外島々迄凡里数」¹³⁾を写していた。¹⁴⁾ここでなぜ藩士は記録を写したのか、という疑問が湧いてくるところである。この行為は、蝦夷地警備に限ったこととは考えにくく、おそらく当時の藩の役人の仕事に前任者の記録を写すという業務があったのではないかと思われるのだが、これについては今後の研究に待ちたい。

註

- (1) 秋田県公文書館『研究紀要』第十二号で、当館所蔵の蝦夷地関係史料の一部を、幕府作成・秋田藩作成・秋田藩士作成に分類した一覽を掲載している。
- (2) 「箱館后例要録」(七一五六四)
- (3) AH三二二一九四 この日記を一部翻刻したものを、秋田県公文書館『研究紀要』第十二号で紹介している。
- (4) AH二八九一三八三～AH二八九一三八七
- (5) 「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書」(AS三二〇一二六一五)
- (6) 「蝦夷地開発守衛之儀ニ付公儀より被仰出之写」(AH三九三一二二一一) 作成者は不明である。
- (7) 「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御札書」(AS三二〇一二六一四) また当時の家老宇都宮孟綱も安政六年十一月二十六日の日記に「蝦夷地御拝領之御場処御内々御沙汰有之、マシケ領且バツカイよりモンベツ領境迄并同処嶋々之内領分被成下候積、委曲御飛脚留書ニアリ」と記している。
- (8) 「蝦夷地御警衛関係御状」(AS三九三一八一〇)。長山茂の「マシケ詰方日記」正月十四日の条にも記載されている。
- (9) 「長山茂勤功覚」
- (10) 「マシケ詰方日記」安政七年正月十四日の条にも、介川作美から写を渡されたとして史料Ⅹの記述がされている。
- (11) 本文中では紹介しなかったが、安政二年四月に幕府から出された秋田藩の蝦夷地での持場に関する覚の写が、渡部斧松文書や仙北市角館の吉成文庫でも見つかった。
- (12) 四三三―三六
- (13) 「蝦夷地処名和解」(A二九二―三三二)も安政2年の調査の写であることが最後に書かれており、これを写した戸崎清蔵もまた安政六年四月に蝦夷地へ出発している。(A二九二―三三三「松前蝦夷地行程大意草稿」)

形状	備考	関連史料
縦半	マシケ場所引渡目録、県B509～県B527まで合冊	
縦半	マシケ場所より境迄の地名并里数表、県B509～県B527まで合冊	
縦半	マシケ場所土人ヲムシヤ之節其外年中為取遣候品、県B509～県B527まで合冊	
縦半	マシケ場所産物并諸品土人より買入直段書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	マシケ場所軽物并小皮類土人より買入直段書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	リイシリ・レフンシリ嶋土人ヲムシヤの節其外年中為取候品書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	リイシリ・レフンシリ産物并諸品土人より買入直段書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	マシケ領ソウヤ領よりモシヘツ領境まで此度引渡候ニ付演説、県B509～県B527まで合冊	
縦半	ヲムシヤの節土人へ申渡書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	安政4年に出された掟の写、県B509～県B527まで合冊	
縦半	リイシリ・レフンシリ嶋引渡目録、県B509～県B527まで合冊	
縦半	リイシリ嶋烽火台箇所書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	リイシリ・レフンシリ嶋地名里数書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	ソウヤ場所引渡目録、県B509～県B527まで合冊	
縦半	ソウヤ土人ヲムシヤの節其外年中為取遣候品書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	ソウヤ場所軽物并小皮類土人より買入直段書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	ソウヤ場所産物并諸品土人より買入直段書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	ソウヤ場所川渡守土人年中給料書、県B509～県B527まで合冊	
縦半	エサシ場所鮭積取直航切手雛形、県B509～県B527まで合冊	
絵図・1鋪		
絵図・1鋪		
絵図・1鋪		
絵図・1鋪	彩色	
絵図・1鋪	彩色	

秋田県公文書館所蔵「蝦夷地目録」

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
県B-509	目録	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-510	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-511	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-512	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-513	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-514	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-515	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-516	演説書	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-517	申渡書	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-518	制札写	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-519	引渡目録	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-520	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-521	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-522	引渡目録	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-523	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-524	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-525	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-526	覚	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県B-527	切手雛形	万延元年3月	箱館奉行	秋田藩
県C-356	魯西亜の地(チェブカ諸島之図)	寛政12年		
県C-357	チェブカ諸島の図	寛政12年	岡部牧太秀緒	
県C-358	エトロフ絵図			
県C-360	餌指湊地図写	文化4年	秋田藩士	秋田藩
県C-361	箱館七重浜御陣屋之図	文化4年	秋田藩士	秋田藩

形状	備考	関連史料
絵図・1鋪	彩色	
絵図・1鋪	彩色	
絵図・1鋪	彩色	
絵図・1鋪	彩色	
絵図・1鋪	彩色	
絵図・1鋪	12枚綴り	
絵図・1鋪	彩色	
横長半	松前→マシケ→ソウヤ→シラヌシ→クシュンコタン→ホロアントマリまでの里数、松前城下より西海岸通行の道程、福山からイシカリまでの里数	
横切継紙・1通 美	写、包紙	AS317-135「蝦夷地上知被仰付之御状」
横切紙・1通・ 美	写、包紙、付札つき	AS310-26-2「蝦夷地之内領分被成下之御書付及び御礼書」
横切継紙・1通	1と2は同一包紙「安政六年未十二月廿九日御老中脇坂中務大輔殿より御留主居江御左右有之近藤良之進致参上候処公用人を以被相渡之御書付二通」	AS310-27-3「北蝦夷地領分被仰之御状」AH312-94「マシケ詰方日記」
横切紙		AS310-27-2「北蝦夷地領分被仰之御状」
横切紙・1通・ 美	1と2は同一包紙「安政六未年御本丸炎上ニ付賄方御献上之書付」	AS393-8-9「蝦夷地御警衛関係御状」
横切紙・1通・ 美		
横切継紙・1 通・美	包紙「脇坂中務大輔様於御勝手御渡御書付入」	AS310-27-6「北蝦夷地領分被仰之御状」岡575-1「蝦夷地御領分被成下之御書付写」AH317-248「蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿」
横切紙・1通・ 美	包紙「被仰出御書附老通入」	AS310-27-1「北蝦夷地領分被仰之御状」岡575-2「蝦夷地御領分被成下之御書付写」
横切紙・1通・ 美	包紙、付札つき	AS310-22「蝦夷地分領御礼勤向之御伺」
横切継紙・1通	3と4は同一包紙「御書付入」、蝦夷地警備に関する書状の下書き	AS393-8-6「蝦夷地御警衛関係御状」
横切継紙・1通		

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
県C-362	松前市中絵図			
県C-363	松前絵図	文化3年	岡部牧太秀緒	
県C-364	松前箱館絵図			
県C-365	蝦夷地海岸図			
県C-366	蝦夷地境奥地全図			
県C-398	唐太島クシュンナイ弁天社へ唐人渡来之節掛置候絵図	文化3年	ロシア	松前奉行
県C-721	北方領土地図			
AS292-3	松前福山より東西蝦夷地並北蝦夷地東クシュンコタン西エンルモコマフ迄道程所々見聞略記	安政5年	秋田藩士	秋田藩
AS310-15	蝦夷地警衛御達書	安政2年3月26日	老中連名	佐竹右京大夫
AS310-22	蝦夷地分領御礼勤向之御伺	安政6年9月	佐竹右京大夫家 来近藤良之進	幕府
AS310-23-1	蝦夷地土人取扱等に関する御達書	安政6年12月29日	脇坂中務大輔	佐竹右京大夫
AS310-23-2	蝦夷地土人取扱等に関する御達書	安政6年12月29日	脇坂中務大輔	佐竹右京大夫
AS310-24-1	江戸御本丸炎上に付材木御献上之書付	安政6年12月	幕府	佐竹右京大夫
AS310-24-2	江戸御本丸炎上に付材木御献上之書付	安政6年12月	長瀬隼之助	幕府
AS310-25	蝦夷地守備開墾之御書付	安政6年9月	幕府	佐竹右京大夫
AS310-26-1	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書	安政6年9月	幕府	佐竹右京大夫
AS310-26-2	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書	安政6年9月	佐竹右京大夫家 来近藤良之進	幕府
AS310-26-3	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書	(文化)	秋田藩	安藤以下老中連名
AS310-26-4	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書	安政6年11月26日	幕府	佐竹右京大夫

形状	備考	関連史料
横切紙・1通・美	包紙あり「御切紙入」 9月27日佐竹右京大夫の名代として一人の登城を命じている	
横切継紙・1通・美	1～6は同一袋にあり「御書附三通安政六未年九月廿七日御老中間部下総守様より御沙汰有之候ニ付老岐守様御登城被仰渡候」1のみ包紙あり「脇坂中務大輔様於御勝手御渡御書付入」	AS310-26-1「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書」岡575-2「蝦夷地御領分被成下之書付写」
横切紙・1通・美		AS310-23-2「蝦夷地土人取扱等に関する御達書」
横切継紙・1通・美	3と4は同一包紙「御書付二通」	AS310-23-1「蝦夷地土人取扱等に関する御達書」AH312-94「マシケ詰方日記」
横切継紙・1通・美	勘定奉行(宮田菅太郎・美濃部七右衛門・菊地大助・五味与五兵衛・小高登一郎・森田岡太郎・高橋平作・福田八郎右衛門・設楽八三郎・勝田次郎・堀越大蔵少輔・松平出雲守・松平式部少輔・山口丹波守)から箱館奉行(堀織部正・村垣淡路守・竹内下野守・津田近江守)へ蝦夷地之内場所附目録の写(秋田藩分)	AH312-97「東西蝦夷地御六家江御引渡ニ付公儀より向々江御達之手続之写」
横切紙・1通	包紙「蝦夷地之内場所附目録写」領地の受取の時期についての伺い	AS393-5-1「蝦夷地引渡伺書」
横切継紙・1通・美	包紙「被仰出御書附一通入」	AS310-25「蝦夷地守備開墾之御書付」岡575-1「蝦夷地御領分被成下之御書付写」AH317-248「蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿」
横切紙・1通	包紙「万延二年酉二月二十六日御老中安藤対馬守殿より御留主居御左右有之長瀬隼之助致参上候処公用人を以被相渡之御書附一通」北蝦夷地の警備を隔年で行うことについて	
横切紙・1通・美	1～10は同一包紙にあり「慶応三卯年蝦夷地上知ニ付諸御達并拝領内扣五通」1のみ包紙「慶応三年卯十月二日御使役三木鉄治を以御老中稲葉美濃守殿江被差出候処同三日以御附札被仰渡候御書面一通」蝦夷地開墾の御礼としての刀拝領につきその心得についての伺い書き、付け札あり	
横切紙・1通・美	包紙「三月廿二日御老中小笠原老岐守殿御左右在之御留守居河野弥一罷出候処公用人今泉善助を以被相渡候御書付一通外ニ公用人口達覚一通」蝦夷地・箱館・松前警衛の御免と領地の上知について	AK393-1「蝦夷地警衛御免ニ付通達書」
横切紙・1通	3・4・5は同一包紙にあり、老中小笠原老岐守からの書付とともに渡された公用人の「口達覚」	
横切紙・1通	これまで蝦夷地開墾に関わった家来を調査し報告することについて	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
AS310-26-5	蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書	安政6年9月26日	幕府	佐竹右京大夫家来
AS310-27-1	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年9月	幕府	佐竹右京大夫
AS310-27-2	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年12月	幕府	佐竹右京大夫
AS310-27-3	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年12月	脇坂中務大輔	佐竹右京大夫
AS310-27-4	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年11月29日	勘定奉行	箱館奉行
AS310-27-5	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年11月	長瀬隼之助	幕府
AS310-27-6	北蝦夷地領分被仰之御状	安政6年9月	幕府	佐竹右京大夫
AS310-31	北蝦夷地江差渡之人数交代割合御達	万延2年2月26日	幕府	秋田藩
AS310-103-1	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年10月2日	佐竹右京大夫家来 三木鉄弥	老中稲葉美濃守
AS310-103-2	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年3月22日	幕府	佐竹右京大夫
AS310-103-3	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年3月22日	幕府	佐竹右京大夫
AS310-103-4	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年	幕府	佐竹右京大夫

形状	備考	関連史料
横切紙・1通・美	佐藤時之助・石井弥五右衛門・細川官助・奥山五平・上松左太夫の10月2日の登城について	
横切紙・1通	包紙「覚」、財用奉行佐藤時之助・石井弥五右衛門・細川官助・奥山五平・上松左太夫を1年1人交代で蝦夷地へ派遣することについて	
横切紙・1通	7・8・9・10は同一包紙「御書付二通」これまでの開墾の労をねぎらい刀を下さることについて	
横切紙・1通	開墾にかかった費用として金1万両を下さることについて	
横切継紙・1通	佐藤時之助・石井弥五右衛門・細川官助・奥山五平・上松左太夫の登城について	
横切紙・1通	佐藤時之助・石井弥五右衛門・細川官助・奥山五平・上松左太夫のそれぞれの名代について	
豎半半		
横切継紙・1通	写	AS310-15「蝦夷地警衛御達書」
大本	包紙「蝦夷地御領分御割合被仰渡写」佐竹右京大夫・松平陸奥守・南部美濃守・酒井左衛門尉・津軽土佐守の蝦夷地の領分について	AS393-8-10「蝦夷地御警衛関係御状」AH310-45「西蝦夷地領分として被下之御書付写」AH312-97「東西蝦夷地御六家江御引渡ニ付公儀より向々江御達之手続之写」AH312-94「マシケ詰方日記」
横切継紙・1通	「慶応元丑年此年より蝦夷地運上金来書之通相増候覚」	
大本		
横切継紙・1通	「御付札」「演説」あり	
横切継紙・1通	「御口上手控」	AS393-8-3「蝦夷地御警衛関係御状」
横切紙・1通	箱館出兵に関して	
横切継紙・1通		AS393-8-1「蝦夷地御警衛関係御状」
横切継紙・1通	津軽領内通行に際しての書状	
横切継紙・1通	箱館出兵に関して	
横切紙・1通		AS310-26-3「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書」

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
AS310-103-5	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年10月1日	幕府	佐竹右京大夫
AS310-103-6	蝦夷地御警衛御免に関する書状	9月	近藤良之進	
AS310-103-7	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年	幕府	佐竹右京大夫
AS310-103-8	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年	幕府	佐竹右京大夫
AS310-103-9	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年	幕府	佐竹右京大夫
AS310-103-10	蝦夷地御警衛御免に関する書状	慶応3年		
AS312-45	宇都宮孟綱日記	天保12年～明治元年	宇都宮孟綱	
AS317-135	蝦夷地上知被仰付之御状	安政2年3月27日	幕府	仙台藩主松平陸奥守名代田村右京大夫
AS317-144	蝦夷地御領分御割合被仰渡写	安政6年	幕府	佐竹右京大夫
AS345-4	蝦夷地御領分運上金	慶応元年8月	秋田藩	場所請負商人
AS393-4	津軽御加勢心掛御備御人数御試し留書	文政6年		
AS393-5-1	蝦夷地引渡伺書	安政7年正月	長瀬隼之助	幕府
AS393-8-1	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月	岩城伊予守使者赤坂伝太	佐竹右京大夫
AS393-8-2	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)		
AS393-8-3	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月5日	佐竹右京大夫様御内帷名転	岩城伊予守
AS393-8-4	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月	佐竹右京大夫	津軽越中守
AS393-8-5	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)6月	佐竹右京大夫	藩士
AS393-8-6	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)7月		老中

形状	備考	関連史料
横切紙・1通	津軽領内通行に際しての礼状	
横切紙・1通	写、箱館へ出兵命令	
横切継紙・1通	本丸普請について、朱書きで「安政6年12月16日役頭より渡される」とあり	AS310-24-1「江戸御本丸炎上ニ付材木御献上之書付」
横切紙・1通	安政6年11月26日老中脇坂中務大輔より留主居へ沙汰あり、長瀬隼之助が参上して公用人から渡される	AS317-144「蝦夷地御領分御割合被仰渡写」AH310-45「西蝦夷地領分として被下之御書付写外」AH312-94「マシケ詰方日記」AH312-97「東西蝦夷地御六家江御引渡ニ付公儀より向々江御達之手続之写」
横切紙・1通	写、蝦夷地警備についての申渡	
横切紙・5通	箱館に出兵する横手給人の名簿	
横切紙・10通	箱館陣屋を引き払う人々の名簿	
横中本	伊達家よりの協議書、北蝦夷地の警備について、安藤対馬守への御願草稿つき	
横切継紙・1通	庄内征討の儀について	
横切継紙・1通・美	1と2は同一包紙「京都より蝦夷地御達之儀ニ付新庄副総督江指出候書扣辰閏四月二通」	
横切継紙・1通・美		
横切継紙・1通・美	包紙「於太政官箱館表御警衛御達写」	
横切紙・1通	1～3は同一包紙「松前より出ル薬功能書三安認候三折指上ル」	
横切紙・1通		
横切紙		
縦半	1・2は同一包紙「箱館開拓使より御達書并御届書写」	
横切紙・1通	10月10日まで調査結果を提出のこと	
横切継紙・1通		
横切継紙・1通	包紙、朱書きで「元治元年戊辰十一月十一日達、別紙添」とあり、大館の組下給人に対し松前へ応援部隊派遣の依頼、隊長は箭田野民部	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
AS393-8-7	蝦夷地御警衛関係御状	(文化)10月28日	佐竹右京大夫	津軽越中守
AS393-8-8	蝦夷地御警衛関係御状	文化4年5月25日	佐竹右京大夫	藩士
AS393-8-9	蝦夷地御警衛関係御状	安政6年12月16日	幕府	佐竹右京大夫
AS393-8-10	蝦夷地御警衛関係御状	安政6年11月26日	幕府	佐竹右京大夫
AS393-8-11	蝦夷地御警衛関係御状	文化4年6月	佐竹右京大夫	藩士
AS393-9	箱館御加勢之出府届	文化4年5月5日	加瀬五十郎	秋田藩
AS393-10	箱館御陣屋引払帰着届	文化4年		
AS393-11	蝦夷地警護ニ付幕府へ申立ほか	(万延元年)8月26日	大童信太夫 秋保清禦 橋本九八郎	小森久太郎 石沢民衛 近藤良之進 岡内之丞 岡田楨兵衛 黒川一郎
AS393-15	箱館出兵相成兼候旨之願書	慶応4年閏4月		
AS393-19-1	箱館表御警衛被仰付ニ付御意見書	明治元年閏4月8日		
AS393-19-2	箱館表御警衛被仰付ニ付御意見書	明治元年閏4月8日		
AS393-20	箱館御警衛之御達写 太政官	明治元年		
AS499-1-1	松前より出ル薬功能書	(享保)	伊勢三安	
AS499-1-2	松前より出ル薬功能書	(享保)	伊勢三安	
AS499-1-3	松前より出ル薬功能書	(享保)	伊勢三安	
AS602-1-1	北海道出稼移住産物等之調書	午(明治3年)	開拓使	久保田藩
AS602-1-2	北海道出稼移住産物等之調書	午(明治3年)8月	開拓使	久保田藩
A0212.1-29	函館情報	10月29日	藩士	藩
A0393-1-1	松前出兵人撰申渡之書状	明治元年11月9日	佐藤源右衛門信久	佐竹大和

形状	備考	関連史料
横切継紙・1通	包紙「明治元辰年11月28日相達」	
横切継紙・1通	「覚」	AS310-103-2「蝦夷地御警衛御免に関する書状」
横切継紙・1通	松前居賊について	
横切継紙・1通	慶応2年春までのマシケ詰めを秋まで延長することについて	AT312-341「マシケ詰秋迄被留置之御請覚」
横切継紙・1通	慶応2年春までのマシケ詰めを秋まで延長することについて	AT312-341「マシケ詰秋迄被留置之御請覚」
横切継紙・1通		AT312-335「石井弥五右衛門宛家老よりの書状」
横折紙	包紙「寅八月廿二日指出候上御用書ソウヤ詰め石川宇太」	
横長半	包紙あり	
横長半	包紙あり	
横切継紙・1通	明年より箱館取締のためマシケ同様歩行目付を派遣することについて	
横切継紙・1通	大越源太の箱館1ヶ年詰め・御副役信太慶兵衛の京都1ヶ年詰め・横手給人大部又左衛門の久保田引越について	
横切継紙・1通 美	蝦夷地警衛御免について	
横切紙	蝦夷地警衛御免について	
横切継紙・1通	蝦夷地御警衛御免等について	
横切継紙・1通	蝦夷地御警衛御免等について	
横切紙・1通	蝦夷地御警衛御免等について	
縦半	上方の動静について	
横切継紙・1通	蝦夷地御警衛御免に付歎びの書状	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
A0393-3	松前出兵見合せに付佐竹大和宛書状	明治元年11月26日	佐藤源右衛門信久	佐竹大和
AK393-1	蝦夷地警衛御免ニ付通達書	慶応3年4月	秋田藩	秋田藩士
AT212.1-219	高橋東吉宛佐藤新右衛門書状	慶応4年	佐藤新右衛門	高橋東吉
AT312-335-1	石井弥五右衛門宛家老よりの書状	慶応2年1月21日	真崎兵庫・戸村十太夫(自筆)・小野岡右衛門・宇都宮帯刀	石井弥五右衛門
AT312-335-2	石井弥五右衛門宛家老よりの書状	慶応2年1月21日	真崎兵庫・戸村十太夫(自筆)・小野岡右衛門・宇都宮帯刀	石井弥五右衛門
AT312-341	マシケ詰秋迄被留置之御請覚	慶応2年3月13日	石井弥五右衛門	鶴山・右衛門・十太夫・兵庫
AT312-350	風説見聞之覚	慶応2年6月8日	石川宇太	
AT312-363	御城下江戸大坂京都マシケ在々共御調老紙	慶応2年7月	三宅重左衛門・三森七十郎	
AT312-364	御城下江戸大坂京都マシケ在々共御調老紙	慶応2年8月	黒沢軽八・嶋田多門	
AT312-409	十太夫・兵庫宛書状	慶応2年11月20日		十太夫・兵庫
AT312-443	十太夫ほか宛石塚源一郎書状	(慶応)1月13日	石塚源一郎(自筆)・小鷹狩源太・岡本又太郎・宇都宮鶴山	戸村十太夫・真崎兵庫
AT312-480-1	十太夫ほか宛小鷹狩源太貴答	慶応3年4月3日	源太・源一郎・又太郎・鶴山	十太夫・兵庫
AT312-480-2	十太夫ほか宛小鷹狩源太貴答	慶応3年4月3日	源太・源一郎・又太郎・鶴山	十太夫・兵庫
AT312-484-1	十太夫ほか宛岡本又太郎書状	慶応3年4月18日	又太郎・源太・源一郎・右衛門・鶴山	十太夫・兵庫
AT312-484-2	十太夫ほか宛岡本又太郎書状	慶応3年4月18日	又太郎・源太・源一郎・右衛門・鶴山	十太夫・兵庫
AT312-484-3	十太夫ほか宛岡本又太郎書状	慶応3年4月18日	又太郎・源太・源一郎・右衛門・鶴山	十太夫・兵庫
AT312-492	演説覚	慶応3年5月	評定奉行副役	
AT312-520-1	中村伝右衛門書状	慶応3年9月9日	中村伝右衛門・佐藤小介	戸村十太夫

形状	備考	関連史料
横切継紙・1通	蝦夷地御警衛御免に付歎びの書状	
横切継紙・1通	蝦夷地御領返還につき刀と金一万両を拝領することについて	
横切継紙・1通	仙台南部・箱館方面の風説について	
横切継紙・1通	蝦夷地の件について	
横切紙・1通	蝦夷地御沙汰の件について	
横切継紙・1通	箱館1ヶ年詰請書	
横切継紙・1通	蝦夷地御領分上地につき刀と1万両を拝領することについて	
豎半	包紙あり	
横切継紙・1通	蝦夷地御領分上地につき帰国藩士(大腰源吉・石井弥五右衛門・石川東)への恩賞の件について	
横長半		
横切紙	箱館で買入の西洋砲の見立てについて	
大本	「安政五年海岸防備巡視官通行記録」とあり、名主代三浦五兵衛・渡部時之丞の記録	
絵図・1鋪		
横切継紙・1通		
横切紙・1通	安政6年9月27日間部下総守より壱岐守への書付、10月4日飛脚参着とあり	AS310-25「蝦夷地守備開墾之御書付」AS310-27-6「北蝦夷地領分被仰之御状」AH317-248「蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿」
横切紙・1通	安政6年9月27日脇坂中務大輔からの書付、10月4日飛脚参着とあり	AS310-26-1「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書」AS310-27-1「北蝦夷地領分被仰之御状」
横半半	安政2年の蝦夷地調査関係史料、シラヌシ〜トシナエチヤ、シラヌシ〜ナヨロまでの地名と里数を記す	433-35「北蝦夷地里数調」
横半半	安政2年の蝦夷地調査関係史料か、5月5日から17日までの秋田から松前までの道程書	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
AT312-520-2	中村伝右衛門書状	慶応3年10月3日	中村伝右衛門・佐藤小介	戸村十太夫
AT312-533	十太夫ほかあて石塚源一郎書状	慶応3年10月21日	源一郎・源太・又太郎・右衛門・鶴山	十太夫・兵庫
AT312-881	十太夫宛戸村大学書状	明治元年11月24日	戸村大学義得	戸村十太夫
AT312-950	十太夫あて真崎兵庫書状		真崎兵庫	戸村十太夫
AT312-1000	十太夫あて田代蒨書状		田代蒨	戸村十太夫
AT312-1011	十太夫ほかあて石川束書状	慶応2年3月20日	石川束	宇都宮帯刀・小野岡右衛門・戸村十太夫・真崎兵庫
AT312-1062	十太夫あて金大之進書状	慶応3年10月21日	金大之進	戸村十太夫
AT317-134	御城下江戸大坂京都マシケ在々共御調査紙	慶応2年5月	三宅重左衛門・信太嘉介	
AT317-388	十太夫・兵庫あて宇都宮鶴山書状	慶応3年9月23日	鶴山・源太・源一郎・又太郎・右衛門	十太夫・兵庫
AT393-6	松前津軽御加勢心懸御人数割	文化6年	金易右衛門秀興	
AT393-43	宇留野・沢畑兩人連名書付			
山895	箱館奉行支配組頭外海岸巡視通行記録	昭和30年	山崎真一郎	
岡393	松前東西蝦夷地並唐太縮図(諸家御領色分)写	安政6年	藩士	
岡515	ヲロシヤ船当秋松前へ参候筈の手配に付野上東蔵宛書状	7月14日	小田内助右衛門	野上東蔵
岡575-1	蝦夷地御領分被成下之御書付写	安政6年9月	幕府	佐竹右京大夫
岡575-2	蝦夷地御領分被成下之御書付写	安政6年9月	幕府	佐竹右京大夫
AH292-6	蝦夷島シラヌシよりナエオロ迄之里程	安政2年	平元貞治	
AH292-7	蝦夷紀行 甲	(安政2年)5月5日	(平元貞治)	

形状	備考	関連史料
横半半	安政2年の蝦夷地調査関係史料	7-563「蝦夷地見分書取」A393-21 「西蝦夷地御陣屋場所見分形覚」
横半半	安政2年の蝦夷地調査関係史料、クシュンコタン～トンナエチヤ～シラヌシ、シラヌシ～ナヨロまでの村数・家数・人口や地名と里程を記す	7-563「蝦夷地見聞書取」
横半半	安政2年の蝦夷地調査関係史料か 初山別村・増毛・石狩・勇払・虻田・長万部・大野村までの地名・産物・里数・人口を記す	
横半半	安政2年の蝦夷地調査関係史料 室蘭・勇払・石狩・宗谷に至る里数・川の名を記す、各地の地名解・アイヌ語彙集を付す	
豎半	「蝦夷人国記上・下」(寛保2年写)「天竺渡海記」(寛保3年写)を収録	
横切紙・1通	写、5月15日小野屋辰蔵の記録	
横切紙・1通	写、5月15日小野屋辰蔵の記録	
横切紙・1通	写、蝦夷地警備について	
横切紙・1通 横切紙・1通	写、佐竹右京大夫・松平陸奥守・松平肥後守・南部美濃守・津軽土佐守の蝦夷地の領地と警備地について	AS393-8-10「蝦夷地御警衛関係御状」AS317-144「蝦夷地御領分御割合被仰渡写」AH312-94「マシケ詰方日記」AH312-97「東西蝦夷地御六家江御引渡ニ付公儀より向々江御達之手続之写」
豎半		
横切紙・1通	御備別手六名	
横切紙・1通	松前臨時御用仰付覚	
横切紙・1通	松前臨時御備	
横切紙・1通	松前臨時御備被仰付届	
横切紙・1通	松前臨時御備被仰付届	
横切紙・1通	松前臨時御備被仰付届	
豎半		AS393-8-10「蝦夷地御警衛関係御状」AS310-23-1「蝦夷地土人取扱等に関する御達書」AS310-27-3「北蝦夷地領分被仰之御状」

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
AH292-8	蝦夷島記	安政2年	平元貞治	
AH292-9	蝦夷島道程書	安政2年	平元貞治・長山茂	
AH292-10	フウレハツより道中控帳	(安政2年)	(平元貞治)	
AH292-11	蝦夷島書	安政2年	(平元貞治)	
AH292-12	蝦夷人国記外		安東助右衛門季朋	
AH310-30-1	四月十六日より箱館湊入津アメリカ船五艘之事		志賀為吉	
AH310-30-2	四月十六日より箱館湊入津アメリカ船五艘之事		志賀為吉	
AH310-44	蝦夷地の儀に付太縄宛書状	(安政3年)3月10日	飯塚伝也・川尻	太縄織衛
AH310-45	西蝦夷地領分として被下之御書付写外	安政6年		
AH310-46-1	松前御加勢御用留	文化11年・12年		
AH310-46-2	松前御加勢御用留別紙	(文化)		
AH310-46-3	松前御加勢御用留別紙	(文化)4年4月27日		
AH310-46-4	松前御加勢御用留別紙	(文化)		
AH310-46-5-1	松前御加勢御用留別紙	(文化)7月2日	高井権八郎	
AH310-46-5-2	松前御加勢御用留別紙	(文化)7月2日	高橋市兵衛	
AH310-46-5-3	松前御加勢御用留別紙	(文化)7月2日	大友藤太	
AH312-94	マシケ詰方日記	安政7年1月13日～万延元年5月4日	長山茂	

形状	備考	関連史料
豎半	宗谷において写とあり	AS310-27-4「北蝦夷地領分被仰之御状」AS317-144「蝦夷地御領分御割合被仰渡写」AS393-8-10「蝦夷地御警衛関係御状」AH310-45「西蝦夷地領分として被下之御書付写」AH312-97「マシケ詰方日記」
豎半		
横切継紙・1通	安政2年の蝦夷地調査関係史料「別紙松前一条」とあり	
横切継紙・1通		
豎半		
横切継紙・1通	写	AS310-25「蝦夷地守備開墾之御書付」AS310-27-6「北蝦夷地領分被仰之御状」岡575-1「蝦夷地御領分被成下之御書付写」
横切継紙・1通	写	AS310-15「蝦夷地警衛御達書」
小本		
横長半		
豎半		
豎半		
豎半		
豎半		
豎半	石井忠行による写	
絵図・1鋪	惣建坪212坪2合5夕	
横切継紙・1通		AS310-25「蝦夷地守備開墾之御書付」AS310-27-6「北蝦夷地領分被仰之御状」岡575-1「蝦夷地御領分被成下之御書付写」AH317-248「蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿」AS310-26-1「蝦夷地之内領分被成下之御書付及御礼書」AS310-27-1「北蝦夷地領分被仰之御状」岡575-2「蝦夷地御領分被成下之御書付写」
横切継紙・1通	「寛文九年己酉八月六日金光主計佐竹義隆公ノ時松前蝦夷蜂起ノ時ノ出陣案」	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
AH312-97	東西蝦夷地御六家江御引渡ニ付公儀より向々江御達之手續之写	万延元年5月29日	長山茂	
AH312-98	ソウヤ詰合日記一マシケ迄一	万延元年9月13日～12月晦日	長山茂	
AH312-266	松前一条	(安政2年)朔日	(長山茂)	
AH312-267	蝦夷地ほかに関する演説書	安政4年8月	水戸部庄蔵	秋田藩
AH312-301	鳥潟専右衛門箱館よりの書状	明治5年3月29日	鳥潟専右衛門	須田
AH317-248	蝦夷地御割合を以領分被成下に付稿	安政6年9月	(長山茂)	
AH317-249	蝦夷地に関する御書付写	安政2年3月27日		
AH393-6	松前御人勢御渡銀控	文化4年	御金懸加藤九左衛門	
AH393-7	箱館江御加勢被仰付候砌諸事覚	文化4年		
AH393-8	文化四年松前箱館御加勢被仰遣候留書	文化4年5月24日～11月26日		
AH393-9	文化四年松前御加勢記全	文化4年5月18日		
AH393-10	松前御加勢御用留書	文化10年7月	須田内記	
AH393-11	文化年間海岸警備書附		介川緑堂	
AH393-16	大山矢五郎日記	文化4年	石井忠行	
AH393-22-1	クシュンコタン御陳屋			
AH393-22-2	蝦夷地開発守衛之儀ニ付公儀より被仰出之写	安政6年9月		
AH393-44	夷蜂起之節松前御加勢内試之記	寛文9年8月6日	金光主水	

形状	備考	関連史料
横長半	地図2枚あり、松前城下よりユウフツを越え西蝦夷地までの道程と松前城下から西蝦夷地通行記録からなる	
横半		
縦半	安政3年6月29日～9月28日までの記録	
縦半		
横半		
横切継紙・1通	宛名に「マシケの殿様」とあり	
横切継紙・1通	志賀泰蔵5月17日蝦夷地見分のため箱館へ出発	
横切継紙・1通	「文久3年マシケ江達」とあり	
横切継紙・1通		
横切継紙・1通		
横切継紙・1通	マシケ1ヶ年詰めについて大坂よりの書状	
横切継紙・1通		
絵図・1鋪	文化4年箱館出兵時の陣立図	
横切紙・1通	シラヌシ出張所未完成のため運上屋への待機について	7-564-2「箱館后例要録 虎」
横半半	「未11月改め」とあり	
横切継紙・1通	御用により松前へ御登について	
横切紙・1通	松前馬の事について	
横切継紙・1通		
横切継紙2通	松前駒五十疋引請方について	
横切継紙・1通		
横切継紙・1通	丈助儀松前表での働について	
横切継紙・1通 /横切紙・1通	「覚」つき	
横切紙・1通	松前より警固を終えて帰国挨拶	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
湊79	松前より蝦夷地大凡道中記	安政3年3月		
湊917	松前警備往復書状雛形	安政3年		
湊918	白主勤番中日記	安政3年	湊興季	
湊919	増慶より松前吉岡村迄旅籠代御勘定帳/同処より松前城下迄人馬船代御勘定帳	安政4年5月	湊又衛門 大森小平太 片庭久兵衛	石井弥五右衛門・佐藤時之助
湊1008	私用雑記	安政3年7月～12月	湊又衛門	
18	佐藤時之助書状	11月12日	佐藤時之助	石井弥五右衛門
110	志賀泰蔵書状	5月15日	志賀泰蔵	石井弥五右衛門
111	信太理兵衛書状	文久3年7月29日	信太理兵衛	石井弥五右衛門
112	信太理兵衛書状	2月29日	信太理兵衛	石井弥五右衛門
116	長瀬隼之助書状	6月12日	長瀬隼之助	石井弥五右衛門
118	町田平治書状	7月12日	町田平治	石井弥五右衛門
落1156	時之助・多仲ほか宛書状	11月20日	官助・左司馬ほか	時之助・多仲・昇
落1503	秋田藩函館守備之図	大正3年11月	鈴木喜右衛門重興	
落1509	シラヌシ出張処普請についての願書	安政3年2月	長瀬隼之助	箱館奉行
斧101	松前藩御扶持家列并席順姓名扣帳			渡部斧松
斧317	渡部斧松宛書状		小川敬内	渡部斧松
斧777	渡部斧松宛書状		東七郎	渡部斧松
斧892	渡部斧松宛書状	4月14日	東七郎	渡部斧松
斧933	渡部斧松宛書状	4月14日	主水	渡部斧松
斧2060	渡部宛書状		斎五郎	渡部
斧2078	渡部宛書状		河村屋竹五郎	渡部
斧2085	渡部宛書状	辰8月12日	扇子屋伊兵衛	渡部
斧2265	渡部宛書状	19日	文治	渡部

形状	備考	関連史料
横切継紙・1通		
横切紙・1通		
絵図・1鋪	天保14年か	
横長半		
横半半		
横切継紙・1通	蝦夷地移住について	
横折紙		
横長半		
横切継紙・1通	安政2年4月幕府からの達しの写、仙台・秋田・津軽・南部・松前の各藩の持場について	吉成403「蝦夷地出兵持場に関する覚」
横切紙・3通	松前表酒売指引書・ヘラの図・容器寸法書	
横切継紙・1通	松前出稼御封禁について	
横切継紙・1通	松前より引連候駄馬・駒五十疋の馬役銭の件	
横切継紙・1通	松前様より御進達の馬境口通行の件について	
横長半		
豎半	鈴木五郎左衛門父子松前表働ニ出候ため寄留書付の件について	
豎半	佐藤多吉・佐藤卯吉・安井長七・佐藤権太「松前表江働ニ参申度願書」寄留書付の件について	
豎半	「安井長之助松前表働ニ参申度」寄留書付の件について	
横長半		
横切紙・2通		
横切紙・1通		
横長半		
豎半	文化4年4月9日幕府から松前若狭守に出された国替えに関する達しの写	
豎半		
豎半		

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
斧2505	御旦那宛書状		竹五郎・丈助	渡部
斧3301	斎藤角兵衛宛書状		蠣崎四郎	斎藤角兵衛
斧4004	蝦夷地絵図	卯(天保14年) 閏9月24日		
斧4030	斧松翁松前行遣払帳			
斧4031	松前藩へ牧場見分申入并見分覚書	天保13年		
斧4132	触書	安政6年10月		大目付
斧4133	松前行被仰付心得形之御窺書	4月	渡部斧松	
斧4164	渡部斧松様松前行諸払帳(扣)			
斧5015	覚			
斧5194	覚			
斧6471	仰渡覚	元治2年2月	河津信助ほか	船越村
斧6885	覚			
斧7349	覚	天保14年	渡部斧松	
菊433	松前蝦夷地御警衛御役人様御往来御賄尻打書上帖	文久元年	荷上場村	
菊485	上	明治5年	小掛村里正成田 佐九右衛門	菊池永吉・菊池喜兵衛
菊487	松前行寄留願書	明治5年8月	梅内村里正佐藤 惣十郎	菊池永吉・菊池喜兵衛
菊489	松前行寄留願書	明治5年	梅内村里正佐藤 惣十郎	菊池永吉
菊522	江戸御役人目賀田様市川様松前表より御帰御宿諸掛入料取調帳			
菊856	松前往来御役人様御賄増額について			
菊990	松前行半年詰之義ニ付飛根村工藤利左衛門書状		工藤利左衛門	高橋七兵衛
田49	松前警衛御役人様御通行詰人足船附拵用共覚帳	安政5年3月		
長133	御公儀様松前若狭守様へ被仰渡書写			
長182	御用日記	安政4年		
長186	御用日記	万延元年	長岐貞治	

形状	備考	関連史料
縦半		
横長半		
中本・彩色	横手給人の旗	
縦半		
絵図・19鋪		
絵図・継紙		
絵図・継紙		
縦半		
縦半	写	
縦半	「北海晴雨寒暖記」「胡地晴雨考」からなる 安政3年4月から閏5月までの天気の記事	
縦半	長瀬直温の記事の写	
横半半		
絵図・1鋪		
縦半	安政2年の蝦夷地調査関係史料、長山茂の記事 の写	
横半半	安政6年4月2日秋田出足、江差→マシケ→ソ ウヤ→西トンナイ	
横中本	上遠野子之助は横手給人	
縦半		
縦半	安政3年2月から8月までの伺い書きの写	7-564-2「箱館后例要録虎」
縦半		AH292-8「蝦夷島記」7-563「蝦夷 地見分書取」
絵図・1鋪		
縦半	長瀬家文庫図書	A292-8「西蝦夷地御陣屋場所見分 形覚」AH292-9「蝦夷島道程書」
縦半	写、安政2年から4年までの蝦夷地警備に関す る事項をまとめたもの	
縦半	写、安政2年から4年までの蝦夷地警備に関す る事項をまとめたもの	
絵図・1鋪	長瀬家文庫図書	
縦半	箱館の町の様子を記載	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
長191	御用日記	元治2年	長岐貞治	
長588	松前表御軍用御加勢人馬割合帳	文化4年5月29日		
A288・6-1	箱館御加勢出張指控候面々旗印			
A289-435	日記抜要		平元貞治	
A290-145	北辺(略)絵図			
A292-9	ヲコロマップより観白岳図			
A292-10	ノトロよりシラルシナエ迄海岸略図			
A292-12	破胡館道中記	安政3年10月	長瀬直温	
A292-14	休明光記抄		羽太正養	
A292-15	北海晴雨考	安政3年～4年	八代隆太	
A292-16	松前蝦夷地名書		長瀬直清	
A292-25	津軽ヨリ松前北蝦夷迄道中控帳			
A292-31	蝦夷地全図			
A292-32	蝦夷地処名和解		戸崎清蔵	
A292-33	松前蝦夷地行程大意草稿	安政6年	戸崎重能清蔵	
A393-2	松前箱館御加勢日記	文化4年5月24日～7月18日	上遠野子之助	
A393-3	文化四年卯五月松前御加勢日記	文化4年5月		
A393-6	安政三年蝦夷地御警固被仰付二付御伺書	安政3年		
A393-21	西蝦夷地御陣屋場所見分形覚	安政2年	平元貞治	
7-553	宗谷出張陣屋略絵図			
7-563	蝦夷地見分書取	安政2年	長瀬直温	
7-564-1	箱館后例要録 竜		長瀬直温	
7-564-2	箱館后例要録 虎		長瀬直温	
7-565	箱館細絵図全			
7-577-1	箱館夜話草		(長瀬直温)	

形状	備考	関連史料
豎半	箱館の町の様子を記載	
豎半		
豎半		
豎半	津軽藩士山崎半蔵の紀行の写、「森重左仲演説之記事」（文化5年5月）も収録	
豎半半	写	
豎半半	写	
絵図・1鋪		
小本	長瀬直温箱館詰めの中の記録	
小本	長瀬直温箱館詰めの中の記録	
小本	長瀬直温箱館詰めの中の記録	
絵図・1鋪		
絵図・1鋪		
絵図・1鋪		
豎半		
豎半	12冊	
横半半	11冊	
横半半	写、安政2年蝦夷地調査関係史料、平元貞治と長山茂が測量した記録を松前で写すとあり	AH292-6「蝦夷島シラヌシよりナエオロ迄之里程」
横半半	写、松前藩の町奉行下役中村権平が提出したものを松前城下にて写すとあり	
横半半		
横半半		
絵図・1鋪	長瀬家文庫文書	
絵図・1鋪	長瀬家文庫文書	
絵図・1鋪	長瀬家文庫文書	

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
7-577-2	箱館夜話草		(長瀬直温)	
14-793	御書写	文化4年		
18-163	寛文9巳酉年9月5日松前蝦夷蜂起御加勢記			
21-165	松前下蝦夷地紀行	文化2年～3年		
25-167-1	箱館紀事1		長瀬直温	
25-167-2	箱館紀事2		長瀬直温	
25-169	松前東西北蝦夷地并唐太離島縮図			
25-170-1	檀堂日録1	安政3年8月4日～11月29日	長瀬直温	
25-170-2	檀堂日録2	安政3年12月1日～安政4年4月16日	長瀬直温	
25-170-3	檀堂日録3	安政4年4月17日～7月20日	長瀬直温	
25-175	蝦夷地路程略図			
25-176	改正蝦夷全図			
25-177	宗谷出張御陣屋絵図			
29-191	吟味役ニ而函館出張心掛被仰付於藤森御備立御試上覧被成下候記録	文化10年	野上陳令	
45-56	八丁夜話	弘化2年	橋本秀実	
423-6	石井忠行日記	弘化2年～明治2年	石井忠行	
433-35	北蝦夷地里数調	安政2年8月	石井忠行	
433-36	御持場之内西蝦夷地ヲカモイより北蝦夷地其外島々迄凡里数	安政2年5月20日	石井忠行	
433-68	津軽表見聞書	嘉永7年2月	石井忠行	
442-32	津軽紀行	嘉永7年1月	石井忠行	
乙-153	増慶御陣屋御任地面境内略図			
乙-154	増慶元陣屋地割絵図			
乙-155	北蝦夷地クシュンコタン出張御陣屋			

形状	備考	関連史料
絵図・1鋪	長瀬家文庫文書	
豎半	松浦武四郎著の写、箱館で写すとあり、「松前」「箱館」の項目からなる	
絵図・1鋪		
横中本		
横切継紙・1通	クシユンコタン・シラヌシ・マシケの警備にあたった湯沢給人の名前を記す	
横切紙・1通	安政2年4月にだされた秋田藩の持場に関する写	斧5015「覚」
豎半		

整理番号	資料名	年代	作成／差出	受取
乙-156	北蝦夷地クシュンコタン出張御陣屋境内并御預地処			
乙-157	蝦夷日誌抄	安政4年3月	長瀬直温	
乙-159-5	蝦夷地之図			
吉成271	マシケ御陣屋在番之節持参品覚記	安政5年4月	椎名政治	
吉成400	蝦夷地出兵の覚	安政4年		
吉成403	蝦夷地出兵持場に関する覚	安政2年4月		
鎌田5	マシケ詰合中日記	慶応2年11月～ 慶応3年5月24日	鎌田内記政醇	

秋田県公文書館新中期計画

はじめに

はじめに

- I 新中期計画策定の基本方針
- II 新中期計画の目標の期間
- III 目標の設定と実施体制
 - 1 数値目標の設定
 - 2 実施体制
- IV 業務の現状と課題及び対策
 - 1 資料の収集
 - 2 資料の整理
 - 3 資料の保存
 - 4 普及活動の推進
 - 5 調査研究
 - 6 センター機能の充実
 - 7 職員養成
- V 関連規定の整備
- VI 計画の達成状況の検証

秋田県公文書館は、歴史的に重要な公文書や古文書などを県民共有の財産として後世に残すとともに、閲覧利用に供することを目的に、平成5年11月に設置され、今年で開館13年目を迎えています。

当館の特徴は、第一に、県庁で作成され、総務課の中間書庫で保存期間を経過した公文書を、全て引継ぎ、公文書館が、後世に引き継ぐべき歴史的又は文化的資料を選別保存し、それ以外の簿冊を廃棄するというシステム^①が機能していることです。

開館当初は次々と運び込まれる大量の公文書の選別作業に難渋し、簿冊が書庫外に溢れたという経緯もありますが、評価選別方法を「何を選んで残すか」から「確実に廃棄できるもの以外は残す」への発想の転換や、先輩職員のこれまでの作業の積み重ねにより、現在は、毎年引渡される1万件以上の簿冊の当該年度内整理が定着しています。

第二に、貴重な歴史資料を多数所蔵するとともに、県民への利用普及を進めていることです。古文書関係では、県指定文化財8点^②を含め藩政期の貴重な資料を多数所蔵しており、これらの翻刻刊行、

解説講座、絵図資料の複製展示などをおして、県民への普及を図っています。また、公文書関係では、明治時代から戦前にかけての「秋田県庁文書群」（約1万3000点）を所蔵しています。これらが今日まで残っている理由として、明治8年に第4代知事（権令）として着任した石田英吉が、工部省文書局権長、同記録管理局長を歴任した経験を生かして、全国でも早い段階で文書管理制度を整備したこと、戦前文書群は戦災を受けず、昭和32年の庁舎火災でも難を免れるなど幸運に恵まれていたことがあげられます。しかしながら最大の要因は公文書を扱ってきた歴代の担当者の、「歴史資料として将来の県民に残すのだ」という強い意思が、連続と引き継がれたことです。近年、神奈川県、京都府、山口県が所蔵する戦前の公文書群が、国の重要文化財指定を受けるなど、その重要性が認められつつありますが、本県の県庁文書群もこれに匹敵する内容であると考えています。

今年度は、平成14年度に策定された「公文書館中期計画」^③の最終年度にあたります。策定当時、最大の課題とされた古文書班の県立図書館への移管問題は、「秋田県公文書館の在り方検討会」^④での議論を経て、平成17年4月に公文書館に再移管されました。このことで、公文書館としての一体感が醸成され、今後の発展の基盤が固まったとも言えるでしょう。また、公文書の評価選別作業の遅れ解消、戦後文書の公開開始、データベースの整備という目標も概ね達成し、目録のホームページ掲載、展示活動の充実、市町村との連携推進な

どをとおして館の機能の充実が図られています。

平成19年度を初年度とする「公文書館【新】中期計画」では、資料の公開促進や事務効率化により館の運営基盤の強化に努めるとともに、特に普及活動の推進に力を入れて、「県民の心の拠りどころ」たり得る公文書館を目指すこととします。

I 新中期計画策定の基本方針

新中期計画の策定にあたって、次の事項を基本方針とします。

- (1) 利用普及を重点課題として館を上げて取組みます。
- (2) 創意工夫と情報共有化により、利用者サービスの質を維持します。
- (3) 行財政改革の進展を織り込んだ実現可能な計画とし、実行します。

II 新中期計画の目標の期間

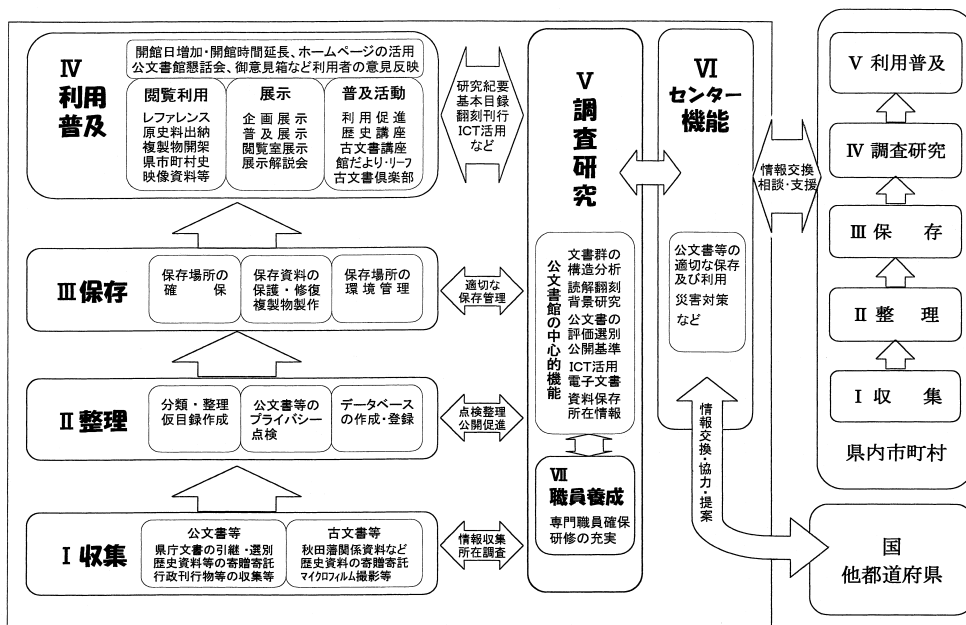
平成19年4月から23年3月までの5年間とします。

III 目標の設定と実施体制

当館の業務は、記録資料管理の4プロセスである「資料の収集」、

図1 公文書館の業務の流れ

歴史資料として重要な記録の県民への永続的な提供を目指して



「資料の整理」、「資料の保存」、「利用普及」と、これらを支える中心的機能としての「調査研究」、秋田県民共有の財産として歴史資料を後世に残すための大切なパートナーである市町村等との相互連携を図る「センター機能の充実」、及び当館運営の生命線とも言える「職員養成」を加えた7項目で成り立っています(図1)。計画は、この7項目について、それぞれ目標による業務管理の手法を用いて策定しました。⁽⁵⁾

また、県は極めて厳しい内容の行財政改革を進めており、当館も職員数及び予算の削減が避けられない状況にあります。このような状況の中で計画を推進し、目標を達成するためには、明確な数値目標を共有するとともに、進捗状況を把握して進行管理していく必要があります。

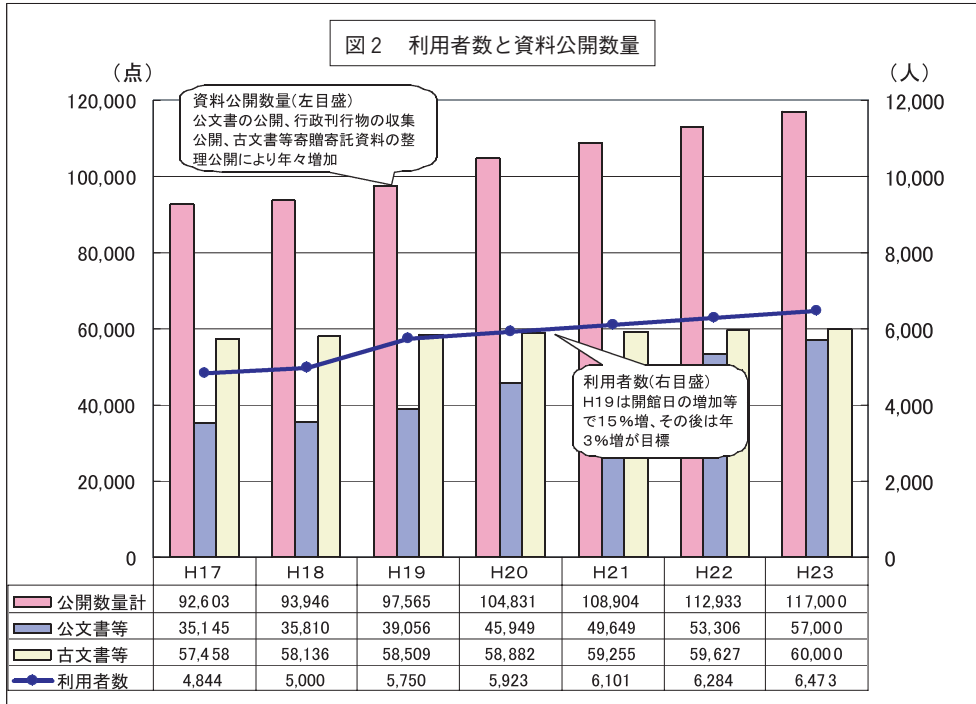
1 数値目標の設定

(1) 利用者数

利用者総数を、5年間で30%増やすことを目標とします。

まず、平成18年度の利用者数を5000人(17年度比3.2%増)と推定します。

19年度は、開館日の大幅な増加と開館時間の延長を実施することから、利用者の目標を前年度比15%増の5750人とします。また、20年度以降は毎年3%の増加を見込み、平成23年度の目標を、18年



度比30%増の約6500人とします(図2)。

(2) 資料公開点数

閲覧利用可能な資料を、5年間で25%増やすことを目標とします。

公文書の非公開情報の点検促進、行政刊行物の収集・公開及び古文書等寄贈寄託文書の整理・公開促進により、閲覧利用が可能な資料点数の目標を次のように設定します(図2)。

平成18年4月 9万3946点

(公文書等3万5810点 古文書等5万8136点)

平成23年4月 11万7000点

(公文書等5万7000点 古文書等6万点)

5年間の増加 2万3054点

(公文書等2万1190点 古文書等1864点)

※公文書の点検公開計画は、2資料の整理(1) 県庁文書の整理の項で詳述します。

(3) 開館日数及び開館時間

平成19年度から開館日数を15%増やして340日とします。

また、年間延べ開館時間を20%増やして3087時間程度とします。

当館の年間開館日297日、延べ開館時間2572時間(平成18

年度当初ベース）は全国の都道府県が運営する公文書館の中で屈指の水準にあります^④が、併設の県立図書館との連携を重視する立場から、同館が推進する「元気アップL340事業」に同調することとしたものです。具体的な対応については、IV4利用普及（8）で詳述します。

2 実施体制

秋田県新行財政改革推進プログラムに即した業務執行体制により、計画を推進していく必要があります。

（1）職員数

11人体制から、23年度までに9人体制に移行することを前提とします。

計画の実施に当たっては、平成18年度現在の職員11人体制（館長含み図書館主務の併任職員、非常勤職員及び臨時職員を除く）から、計画最終年度までに2人減の9人体制に移行することを前提にしています。

（2）運営予算

県全体の財政が極めて厳しい中、当館の運営予算も前減傾向が続くことを前提とします。

（3）業務効率化が計画推進の前提

① 職員1人当たりの業務量の変化

ア 職員1人当たりの利用者数

平成18年度の455人（見込み）が、平成23年度には719人と、5年間で約6割増加します。

イ 職員1人当たりの資料公開点数

平成18年度の8540点が、平成23年度には1万3000点と、5年間で約5割増加します。

② 業務効率化のための指針

ア 業務マニュアルの整備、情報の共有化及びICT技術の活用を徹底します。

イ 職員一人ひとりの能力向上のため研修を積極的に行います。

ウ 外部委託が可能な業務は積極的に外部委託を進めるとともに、業務のスリム化を進めます^⑤。

IV 業務の現状と課題及び対策

1 資料の収集

（1）県庁文書の引継ぎ及び評価選別

■現状と課題

平成18年度現在、当館に公文書を引き継いでいるのは、知事部局

及び教育委員会であり、県議会、教育委員会以外の行政委員会及び旧企業局の公文書は引き継がれていません。県の全ての機関の公文書を引継ぐことは、当館の設立以来の課題です。

毎年度、引渡を受ける簿冊について、公文書選別基準等に基づいて年度内に評価選別を行い、歴史的価値があると認められる公文書及び永年保存文書を保存しています。

今後は、これまでの公文書の評価選別の実績を踏まえて、業務効率化と経費節減を図っていく工夫が必要です。

■目標と対策

① 県庁文書の引継ぎ

ア 県議会、人事委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業課（旧企業局）について、公文書の保管状況及び冊数調査を行うとともに、当館への公文書引継に関する規定を整備するよう個別協議を行います。

イ 行政委員会等の円滑な公文書引継実現のため、文書管理システムの導入（警察本部）及び改修（その他の委員会等）について関係機関に働きかけます。

② 県庁文書の評価選別

ア 年度内評価選別の継続実施

毎年引渡を受ける簿冊については、引き続き当該年度内に評価選別を行います。評価選別の結果歴史的又は文化的資料とし

て保存すべきと判断したものについては、公文書書庫に配架・整理します。

イ 保存すべきもの以外の簿冊は、翌年度の6月末までに廃棄します。

③ 引継・評価選別の事務改善

ア 引継不要文書の指定

文書管理事務全体の効率化及び経費節減を念頭に、個々の会計伝票など保存の必要性が極めて低いとの評価の定まった簿冊^⑧については、引継不要文書の指定を行います^⑨。

イ 評価選別基準の改良

これまでの選別作業の経験や事例の蓄積を踏まえて、評価選別基準の改良や、作業マニュアルの整備に反映するとともに、文書保存期間の基準との整合性を検討し、提案します。

ウ 廃棄文書のデータ記録

廃棄した簿冊は永久に見ることができないため、廃棄理由を記録として残すよう、平成18年度に試行しており、その結果を踏まえて19年度から本格実施します。

④ 所在調査

県が作成した公文書を現用状態のまま大量に保管する試験研究機関等においても適正な保存管理が行われるよう、平成10年度に行ったアンケート調査結果に基づいて、今後も計画的に調査を継続します。

ア 試験研究機関等を対象に、毎年1～2箇所の資料所在調査を実施します。また、当館の資料保存マニュアルを各機関に提供し、適切な対応を促します。

イ 試験研究機関等の公文書保存状況について、再度アンケート調査を実施します。

(2) 秋田県域に関する歴史資料の受入

■現状と課題

秋田県域に関する歴史資料は、所有者の代替わりや保管建物の解体などに伴う散逸の危機にあります。最寄りの市町村での受け入れ態勢は十分とは言えないのが実情です。また、公文書館での寄贈・寄託の受け入れは、開館以来17年度末までに21件だったのが、18年度は2月までに7件を数えるなど増加の兆しが見られます。

寄贈・寄託は、「歴史資料寄贈寄託受入要綱」（公文書館管理規則第6条）により行われていますが、今後は、より円滑な受入のため具体的手順や、受入経費を考慮した判断基準を整備していくことが課題です。

また、当館の燻蒸設備が、対応薬品の製造中止に伴って使用できなくなったため、その改修が課題です。¹⁰⁾

■目標と対策

① 所在情報の把握

これまで把握した主な散逸資料の所在情報一覧を作成すると

もに、毎年度更新します。

② 寄贈・寄託受入

ア 館内燻蒸設備の改修

寄贈・寄託受入のネックとなっている資料の燻蒸経費の節減を図るとともに、県の各機関や市町村が活用できるよう、当館の燻蒸設備の改修を積極的に働きかけます。

イ 受入手続きの円滑化

具体的な受入手続き及び判断基準を整備して、当館での受入の可否決定や他機関への紹介を円滑に行います。

ウ 市町村への普及及び支援

市町村に対して、地域の古文書等の歴史資料が散逸の危機にあることや現地保存の意義等について普及を進め、地域史料の市町村での受入を働きかけるとともに、歴史資料保存管理のための情報提供や助言を行います。

③ 購入及び撮影

ア 散逸資料の原本購入については、予算措置や資料価値の判断手続きのルール化を図りながら対応します。

イ 散逸資料の移管について所有者との再交渉を行います。

ウ 国文学研究資料館所蔵の『武茂家文書』及び『荒谷家文書』をマイクロフィルム撮影により収集します。

また、収集したマイクロフィルムから、年次計画で順次写真帳や複製資料を作成します。

(3) 行政刊行物の収集

■現状と課題

県が発行した行政刊行物については、当館、県立図書館及び県政情報資料室等に保管されていますが、一部収集漏れがあるため、その整備が課題です。

■目標と対策

平成18年6月現在1万6450点を公開していますが、毎年600点程度の収集、寄贈・寄託受入を想定し、順次整理・公開を行います。

① 県が発行する行政刊行物等

ア 県が今後発行する行政刊行物等については、県立図書館と連携して依頼文書を出すなど、効率的かつ漏れないように収集を行います。

イ 県が過去に発行し、県政情報資料室に保管されている行政刊行物等については、定期的に協議を行い、必要に応じて公文書館で受け入れます。

③ その他の刊行物、研究紀要等の資料については、今後も相互恵与の原則に従って収集を進めます。

2 資料の整理

(1) 県庁文書の整理・公開

■現状と課題

当館の公文書は、簿冊完結後30年経過したものを公開対象としています。公開に当たっては、個人プライバシーなどの非公開情報と点検するとともに、法人プライバシー等を確認するため文書作成原課との協議が必要です^①。

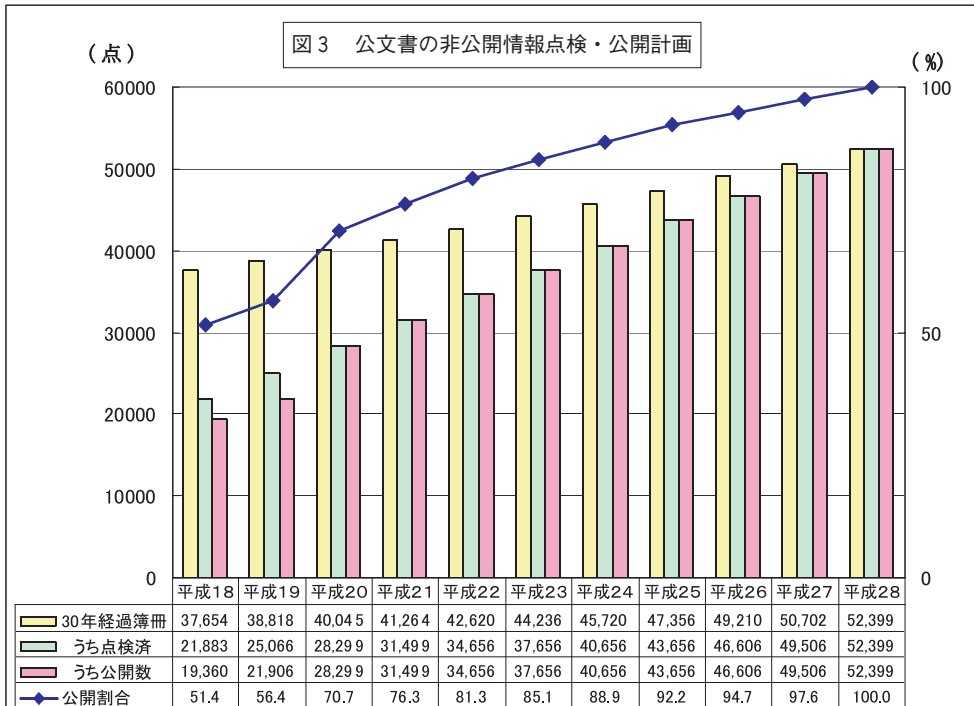
現在、完結後30年を経過（昭和50年度までに作成）した所蔵公文書は3万7654点で、うち点検済みが2万1883点（58・1％）、また公開簿冊（一部非公開を含む）は1万9360点（51・4％）にとどまっており、点検・公開の促進が課題です。

■目標と対策

① 非公開情報の点検・公開

平成18年度現在の公開点数の3万5810点（公文書1万9360点、行政資料等1万6450点）を、平成23年度には5万7000点（公文書3万7656点、行政資料等1万9344点）にすることを目標とします。

また、平成23年度時点で完結後30年を経過（昭和55年度までに作成）した公文書は4万4236点となる見込みですが、このうち約85％の点検を終了します。



また、現在「非公開」の簿冊は、公開年度が到来するまでは簿冊全体を非公開としていますが、平成19年度中に「公文書の公開に関する運用基準」を改正し、平成20年度から「一部非公開（要審査）」として、閲覧申請から3週間以内に非公開部分を被覆した上で公開することを原則とします。

これらの措置により、平成28年度には完結後30年を経過（昭和60年度までに作成）した簿冊の点検を終了し、全て公開できる見込みとなっています（図3）。

② 公文書の公開に関する運用基準の改正について

「公文書の公開に関する運用基準」の第1総則事項の「5 全非公開」と一部非公開の区分について、平成19年度中に、次のとおり改正します。

ア 現行

非公開情報が5カ所以上ある簿冊は、全非公開とすること。
目録に簿冊名及び公開年度を記載することとし、公開年度までは簿冊そのものを非公開とすること。

イ 改正（案）

非公開情報が5カ所以上ある簿冊は、「一部非公開（要精査）」とすること。目録に簿冊名及び簿冊全体が「公開」となる年度を記載することとし、簿冊完結30年経過後は、非公開情報部分を袋掛けし、利用に供すること。ただし、公開のための準備時間を要することから、公開日を閲覧申請後3週間以内とするこ

と。

ウ 改正後の完結後30年を経過した簿冊の扱い

「公開」⇨非公開情報なし⇨従来どおり、閲覧申請日に即時公開します。

「一部非公開」⇨非公開情報5カ所未満⇨従来どおり、原則として閲覧申請日中に公開します。ただし、非公開情報を袋がけするため、1冊当たり5分程度の猶予をいただきます。

「一部非公開（要精査）」⇨非公開情報5カ所以上⇨文書作成原課との協議や非公開情報の袋がけに時間を要することから、閲覧申請日当日の公開はできません。閲覧申請後3週間以内の公開を原則とします。

エ 公開運用基準改正の理由

a 「非公開」簿冊についても、非公開情報を被覆して公開して欲しいという利用者からの強い要望に対応できます。

b 「全非公開」と「一部非公開」は、資料の原形破壊の防止という観点から非公開情報が5カ所以上かどうかで区分されていますが、その理由は必ずしも明確ではないのが実情です。改正により、5箇所の基準をはずすことで、利用提供を優先することを明確にします。¹³⁾

c 『秋田県庁文書群目録』には、「全非公開」文書も公開年度を付して掲載されますが、非公開期間が120年や未定の情報が5箇所以上ある簿冊は、事実上閲覧利用できません。

現状のままでは、目録に掲載されているのに閲覧できない事例が頻発しますが、改正によりこれを未然に防ぐことができます。

d 当館は、研究者に対する特別閲覧制度を採用していないので、「全非公開」簿冊は当館の職員も、公開年度が到来するまでは、研究の対象にできません。¹⁴⁾ 改正によりこのような矛盾を解消することができます。

(2) 未整理資料群の整理・公開

■現状と課題

寄贈等で受け入れた歴史資料は、整理が終わると、まず簡易な仮目録を作成して利用に供し、併せて利便向上のためホームページに仮目録データを掲載しています。

寄贈・寄託を受けた資料に未整理のものがある中で、さらに受入が増える傾向にあり、計画的な整理・公開をしていくことが課題です。

■目標と対策

① 公文書班関係未整理資料の整理促進

ア 「赤川家文書」、「西澤家文書」の仮目録を作成し計画期間内に公開します。

イ 平成18年度寄贈の「川村家文書」、「金子家文書」、「三浦畑四朗家文書」の仮目録の作成に着手し、計画的に整理を進めま

す。

ウ 平成18年度寄託の「佐々木千由紀家文書」の仮目録を作成し、平成19年度中に公開します。

② 古文書班関係未整理資料の整理促進

ア 「根田家文書」、「米沢町記録」等の文書群について、計画的に整理を進めます。

イ 平成18年度寄贈の「児玉家文書」、「吉成家文書」の仮目録の作成に着手します。

ウ 平成18年度寄託の「柴田家文書」の仮目録を作成し、計画的に整理を進めます。

③ ホームページでの目録公開

新たに作成する目録をホームページに掲載するとともに、掲載済みの目録については毎年度点検し、必要に応じて更新します。

(3) 資料データの登録・管理

■現状と課題

現在のシステムは、公文書と古文書が別々の管理であることや、データ処理能力が十分でないこと、一般利用者用の資料検索画面がホームページに設置されていないなどの課題があります。このため、平成17年度に公文書館新システム基本構想を策定し、県のICT基本戦略2006にも掲載されました。今後は、システム調達計画の協議、及び政策評価の結果を踏まえて予算要求を行っていく必要が

あります。

同時に、データの保安全管理について十分留意することが必要です。

■目標と対策

① 平成17年度に作成した「公文書館新システム基本構想」について、最新情報をもとに再点検し、19年度中に新システム導入に向けた調達協議、事前評価及び予算要求等の作業を行い、20年度の導入を目指します。

② 現在も定期的なデータのバックアップや作業手順を定めていますが、データベース管理マニュアルを作成して、データの保全に万全を期していきます。

3 資料の保存

(1) 保存場所の確保

■現状と課題

保存すべき歴史的に重要な資料は今後も確実に増加することから、将来に渡って適切な保存場所を確保することが必要です。

現在、公文書館内には資料保存用として公文書保存書庫及び貴重文書書庫があります。ここ数年の平均的ペースで推移すれば、今後約17年間は保存場所を確保できる見通しです。¹⁵⁾

しかし、今後予定されている県議会や各種行政委員会等の公文書

の引継ぎ、寄贈・寄託資料や行政刊行物の受入増加等により、保存数量増加のペースがはやまることも予想されます。

このため、計画期間中には、将来的に安定した保存場所の確保について検討を開始する必要があります。

■目標と対策

- ① 将来的に書庫が満杯になることを意識し、効率的な収納方法を探し工夫して、保存可能年数の延長を図るとともに、将来的な対応策について検討を開始します。

(2) 保存場所の管理

県民の貴重な財産である公文書・古文書等の歴史資料を将来の世代にできるだけ良好な状態で引き継ぐことが使命であり、そのためには、資料を災害や盗難から守るための対策を講じておく必要があります。

■目標と対策

- ① I P M法¹⁶⁾による環境管理の実施
I P M（総合的有害生物管理）法に基づく管理マニュアルを策定し、定期的な点検を実施します。マニュアルには、書庫点検の具体的方法のほか、日常的に書庫に出入りするビル管理や清掃委託業者との連携・協力の在り方についても明記します。
- ② 盗難及び個人情報漏洩の防止
書庫の施錠管理及び情報管理を徹底します。

③ 公文書館の防災対策

当館の立地条件や特性を勘案して、日ごろから災害予防と災害時対策についての取組みを進めます。

■現状と課題

(3) 資料の保護・修復及び複製物の製作

歴史資料を永続的に提供していくためには、できるだけ良好な状態で後世代に引き継ぐことが必要です。所蔵資料の保存状態を良好に保つための保護、劣化の進んだ資料の修復及び貴重な歴史資料の閲覧利用と原本保護を両立させるための複製物の製作について優先順位を検討しながら、継続的に進めることが課題です。なおこれまで公文書1723点、古文書7226点を作成し、利用に供しています。

■目標と対策

- ① 古文書資料
 - ア 資料の保護⇨原則として中性紙袋に入れた上で中性紙箱に収納・保存しており、今後も同様に扱います。
 - イ 資料の修復⇨史料を計画的に点検して優先順位を定め、緊急性の高い史料から順次修復を行っており、今後も引き続き行います。
 - ウ 複製物製作⇨写真帳及び複製本を計画的に製作します。計画期間中に「秋田家文書」、「真崎文庫」、「小貫家文書」の177

冊について写真帳を製作します。

② 公文書資料

ア 資料の保護Ⅱ中性紙箱への収納を進めていますが、今後は優先度の高い資料のみ収納するなど、経費の節減も考慮します。

イ 資料の修復Ⅱ現在、緊急に修復を要する資料はありませんが、劣化が進む「こんにやく版」資料について、資料群の構造分析や非公開情報点検作業の際に状態をチェックします。

ウ 複製物製作Ⅱ既にマイクロフィルム化されている資料について、マイクロリーダープリンターを活用して、印刷・複製本製作及び電子化を進めます。

4 普及活動の推進

(1) 閲覧室のサービス充実

■現状と課題

閲覧室は、レファレンスや資料の収納を通じて利用者と接する場所であり、接客面を中心にサービスの充実を図る必要があります。

■目標と対策

① ソフト面の対策

ア 利用者との対話を大切に

カウンターでの対応は、「にこっと笑ってこんにちは」をモットーに、利用者との対話を大切にします。

イ レファレンスの充実

レファレンスは、公文書・古文書のデータベースに加え、県立図書館の所蔵資料や、インターネットを活用した検索も含めて行うようマニュアル化し、効果的な検索方法を職員が共有して対応します。

また、秋田県史及び県内市町村史の目次情報をテキスト化して、目次に含まれるキーワードからの資料調査を可能にします。

ウ 特別閲覧室等の事前予約制

平成18年度から、団体での史料調査や、所蔵資料の撮影を行う場合などは、特別閲覧室の事前予約を受け付けて利用者の利便向上を図っており、今後も継続します。

エ 遠隔地利用者のサービス向上

遠隔地等のため来館が困難な利用者から、資料の撮影・複写及び送付の要望があった場合、職員が直接対応することはできませんが、選択肢として、当該サービスを有料で提供可能な業者を紹介することとします。

② 案内表示の充実

ア 県立図書館閲覧室との連携

県立図書館の郷土資料コーナーと公文書館閲覧室に、互いの資料紹介や利用案内など、相互利用を促す内容のサインを掲示して、歴史に興味ある利用者には公文書館の存在をアピールしま

す。

イ 閲覧室内に配架している資料について、一般の方も親しんで利用できるよう、各資料群の概要説明を掲示して利用者の利便向上を図ります。¹⁸⁾

③ 閲覧室常設展示を充実します

④ 施設の充実

ア 検索用パソコンの設置

閲覧室に所蔵資料検索用のパソコンを設置して利用者の利便向上を図ります。また、インターネットを通じて全国の公文書館等の所蔵資料の検索ができるようにします。

イ 雑誌書架の設置

歴史関係の研究紀要や雑誌を閲覧室で手軽に利用できるよう、雑誌用書棚を設置して配架します。

⑤ ビデオルームの利用促進

閲覧室展示と連携したビデオ放映、毎月のおすすめビデオの選定・紹介や、案内表示の工夫などを行います。

(2) 利用促進の支援

■現状と課題

平成18年度の利用状況（1月末現在）は、利用総数が4814人、うち資料の閲覧複写申請者573人（12%）、各種講座等参加者432人（9%）、利用相談者246人（5%）、企画展・普及展参観

者1389人（29%）、閲覧室利用者2174人（45%）となっています。この結果と閲覧複写申請者の属性や利用資料の動向を加味して現状を分析すると、

- ・当館や歴史資料に対して興味を持っている潜在的利用者層が少なくないこと
- ・一般利用者は閲覧室の展示は鑑賞するが資料の閲覧利用は少ないこと

・公文書の閲覧複写利用者は、歴史研究者や大学院生及び自治体史編纂室職員が多いこと

・古文書の閲覧複写利用者は、歴史研究者や大学院生及び自治体史編纂室職員のほか、系図等を調べる一般利用者、いわゆる古文書ファンも多いこと

・県外からの利用者が増加していること

・明治時代の御巡幸関係の資料がよく利用されていること
などが伺われます。

また、当館の利用者層は、大まかに①研究者（大学や研究機関の研究者、大学院生、学生及び県内の歴史研究者、自治体史編纂職員）と、②一般利用者（郷土史や先祖に興味がある人や図書館利用者）に分けられますが、今後は、利用者の裾野を拡大するため、③県内の教員や、④県内の高校生及び小中学生も含めて、それぞれの利用形態やニーズに合わせた対策を講じることが必要となります。

■目標と対策

① 研究者等の利用促進

ア 当館の研究成果の情報発信

当館の利用者の核となる方々及びその予備軍ですから、当館の調査研究活動の成果（公開資料点数の増加や目録の整備など）を、インターネット等を活用して迅速に情報発信していくことが重要です。

イ 歴史研究団体との連携推進

当館の事業情報の提供や利用の呼びかけを行うとともに、これらの団体が所蔵資料を利用して調査研究する場合や研究発表を行う際には、職員の助言、場所の提供などにより支援します。

ウ 大学との連携推進

a インターシップの受入

5日間程度の受入プログラムを作成し、計画期間内に、全国から意欲のある学生を数名程度受け入れることとします。

b 全国の歴史専攻学部学科・大学院の教員に対して、インターネットを活用して当館の最新情報（所蔵資料の紹介、目録のホームページからのダウンロード利用、インターシップの受入、展示企画等）を発信します。

c 県内の大学に、授業の一環（史料調査実習等）として、当館を利用するよう働きかけるとともに協力体制を整えます。

特に、平成18年9月に県との協定を締結している秋田大学とは、相互協力の精神に則り、インターシップの受入や授業の一環としての当館の利用などの連携を推進します。

② 一般利用者の利用促進

ア 年間約40万人が利用する県立図書館と併設していることは、当館にとつて大きなメリットです。図書館の利用者に公文書館の存在をアピールするため、企画展示や閲覧室展示の開催、古文書倶楽部の配布などを継続実施するとともに、郷土資料コーナーへの案内表示、レファレンスにおける連携強化などを行います。

イ 当館主催の各種講座の参加者や歴史研究団体に、当館の事業情報の提供等や所蔵資料を用いた団体利用を呼びかけるなど、利用促進を働きかけます。

③ 県内の教員との連携

ア 県内の教員に当館の所蔵資料の紹介や、企画展、講座など、当館の活動を積極的にアピールします。

イ 先進県の事例を参考に、学校で使用可能な史料教材の開発・研究をすることとしていますが、県内の教員との情報交換等も行い、研究結果に反映します。

④ 県内の高校生及び小中学生の利用促進

高校生や中学生については、専門的な機関としての館の性格から、直接利用を働きかけるより、教員への授業用教材や普及

事業の情報提供を通じて、授業の一環として見学してもらおうなど、間接的に利用促進を働きかけることとします。

(3) 所蔵資料等の展示

■現状と課題

毎年度、公文書館企画展を特別展示室で開催しています。一口に展示といっても、業務は、所蔵資料の調査研究→企画テーマの立案→関係資料の本格調査→企画案決定・予算措置→展示物製作・広報活動→展示→解説会開催→展示記録の保存と長期かつ多岐に渡ります。

特別展示室は重要文化財の展示も可能な設備で、その活用が課題となっていました。そこで、平成17・18年度には、様々な制約がある中でミニ展示・普及展示を開催しました。また、17年度からは、閲覧室利用の呼び水となるよう『出羽一國御絵図』（県指定文化財 1225 cm×535 cm）の1/4複製の壁面展示や、所蔵資料と秋田の年表、触れる歴史資料などの展示を行っています。19年2月には冬季国体の開会に併せて「資料に見る秋田のスポーツ（冬季編）」を開催しています。今後も親しみやすく入りやすい閲覧室ならではの展示を、経費を押さえて実施する工夫も必要です。

■目標と対策

① 企画展の開催

平成17年度は「アーカイブズの世界」、18年度は「秋田藩の海

防警備」をテーマに開催しました。今後も公文書班と古文書班が交互に担当する形で、毎年度公文書館企画展を開催します。

② 普及展等の開催

県立図書館が他県図書館との交流展示など、特別展示室の積極的活用を打ち出しています。当館も企画展や図書館展示の合同をみながら、「アーカイブズへのいざない」などの既存展示物を活用した普及的な展示を中心に、今後も随時開催します。

③ 閲覧室常設展示の充実

公文書館業務や所蔵資料の紹介、国体関係など秋田県で行われる重要なイベント等と連携した展示など、利用者が親しみをもてるものを題材とし、展示替えを行いながら開催します。

④ 開設20周年記念展の計画策定

開館20周年となる平成25年度の記念の企画展について、館の記念碑的な催しになるよう、併設の県立図書館と連携しながら、開催計画を策定します。

⑤ 展示解説会の開催

企画展、閲覧室展示及び普及展について、一般利用者、図書館のボランティアグループ及び職員を対象とする解説会をその都度開催します。

⑥ 展示記録の保存と活用

企画展等の展示活動は所蔵資料の調査研究の成果とも言えます。映像記録を保存するとともに、ホームページへの掲載などを通じて、

その活用を図ります。

(4) 各種講座の開催

■現状と課題

当館の利用促進を図るとともに、地域における歴史研究の担い手の育成を目指して、毎年度、古文書解読講座と歴史講座を開催しています。参加者のアンケートによると、引き続き開催して欲しいとの要望が大部分となっています。また、くずし字や、候文（きょうぶん）など古文書様式の文章を読める方が年々高齢化しており、藩政期の貴重な資料を、将来に渡って利用提供するためには、当館が古文書解読の研究・普及の拠点としての役割を担い、地域の人材を育成していくことも重要な課題です。

■目標と対策

① 古文書解読講座の開催

古文書解読（基礎）講座を毎年度6回程度開催します。

古文書解読（専修）講座を毎年度3回程度開催します。

② 歴史講座を、今後も引き続き毎年度6回程度開催します。

③ 講師役の職員の養成に取り組みます。

※IV7職員の養成 参照

(5) 資料の翻刻刊行

■現状と課題

翻刻刊行は、解読が難しい貴重な古文書史料を、県民の財産として将来に渡って共有することを目的とした、当館の基幹的な業務です。これまで藩政期の資料のうち、『御亀鑑』全5巻、『洪江和光日記』全12巻を刊行し、平成17年度からは『宇都宮孟綱日記』の翻刻刊行を開始しています¹⁹⁾。

史料の翻刻刊行は多大な労力と経費を要しますが、今後も経費の節減を工夫しながら鋭意取り組んでいくこととします。

■目標と対策

① 『宇都宮孟綱日記』を毎年度1巻ずつ刊行します。（第3巻、第7巻）

② 『秋田藩家蔵文書』及び『北家日記』の翻刻刊行計画の策定に着手します。

(6) 資料目録の刊行

■現状と課題

公文書館にとって、所蔵資料の目録作成は、利用者が必要な史料を検索して探し出すために欠かせないものであり、大変重要な業務です。当館の資料受入からの流れを示すと、資料の受入↓同整理↓仮目録の作成↓資料の公開↓資料群の背景調査↓構造分析↓基本目録（構造分析目録）の作成・公開↓多角的検索目録（絵図目録、系図目録等）の作成・公開となります。

① 公文書等の目録作成

寄贈寄託で受け入れて整理中のごく一部を除いて仮目録を作成し、そのうち「非公開」簿冊を除いて利用に供しています。仮目録には、資料名、作成年度、作成部課及び書架情報が記載されており、利用者は仮目録を利用して目的の資料を検索して閲覧請求することができます。

また、基本目録としては「秋田県庁文書群目録」(第1～4集)があり、明治時代の公文書を簿冊編成時の組織機構順に配列し、各簿冊を内容に基づいて分類、シリーズ名を付して整理しています。これらにより、当該公文書が作成された背景を明らかにするとともに、シリーズごとの時系列分析も容易になるなど、利用者が調査研究する際の利便性が向上します。なお、県庁文書群に混在する郡役所文書の選別作業も行って基本目録に反映させています。今後、基本目録の作成を進めるとともに、部門別目録や地域別目録などの多角的検索目録を作成することが課題です。

② 古文書等の目録作成

古文書史料は、基本的に旧所蔵機関の各文庫ごとに仮目録を作成し、利用に供しています。史料群の本体をなす「佐竹文書」は藩庁文書Ⅱ藩政期の公文書であり、明治以降における「県庁文書群目録」を作成すると同様の観点から再整理する必要があると見なされます。そのためには、秋田藩の職制(藩庁機構)を調査・研究し、その上で個別の文書史料を分析して史料群全体を再編成した基本目録を作成することが課題となっています。

③ 今後は、紙媒体の目録に加えて、電子データによる目録情報の提供を充実していくことが課題です。

■目標と対策

① 秋田県庁文書群(戦前)

ア 組織機構及び文書管理制度の調査

昭和22年までの調査・分析を終了します。

イ 文書群の構造分析

大正12年から昭和22年までの文書群の構造分析を終了します。

ウ 基本目録(構造分析目録) 刊行

『秋田県庁文書群目録』第5集から9集まで、毎年1巻ずつ刊行します。

平成19年度 第5巻(明治40年～大正15年) その1)

平成20年度 第6巻(明治40年～大正15年) その2)

平成21年度 第7巻(明治40年～大正15年) その3)

平成22年度 第8巻(大正15年～昭和10年)

平成23年度 第9巻(昭和10年～昭和16年)

② 郡役所文書群(戦前)

ア 組織機構の変遷及び文書管理制度の調査を、計画期間内に終了します。

イ 文書群の構造分析に着手します。

③ 秋田県庁文書群(戦後)

ア 組織機構及び文書管理制度の調査

昭和47年から平成18年までの組織機構及び分掌事務の基礎調査を終了しており、平成19年度以降は、当該年度の組織機構及び事務分掌を追加します。

イ 昭和22年から昭和47年までの基礎調査を終了します。

④ 秋田藩関係の史料群

ア 組織機構及び文書管理制度の調査

「秋田藩藩庁機構」と「役職」の調査・研究に着手します。

イ 文書群の構造分析及び史料調査

『佐竹文庫（宗家）』及び『郷土資料』『混架資料』『落穂文庫』等の関連する史料群の構造分析を平成20年度までに終了します。

『戸村文庫』の構造分析と史料調査を平成21年度までに終了します。

ウ 基本目録（構造分析目録）及び索引の刊行

『佐竹文庫（宗家）目録』を平成20年度に作成し、刊行します。

『国典類抄』の索引を平成21年度から23年度にかけて作成し、刊行します。

(7) 広報活動の充実

■現状と課題

これまでも広報活動の充実に努めてきましたが、公文書館の知名度はまだ低く、その役割や業務内容についても十分認識されていない状況にあります。このため、戦略的な広報活動を行って知名度を高め、当館の理解者を増やすことが課題です。

■目標と対策

① 年間広報計画の策定と実行

ア 各年度初めに館の業務計画に基づく年間広報計画を策定し、ホームページに掲載するとともに、その旨を関係機関等に効率的に情報発信します。

イ 公文書館の活動を、関連ホームページ（国立公文書館、全史料協、秋田歴研協等）への情報提供をとおして、効率的に全国に向け発信します。

② 広報誌等の発行

ア 公文書館だよりの発行

当館の事業内容や活動状況、所蔵資料や絵図の紹介・解説を中心とする広報誌として、公文書館だよりを毎年度発行し、ホームページにも掲載します。

イ 古文書倶楽部の発行

所蔵資料の調査研究の内容紹介やこぼれ話、秋田の歴史にちなむ思いがけない情報などを、わかりやすい形で紹介する古文書倶楽部を毎年度6号ずつ発行し、ホームページにも掲載します。

ウ 事業年報の作成

当館の活動状況を数字を中心に紹介する事業年報を毎年度作成し、ホームページに掲載します。

エ リーフレットの作成

公文書館の利用案内や業務内容を分かりやすく紹介するリーフレットを、今後も必要に応じて作成・配布します。

③ ホームページの充実

ア 現在も、当館の所蔵資料、利用方法、企画展等の紹介や刊行目録、研究紀要、館日より、古文書倶楽部及び仮目録の掲載など、ホームページの充実に努めています。さらに、年間事業計画、歴史研究関連とのリンク集、研究紀要や広報誌のバックナンバーの掲載を進めます。

イ 平成18年4月から掲載を始めた仮目録データのダウンロードサービスについて、現在は公文書等については目録データ及び件名データ合計で約20万件、古文書、絵図等は50の文書群の仮目録を掲載していますが、毎年度、追加、更新します。

④ 施設案内の実施

図書館の案内ボランティアと連携して施設を案内します。

ア 県の記念日（8月29日）、及び昭和の日（4月29日）の前後に連携事業として年2回の書庫等の案内を行います。

イ 毎月1回、図書館の書庫案内に合わせて、公文書閲覧室及びビデオルーム等の案内を行います。

(8) 開館日数の増加及び開館時間の延長

■現状と課題

当館の年間開館日数297日、及び延べ開館時間2572時間（平成18年度当初予定）は、全国の都道府県が運営する公文書館の中で屈指の水準にありますが、利用者サービス向上の観点から、平成18年10月から休日開館日の1時間延長などの試行を行っています。試行状況によると、休日は平日に比べて利用者が3割ほど多く、休日の利用者のうち約8%が午後5時以降の入館であるなどのデータが得られました。このため、19年4月からは休日の開館時間延長に加えて、特別整理期間の短縮、第3日曜日の開館（第3月曜日休館との振り替え）を実施することとしています。

さらに、併設の県立図書館が新規事業として計画している「元気アップL340事業」が実施される場合、閲覧フロアーが隣接し、図書館との連携推進を図っている当館も、これに同調して利用者の利便向上を図ることとしています。

■目標と対策

「元気アップL340事業」が実施された場合、平成19年4月からの利用時間は次のようになります。

① 開館日

年間開館日数を原則として340日とし、土曜日、日曜日及び祝日は原則開館します（年末年始及び特別整理期間と重なる日を除く）。従って、休館日は従来の68日程度（週1回の整理日、年

末年始、特別整理期間）から、25日程度（月1回の整理日（12月及び1月を除く）、年末年始、特別整理期間）に短縮されます。

② 開館時間

休日の開館時間を従来の「午前10時から午後5時まで」から、「午前10時から午後6時まで」として、1時間延長します。これと開館日数の増加による時間延長分を併せると、年間延べ開館時間は515時間（約20%）増加し、3087時間体制となります。

（9）利用者の意見・提案への取組み

■現状と課題

利用者の方々の意見や提案を館の運営に反映させるため、公文書館懇話会、市町村史料保存機関連絡会議等を開催するとともに、各種講座参加者を対象とするアンケート、意見箱の設置、及びホームページでの意見受付などを行っています。

また、カウンターの職員に直接寄せられる意見や苦情も非常に重要と考えています。

■目標と対策

① 公文書館懇話会の開催

広く情報交換及び意見交換を行うための公文書懇話会を年2回程度開催し、その成果を館の運営に反映させていきます。

② カウンター日誌

日々、利用者から寄せられる意見・要望・提案・苦情や感謝の言葉と対応については、カウンター日誌に記録して全職員が情報を共有するとともに、館の運営に反映させており、今後も継続します。

③ その他の取り組み

公文書閲覧室に意見箱、各テーブルに意見用紙を置いておくほか、各講座参加者のアンケート、やホームページ、Eメールでの意見受付などを行っており、今後も継続します。

5 調査研究

調査研究は公文書館業務の中心的な機能です。研究論文、企画展示、翻刻刊行、基本目録作成、各種講座のための所蔵資料の調査研究はもちろんのこと、資料収集のための調査、公文書の評価選別やプライバシー点検のための基準の研究、資料の保存・保護のための調査研究、資料検索やICT活用方法の研究など、あらゆる分野での調査研究が、館の運営を支えています。

（1）所蔵資料の調査研究

■現状と課題

公文書館の所蔵資料を利用に供する場合、資料目録の他、伝来の過程など文書群の内容を理解するための情報提供も必要です。当館

では、所蔵資料の出所（出所の組織機構、伝来の過程等）や、内容（文書作成の目的、時代背景等）の調査研究を行っています。寄贈寄託を受けた文書群については、仮目録の作成をはじめ、公開に向けた調査研究が未着手のものもあり、その推進が課題です。

所蔵資料の調査研究の成果は、毎年度刊行する研究紀要に論文や史料解説の形で発表しています。また、公文書館だよりに所蔵絵図・資料の紹介を掲載するほか、古文書倶楽部にも分かりやすい形で研究の一端を紹介しています。

調査研究の成果は、普及活動とも連動しており、毎年度開催する企画展、普及展及び閲覧室展示において、各展示テーマに関する資料公開やパネル展示解説により、広く紹介しています。今後も、調査研究の成果を、より利用者が親しみやすく興味関心を惹く形で展示し、公文書館の利用者の掘り起こしにつなげることが課題です。

また、当館では貴重な史料を多く所蔵しており、平成18年度末には「六十余州国々切絵図」が所蔵資料の中で9番目の県指定文化財に指定される見込みとなっています。他の所蔵資料についても、その歴史的文化的価値について調査研究し、情報発信していくことが課題です。

■目標と対策

- ① 研究紀要等への調査研究成果の掲載
研究紀要、公文書館だより、古文書倶楽部の発行のほか、国立公文書館や全国歴史資料保存機関連絡協議会（以下全史料協とい

う）への論文掲載を行っており、今後も継続します。

② 調査研究成果の展示活用

毎年度開催する企画展、閲覧室展示及び随時開催する普及展に調査研究成果を活用します。また、開館20周年記念の企画展の開催計画策定に向けた所蔵資料の調査研究を行います。

- ③ 所蔵資料の調査研究に当たっては、文化財指定ということも念頭に置き、その歴史的文化的な価値について情報を発信していきます。

(2) 目録編成のための資料群調査

IV 4 利用普及 (6) 目録の刊行の項で詳述しています。

(3) 資料管理のための調査研究

■現状と課題

公文書館の所蔵資料を管理するためには、評価選別、個人プライバシー保護、資料検索、保存修復、環境管理等に関する調査研究が必要であり、開館以来継続して実施し、その成果を研究紀要等に発表しています。

資料管理に関する調査研究は、公文書館を取り巻く状況の変化やICT技術の革新に対応して、時代にあった形で発展させていく必要があります。

■目標と対策

① 公文書等の評価選別基準の研究

これまでの選別作業の経験や事例の蓄積を踏まえて、評価選別基準の改良、作業マニュアルの整備に反映するとともに、文書作成段階での保存期間の基準との整合性について研究し、提案します。

② 個人プライバシー保護と公開の推進

国や他都道府県の動向も踏まえて、個人プライバシーの保護に配慮した上で、最大限公文書を公開する方法、基準について調査研究を継続します。

③ 保存修復及び環境管理の調査研究

保存修復方法及びIPM法（総合有害生物管理）など環境管理の最新情報を収集し、より効果的な方法を研究し、その成果を「資料保存要領」に反映します。

④ ICT技術の進展に即応した効率的な資料検索方法の研究を継続します。

6 センター機能の充実

(1) 市町村との連携

■現状と課題

県民共有の財産としての歴史資料を後世に残すためには、市町村

等との相互連携が大変重要と考えています。

このため、毎年度、市町村史料保存機関連絡会議を開催し、公文書等の適切な保存に向けた情報提供や普及に努めてきました。

また、平成17年度から18年度にかけて、合併市町を対象に公文書等保存状況調査を実施しましたが、歴史資料の保存や利用には様々な問題点のあることが明らかになっています。⁽²⁰⁾

■目標と対策

① 研修会議の開催等

市町村職員を対象とする研修会議を開催するとともに、国等が主催する研修会等への参加を働きかけます。

ア 市町村史料保存機関連絡会議を全市町村参加のもとに毎年度開催します。

イ 国立公文書館、全史料協が主催する研修会や、当館の職員研修会の情報を提供して参加を働きかけます。

② 市町村公文書等保存状況調査

平成17～18年度の合併市町村公文書保存状況調査に引き続き、19年度は自立を選択した10市町村を対象に訪問調査を実施して、公文書等の適切な保存を支援します。

③ フォロワーアップ事業

全市町村を対象に、公文書等保存状況調査や補完調査（議会会議録・広報紙の保存状況、市町村史編纂状況）の結果を旧市町村単位でとりまとめた「書庫カルテ」を活用した公文書等の適切な

保存のためのフォローアップ事業を実施します。

ア 調査報告書及び「書庫カルテ」を作成・送付し、市町村の文書管理責任者、各書庫を管理する支所の職員、及び当館が現在の公文書保存状況に関する情報を共有します。「書庫カルテ」の形にすることで、担当者が異動した場合でも、情報を正確に引き継ぐことができ、資料所在情報の忘却や誤廃棄を防止することが可能になると考えられます。

イ 毎年度、資料保存に関する最新情報や他団体の取り組み状況を提供するとともに、「書庫カルテ」の確認・更新を働きかけます。

ウ 市町村への訪問調査は19年度で一巡しますが、その後も、公文書の保存や利用に関する相談・要望があれば、館として積極的に対応します。

(2) 災害対策

■現状と課題

阪神淡路大震災、新潟県中越地震など大規模災害が発生した際に、公文書や古文書等歴史資料の救済や散逸防止が大きな問題になりました。本県で大規模災害が発生した場合、当館の果たすべき役割は大きく、通常業務より優先して、災害対策業務に館をあげて対応することが必要と考えています。

さらに、県の関係機関、市町村、大学、報道機関、地域住民やボ

ランティア等と連携して対応を強化するためには、大規模災害発生時のマスタープランである「秋田県地域防災計画」に、古文書等歴史資料の救済という項目を新たに追加することが近道と考えました。

■目標と対策

① 秋田県地域防災計画の次の項目への「古文書等歴史資料の救済」に関する項目の追加を提案します。

ア 文化財災害予防計画

イ 災害ボランティアの活動分野

ウ 災害発生時の広報計画

以上の3点について、平成18年度に提案しており、19年度中には地域防災計画の改定内容に盛り込まれる見込みとなっています。

② 災害時の対応

ア 秋田県災害対策部が設置された場合は、館内に災害対策会議を設置します。また、震度6弱以上の地震があった場合は全職員を動員して対応します。

イ 大規模災害が発生した場合は、市町村に対して、古文書等歴史資料の流出防止対策、被災資料の救済に関する最新情報を迅速に提供します。

ウ そのほか、県内で災害が発生した場合は、館内に「防災連絡会議」を設置して対応を検討し、速やかに対策を実施します。

(3) 国、他都道府県との連携

■現状と課題

秋田県の歴史的・文化的に重要な記録を残し、永続的に提供するためには、国や他都道府県との情報交換や連携・協力が必要です。また、インターネットを活用した全国の歴史資料所在情報の横断検索についての検討も課題です。

■目標と対策

① リンク集の作成

当館のホームページに、国の全国の公文書館等及び県内の関係機関や歴史研究団体とのリンク集を掲載します。

② 全国の歴史資料目録検索について

国立公文書館や国文学研究資料館等が検討を進めている、インターネットを通じて、全国の歴史資料の目録を横断検索できるシステムについて、情報を収集するとともに現場からの声を発信していきます。

7 職員養成

(1) 専門職員の確保と職員養成

■現状と課題

公文書館の専門職員（アーキビスト）を確保することが理想です

が、国のアーキビスト養成制度が整備されていないため、現時点では、古文書が読解可能で、公文書館業務に意欲ある日本史専攻の教員を継続して確保することが課題です。

また、国立公文書館や全史料協が主催する研修会への参加を通じて、専門的な業務に対応できる職員を養成していく必要があります。

■目標と対策

① 専門職員の確保

ア 当館は知事部局に属することから、教育委員会からの出向教員の待遇保証期間の延長、できれば撤廃を、今後も関係機関に働きかけます。

イ 教員採用試験に古文書解読能力の評価を含めるよう関係機関に働きかけます。

ウ 意欲ある教員が、当館において一定期間集中的に研修できる仕組みづくりについて検討し、関係機関に働きかけます。

エ 専門職員の中長期的なあり方について、調査研究します。

② 職員の養成

職員の養成は、所蔵資料の調査研究と普及活動を重視する当館の生命線であることから予算を優先的に確保し、国立公文書館や全史料協等が主催する研修会・研究会等に可能な限り有資格職員を派遣するとともに、獲得した知識・情報について、研修報告会を通じて職員全員が共有できるようにします。

ア 国立公文書館が主催する「公文書館専門職員養成課程」、「公文書館実務担当者会議」、「公文書館等職員研修会」、国文学研究資料館が主催する「アーカイブズ・カレッジ」、全史料協が主催する「全国大会・研修会」、「資料保存研修」等への職員の派遣

イ 研修成果を職員全員が共有できるように「研修報告会」を開催します。また、市町村にも研修報告会開催の情報を提供し、参加を働きかけます。

(2) 職員全体の能力向上

■現状と課題

利用者数や資料公開点数の増加を見込む一方で、職員が減少し、1人当たりの負担が様々な形で増加するなかで、利用者サービスの質を維持するためには、個々の職員の能力向上を図る必要があります。

また、公文書館業務は、「そもそもアーカイブズとは何か？」から始まり、利用者向けの資料の検索・出納、レファレンス、所蔵資料の調査・研究、公文書の評価選別、非公開情報点検など、専門的要素が多く、他の公所ではほとんど経験することのない業務が多いのが特徴です。このため、アーカイブズの初歩から専門性の高い内容まで、計画的な職場研修の実施や業務マニュアルの整備も不可欠です。特に、レファレンス対応は、職員の経験や能力に依存してい

る現状ですが、資料所在情報については、資料検索方法を全職員が共有して対応することが必要です。

■目標と対策

業務研修会を当館の重点事業と位置づけて、計画的に実施します。

① 職場研修の実施

ア 職場研修（基礎編）の実施

館の理念、アーカイブズの基礎知識、カウンター業務、資料の出納、公文書のライフサイクル、機器操作、接遇研修など

イ 職場研修（実践編）の実施

データベース検索・管理、展示関係解説会、IPM（総合有害生物管理）、公文書の評価選別 及びプライバシー点検事務など

ウ 館外研修会参加者の研修報告会

② 公文書館業務ハンドブックの作成

職員研修のために作成した資料を活用し、「公文書館業務ハンドブック」の編集作業に取り組みます。

V 関連規定の整備

新中期計画を円滑に推進するために、必要な関連規定の整備を進めるとともに、関係機関に働きかけます。

Ⅵ 計画の達成状況の検証

1 計画の達成状況等について毎年度検証し、公文書館懇話会に報告します。

2 次のような事態が発生した場合は、計画の目標及び対策の見直しを行います。

(1) 県内に大規模災害が発生し、歴史資料の救済を通常に優先しなくてはならず、計画どおりの業務遂行が困難になった場合

(2) 当館に指定管理者制度が導入された場合、または施設を管理し当館の総務事務を担当する県立図書館に指定管理者制度が導入された場合

(3) 計画の想定を上回って職員が削減された場合

註

(1) 公文書館長は、引渡しを受けた保存文書のうち、歴史的又は文化的資料その他これらに類する資料として保存すべき行政文書以外の行政文書を、別に定めるところにより、遅滞なく廃棄するものとする。「秋田県行政文書管理規則」第10条。このように、原則として公文書館がすべての公文書を引継ぎ、公文書館長の権限で評価選別、廃棄する方式は、神奈川県、沖縄県及び本県となっている。

(2) 当館が所蔵する秋田県指定文化財は平成19年1月末現在8点であるが、平成19年2月16日に開催された県文化財保護協議会において、当館所蔵の「日本六十余州国々切絵図」を県有形文化財に指定するよう県教育委員会に対して答申された。

(3) 高橋精一「秋田県公文書館中期計画(案)」秋田県公文書館研究紀要第九号(平成15年3月)所収

(4) 平成14年4月から古文書業務と担当職員が、教育委員会所管の県立図書館に移管されたが、17年4月に再移管された。移管の経緯については、前注の中期計画21頁以下に詳しい。また、再移管を含む公文書館の在り方についての検討経緯は「公文書館在り方検討報告書(平成16年11月)参照。

(5) 計画策定作業に当たっては、目標による業務管理の手法を用い、目標(あるべき姿)と現状の差を克服すべき課題ととらえ、各課題の要因分析や、分析に基づく対策(アイデア)をネットワーク上で提案しあった。また、提案された対策を実施すべきかどうかは、その効果、費用、実現可能性の観点から優先順位をつける方法をとった

(6) 平成18年度の開館日数は鳥取県立公文書館の340日が最多(ただし資料展示のみの日を含む)。開館時間は奈良県立図書情報館の3245時間が最長で、当館はいずれも第2位の水準となる。(和歌山県立文書館の調査結果集計資料及び各公文書館ホームページの利用案内による。)

(7) 平成18年度のスプリングレビュー(業務見直し)の結果、19年度は中期計画策定業務の廃止、事業年報の印刷発行からホームページ掲載への簡素化などを実施し、20年度には休日のカウンター業務の外部委託を検討することとなっている。

(8) 会計伝票類や、臨時・非常勤職員の任用関係など個人に関するもので保存期間が経過したものは、廃棄して良いという評価が定着している。

(9) 公文書館長は、個々の会計伝票類など保存の必要性が極めて低いと

- の評価が定まったものについて、行政文書管理規則の規定に基づき、引渡不要文書として指定することができ、課所長は当該文書の保存機関が経過したときは自ら廃棄することができる。(規則第9条第5項及び同第10条第3項)
- (10) 当館の燻蒸釜はエキボン(臭化メチルと酸化エチレンとの化合物)仕様であるが、臭化メチルがオゾン層破壊の要因となることから平成15年で禁止され、他の薬品を使用するには配管等の改修が必要となっている。
- (11) 資料整理要領第6条(プライバシー点検要領) 公文書は一般の利用に供するに当たり、別添「公文書公開に関する運用基準」により、人権侵害若しくはプライバシー又は企業秘密の有無の点検を行うものとする。公文書の公開に関する運用基準及び、別表「プライバシー等侵害情報分類表」。
- (12) 佐藤隆氏はその区分を10カ所とするのが妥当と述べている(「秋田県公文書館研究紀要」第4号)。この問題は、あらかじめ非公開情報の点検を行うことが必要かという疑問に行き着く。すべての資料について、閲覧申請後に、点検・協議を行い、3週間以内に非公開情報を被覆して公開すれば良いのではないかという議論である。当館は、現時点では、申請すればその場で資料を閲覧できるという利用者の便宜を尊重し、事前点検を継続する方針である。
- (13) ただし、保存上支障がある資料については利用に供しないことができる。「閲覧利用要綱」第2条第3号
- (14) ICA アーキビストの倫理綱領6アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。同8アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、
- (15) 一般利用者と同じでなければならない(後略)。
書庫の延長8560mのうち、平成18年6月現在の収納可能な残延長は約3000m、平均の年間使用延長は約175mであり、計算上、あと17年で満杯になる。なお、格段の再下段へも収納するなどの工夫により、年間150mで抑えると20年は確保できることになる。
- (16) IPMは Integrated Pest Management の略で総合的有害生物管理のこと。当館では、毎週、書庫の温湿度点検の外、有害生物捕獲トラップの確認及びビル管理や清掃作業員からの聞き取り調査を行っている。また、月1回は書庫の出入り口に備えたスリッパとマットの消毒、黴の発生の有無の確認及び発生時の消毒、書庫の救急箱や電気配線の点検を行っている。
- (17) 平成18年度に公表された秋田市ハザードマップによると雄物川の堤防が決壊した場合、公文書館は1階軒下まで浸水するとされている。このため、施設を管理する県立図書館が中心となって、水害時対策を検討することとしている。
- (18) 例えば『秋田県布達集』：「明治6年から22年にかけて県が管内に頒布した布達類で、明治期の県政を知る上での基礎的資料で、当館では原本96点を所蔵。平成8年度に秋田県立図書館所蔵の三井氏本を中心に複製本を作成。」「国典類抄」：「初代秋田藩主佐竹義宣から8代義敦までの治世を記録した編纂物で、文化8年(1811)に9代藩主義和の下令により編纂が始められ、文政2年(1819)までに完成。内容は「吉・凶・軍・資・嘉・雜」の六部立てで、秋田藩政を研究するうえで最も基本となる史料。現存する471冊を所蔵している。秋田県立秋田図書館編集により翻刻刊行(全19巻)。平成7年に秋田県有形文化財の指定をうけ」など。
- (19) 翻刻刊行 旧図書館時代に、『国典類抄』全19巻(昭和53年〜63年)、『御亀鑑』第1〜第5巻(昭和63年〜平成4年)を刊行し、公文書館となってからは、『御亀鑑』第6〜第7巻(平成6〜7年)、及び

(20)

『渡江和光日記』全12巻（平成7～16年）を刊行した。
市町村公文書保存調査は、平成17年度に7市町（合併前の旧市町村
単位で27市町村）、18年度に8市町村（同32市町村）を実施した。そ
の経緯及び報告書は、当館のホームページに掲載している。

彙報

(平成十八年十二月現在)

一 企画展

○「秋田藩の海防警備」展

前期 八月二十五日～九月十九日

後期 十月二十四日～十一月十二日

場所 本館特別展示室

今年度の企画展は、江戸時代後期の秋田藩の海岸防備に関する絵図や古文書を展示した。その趣旨は、外庄に秋田藩はどのような対応をしたのかを探ることにあった。展示は大きく五つのコーナーに分かれていた。

① 文化四年の箱館出兵

文化三年(一八〇六)樺太や択捉島にロシア船が現れ、これに驚いた箱館奉行は弘前・盛岡・鶴岡・秋田藩に出兵を要請する。

このコーナーでは箱館郊外七重浜に建設した陣屋の絵図や箱館、松前、江差の絵図、そして出兵に参加した藩士の日記を展示した。

② 対外危機の高まり

このコーナーでは江戸時代後期に藩庁や藩士が集めた蝦夷地の絵図、そして秋田出身の思想家佐藤信淵(一七六九～一八五〇)が考案した兵器の絵図を展示した。

③ 海岸絵図

嘉永二年(一八四九)九月、幕府は全国の大名に海岸絵図の作成を命じる。秋田藩では御用人兼御境目奉行の吉川久治が近代的な測量術を駆使して海岸絵図を完成させた。幅五メートルに及ぶ精巧な海岸絵図に、多くの見学者が釘づけになった。

④ 台場の築造

嘉永六年(一八五三)六月のペリー来航を期に、秋田藩でも領内に台場の建設を開始した。このコーナーでは、八森村や新屋の台場絵図や大砲の配備状況のパネルを展示した。

また後期展示では秋田市立佐竹史料館からゲベル銃を借用して展示した。ゲベル銃は秋田藩の軍事改革の象徴。多くの見学者が鈍い光を放つ銃身や銃口を眺めていた。

⑤ 安政の蝦夷地出兵

安政二年(一八五五)江戸幕府は蝦夷地を松前・仙台・盛岡・弘前・秋田藩に警備を命じ、秋田藩の警備区域は、現在の道北地方一帯の海岸線と樺太沿岸となった。

また安政六年(一八五九)幕府は右の藩に鶴岡藩と会津藩を加え、蝦夷地を統治する命令を下す。これにより秋田藩は増毛と宗谷周辺が領地として与えられた。

このコーナーでは秋田藩士が駐屯した増毛・宗谷・クシユンコタン(樺太)の陣屋絵図や増毛陣屋に詰めた藩士の日記を展示した。

た。

(畑中 康博)

二 普及展

○「アーカイブズへのいざない」

五月三十日～七月二十一日
十二月五日～二月十六日

昨年度の企画展では、秋田県公文書館の原点回帰として「アーカイブズの世界」と題し、公文書館の役割と活動、国内外の歴史、そして現在の諸課題などを広く紹介した。内容的には、他県公文書館の常設展示によく見られる館活動の基礎的な理解を狙ったものだった。

秋田県公文書館は県立図書館と同じ建物の中にあり、昨年度の入館者は両館合わせて四十万人に近い数に昇った。そこで、未だ県内では充分に知られているとは言い難いアーカイブズの役割を普及させる目的で、昨年度の企画展を原本の写真パネルで再構成し、「アーカイブズへのいざない」の題で公文書館普及展として、二階特別展示室で公文書館と図書館の企画展開催期間の幕間に掛けることとした。前期普及展は、八月末からの企画展「秋田藩の海防警備」の前に開催した。今年度の企画展は秋田藩の蝦夷地警備に関する所蔵史料を紹介し、利用者層拡大を目的とした

記録史料認識論（アーカイブズ資源研究）の展示にあたる。これに対し、普及展は公文書館活動の理解者層拡大を目的とした記録史料管理論（アーカイブズ管理研究）の展示である。年間の事業スケジュールの中で両展示の役割分担をし、利用者層と理解者層拡大の両面から普及活動を目指した。

普及展「アーカイブズへのいざない」の構成は、左の通りである。

- ・アーカイブズって何？
- ・アーカイブズの玉手箱

（明治の学校教育編）

- ・世界のアーカイブズ
- ・日本のアーカイブズ
- ・災害とアーカイブズ
- ・市町村合併とアーカイブズ
- ・秋田県の幕開け

第二コーナーの「アーカイブズの玉手箱」は、開館第一回企画展「公文書で読む明治の学校教育」の内容を再構成したものである。今後普及展でも「アーカイブズの玉手箱」で過去に好評を博した収蔵史料、または未展示の収蔵史料の紹介を行う予定である。

（柴田 知彰）

三 講座

○古文書解読講座

- ・基礎講座（講師 菊池 保男）

三回シリーズでⅠ期とⅡ期にわけて開催した。

第一回「公務控」を読むⅠ

（「初岡敬治」事件Ⅰ） 7 / 15・8 / 19

第二回「公務控」を読むⅡ

（「初岡敬治」事件Ⅱ） 7 / 22・9 / 2

第三回「公務控」を読むⅢ

（「初岡敬治」事件Ⅲ） 8 / 5・9 / 16

この講座は、古文書をはじめて学ぶ人を対象とし、募集定員二十名という少人数制で実施したものである。きめ細やかな指導が好評で、継続を願う声が相次いだ。

・専修講座

第一回 七月四日参加人数三十三名

「封印された政変〜安政四年五月二十一日

佐竹中務の政権奪取工作〜」

（講師 畑中康博）

「様の字一件について〜北家・渋江和光日記にみられる〜」

（講師 越中正一）

第二回 九月十二日参加人数三十四名

「秋田藩における座格制の確立〜岡本元朝日記を読む〜」

（講師 伊藤成孝）
「亀田領・秋田領御境論を読む」

（講師 嵯峨稔雄）

第三回 十一月二十一日 参加人数二十九名

「藩士の記録にみる秋田藩の蝦夷地警衛」

（講師 後藤富貴）

「幕末期の砲術訓練をめぐる」

（講師 加藤民夫）

専修講座は、古文書解読の経験のある人を対象にしているだけあり、講座終了後も活発な質疑応答がなされた。

（後藤 富貴）

○歴史講座

第一回 九月九日 参加人数四十一名

企画展「秋田藩の海防警備」展を語る

（講師 畑中康博）

第二回 九月二十二日参加人数二十六名

地域史研究と資料調査の現在

―太平洋戦争下秋田県内の敵国人抑留所

研究を素材として―

（横手市史編纂専門委員 塩田康之）

第三回 十月十七日 参加人数三十八名

秋田藩の藩庁機構と役職

―「国典類抄」にみる江戸時代の人事異動―

（講師 伊藤成孝）

第四回 十一月十日 参加人数五十名

・奥羽越列藩同盟と秋田藩

(秋田大学史学会会員 柴田次雄)
第五回 十二月二日参加人数四十一名
・幕末秋田藩の情報収集

―平田門人帳を手掛かりとして―

(講師 菊池保男)

第六回 二月二日参加人数二十九名

・秋田県の文書保存ことはじめ

―県令石田英吉と文書管理制度―

(講師 柴田知彰)

秋田の歴史に興味のある熱心な受講者がたくさん集まり、会場となった当館多目的ホールは、どの講座も熱気にあふれたものとなった。

(後藤 富貴)

四 研修・協議会等

○第三十二回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(岡山大会)

平成十八年十一月八日～十日の三日間にわたり、岡山県衛生会館と三光荘を会場に、「アーカイブズの新時代へ―理想と現実のはざままで―」を大会テーマに開催された。当館からは館長をはじめ三名が出席した。

大会概要は次の通りである。

一日目…研修会・総会

二日目…大会テーマ研究会

三日目…視察

今年の大会は、個人情報保護法が施行されたことにより、参加者の名簿が配布されなかったため、全体の参加人数や、どういった機関から参加しているのか等が把握できず、質疑応答の時間が唯一の参加者の所属がわかるという状況であった。これに関しては、特に個人会員から強い見直しの要求が出されていた。

全国的にどの機関も、財政難のあおりを受けて正職員の数が減らされ、しかしだからといって業務量が縮小されるわけではなく、様々なサービスを要求されるようになっていくのが現状である。こうした時代の流れに対応しつつも、史料保存機関としての使命を見失うことなく、本来の業務を遂行していくことの必要性を痛感した三日間の研修であった。

(後藤 富貴)

○平成十八年度公文書館等職員研修会

九月四日から八日までの五日間、国立公文書館で開催された。国や独立行政法人、地方公共団体などから五十五名の参加者があった。

研修は、国立公文書館などの国の機関、地方公文書館職員、研究者らが講師となり、国内外の公文書館における現状と課題、国立公文書館への公文書移管や保存・公開などの取

り組み、国の情報公開制度、地方自治体における公文書館の実践内容、保存技術や目録・史料のデジタル化、著作権制度、国立公文書館やつくば分館施設・展示見学などを内容として行われた。中でも電子資料の爆発的な増加への対処と、博物館・図書館・マスメディア等の情報提供機関との連携が今後の公文書館にとって重要になってくることを強調された講義が印象に残った。

また公文書の公開に関するグループ討論では個人情報保護法との関係、評価選別と公開との関連など実務上の問題について意見交換を行ったが、それぞれの機関が置かれている状況に差違がある事を知ったこと自体が非常に勉強になった。

今回の研修は他館における先進的な取り組みや、公文書館に関する基礎知識を体系的に学ぶことができた有意義な機会となった。

(煙山 英俊)

○全国文化遺産防災サミット・文化遺産防災フォーラム

十月二十日・二十一日、山形市の東北芸術工科大学で行われた全国文化遺産防災サミット・文化遺産防災フォーラムに参加した。阪神淡路大震災以降、災害時の歴史史料救済が大きく取り上げられるようになってきているが、この会は歴史資料の防災に携わっている

専門家が全国から集まったもので、各地における実践例や、今後の活動の指針となる報告がなされた。

報告の中で最も印象が強かったのは、各地で歴史資料の救済に実際に当たった報告者が口をそろえて、「日常から防災のみをテーマに掲げて活動するのは難しい。日常の生活の中に歴史資料をどう取り込み、どう防災計画に組み入れていくかということが、行政的にも、予算的にも重要」ということを述べておられた事であった。その中でも京都市消防局における、消防局が各史料保存機関や防災機関と連携を取りながら、文化財（未指定を含む）所有者・地域住民と一体となって訓練・防災活動を行っている取り組みはすばらしいものであった。また宮城県地震における宮城歴史資料保全ネットワークの活動は、災害後の迅速な歴史資料救出体制の立ち上げと、継続的な活動の必要性を痛感させられる報告だった。当館としても、災害時に的確な資料防災活動ができるような体制の整備に取り組んでいるところであり、秋田県防災基本計画の改訂作業なども連携しながら、今後の活動に活かしていきたい。

（煙山 英俊）

○第二回アジア太平洋アーカイブズ教育国際会議公開講演会

公開講演会は、十月二十日に学習院大学講堂を会場に開催された。本会議は、国際文書館評議会（ICA）教育専門委員研修部会（SAE）と第二回アジア太平洋アーカイブズ教育国際会議実行委員会の主催である。アジア太平洋諸国を対象としたSAEのアーカイブズ教育に関する国際会議であり、第一回は二〇〇四年に北京で開催された。ICAの学術会議の日本開催は、今回が最初である。

会議の専門セミナーは、十月十八日から十九日まで、各国アーキビストによる研究報告が二十一組行われた。二十日は、セミナーでコメンテーターを務めた三氏による左記の講演が行われた。

キャロライン・ウィリアムズ氏（英）

「アーカイブズ学理論と実践―評価選別の文脈から―」

ルチアナ・ドゥランチ氏（加）

「アーキビストの役割における連続と変容―インターパレスプロジェクトの成果から―」

カレン・アンダーソン氏（豪）

「専門職員のパートナー・シップでアーカイブズ学教育の未来を確かなものに」

ウィリアムズ氏の評価選別に関する英国の報告では、理論と実践の狭間で悩む日本国内

の現場職員にも同感される部分が多々あった。ドゥランチ氏のカナダの報告は、デジタル記録時代到来による大変革の課題が日本でも重大になろうことを予感させた。また、アンダーソン氏の豪州の報告は、図書館や博物館のみならず、法律家や電子技術ほか専門職間の連携を重視する点で大いに共感を持てた。アーカイブズの諸課題は、各国による到達点の差はあれど根本的な部分では万国共通と思われる。

首都圏に近い公文書館に比べ地方の場合には、地理的・交通的条件からこうした会議への参加は決して容易ではない。が、インターネットや雑誌の情報に頼るより、実際に参加する方が、問題の緊迫性や全体の雰囲気を感じ取るなど遙かに得る物の多いことを感じた。

（柴田 知彰）

○市町村史料保存機関連絡会議

今年度の市町村史料保存機関連絡会議は、十一月二十二日「公文書・古文書の危機管理―散逸・災害から史料を守る―」をテーマとし、県内市町村の各機関より三十八名が参加して開催された。

1. 基調講演

「歴史資料の危機管理―水害・地震・合併の中で―」 山本幸俊氏

(新潟県上越市総務部総務課公文書館準備室)
2. 報告

①市町村公文書等保存状況調査報告

秋田県公文書館 柴田知彰

②三種町、鹿角市の歴史資料調査報告

秋田県公文書館 伊藤成孝

③秋田県公文書館「公文書等の災害救済マニユアル」について

秋田県公文書館 煙山英俊

今年度の会議は新潟県水害や新潟県中越地震などの際に歴史資料の救出に携わり、また自治体史編纂から公文書館の設立という経験をされた山本幸俊氏の講演を基に、市町村合併などで公文書が散逸の危機にある現状や、阪神淡路大震災以降、被災した地域における歴史資料の救出・保存修復が行われたことを背景として、公文書・古文書の危機管理について考える場となった。山本氏の講演は具体的な経験に基づくだけに言葉の一つ一つに重みがあり、参加者には参考になる点が多かったと思う。また情報交換では、庁舎火災後の公文書復元・整理作業の様子や市町村における公文書館施設設置の動き、歴史資料保存のための文書管理規程整備の事例などが紹介された。この会議の前には各市町村の広報紙・議事録残存調査を行い、全ての市町村から回答及び公開に対する承諾をいただいたことを感謝申し上げたい。市町村合併が一段落し、

庁舎統合などの話題が俎上に登り始めるこれからの実情は公文書散逸・廃棄などの危険性が高まる可能性がある。その中で文書保存への動きが活発化してきたことは大変良いことであり、当館としてもこのような会議などを通して情報の提供に努めていきたい。

(煙山 英俊)

五 調査

○市町村公文書等保存状況調査

平成十七年十月から十八年八月にかけて実施した本調査は、市町村合併を行った県内十五自治体を対象とした。自立を選択した十自治体についても、十九年度に調査予定である。

調査の目的は、前号彙報でも紹介したが、左記の通りである。①合併時の公文書等の散逸防止及び適正な保存の重要性につき周知徹底、②公文書の保存現場の実態を把握し歴史的文書の安易な廃棄や散逸を未然に防止、③当館が市町村と連携を取り公文書等の保存適正化や利用に向け支援する参考資料を収集。

調査では、当館職員が自治体庁舎を直接訪問し、可能な場合は首長に面会し調査の趣旨を説明し理解と協力をお願いした。また調査では、本庁の文書担当職員と一緒に本庁内及び支所等の公文書保管場所を回り、実態について、支所等の職員とも情報共有化を努めて

図るようにした。この方法は、調査目的②の具体化には有効であった。今回の調査は、平成合併後の公文書散逸を防ぐ緊急性から準備段階含め約一年の短期間で実施した。調査では一日に三〜四箇所旧自治体庁舎を訪問する日程であり、保存公文書の悉皆調査までは不可能であった。そのため、調査結果をまとめるに当たり、議会議事録及び市町村広報誌の保存状況、自治体史編纂室の状況につき県内全自治体を対象に補完調査をアンケート実施した。

調査結果は「市町村公文書等保存状況調査報告書」として、平成十八年十月の第二回秋田県公文書館懇話会に案を提出した後、十一月の市町村史料保存機関連絡会議で各市町村の参加職員に配付した。以下は、報告書の概要から現状分析である。

・戦前から昭和戦後にかけて議会議事録や戸籍及び土地関係を除いた一般行政部門の簿冊が極めて少ない。

・平成大合併を直接的契機とする大量廃棄の事例は見られないが、現在の公文書管理形態が続くと将来的に大量廃棄の危険がある。

・市町村公文書の公開は、情報公開制度に拠らざるを得ず、事例も少ない。

要因として、①文書管理規程が行政的価値優先であり規程に従った廃棄で歴史的文書も廃棄されること、②度重なる合併で文書保存

場所が増加し状況把握の困難から存在を忘却されること、③防災対策が不十分で庁舎外書庫等の保存状況が良好でない場合が多いこと、④公文書館法の理念が市町村の住民や職員に浸透していないことが分析された。

「市町村公文書等保存状況調査報告書」の全文は各市町村の了承を得て当館ホームページ上に掲載する予定であり、市町村の公文書保存対策及び県公文書館の支援態勢については詳細をこちらから御覧戴きたい。

なお、平成十八年十月三日の八峰町峰浜庁舎火災の三か月前、当館による公文書等保存状況調査を実施した。議会議事録は八森庁舎に旧峰浜村分も移管され、また旧峰浜村の明治以降の非現用文書も峰浜庁舎から地理的に離れた書庫に保管されており、今回の被災を免れた。

(柴田 知彰)

○行政資料所在調査

平成十一年度から実施している本調査の目的は次の三点である。

- ① 現行文書管理規程上で当館への公文書引渡が規定されていない県議会と教育庁以外の行政委員会の文書保存状況調査
- ② 専門性ゆえに過去の試験研究記録等を現地保存する地方機関の文書保存状況調査
- ③ 当館開館以前に秋田県庁文書群から散逸

した公文書及び行政刊行物の調査

今年度は、②の目的を中心に左記の機関につき調査を実施した。

九月二十一日

秋田県児童会館・秋田県立子ども博物館

(秋田市山王中島町)

秋田県児童会館は昭和二十五年に秋田市千

秋明徳町に開館し、三十六年に同市中通りに

移転、五十五年に子ども博物館とともに現在

地に設置された。特に五十五年新館設置後の

各種事業の公文書が多い。昭和二十年代の

「児童会館のあゆみ」、三十年代の「会館のし

おり」などパンフレット類も保存されていた。

また、秋田県児童館連絡協議会や秋田県子ども

育成連合会など関連団体の文書も見られた。

九月二十一日

秋田県生涯学習センター

(秋田市山王中島町)

秋田県生涯学習センターは、昭和五十五年

に設置された。「コミュニティ・カレッジ」、

長寿大学「グレート・アカデミー」ほか各種

事業に関する公文書の他、開館時に県教育委

員会から引き継いだ社会教育及び生涯教育に

関する公文書も整理保存している。各種講座

の写真記録も多い。県生涯学習の広報誌も、

昭和四十七年創刊の「生涯教育」から現在の

「あきたの生涯学習―まなびピア21―」まで

バックナンバーが整理保存されている。

また、生涯学習センターは県視聴覚教育センターの機能も有しており、視聴覚及びパソコンの機材の他、八ミリ・十六ミリフィルムやビデオテープ、DVDなど県関係の映像資料が保存されている。「秋田県民謡緊急調査資料(カセットテープ)」も貴重である。

(柴田 知彰)

○古文書所在調査

第一回 三種町鵜川「児玉家文書」

四月十三日実施

(菊池保男・伊藤成孝)

「児玉家文書」は幕末から明治にかけて八

童町鵜川(現三種町鵜川)に私塾四教堂を開

き、更に県議を務め学校教育に尽力した児玉

高致氏と同家に関する史料である。母屋脇の

小屋二階には、主に和本類三千点が木箱に納

められていて、母屋より一キロ程離れた同家

所有地の作業小屋二階には、主に幕末から明

治期の書状類二千点合わせて五千点に及ぶ史

料が保管されていた。

第二回 三種町鵜川「児玉家文書」

六月六日実施

(伊藤成孝・煙山英俊・後藤富貴・畑中康博)

四月の第一回調査に基づき、同家から史料

寄贈願が出され受け入れることになったた

め、今回は同家史料の悉皆調査と受取・搬出

作業を行った。

第三回 鹿角市八幡平「渡部家史料館」

七月十八日・十九日実施

(伊藤成孝・嵯峨稔雄)

「渡部家」は八幡平の豪農であったが、享保期に盛岡藩の御給人となった家である。「渡部家」住宅そのものが史料館となっていて、絵画・書籍・鎧・什器類とともに御支配帳・日記・大福帳等の古文書類三千点を所蔵・展示している。今回は主に古文書類の調査を行った。

第四回 東京都品川区 国文学研究資料館
「小貫家文書」他

十月十八日・十九日実施

(伊藤成孝)

昨年度の史料調査に基づき、今回は史料収集のためマイクロフィルム撮影作業の立会と今後の史料収集のための予備調査(「武茂家文書」・「荒谷家文書」等)を行った。

第五回 仙北市角館町「吉成家文書」
十一月三十日実施

(畑中康博)

平成十一年吉成家から郷土史家吉成直太郎が収集した古文書や書籍類の寄贈があったが、今回はその時に寄贈する事ができなかった古文書類を追加で寄贈したいとのことで、調査を行った。古文書や近代の書簡・証書類など約七百点。

(伊藤 成孝)

六 「古文書倶楽部」(古文書班広報紙)

昨年度創刊された「古文書倶楽部」は、古文書班「年間事業」の案内や日頃の調査・研究の成果をわかりやすく紹介し、当館の史料をよりよく利用していただく一助となるような普及・広報紙である。

【第六号】平成十八年二月 五百部

『国典類抄』検索サービス開始(畑中康博)・「宇都宮孟綱日記」第一巻絶賛予約受付中(畑中康博)・「大名火消活動はシヨリだった」(畑中康博)・「古文書こぼれ話『秋田藩上級武士の子供の祝い事』」(越中正一)

【第七号】平成十八年四月 五百部

「文化三年能代沖偽装海難事故」(畑中康博)・「武家の遺跡(家督) 相続」(即刻病死)の謎(伊藤成孝)・「古文書こぼれ話」(嵯峨稔雄)

【第八号】平成十八年六月 五百部

「激戦『大坂冬の陣今福の戦い』の絵図を見よう」(伊藤成孝)・「レファレンスQ&Aコーナー『羽州街道の一里塚がどこにあったか、古文書で確認できませんか』」(畑中康博)・「古文書小ネタ『夫婦喧嘩は犬も食わぬ』の巻」・「古文書こぼれ話『幕末秋

田藩「周旋方」のゆくえ」(加藤民夫)

【第九号】平成十八年八月 五百部

「企画展『秋田藩の海防警備展』開催迫る」(畑中康博)・「暑い夏に怪談話をどうぞ『久保田城下百物語』」(畑中康博)・「古文書こぼれ話『湊騒擾のカギを握るのは「鍵」か』」(渡部紘一)

【第十号】平成十八年八月 五百部

「秋田藩の海防警備展」前期展示の魅力満載」→リーフレットで紹介しきれなかった前期開催の史料の紹介(畑中康博)

【第十一号】平成十八年十月 五百部

「企画展『秋田藩の海防警備』後期展示迫る」(畑中康博)・「只今『宇都宮孟綱日記』第二巻翻刻刊行中」→山方家より『国典類抄』草稿本献上される(伊藤成孝)・「古文書こぼれ話『秋田藩上級武士家庭の女子の祝い事』」(越中正一)

【第十二号】平成十八年十月 五百部

「秋田藩の海防警備展」後期展示の魅力満載」→リーフレットで紹介しきれなかった後期開催の史料の紹介(畑中康博)

【第十三号】平成十八年十二月 五百部

「宇都宮孟綱日記」第二巻刊行準備中」→「久保田城中年賀の儀式」(伊藤成孝)・「武士の歳末行事」→「北家日記」から(嵯峨稔雄)・「古文書こぼれ話『お姫様の持参金』」(嵯峨稔雄)

(伊藤 成孝)

七 寄贈・寄託史料

- 「金子家文書」(平成十八年五月二十九日)
- 「川村家文書」五百二点
(平成十八年十月十三日付)
- 「坂本家文書」二十点
(平成十八年三月二十日付)
- 「児玉家文書」(平成十八年七月三日付)
- 「柴田家文書」
(平成十八年十一月十四日付)

各公文書館からの受贈刊行物

彙報	北海道立文書館	北海道立文書館研究紀要（第21号） 北海道内私文書所在情報一覧（第3集 胆振・日高・十勝・釧路・根室支庁管内） 北海道庁例規集（北海道立文書館史料集第二十一 第I期 庁令等布達編〈八〉）
	茨城県立歴史館	茨城県立歴史館報（第33号） 茨城県議会刊行物目録〈3〉1961～1965 行政資料目録10）
	栃木県立文書館	年報（第19、20号） 栃木県立文書館研究紀要（第10号） 栃木県史料所在目録 （目録第35集 三澤穀家文書） 学校教材史料集（授業に使うとちぎの史料）
	群馬県立文書館	双文（Vol.23） 群馬県立文書館収蔵文書目録24（桐生・太田・みどり地区諸家文書） 群馬県行政文書事件名目録（第17集 明治期令達編） 群馬県文書館年報（平成17年度版） 文書館紀要（第19号） 要覧（第24号） 岸田氏収蔵文書目録（収蔵文書目録第45集） 千葉県文書館（第11号） 収蔵文書目録第19集（諸家文書目録7）
	埼玉県立文書館	神奈川県立文書館年報
	千葉県文書館	新潟県立文書館年報（第14号） 資料保存日誌
	神奈川県立公文書館	歴史文書 二十一 富山県公文書館年報（第18号）
	新潟県立文書館	福井県立文書館年報（第3号） 福井県文書館研究紀要（第3号）
	富山県公文書館	年報（No.8） 長野県立歴史館収蔵文書目録5（更級郡岡田村寺沢家文書、 水内軍北上野村文書、水内群入山村文書、埴科郡横尾村文書、筑摩郡北小野村文書） 信州舞台物語 一団十郎も須磨子もやってきたー（2005年度秋季企画展） 幕末の信州-時代を駆けた草莽たちー（平成十八年度 夏季企画展）
	福井県文書館	岐阜県歴史資料館報（第29号） 円空の和歌（基礎資料 1600余首の全て） 中世東寺の年中行事ー御影堂ー 資料館紀要（第34号）
	長野県立歴史館	兵庫のしおり（第8号）
	岐阜県歴史資料館	神奈川県古文書資料所在目録 和歌山県立文書館紀要（第11号）
	京都府立総合資料館	鳥取県立公文書館研究紀要（第2号）
	兵庫県県政資料館	鳥取県立文書館資料集4（村上家乗 慶応三年・明治元年）
	和歌山県立文書館	年報（平成17年度） 吉田松陰関係資料目録 山口県文書館研究紀要（第33号） 山口県内所在史料目録第32集（山口県文書館調査員庄調査報告32） 山口県文書館蔵 行政文書目録5（ー郡役所文書ー） 毛利家文庫目録別冊4（諸事少々控総目次Ⅱ）
	鳥取県立公文書館	香川県立文書館紀要（第10号）
	広島県立文書館	収蔵文書目録 第9集 西村家文書目録（讃岐国禰足郡造田村）
	山口県文書館	徳島県立文書館年報（第9号）
	香川県立文書館	事業年報（平成17年度）
	徳島県立文書館	史料館研究紀要（第10号） 収蔵史料目録4
	大分県公文書館	沖繩県公文書館年報（第7、8号）
	大分県立先哲史料館	藤沢市文書館紀要（二十八） 藤沢市史研究（39） 藤沢日鑑（第二十四卷） 芥川龍之介自筆資料目録（附・葛巻家資料目録稿）
	沖繩県公文書館	松本市文書館史料 第1集（ー『御用留』ー） 第2集（天保四年『違作書留帳』） 第3集（松本藩高出組並柳村「御公用留書帳」松本市安原町「事務日誌」） 松本市文書館史料目録 第1集～第4集
	藤沢市文書館	松本市文書館史料目録 第1集～第4集
	松本市文書館	名古屋市政資料館年報（第14号）
	名古屋市政資料館	守山市誌資料古文書目録2
	守山市公文書館	大阪市公文書館 研究紀要（No.18） 大阪市公文書館年報（第18号）
	大阪市公文書館	写真目録（広島市公文書館所蔵資料目録 第35集）
	広島市公文書館	公文書館資料目録（平成17年度）
	福岡市総合図書館	広島大学文書館紀要（第8号）
	広島大学文書館	京都大学大学文書館研究紀要（第4号） 京都大学の歴史（常設展） 京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書 第一巻 京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書 第二巻
	京都大学大学文書館	

県内市町村史関連図書

秋田県文化財調査報告書

- 第404集（田の沢山遺跡 谷地中遺跡 ー日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XⅢー）
第405集（芹川館跡 ー一般国道7号線琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XⅤー）
第406集（烏野上岱遺跡 ー一般国道7号琴丘の庶路道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XⅤⅠー）
第407集（深度遺跡 ー森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XⅥー）
第408集（深度A遺跡 ー「森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XⅦー）
第409集（森吉家ノ前A遺跡 ー森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XⅧー）

- 第410集 (縄手下遺跡 —一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XVII—)
 第411集 (樋口遺跡 —一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XVIII—)
 第412集 (久保田城跡・藩校明德館跡 —秋田中央道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—)
 第413集 (遺跡詳細分布調査報告書)
 第414集 (払田柵跡調査事務所年報2005 払田柵跡 第129次～131次調査概要)
 鹿角市文化財調査資料
 83 (秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書 —草木地区・寺鉢川地区ほ場整備事業関連遺跡分布調査—
 —蛇沢遺跡範囲確認調査—) 85(特別史跡大湯環状列石 発掘調査報告書〈22〉)
 86 (秋田県鹿角市物見坂Ⅱ遺跡〈2〉 物見坂Ⅰ遺跡 —中山間地域総合整備事業関連遺跡発掘調査報告書—)
 鷹巣地方史研究 58
 比内町史資料編 第16集
 山本町埋蔵文化財調査報告書 第5集 (渡道Ⅲ遺跡 —農免農道整備事業金岡西部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—)
 峰浜村の文化財 No21号 (高野々村文書〈第1集〉)
 秋田市史叢書 13 (近現代辻家史料Ⅱ) 14 (秋田と私・教育文化 新野直吉オーラルヒストリー)
 図説 秋田市の歴史
 黒澤家日記解説資料集 (7) (黒澤家日記 天保2年)
 秋田市新屋郷土史 (近代の新屋衆のあゆみ)
 美郷町埋蔵文化財調査報告書 第1集 (町内遺跡詳細分布調査報告書) 第2集 (八幡遺跡)
 第3集 (中屋敷Ⅱ遺跡)
 横手市文化財調査報告書
 第1集 (砂子田遺跡 —担い手育成基盤整備事業 (里見地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告—)
 第2集 (中村Ⅰ遺跡 —担い手育成基盤整備事業 (里見地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—)
 第3集 (遺跡詳細分布調査報告書 —担い手育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—)
 横手市史 (特別編 文化・民俗) (史料編 古代・中世) 横手市叢書8 (横手の仏像)

県外自治体史

- 新增毛町史
 青森県史 (資料編 近世3)
 新編八戸市史 (別編 自然編) はちのへ市史研究 (創刊号～第3号) 八戸市史収集資料目録 (第1集～第3集)
 八戸の歴史双書
 (江戸期八戸の日記集) (八戸藩遠山家日記 第1巻) (八戸藩遠山家日記 第2巻) (八戸藩士 系譜書上)
 (八戸の神社寺院由来集) (八戸南部史稿) (明治・大正の八戸市街図と三戸郡誌) (八戸藩の歴史)
 (八戸の安藤昌益) (八戸の女性史) (八戸藩の武芸) (近代八戸地方の農村生活)
 (八戸の漁業・近代編)
 米沢市史 (第2巻 近世編1) (第3巻 近世編2) (第4巻 近代編) (第5巻 現代編)
 (資料篇1 古代・中世史料) (資料篇2 近世史料1) (資料篇3 近世史料2)
 (資料篇4 近現代史料1) (資料篇5 近現代史料2) (索引・要覧) (大年表・索引)
 図録 庄内の歴史と文化
 庄内史料集
 (1-1 鶴岡市史資料編 古代・中世史料 上巻) (1-2 鶴岡市史資料編 古代・中世史料 下巻)
 (4 鶴岡市史資料編 大泉紀年 上巻) (5 鶴岡市史資料編 大泉紀年 中巻)
 (6 鶴岡市史資料編 大泉紀年 下巻) 要説 鶴岡市史 (「庄内史料集 6」附録)
 (7 鶴岡市史資料編 閑散文庫 上巻) (8 鶴岡市史資料編 閑散文庫 下巻)
 (9 鶴岡市史資料編 鶴ヶ岡大庄屋 川上記 上巻)
 (10 鶴岡市史資料編 鶴ヶ岡大庄屋 川上記 下巻)
 (11 鶴岡市史資料編 鶴ヶ岡大庄屋 宇治家文書 上巻)
 (12 鶴岡市史資料編 鶴ヶ岡大庄屋宇治家文書 下巻)
 (13 鶴岡市史資料編 庄内藩農政史料 上巻)
 (14 鶴岡市史資料編 庄内藩農政史料 下巻) (17 鶴岡市史資料編 ワッパ騒動史料)
 (18 鶴岡市史資料編 ワッパ騒動史料) (19 鶴岡市史資料編 大泉掌故)
 (20 鶴岡市史資料編 生活文化史料)
 新庄市史編集資料別冊 (羽州新庄藩の家臣団)
 新庄市史編集資料集
 (第2号 戊辰戦争記録『近世聞書』) (第3号 北條卷蔵覚書 「職務の道中」 い、ろ、は、に之巻)
 (第4号 北條卷蔵覚書書 「職務の道中」 ほ、へ、と之巻)
 (第6号 自明治二五年至二九年最上郡通常郡会議事筆記)
 (第7号 自明治三十年至三十六年 最上郡通常郡会議事筆記)
 (第8号 自明治三十七年至三十八年 最上郡通常郡会議事筆記)
 (第9号 自明治三十九年至四十年 最上郡通常郡会議事筆記)
 (第10号 自明治四十一年大正四年 最上郡通常郡会議事筆記)

- (第11号 自明治二十四年至三十年 最上郡臨時郡会議事筆記)
 (第12号 自明治三十一年至四十二年 最上郡臨時郡会議事筆記)
 (第13号 泉田川水利資料〈一〉) (第14号 泉田川水利資料〈二〉)
 (第15号 遅沢家文書〈一〉) (第16号 遅沢家文書〈二〉)
 (第17号 遅沢家文書〈三〉) (第18号 遅沢家文書〈四〉)
 (第19号 遅沢家文書〈五〉) (第20号 遅沢家文書〈六〉)
 (第21号 松井秀房収集資料〈一〉) (第22号 松井秀房収集資料〈二〉)
 (第23号 松井秀房収集資料〈三〉)
 (第24号 明治～昭和初期 山形県新庄町ほか 統計資料〈一〉)
 (第25号 明治～昭和初期 山形県新庄町ほか 統計資料〈二〉)
 (第26号 本合海岸資料) (第27号 明治～昭和初期 山形県新庄町ほか統計資料〈三〉)
 (第28号 明治～昭和初期 山形県新庄町ほか統計資料〈四〉)
 (第29号 中渡村 荒木家近代文書〈一〉)
 (第30号 中渡村 荒木家近代文書〈二〉) (第31号 中渡村 荒木家近代文書〈三〉)
 (第32号 中渡村 荒木家近代文書〈四〉) (第33号 大場家文書〈一〉)
 (第34号 大場家文書〈二〉) (第35号 大場家文書〈三〉)
- 新庄市史編集資料別冊 (山形県指定無形民俗文化財 荻野・仁田山鹿子踊り) 松尾芭蕉と新庄
 新庄市史 (第一巻 自然・原始・古代・中世編) (第二巻 近世〈上〉) (第三巻 近世〈上〉)
 (第四巻 近現代〈上〉) (第五巻 近現代〈下〉) (資料編〈上〉) (資料編〈下〉)
 (別巻 民俗編) (別巻 自然・文化編)
- 天童市史 (上巻 原始・古代・中世編) (別巻 上 地理・考古編) (別巻 下 文化・生活編)
- 天童市史編集資料
 (第1号 村差出明細帳〈1〉) (第2号 村差出明細帳〈2〉・地誌書上)
 (第3号 立谷川水利資料) (第4号 中井家支店天童日野屋資料)
 (第5号 山口村・田麦野村 明治期山論資料) (第6号 幕末・明治初期 商品作物関係資料)
 (第7号 南高揃村名主佐藤兵三右衛門 御用書留帳) (第8号 村山郡廻米資料)
 (第9号 村山郡廻米・水運資料)
 (第10号 南高揃村名主佐藤兵三右衛門 御用書留帳・高揃村資料) (第11号 幕末維新資料)
 (第12号 貢租関係資料) (第21号 天童宿関係資料)
 (第14号 織田藩代官佐藤次右衛門 勤仕録)
 (第15号 伊藤儀左衛門家 御用留帳〈1〉) (第16号 伊藤儀左衛門家 御用留帳〈2〉)
 (第17号 伊藤儀左衛門家 御用留帳〈3〉) (第18号 干布地区資料〈1〉 佐藤兵藏家文書)
 (第19号 干布地区資料〈2〉 上荻野戸共有文書他) (第20号 荒谷 村形宇左衛門家文書)
 (第21号 道満 後藤家文書) (第22号 天童落城軍物語集) (第23号 白田家・青柳家文書)
 (第24号 田畑屋舗立附米取調帳〈1〉) (第25号 田畑屋舗立附米取調帳〈2〉)
 (第26号 貫津地区資料) (第27号 天童織田藩政資料) (第28号 寺津地区資料)
 (第29号 蔵増地区資料〈1〉 矢野目公民館文書・佐藤仁右衛門家文書・白田家文書)
 (第30号 蔵増地区資料〈2〉 市川和吉家寄託文書)
 (第31号 成生地区資料〈1〉 後藤儀兵衛家文書・奥山市助家文書)
 (第32号 成生地区資料〈2〉 松浦喜兵衛家文書・武田勇右衛門家文書外) (第33号 寺社関係文書)
 (第34号 宝幢寺領関係資料) (第35号 成生地区資料〈3〉 武田勇右衛門家文書)
 (第36号 山口地区資料〈1〉)
 (第37号 東村山郡一覽表 明治41・42・大正5年 付・東村山郡全図〈明治19年〉)
 (第38号 山口地区資料〈2〉 阿部家文書) (第39号 山元地区資料〈1〉)
 (第40号 高揃地区資料) (第41号 旧南蔵増村文書 御用書留帳他) (第42号 明治期資料)
 (第43号 成生村・山口村 経済更生計画書)
 (第44号 明治期資料Ⅱ 天道町・北目村・老野森村・久野本村・長岡村)
 (第45号 東村山郡会関係資料他) (第46号 東郡社関係資料〈1〉)
 (第47号 東郡社関係資料〈2〉) (第48号 明治期資料Ⅲ 旧町村役場文書)
- 大石田町史 (通史編 上巻) (通史編 下巻)
- 大石田町立歴史民俗資料館史料集
 (第4集 御用留Ⅰ 「田沢湖村諸色留書帳」 「田沢湖村御用留帳」)
 (第5集 御用留Ⅱ 「四日町御用留」) (第6集 御用留Ⅲ 「四日町御用留」)
 (第7集 宗門人別帳 「四日町・大石田村・駒籠村・次年子村・横山村・田沢村」)
 (第8集 俳諧関係史料 「もがみ川集」 「川添の月」 「分質のふた見」他)
 (第9集 最上川舟運史料Ⅰ 「大石田川舟方手扣」 「酒田川舟古来ち混乱諸願聞書」他)
 (第10集 最上川舟運史料Ⅱ 「武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定」 「大石田中揚一件願書」他)
 (第11集 諸家文書)
- 仙台市史 (特別編7 城館) (資料編8 近代現代4 政治・行政・財政)
- 福島県立博物館調査報告
 (第2集 会津盆地西縁山地より産する化石調査報告書 特に耶麻動物群について)
 (第3集 塩坪遺跡発掘調査概報) (第6集 福島県浜通り地方化石調査報告書)
 (第7集 火山灰地域における旧石器時代遺跡確認調査報告書) (第8集 明戸遺跡発掘調査概報)

- (第9集 会津盆地南縁山地の基盤岩類調査報告 会津地方の地質学的古生物学的調査)
 (第11集 都々古別三社調査報告 久慈川流域総合調査)
 (第12集 福島県双葉地域の多賀層群より産する微化石調査報告 微化石調査)
 (第13集 富作遺跡発掘調査概報) (第15集 安積開拓と安積疎水総合調査報告)
 (第16集 古墳測量調査報告 浪江町 堂の森古墳/大玉村 二子塚古墳/喜多方市 灰塚山古墳・八幡塚古墳)
- 会津若松市史
 2 (歴史編 2 古代-2・中世-1 会津、古代そして中世 会津嶺の国から武士の支配へ)
 3 (歴史編 3 中世-2 会津輩名氏の時代 戦乱、合戦とその興亡)
 4 (歴史編 4 近世-1 城下町の誕生 会津近世の開幕)
 5 (歴史編 5 近世-2 会津藩政の始まり 保科正之から四代)
 6 (近世-3 会津藩政の改革 五代から八代まで)
 7 (歴史編 7 近世-4 会津の幕末維新 京都守護職から会津戦争)
 11 (自然編 1 植物 会津花紀行 大地に息づく豊かな自然植物 会津花紀行 大地に息づく豊かな自然)
 12 (自然編 2 生物 会津の生きもの 生命をはぐくむ小動物)
 13 (自然編 3 地誌 会津の大地 自然の生いたちと姿)
 14 (陶磁器 会津のやきもの 須恵器から陶磁器まで)
 15 (文化編 2 文学 会津の文学 万葉集から現代文学まで)
 16 (文化編 3 漆器 会津の漆器 挽く・塗る・描く・蒔く)
 17 (文化編 4 仏像 会津の仏像 仏都会津のみ仏たち)
 18 (文化編 5 人物 会津の人物 生きる、風土に育む精神性)
 19 (文化編 6 町並 会津の史的風景 町、町並、街道を歩く)
 21 (民族編 1 芸能・遊戯 会津の民族芸能 歌と踊りと子どもの遊び)
 22 (民族編 2 諸職 職人の世界 暮らしと手仕事)
 23 (民族編 3 年中行事 会津の年中行事 季節の行事、日常生活)
 24 (民族編 4 昔話・伝説 会津の昔話と伝説 語る、伝えたいあいつ)
- 史料編Ⅱ (幕末会津藩往復文書 下巻)
 史料編Ⅲ (会津藩第八代藩主松平容敬「忠恭様御年譜」付松平容敬手控「房総御備場御用一件」)
 史料編Ⅳ (会津藩第七代藩主松平容衆年譜付文化五年会津藩蝦夷地出陣関係史料)
- 会津若松市史研究 (第3号、第7号) 北会津村史史料目録 (第1集～第4集)
 北会津村誌 北会津の昔ばなしと伝説
- 相馬市史
 1 (通史編) 2 (各論編1 論考 下巻) 3 (各論編 2 民俗・人物) 6 (資料編 3 史書・文化財)
- 二本松市史
 (第1巻 通史編 1 原始・古代・中世・近世) (第2巻 通史編 2 近代・現代)
 (第3巻 資料編 1 原始・古代・中世) (第4巻 資料編 2 近世Ⅰ)
 (第5巻 資料編 3 近世Ⅱ) (第6巻 資料編 4 近世Ⅲ)
 (第7巻 資料編 5 近代・現代) (第8巻 各論編 1 民俗)
 (第9巻 各論編 2 自然・文化・人物)
- 原町市史刊行紹介 (旧町村議会議事録から見た原町市の歩み)
- 原町市史
 4 (資料編Ⅱ 古代・中世) 8 (特別編Ⅰ 自然) 9 (特別編Ⅱ 民俗) 10 (特別編Ⅲ 野馬追)
- 河東町史 (上巻、下巻)
- 本宮町史
 (第1巻 通史編Ⅰ 原始・古代・中世) (第2巻 通史編Ⅱ 近世)
 (第3巻 通史編Ⅲ 近現代) (第4巻 資料編Ⅰ 考古・古代・中世)
 (第5巻 資料編Ⅱ 近世<1>) (第6巻 資料編Ⅲ 近世<2>)
 (第7巻 資料編Ⅳ 近現代<1>) (第8巻 資料編Ⅴ 近現代<2>)
 (第9巻 各論編Ⅰ 民俗) (第10巻 各論編Ⅱ 自然・建設)
 (第11巻 各論編Ⅲ 文化) (第12巻 年表・総目次・索引)
- 本宮町史資料双書
 (第1集 南北本陣大名休泊など留書・諸達し) (第2集 本宮地方<二本松藩>の戊辰戦争)
 (第3集 浦井牛之介日記<明治21年～36年>)
 (第4集 関下村邑内雑記<上巻><明治2年1月～明治8年3月>)
 (第5集 関下村邑内雑記<下巻><明治8年3月～明治11年1月>)
- 図説 本宮の歴史
- 水戸市史 (上巻) (中巻<一>、<二>、<三>、<四>、<五>)
 (下巻<一>、<二>、下巻<三>)
- 日立史苑 (第2号～6号)
- 常陸太田市史 (通史編 下) (近世史料編)
 市史余談百話集 (舞鶴叢書<1>) 常陸太田市の歴史散歩 (舞鶴叢書<2>)
 都々一坊扇歌 (舞鶴叢書<4>) 西河内聞きある記 (舞鶴叢書<5>)
 外科医佐藤進 (近代日本の歩み メスで支える) 常陸太田市史余録 (第5号～10号)
 常陸太田市史編さん史料

- 第5号(市町村合併史料) 第6号(中内田青年会日誌)
 第8号(常陸太田地方における日立鉱山煙害史料)
 第10号(中内田青年会日誌<続>) 第12号(天狗党関係殉難死節履歴)
 第13号(昭和初期農政史料-旧幸久村の経済更生計画-)
 第14号(昭和初期農政史料 統一谷河原の農事集団指導地-)
 第15号(昭和史を語る 第1集 恐慌と愛郷会) 第16号(昭和史を語る 第2集 大正期以後の政党)
 第18号(昭和史を語る 第3集 戦時体制のもとで)
 高崎市史料集(1 高崎城絵図-「櫻井一雄家文書」を中心に-)
 埼玉県史料叢書(7<上>) 入間・熊谷県史料3)
 さいたま市史料叢書(5 寺院明細帳編3 堂庵明細帳編)
 さいたま市新聞記事目録(平成16年版)
 久喜市史(通史編 上巻)(通史編 下巻)(付録 年表)(資料編Ⅰ 考古・古代・中世)
 (資料編Ⅱ 近世Ⅰ)(資料編Ⅲ 近世Ⅱ)(資料編Ⅳ 近・現代)(民俗編)(自然編)
 久喜市史調査報告書
 (第1集 地誌)(第2集 清久村郷土誌)(第3集 久喜の祭り行事)
 (第4集 久喜市の動・植物<Ⅰ>)(第5集 久喜市の地震被害)
 (第6集 新聞資料目録)(第7集 久喜市の遺跡)(第8集 諸家文書目録<Ⅰ>)
 (第9集 自然環境の変遷-地質調査報告書-)(第10集 久喜市の金石)
 (第11集 久喜市の気候-都市気候を中心に-)(第12集 諸家文書目録<Ⅱ>)
 (第13集 地図で見る久喜の民俗-民俗分布地図-)(第14集 久喜市の動・植物<Ⅱ>)
 八潮市史(通史編Ⅰ)(通史編Ⅱ)(史料編 古代・中世)(史料編 近世Ⅰ)(史料編 近代Ⅰ)(史料編 近代Ⅱ)(史料編 近代Ⅲ)(史料編 現代Ⅰ)(民俗編)(自然編)
 八潮市史研究(創刊号~15、18、19号) 八潮市の文化財(創刊号~10号)
 八潮の民俗資料一(八潮市史調査報告書2) 八潮の民俗資料三(八潮市調査報告書6)
 八潮の地方改良運動(八潮市調査報告書10)
 八潮の地域新聞目録1(八潮市調査報告書13 東京日日新聞上武版・埼玉版)
 八潮の金石資料 掲げられた祈り 八潮の絵馬 小沢豊功(八潮のふるさと新書1)
 八潮の青年会資料 川に抱かれて(八潮の歴史アルバム) 八潮のむかしばなし(市制施行20周年記念)
 千葉県の歴史(通史編 近現代2 県史7)(資料編 近世Ⅰ(房総全域) 県史19)
 (資料編 近現代6(産業・経済3) 県史30)
 千葉県史研究(第14号)
 松戸徳川資料目録(第1集、第2集) 戸定邸(旧徳川昭武松戸別邸)保存修理工事報告書
 徳川昭武(松戸に住んだ幻の将軍)
 東京市史稿(産業編 第47) 重宝録(第六)
 世田谷地誌集 伊勢道中記史料 石井至毅著作集 続石井至毅著作集
 世田谷女性史(上) 世田谷女性史(中) 幕末期の太子堂村と妻たちの生涯)
 世田谷区立郷土資料館取蔵資料目録(1 民俗資料分類目録Ⅰ)(2 考古史料目録Ⅰ)
 世田谷代官大場家文書目録(都指定有形文化財) 旧荏原郡太子堂村名主森家文書目録
 旧荏原郡上野毛村名主田中文書目録 旧多摩郡鎌田村名主橋本文書目録 世田谷諸家文書目録
 大場美佐の日記(一)、(二)、(三) 重要文化財 大場家住宅調査報告書 大場家所蔵絵画資料
 世田谷区社寺史料(第1集 彫刻編)(第2集 建築編)(第3集 絵画・彫刻Ⅱ・目録編)
 世田谷区寺院台帳 世田谷区社台帳 浄真寺(文化財総合調査報告書) 豪徳寺(文化財総合調査報告書)
 世田谷区石造遺物調査報告書(Ⅰ 世田谷区現存石板集成)(Ⅱ 世田谷の庚申塔)(Ⅲ 地蔵および諸尊)
 世田谷区史料叢書
 (第1巻 旧上野毛村田中文書 御用留編一)(第2巻 旧上野毛村田中文書 御用留編二)
 (第3巻 旧上野毛村田中文書 御用留編三)(第4巻 旧上野毛村田中文書 御用留編四)
 (第5巻 旧上野毛村田中文書 御用留編五)(第6巻 旧上野毛村田中文書 御用留編六)
 (第7巻 旧上野毛村田中文書 御用留編七)(第8巻 旧上野毛村田中文書 御用留編八)
 (第9巻 旧上野毛村田中文書 御用留編九)(第10巻 旧上野毛村田中文書 御用留編十)
 (第11巻 旧奥沢村原文書 金銭出入帳編一)(第12巻 旧奥沢村原文書 金銭出入帳編二)
 (第13巻 世田谷代官大場家文書 金銭出入帳編一)(第14巻 世田谷代官大場家文書 金銭出入帳編二)
 (第15巻 世田谷代官大場家文書 金銭出入帳編三)(第16巻 旧太子堂村森家文書 金銭出入帳編一)
 (第17巻 旧太子堂村森家文書 金銭出入帳編二)(第18巻 旧太子堂村森家文書 金銭出入帳編三)
 (第19巻 旧太子堂村森家文書 金銭出入帳編四)
 八王子千人同心史(通史編)(資料編Ⅰ)(資料編Ⅱ)
 八王子千人同心関係史料集
 第2集(千人頭月番日記<2>) 第3集(千人頭月番日記<3>) 第4集(千人頭月番日記<4>)
 第5集(千人同心諸用留帳 1 郷土資料館資料シリーズ第37号)
 第6集(千人同心諸用留帳 2 郷土資料館資料シリーズ第38号)
 第7集(千人同心の長州出兵 1 郷土資料館資料シリーズ第39号)
 第8集(千人同心の長州出兵 2 郷土資料館資料シリーズ第40号)
 第9集(日記・在村同心一件 郷土資料館資料シリーズ第41号)
 瀬沼三左衛門日記 2(郷土資料館資料シリーズ第34号) 瀬沼三左衛門日記 3(郷土資料館資料シリーズ第35号)

- 瀬沼三左衛門日記 4 (郷土資料館資料シリーズ第36号)
郷土資料館研究紀要 八王子の歴史と文化 (第3、6～18号)
占領下の横須賀 (連合国軍の上陸とその時代 YOKOSUKA-UNDER OCCUPATION)
横須賀市史資料所在目録 (第1集、第2集) 市史研究 横須賀 (創刊号～5号)
新横須賀市史 (資料編 古代・中世Ⅰ) (資料編 近世Ⅱ)
相模原市史ノート (第3号)
寒川町史資料所在目録 (第16集) 寒川町史研究 (第19号)
長岡市史 (通史編 下巻) (資料編1 考古) (資料編2 古代・中世・近世Ⅰ) (資料編3 近世Ⅱ)
(資料編4 近代Ⅰ) (資料編5 近代Ⅱ・現代) (別編 民俗) (別編 文化財 長岡の文化財)
長岡市史研究 (第2～第7号)
長岡市史双書
(Na23 長岡藩政史料集<4> 長尾平蔵収集長岡藩史料)
(Na24 専福寺諸事見聞雑記 付「長岡町奉行月番日記」<延享元年～延享二年>)
(Na25 近代長岡の漢学者高橋翠村 静雲精舎存考) (Na26 長岡の石造物)
(Na27 証言ー市民の戦場体験) (Na28 近代長岡の雑誌)
(Na29 あったてんかの 水沢謙一の昔話の世界)
(Na30 越後の発掘遺跡 思い出の史蹟・思い出の人々) (Na32 反町栄一日記)
(Na33 三方領知替えと天保期の村) (Na34 小林虎三郎の求志洞遺構)
(Na36 三島億二郎日記<2> 廃藩置県前後) (Na37 城 泉太郎著作集)
(Na38 長岡藩政史料集<5> 御蔵と御蔵役所) (Na39 三島億二郎日記<3> 東北・北遊の記)
(Na40 三島億二郎日記<4> 北海道拓殖の記) (Na41 長岡藩政史料集<6> 長岡藩の家臣団)
(Na42 長岡の鋳物師・酒造・石工) (Na43 再興長岡藩史料集)
(Na44 長岡城の面影 長岡城下年中行事)
上越市史研究 (第11号)
木谷藤右衛門家文書目録
福井市史
(通史編1 古代・中世) (通史編3 近現代) (資料編1 考古)
(資料編1 考古 付図) (資料編1 考古 補遺)
(資料編2 古代・中世) (資料編3 近世Ⅰ 福井市の古文書)
(資料編4 近世Ⅱ 藩と藩政<上>) (資料編5 近世Ⅲ 藩と藩政<下>)
(資料編6 近世Ⅳ上 藩法集Ⅰ) (資料編6 近世Ⅳ下 藩法集Ⅱ)
(資料編7 近世Ⅴ 町方) (資料編8 近世Ⅵ 村方)
(資料編9 近世Ⅶ 学問と文化) (資料編10 近現代Ⅰ)
(資料編11 近現代Ⅱ) (資料編12 近現代Ⅲ) (資料編13 民俗)
(資料編別巻 絵図・地図)
中野市文化財調査報告書 第三集 (東江部村山田庄左衛門家文書目録Ⅰ)
松本市史研究 (第2～第8号) 松本市史研究 (第10～15号 松本市文書館紀要)
松本市史
(第1巻 自然編) (第2巻 歴史編1 原始・古代・中世) (第2巻 歴史編2 近世)
(第2巻 歴史編3 近代) (第2巻 歴史編4 現代) (第3巻 民俗編)
(第4巻 旧市町村編1) (第4巻 旧市町村編2) (第4巻 旧市町村編3)
(第4巻 旧市町村編4) (第5巻 地名・年表・索引)
調査報告書
(松本市史民俗編 第2集 ー入山辺中入を中心としてー) (松本市史民俗編 第3集 ー神林を中心としてー)
(松本市史民俗編 第4集 ー中山を中心としてー) (松本市史自然部門 第1集 ー松本市の昆虫ー)
(松本市史自然部門 第2集) (松本市史歴史編 近世部門 第1集 ー近世の史料ー)
(松本市史歴史編 近世部門 第2集 ー近世の組鑑ー)
(松本市史歴史編 近世部門 第3集 ー松本藩の史料ー)
(松本市史歴史編 近世部門 第4集 ー松本藩士の日記ー)
(松本市史歴史編 近世部門 第5集 ー松本藩士の日記ー)
下田市史 (資料編三 幕末開港<上>) (資料編三 幕末開港<中>) (資料編三 幕末開港<下の一>)
(資料編三 幕末開港<下之二>) (図説 増補版)
下田市社寺棟札調査報告書 (Ⅰ～Ⅲ) 下田市の指定文化財概説 (第1集<改訂版>)
下田の古代文化 (第2集-埋蔵文化財編- 下田市文化財のしおり)
下田開港関係文書緊急調査報告書 (文化財シリーズNo.4)
下田市内の中世城址-深根城と下田城- (文化財シリーズNo.5)
安政二卯年 一番 諸御用日記 (文化財シリーズNo.7 古文書資料集第1集)
安政二卯年 二番三番 諸御用日記 (文化財シリーズNo.8 古文書資料集第2集 <下田市役所所蔵>)
下田市の方言 (第1集 文化財シリーズNo.9) 下田市の民話と伝説 (第2集 文化財シリーズNo.10)
壽永 下田取計一件 (文化財シリーズNo.12 古文書資料集第4集 <四巻～五巻 国立国会図書館蔵>)
壽永 下田取計一件 (文化財シリーズNo.13 古文書資料集第5集 <六巻～八巻 国立国会図書館蔵>)
壽永 下田取計一件 (文化財シリーズNo.14 古文書資料集第6集 <九巻～十巻 国立国会図書館蔵>)
編年・下田年中行事 (文化財シリーズNo.16 下田年表第一集)

- 新修 名古屋市史（資料編 近代1）
 三重県史（資料編 考古1）（中世2）（資料編 中世2別冊 伊勢神宮所蔵文書補遺）
 （資料編 中世2別冊 細目次・花押集） 三重県史研究（第21号）
 明治前期博覧会出品一覧（三重県史資料調査報告書21） 久居藩御触状写帳（三重県史資料叢書3）
 新修 彦根市史（第5巻 史料編 古代・中世）（第6巻 史料編 近世1）（第7巻 史料編 近世2）
 （第8巻 史料編 近代1）（第9巻 史料編 近代2・現代）
 愛知県史研究（第十号）
 新修 大阪市史（第一巻～第十巻） 史料編（第一巻 考古資料編） 史料編（第二巻 古代・中世Ⅰ）
 史料編（第十四巻 近代Ⅰ・行政Ⅰ） 大阪の歴史（第2～第6号、第8～23号、第25～第68号）
 大阪市史史料
 第七輯（明治時代の大阪〈上〉）幸田成友編「大阪市史明治時代未定稿」一）
 第十輯（古来 新建家目論1件） 第十三輯（御用瓦師寺島家文書）
 第十七輯（御津八幡宮・三津家文書〈上〉）一近世初期大坂関係史料）
 第十八輯（御津八幡宮・三津家文書〈下〉）一近世初期大坂関係史料）
 第十九輯（大正期在半官公署諸企業沿革調査） 第二十輯（安井家文書）
 第二十一輯（大阪市の学童集団疎開一諏訪国民学校と萱野村の公文書綴一）
 第二十五輯（戦時下の民衆生活一丸郎衛門町会回覧版一）
 第二十六輯（大坂東町奉行所与力公務日記〈続〉一昭和五年八月より十二月迄一）
 第二十七輯（占領下の大阪Ⅱ一近畿連絡調整事務局『執務月報』一）
 第二十八輯（天満青物市場史料〈上〉） 第二十九輯（天満青物市場史料〈下〉）
 第三十輯（維持期大阪の役務記録一見聞記・幕末大坂雑記・慶應四年日録一）
 第三十一輯（年代記・明和の春一明和一享和大坂世相見聞録一） 第三十二輯（大坂の町式目）
 第三十三輯（大坂町奉行吟味伺書） 第三十四輯（船極印方・海部屋記録）
 第三十五輯（南大組大年寄日記〈上〉）
 第三十七輯（南大組大年寄日記〈下〉） 第三十六輯（南大組大年寄日記〈中〉）
 第三十八輯（大坂御城代公用人諸事留書〈上〉） 第三十九輯（大坂御城代公用人諸事留書〈下〉）
 第四十輯（諸国客控・諸国客方帳） 第四十一輯（大坂町奉行所旧日記〈上〉）
 第四十二輯（大坂町奉行所旧日記〈下〉） 第四十三輯（大阪町奉行所与力・同心勤方記録）
 第四十四輯（大坂堺問答一十九世紀初頭大坂・堺の民事訴訟手続き一）
 第四十五輯（大阪市学童集団疎開地一覧〈上〉）
 第四十六輯（大阪市学童集団疎開地一覧〈下〉 付録瀬田寮の教育）
 第四十七輯（大阪町奉行所与力留書・覚書拾遺）
 第四十八輯（大庭屋平井家茶会々記集一貯月菴宗従茶事会記録一）
 第四十九輯（日露戦争従軍兵士書簡一旧東成郡鯉江村大字今福嶋田家文書から一）
 第五十輯（石橋家文書一摂津国天王寺牛牛市史料一）
 第五十一輯（明治初期大阪の同業者組合規則〈上〉一坂府商業組合条例一）
 第五十二輯（明治初期大阪の同業者組合規則〈下〉一坂府商業組合条例一）
 第五十三輯（難波雀 浪花袖鑑一近世大坂案内一）
 第五十四輯（諸事控〈上〉一浜親仁海部屋喜兵衛覚書一）
 第五十五輯（住吉松葉大記〈上〉） 第五十六輯（諸事控〈下〉一浜親仁海部屋喜兵衛覚書一）
 第五十七輯（大阪商法会議所議事日誌〈第一号～第十号〉） 第五十八輯（住吉松葉大記〈中〉）
 第五十九輯（大阪市史引用書解題未定稿〈上〉） 第六十輯（大阪市史引用書解題未定稿〈下〉）
 第六十一輯（大坂三郷大工組記録一拾番組大工年寄古橋家文書一）
 第六十二輯（道修町三丁目丁代日誌）
 第六十三輯（住吉松葉大記〈下〉） 第六十四輯（江口村村方記録） 第六十五輯（田蓑神社記録）
 第六十六輯（幕府宿継文書 川方地方御用覚書） 第六十七輯（会計官日誌）
 地域史研究（一尼崎市立地域研究史料館紀要一 第35巻第2号〈通巻101号〉）
 津和野町史（第1巻～4巻） 元禄期津和野城下侍屋敷明細絵図
 福山市史（上巻、中巻、下巻）
 山口県史
 （資料編 考古1）（史料編 中世1）（史料編 中世1付録）（史料編 近世1上）
 （史料編 近世1下）（史料編 近世2）（史料編 近世2付録 萩藩江戸上屋敷）
 （史料編 幕末維新1）（史料編 幕末維新1付録 長州藩天保一揆関係地図）
 （史料編 近代1）（史料編 近代4）（史料編 近代4付録 明治末年の「山口県地図」）
 （史料編 現代1 県民の証言 体験手記編）（資料編 民俗2）
 山口県史研究（第14号） 吉田松陰関係資料目録（山口県文書館蔵）
 新編 丸亀市史
 （1 自然・原始・古代・中世編）（2 近世編）（3 近代・現代編）（4 史料編）（5 年表編）
 綾歌町史
 飯山町誌
 目黒山形模型並びに関係資料調査報告書（Ⅱ）
 福岡県地域史研究（No23） 市史研究 ふくおか（創刊号）
 旧柳河藩主立花家伝来美術工芸品調査報告書（柳川市史料調査）

牛津乙宮社日記一（牛津町文化財調査報告書第十五集）
鹿兒島県史（第6巻 上、下）

関係機関からの受贈刊行物

- 国立歴史民俗博物館 歴博（第5、18、20、23、24、27～29号、31号、50～55号、57～70号、76、79、81～85号、87、91、100、102、107～109号、111、113、115～128号、130～135号、138号）
国立歴史民俗博物館要覧（平成18年度版）
北海道立アイヌ民族研究センター 北海道立アイヌ民俗研究センター研究紀要（第12号）
北海道立アイヌ民族研究センター年報（平成17年度） アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から―
秋田県立博物館 秋田県立博物館研究報告（第31号） 年報（平成18年）
秋田県埋蔵文化財センター 秋田県埋蔵文化財センター年報（平成17年度） 研究紀要（第20号）
大館郷土博物館 大館郷土博物館研究紀要 火内（第7号）
岩手県立博物館 岩手県立博物館研究報告（7、9～23号）
岩手県立博物館調査研究報告書 第20冊（第53回企画展関連講演会・秋期セミナー記録集消えゆく岩手の自然）
岩手県立博物館収蔵資料目録
第1集（考古Ⅰ・歴史Ⅰ） 第2集（民俗Ⅰ） 第3集（生物Ⅰ） 第4集（地質Ⅰ）
第6集（歴史Ⅱ） 第7集（生物Ⅱ） 第8集（考古Ⅱ 小田島コレクション その1）
第9集（生物Ⅲ 岩手の蝶） 第10集（地質Ⅱ 南部鉱物標本）
第11集（考古Ⅲ 小田島コレクション その2） 第12集（民俗Ⅱ）
第13集（歴史Ⅲ 下斗米家資料） 第14集（考古Ⅳ 小田島コレクション その3） 第15集（生物Ⅳ）
第16集（考古Ⅴ 小田島コレクション その4） 第18集（考古Ⅶ 小岩末治コレクション
その1 遺物・拓本類・図面類・原稿ノート類・書簡類編） 第19集（生物Ⅴ 笹村コレクションⅡ）
岩手県立博物館年報（昭和57年～60年度、平成2年度～平成17年度）
東北歴史博物館 平成11年度～17年度年報 研究紀要1～4、6、7
宮城県指定有形文化財今野家住宅復元工事報告書
杉山コレクション（古墳時代関係資料図録） 杉山コレクション（アイヌ関係資料図録）
美術工芸資料図録（絵画・書跡編）
東北地方の信仰伝承（宮城県の年中行事） 東北歴史博物館 民俗資料収蔵目録Ⅰ
仙台市博物館 市史せんだい（Vol.16）
青葉城資料展示館 青葉城展示館研究報告（伊達家臣湯村家文書―近世・近代編―）
福島県立博物館 福島県立博物館紀要（第1～第20号）
福島県立博物館調査報告
第2集（会津盆地西緑山地より産する化石調査報告書 特に耶麻動物群について）
第3集（塩坪遺跡発掘調査概報） 第6集（福島県浜通り地方化石調査報告書）
第7集（火山灰地域における旧石器時代遺跡確認調査報告書） 第8集（明戸遺跡発掘調査概報）
第9集（会津盆地南緑山地の基盤岩類調査報告 会津地方の地質学的古生物学的調査）
第11集（都々古別三社調査報告 久慈川流域総合調査）
第12集（福島県双葉地域の多層屑群より産する微化石調査報告 微化石調査）
第13集（富作遺跡発掘調査概報） 第15集（安積開拓と安積疎水総合調査報告）
第16集（古墳測量調査報告 浪江町 堂の森古墳／大玉村 二子塚古墳／喜多方市 灰塚山古墳・八幡塚古墳）
第17集（三貫地貝塚） 第18集（江戸時代の流通 福島県を中心とした舟運と陸送）
第19集（町の歴史と民俗）
第20集（常磐地域に分布する新第三系の地質時代と堆積環境 浜通り地方形成史の解明）
第21集（田島町上ノ台遺跡発掘調査報告書） 第22集（出土鉄製品の構造技法調査）
第23集（福島県双葉町より産出した鯨類化石） 第24集（大蔵寺の仏像 東北の一木彫像）
第25集（近世の農業技術と民俗） 第26集（会津若松市村西遺跡発掘調査報告書）
第27集（福島の金融史 福島県域の養蚕業史と産業・金融史） 第28集（福島県における浜下りの研究）
第29集（会津地方に分布する新第三系の微化石調査資料 会津地方の地史の解明）
第30集（福島県梁川町より産したパレオパラドキシア化石） 第33集（出土木製遺物の用材調査）
第34集（会津地方における第四系の地質学的調査 法正尻湿原堆積物による古環境解析）
第35集（堀切家寄託資料目録 陸奥国信夫郡の豪商の近世から近代）
第36集（福島県内に分布する海成新第三系の微化石調査資料） 第37集（桐の歴史とその性質）
第39集（福島県相双地域の弥生時代遺跡 竹島コレクション考古図録 第4集）
第40集（会津絵 会津の漆絵漆器）
相馬市教育文化センター博物館
旧相馬藩家老熊川家文書
（三）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第五輯）（四）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第六輯）
（五）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第七輯）（六）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第八輯）
（七）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第九輯）（八）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第十輯）
（九）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第十一輯）（十）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第十二輯）
（十一）熊川兵庫日記（相馬市博物館資料叢書第十三輯）（十二、相馬市博物館資料叢書第十四輯）

(十三、相馬市博物館資料叢書第十五輯) (十四、相馬市博物館資料叢書第十六輯)
(十五、相馬市博物館資料叢書第十七輯)

三春町歴史民俗資料館 田村大元神社(平成18年度 春季特別展)

日上市郷土博物館 日上市郷土博物館紀要(2～8号)

日上市郷土博物館収蔵資料目録

第1集(歴史資料1) 第2集(日上市行政文書・資料1) 第3集(歴史資料2)

第5集(考古資料1) 第6集(関右馬允撮影巨樹写真原板) 第7集(日上市行政文書・資料2)

第8集(日上市行政文書・資料3) 柴田方庵日録撮要 柴田方庵日録一～五 柴田方庵関連史料

行田市郷土博物館 行田市郷土博物館報(第13号) 第17回テーマ展 忍名所図会の風景

八潮市立資料館 八潮の地域新聞目録(平成2年次～5年次、7年次)

伊能忠敬記念館 伊能忠敬記念館年報(第7号) 伊能忠敬関係資料目録

松戸市立博物館 松戸市立博物館紀要(第13号)

松戸市戸定歴史館 二条城(黒書院障壁画と幕末の古写真) 徳川昭武幕末滞欧日記

文明開化のあけぼのを見た男たち(慶応3年遣仏使節団の明治 新生日本のさきがけたち)

幕末幻の油絵師鳥霞谷 最後の将軍徳川慶喜 古写真に探る 幕末徳川の城(幕末期の黎明期の写真の邂逅)

松戸の明治(写真で探る明治の原像) 戸定歴史館解説シート 松戸徳川家関係系図

戸定邸解説シート 戸定論叢(第4号)

東京都江戸東京博物館 東京都江戸東京博物館研究報告(第1、2、5～9、12号)

江戸東京博物館史料叢書

1(四谷塩町一丁目人別書上く上) 2(四谷塩町一丁目人別書上く下)

3(四谷塩町一丁目御用留) 7(四谷塩町一丁目幕末御触留)(勝海舟関係資料 海舟日記く四)

江戸東京博物館シンポジウム報告

1(江戸東京学の現状と課題 明治維新时期を都市民はどう生きたか)

2(江戸東京学の現状と課題 江戸東京における首都機能の集中)

3(江戸東京学の現状と課題 幕末明治期における江戸東京の文化の受容と発進)

東京都江戸東京博物館調査報告書

第3集(帽子木型職人 調査と映像記録 映像音響資料制作に伴う調査報告1)

第4集(館蔵資料報告1 今戸焼) 第6集(犬張子 調査と映像記録 映像音響資料制作に伴う調査報告2)

第7集(『東京府志料』にみる明治初期の物産一覽)

第8集(川野の車人形 調査と映像記録 映像音響資料制作に伴う調査報告3)

第10集(関東大震災と安政江戸地震 常設展示に伴う調査報告書3)

第11集(御蔵島稲根神社祭礼・歌と踊り 調査と映像記録 映像音響資料制作に伴う調査報告書4)

第12集(佃住吉神社例大祭 調査と映像記録 映像音響資料制作に伴う調査報告書5)

第14集(火打ち道具の製作 調査と映像記録 映像音響資料制作に伴う調査報告書6)

第17集(狩野派の19世紀―江戸城を彩る― 映像音響資料制作に伴う調査報告書8)

第18集(幕末井上貫流左衛門家門文書の世界) 東京都江戸東京博物館資料目録(ガラス原板)

品川区立品川歴史館 品川歴史館紀要(第3、4、7、9～12、14、16～18、20号)

品川歴史館所蔵 浮世絵図録Ⅱ(浮世絵 品川めぐり)

世田谷区立郷土資料館 世田谷の歴史と文化(世田谷区立郷土資料館展示ガイドブック)

大場家と代官屋敷 ボロ市の歴史 久品仏―浄真寺(特別展図録)

写真機の歴史と世田谷の風景(企画展図録)

喜多見氏と喜多見流茶道(特別展図録) 社寺参詣と代参講(特別展図録)

城南の遺跡―世田谷周辺発掘調査最新報告―(企画展図録)

文晁とその門人による模写絵―大場家所蔵絵画資料を中心に―(特別展図録)

これは何でしょう―なつかしの生活用具―(企画展図録) 館蔵 近世の絵画

ジャの道は蛇―葉蛇の祭と信仰―(特別展図録)

喜多見の遺跡―多摩川北岸立川段丘面上の遺跡群―(企画展図録)

江戸の博物図譜―世田谷の本草画家斎田雲岱の世界―(特別展図録)

江戸の文人交友録 亀田鵬齋とその仲間たち―渥美コレクションを中心に―(特別展図録)

これは何でしょう ばあと3―紀銘民具展―(企画展図録)

織内王権と古代の東国―野毛大塚古墳の時代―(特別展図録)

漢詩人岡本黄石の生涯(特別展図録) 世田谷最古の狩人たち―3万年前の世界(特別展図録)

世田谷の絵馬(特別展図録) 漢詩人岡本黄石の生涯―第二章 その詩業と交友―

町田町立自由民権資料館 自由民権19(町田市立自由民権資料館紀要)

民権ボックス19号(山上卓樹・カクと武相のキリスト教 ―響きあう信仰と運動―)

徳川林政史研究所 徳川林政史研究所研究紀要(昭和46、47、49、52、57～62年度、第23号～第40号)

神奈川県立金沢文庫 金沢文庫研究(300号～316号)

横浜開港資料館 横浜開港資料館紀要(第24号) 横浜開港資料館資料総覧

稲生典太郎文庫目録 第1集(和図書・史料・地図)

横浜都市発展記念館 横浜都市発展記念館紀要(No.2)

名古屋市博物館 名古屋市博物館研究紀要(第22巻～28巻)

館蔵品目録(第1分冊 総集・考古編)(第2分冊 絵画・彫刻・工芸編)

(第3分冊 文献編)(第4分冊 民俗・民族・自然編)

- 名古屋博物館資料図版目録 2 (高木繁浮世絵コレクション) 3 (尾張の俳諧)
 4 (くらしのうつりかわり) 5 (愛知の縄文遺跡)
 6 (尾崎久弥浮世絵コレクション 歌川国貞)
 名古屋博物館資料叢書 3 (猿猴庵の本 新阜姑射文庫 三編)
 3 (猿猴庵の本 北斎大画即書細図・女謡曲祭要集) 3 (猿猴庵の本 御嶽祭真景略図一)
 名古屋博物館調査研究報告Ⅱ (尾張地域の考古資料に関する文献資料調査 戸山屋敷銅鐸、『瓦礫舎』)
 一宮市博物館 陶工・鈴木八郎展 (平成18年度春季企画展) いちのみやの戦国武将と史跡
 (一宮木曾川資料館常設展示案内)
 滋賀県立安土城考古博物館 紀要 (第2、3、5、8~14号)
 京都市歴史資料館 京都市歴史資料館紀要 (第4、8、9、11、12、14~16、18~20号)
 大阪城天守閣 大阪城天守閣紀要 (第8~第10号、第14号、第19号~第32号)
 岡山県立記録資料館 岡山県記録資料叢書1 (岡山県史料1) 紀要 (第1号) 年報 (平成17年度)
 岡山藩士松田家文書 大庭群三世七原村文書 岸本氏収集文書 (岡山県立記録資料館所蔵記録資料目録 第1集)
 財団法人 土佐山内家宝物資料館 (高知市) 研究紀要 (第2~第4号)
 山内家資料目録
 1 (古文書の部 朝廷関係文書・豊臣関係文書・徳川将軍家発給文書)
 4 (古文書の部 江戸幕府発給文書<1>) 5 (古文書の部 江戸幕府発給文書<2>)
 6 (古文書の部 江戸幕府発給文書<3>) 7 (写真の部<1> ガラス板写真)
 愛媛県歴史文化博物館 愛媛県歴史文化博物館史料目録第14集 (諸家文書目録 廣田家文書 船屋村文書 瀬戸村文書
 堀内家文書 新浜村文書 浅井家文書 田苗真土村亀甲家文書 野田・小野田・久枝村関係文書 近藤家文書)
 研究紀要 (第11号)
 小城町立歴史資料館 調査研究報告書 (第1集~第6集)

大学からの受贈刊行物

- 秋田大学史学会 秋大史學 (2006、8)
 聖園学園短期大学 研究紀要 (第36号)
 弘前大学人文学部国史学研究室内 國史研究会
 國史研究 (第72~74号、第85、86、94、95、98、100号、109号~第120号)
 山形大学人文学部教養部歴史学研究室 山形大学史学論集 (第1号~第19号)
 山形大学歴史・地理・人類学研究会 山形大学歴史・地理・人類学論集 (創刊号~第7号)
 米沢史学会 米沢史学 (第19、20、22号)
 東北大学国史談話会 国史談話会雑誌 (第46号)
 東北大学史料館 東北大学史料館紀要 (創刊号)
 神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究所 歴史民俗資料学研究 (第11号)
 神奈川大学日本常民文化研究所 2002年度~2004年度日本私立学校振興・共済事業団「学術研究振興資金」
 研究成果報告書 (山城国大山崎荘の総合的研究<第二次>)
 神奈川大学日本常民文化研究所調査資料目録
 (時国健太郎家文書目録<二分冊の一、石川県輪島市町野町南時国>)
 (時国健太郎家文書目録<二分冊の二、石川県輪島市町野町南時国>)
 (観音寺文書目録 山城国乙訓郡大山崎荘<京都府乙訓郡大山崎町>)
 (疋田家文書目録<二分冊の一> 山城国乙訓郡大山崎荘<京都府乙訓郡大山崎町>)
 (疋田家文書目録<二分冊の二> 山城国乙訓郡大山崎荘<京都府乙訓郡大山崎町>)
 神奈川大学日本常民文化研究所論集 22 (歴史と民族22) 常民資料叢書 (紀州小山人家文書)
 アジアの文化と思想の会 早稲田大学文学部東洋哲学研究室内 論叢 アジアの文化と思想 (第14号)
 明治大学大学史料委員会 紫紺の歴史 大学史紀要 (創刊号~第4号)
 明治大学総務部歴史編纂事務室 歴史編纂事務室報告 (第17集 明治大学記念館の歴史と資料)
 (第18集 明治大学の学則) (第19集 明治大学と校友<Ⅰ>)
 (第20集 明治大学の大学史料) (第21集 明治大学と校友<Ⅱ>)
 明治大学史資料センター事務室 明治大学史資料センター事務室報告 (第27集 大学史資料の新活用)
 大学史紀要 (第10号 尾佐竹猛研究 Ⅱ)
 佛教大学図書館 京都本能寺町 前川五郎左衛門家文書目録 (第三卷)
 慶應義塾福澤研究センター 近代日本研究 (第1巻~第5巻、第7巻~第16巻、第18、22巻)
 慶應義塾福澤研究センター近代日本研究資料
 (<1>『嗚呼二月二十六日』 鈴木梅四郎著)
 (<2>『人民讀本』 竹越與三郎著)
 (<3>『庚寅新誌』 総目次および若干の資料 創刊100年を記念して)
 (<4>石河幹明論説目録について 主幹就任後<明治32年8月~大正9年12月>)
 (<5>復刻『藩閥の将来 附教育之大計』 (<6>『盛田命禊東行日記』)
 (<7>『橋川文蔵氏旧蔵書籍目録』 通称 橋川文庫) (<8>復刻『薩長土肥』)
 慶應義塾福澤研究センター資料
 (<1> 森田勝之助日誌) (<3> 村上定自叙伝・諸文集) (<4> 三田演説会資料)

- (〈5〉 チェンバーズ版『経済学』〈後半〉) (〈6〉 學問のすゝめ・文明論之概略・福翁自傳総文節索引)
 (〈7〉 福澤太郎蔵書目録 付 福澤宗家寄贈洋書) (〈10〉 福沢論吉書簡総目録)
 中京大学社会科学研究所 社研叢書 (19 現代の公文書史料学への視座)
 滋賀大学経済学部附属史料館 滋賀大学経済学部附属史料館 研究紀要 (第35号)
 京都西山短期大学 西山学苑研究紀要 (創刊号)
 天理図書館報 ビブリア (No10~15、18、22、25、27、31、33、35~37、48、54、57、59~74、76、81~101、103~125、別冊)
 天理図書館叢書
 第三輯 (圖書分類目録 第1編 総記)
 第五輯 (圖書分類目録 第4編 自然科学・工芸学・産業・美術・語学)
 第六輯 (圖書分類目録 第2編 精神科学) 第七輯 (圖書分類目録 第3編 歴史科学)
 第八輯 (圖書分類目録 第4編 社会科学) 第十輯 (圖書分類目録 第6編 社会科学)
 第十一輯 (圖書分類目録 増加第1編 社会科学) 第十七輯 (綿屋文庫 連歌俳諧書目録 第一)
 TENRI CENTRAL LIBRARY SERIES No24 (CATALOGUE OF BOOKS RELATING TO AFRICA IN THE TENRI CENTRAL LIBRARY 〈天理図書館叢書第二十四輯〉)
 TENRI CENTRAL LIBRARY SERIES No26 (CATALOGUE OF BOOKS BROUGHT FROM ABROAD BY THE REVEREND 〈天理図書館叢書二十六輯〉)
 TENRI CENTRAL LIBRARY SERIES No27 (CATALOGUE OF BOOKS RELATING TO AFRICA IN THE TENRI CENTRAL LIBRARY 〈天理図書館叢書二十七輯〉)
 第二十九輯 (圖書分類目録 第1編 総記) 第三十一輯 (新輯 図書分類目録 第2編 哲学・宗教)
 第三十二輯 (新輯 図書分類目録 第2編 哲学・宗教 索引)
 第三十三輯 (圖書分類目録 第3編歴史・地理 第1分冊歴史・伝記〈和漢書之部〉)
 第三十四輯 (吉野文庫目録) 第三十五輯 (綿屋文庫 連歌俳諧書目録 第二)
 第三十七輯 (近世文書目録 第二〈大和国高市郡之部〉)
 第三十八輯 (増加図書目録 和漢書之部 分類目録篇)
 第三十八輯 (〈二〉増加図書目録 和漢書之部 書名目録篇)
 第三十八輯 (〈三〉増加図書目録 和漢書之部 著書名目録篇)
 第三十九輯 (増加図書目録 洋書之部 分類目録篇)
 第三十九輯 (〈二〉増加図書目録 洋書之部 書名目録篇)
 第三十九輯 (〈三〉増加図書目録 洋書之部著書名目録篇)
 第四十輯 (増加図書目録 天理教文献之部)
 Catalogue of the Rare Books of the Tenri Central Library. Vol.4
 (稀書目録 洋書之部 第四〈天理図書館叢書第四十一輯〉)
 第四十三輯 (天理図書館稀書目録 和漢書之部 第四) 逐次刊行書目録 (第三版追加)
 九州文化史研究施設 九州文化史研究所紀要 (第32号~49号)

秋田県公文書館研究紀要 第十三号
平成十九年三月二十六日発行

編集
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四―三一
郵便番号 〇一〇―〇九五二
電話(〇一八) 八六六―八三〇一
印刷 武内印刷株式会社
秋田市川元松丘町四―五九

(題字 寿松木 毅)

「この印刷物は六五〇部作成し、
その経費は一部当り五二七円です」